

平成 23 年

# 塩竈市議会会議録

(第137巻)

第3回臨時会 7月29日 開会  
7月29日 閉会

第4回臨時会 9月20日 開会  
9月20日 閉会

第3回定例会 9月30日 開会  
10月19日 閉会

塩竈市議会事務局

## 平成 2 3 年 7 月 臨時会 日程表

会期 1 日間 (7 月 2 9 日)

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
7 . 29	金	本会議	会期の決定、諸般の報告、議案第 5 0 号ないし第 5 2 号、 東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会委員長報告	1

## 平成 2 3 年 9 月 臨時会 日程表

会期 1 日間 (9 月 2 0 日)

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
9 . 20	火	本 会 議	仮議席の指定、議長の選挙、副議長の選挙、議席の指定、 会期の決定、各常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任、塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙、塩釜地区環境組合議会議員の選挙、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、塩竈市農業委員会委員の推薦について、議案第 5 3 号	1

## 平成 2 3 年 9 月 定 例 会 日 程 表

会期 20 日間（9 月 30 日～10 月 19 日）

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
9. 30	金	本会議	会期の決定、諸般の報告、行政報告、認定第 1 号及び第 2 号、議案第 54 号ないし第 70 号、議案第 71 号ないし第 74 号、議員提出議案第 7 号、議員派遣の件	1
10. 1	土	休 会		2
2	日	”		3
3	月	”	総務教育常任委員会 10:00～	4
4	火	”	民生常任委員会 10:00～	5
5	水	”	産業建設常任委員会 10:00～	6
6	木	”	決算特別委員会 10:00～	7
7	金	”	決算特別委員会 10:00～	8
8	土	”		9
9	日	”		10
10	月	”	体育の日	11
11	火	”	決算特別委員会 10:00～	12
12	水	”	決算特別委員会 10:00～	13
13	木	”		14
14	金	本会議	一般質問 ①鎌田 礼二 議員      ②浅野 敏江 議員 ③志賀 勝利 議員      ④小野 絹子 議員	15

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
15	土	休 会		1 6
16	日	”		1 7
17	月	本会議	一般質問 ⑤菊地 進 議員      ⑥高橋 卓也 議員 ⑦西村 勝男 議員      ⑧志子田吉晃 議員	1 8
18	火	休 会	議会運営委員会      13:00～	1 9
19	水	本会議	議案第54号ないし第70号（各常任委員会委員長議案審査報告） 認定第1号及び第2号（平成22年度決算特別委員会委員長審査報告） 議員提出議案第8号 委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について	2 0

塩竈市議会平成23年7月臨時会会議録  
塩竈市議会平成23年9月臨時会会議録  
塩竈市議会平成23年9月定例会会議録

目 次

(7月臨時会)

第1日目 平成23年7月29日(金曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案第50号ないし第52号	4
提案理由説明	4
質 疑	10
吉 川 弘 君	10
菊 地 進 君	12
伊 勢 由 典 君	16
浅 野 敏 江 君	22
佐 藤 英 治 君	23
小 野 絹 子 君	25
鎌 田 礼 二 君	29
曾 我 ミ ヨ 君	30
採 決	31
東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会委員長報告	32
閉 会	37

## (9月臨時会)

### 第1日目 平成23年9月20日(火曜日)

開 会	39
議事日程第1号	39
開 議	41
仮議席の指定	41
議長の選挙	41
副議長の選挙	44
議席の指定	45
会議録署名議員の指名	45
会期の決定	46
各常任委員会委員の選任	46
議会運営委員会委員の選任	47
塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙	48
塩釜地区環境組合議会議員の選挙	48
宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	49
塩竈市農業委員会委員の推薦について	50
議案第53号	50
提案理由説明	50
採 決	51
閉 会	52

## (9月定例会)

### 第1日目 平成23年9月30日(金曜日)

開 会	53
議事日程第1号	53
開 議	56
会議録署名議員の指名	56
会期の決定	56
諸般の報告	56
質 疑	57
伊 勢 由 典 君	57
菊 地 進 君	62
小 野 絹 子 君	66
佐 藤 英 治 君	69
行政報告	73
質 疑	75
小 野 幸 男 君	75
伊 勢 由 典 君	80
小 野 絹 子 君	84
認定第1号及び第2号	87
提案理由説明	87
総括質疑	93
伊 勢 由 典 君	93
議案第54号ないし第70号	96
提案理由説明	96
総括質疑	105
曾 我 ミ ヨ 君	105
高 橋 卓 也 君	107
議案第71号ないし第74号	109
提案理由説明	109
採 決	110

議員提出議案第7号	110
提案理由説明	110
採    決	112
議員派遣の件	112
散    会	113

## 第2日目 平成23年10月14日（金曜日）

議事日程第2号	115
開    議	117
会議録署名議員の指名	117
宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	117
一般質問	118
鎌田礼二君（一問一答方式）	
(1) 台風15号について	118
①台風15号への対応について	
②何らかの救済措置が必要では	
(2) 市長の公約について	118
①国民健康保険の減額について	
(3) 市立病院について	118
①今期の見通しについて	
②今後の展開は	
(4) 教育について	118
①学校施設の震災被害と補修・改修について	
②震災による学業の遅れは	
(5) 合併について	118
①二市三町の合併について	
②東日本大震災後の現在が合併のチャンスでは	
浅野敏江君（一問一答方式）	
(1) 東日本大震災の復旧・復興について	132
①被災者支援のあり方	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定避難所の整備と活用</li> <li>・ 地域の自主防災組織の強化と福祉事務所等の連携</li> <li>・ 災害弱者（老人・子供・障がい者）の対応（施設の受け入れ等）</li> <li>・ 仮設住宅の環境整備と市内市外に点在している被災者への支援について</li> </ul>	
② 民有宅地・急傾斜地等の復旧	
③ 台風15号による水害の対応について	
(2) 選挙事務の改善について .....	134
① 入場券をハガキから回数券方式に変更することについて	
② 入場券の裏に期日前投票のための宣誓文を記入することについて	
志賀勝利君（一問一答方式）	
(1) まちづくりについて .....	149
① 本町商店街振興のグランドデザインは	
② 水産業振興の具体的な手法は	
③ 魚市場卸売機関の一本化は	
④ 貨物ヤード跡地の開発について	
小野絹子君（一問一答方式）	
(1) 塩竈市震災復興について .....	164
① 北浜・藤倉地域の地盤改良（土地区画整理）について	
② 市が販売した旧二中跡地の被害対策について	
③ 宅地被害や土留め被害等の対策について	
④ 市民生活擁護の対策について	
(2) 台風15号の被害状況と被災者救援対策について .....	166
① ポンプ場の稼働状況と今後の対策について	
② がけ崩れの対応について	
③ 激甚災害指定について国への働きかけと被災者救援について	
(3) 県の商店復旧支援補助金、商業活動再開支援補助金について .....	166
① 市のかさ上げ	
② 期間の延長	
③ 200万円以下も対象に	
(4) 放射能測定について .....	167

①ホットスポットの放射線量をきめ細かく定期測定を	
②水産物の系統的な放射能測定と公開について	
③18歳までの子どもの健康調査の実施について	
散 会	180

### 第3日目 平成23年10月17日（月曜日）

議事日程第3号	183
開 議	185
会議録署名議員の指名	185
一般質問	185
菊 地 進 君（一問一答方式）	
（1）防災対策について	185
①市内ポンプ場について	
②中の島橋・新河岸川（都市下水路）の所への排水ポンプ設置について	
（2）福祉の充実について	186
①高齢者福祉施設について	
②浦戸の高齢者対策について	
③障がい者の福祉施設の設置と特に親なき後の施策について	
（3）産業の活性化について	186
①中心商店街の活性化について	
②NEWしおナビ100円バスの経路拡大とタクシー業界への支援と対策について	
③港湾の整備について	
（4）教育環境について	187
①学力向上について	
②青少年の健全育成について	
高 橋 卓 也 君（一括質問一括答弁方式）	
（1）国保税について	200
①これまでの収支見通しと結果について	
②佐藤市長の選挙公約、国保税の引き下げについて	
（2）震災対策について	202

①一部損壊家屋への支援について	
②店舗、工場、事業所に対しての支援について	
③国からの交付金の活用について	
④一部損壊の方の個人住民税減免について	
(3) NEWしおナビ100円バス	204
①満員で乗れない状況の改善について	
西村勝男君(一括質問一括答弁方式)	
(1) 東日本大震災の復旧・復興について	214
①国や県に対する陳情活動について	
②塩釜商工会議所の市への要望	
③東日本大震災復興基金事業	
④津波被害を受けた地区に市職員の支援	
⑤改正NPO法人法	
(2) 台風被害	219
①台風15号の市内浸水被害	
(3) 海上自衛隊の補給基地誘致について	220
志子田吉晃君(一括質問一括答弁方式)	
(1) 大震災からの復興状況について	226
①災害復興本部会議	
②震災復興計画検討委員会	
・地区懇談会	
・震災復興計画	
(2) 今後の財政見通しについて	227
①復興資金と災害復旧債・歳入欠陥債の関係	
②財政調整基金の予想	
③大規模な公共投資は可能か	
④下水道料金と国保税の見直し(値下げ)は	
(3) 教育と生涯学習の向上について	227
①小中学生の学力向上と学習状況調査	
②のびのび塩竈っ子プランと非行防止活動	

③まちづくり出前講座	
(4) 定住化とまちづくりについて	227
①定住促進課の役割と人口増加対策	
②災害に強いまちづくり	
・北浜緑地護岸と水門	
・地盤沈下と浸水対策	
③魚市場・加工団地・仲卸の再生	
④中心商店街の再生	
散    会	241

## 第4日目 平成23年10月19日（水曜日）

議事日程第4号	243
開    議	245
会議録署名議員の指名	245
議案第54号ないし第70号（総務教育常任委員会委員長議案審査報告）	245
（民生常任委員会委員長議案審査報告）	247
（産業建設常任委員会委員長議案審査報告）	248
採    決	250
認定第1号及び第2号（平成22年度決算特別委員会委員長審査報告）	251
討    論	254
伊勢由典君	254
香取嗣雄君	259
採    決	260
議員提出議案第8号	261
提案理由説明	261
採    決	261
委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について	262
閉    会	262

平成23年7月臨時会	7月29日	開会
	7月29日	閉会
平成23年9月臨時会	9月20日	開会
	9月20日	閉会
平成23年9月定例会	9月30日	開会
	10月19日	閉会

議案審議一覧表  
議員提出議案

## 塩竈市議会 7 月臨時会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
	議案第50号	東日本大震災による被災者に対する市 税の減免に関する条例	原案可決	23. 7. 29
	議案第51号	東日本大震災による被災者に対する国 民健康保険税の減免に関する条例	原案可決	23. 7. 29
	議案第52号	平成23年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	23. 7. 29

## 塩竈市議会 9 月臨時会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
		議長の選挙	(当選) 嶺岸淳一	23.9.20
		副議長の選挙	(当選) 鈴木昭一	23.9.20
		議席の指定	別紙のとおり	23.9.20
		総務教育・民生・産業建設常任委員会委員の選任	別紙のとおり	23.9.20
		議会運営委員会委員の選任	別紙のとおり	23.9.20
		塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙	(指名推選) 田中徳寿 阿部かほる 小野絹子	23.9.20
		塩釜地区環境組合議会議員の選挙	(指名推選) 小野幸男 菊地 進	23.9.20
		宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	(指名推選) 嶺岸淳一	23.9.20
		塩竈市農業委員会の委員の推薦について	(指名推選) 鈴木昭一	23.9.20
	議案第53号	監査委員の選任について	同 意	23.9.20

## 塩竈市議会議員（議席の指定）

席次	氏名	席次	氏名
1	浅野敏江	2	小野幸男
3	嶺岸淳一	4	田中徳寿
5	志賀勝利	6	香取嗣雄
7	阿部かほる	8	西村勝男
9	鈴木昭一	10	菊地進
11	志子田吉晃	12	鎌田礼二
13	伊藤栄一	14	佐藤英治
15	高橋卓也	16	小野絹子
17	伊勢由典	18	曾我ミヨ

## 塩竈市議会常任委員会

総務教育常任委員会（6）	
委員長	阿部 かほる
副委員長	志賀 勝利
委員	小野 幸男
〃	西村 勝男
〃	鎌田 礼二
〃	伊勢 由典

民生常任委員会（6）	
委員長	曾我 ミヨ
副委員長	志子田 吉晃
委員	浅野 敏江
〃	鈴木 昭一
〃	菊地 進
〃	高橋 卓也

産業建設常任委員会（6）	
委員長	香取 嗣雄
副委員長	田中 徳寿
委員	嶺岸 淳一
〃	伊藤 栄一
〃	佐藤 英治
〃	小野 絹子

## 塩竈市議会議会運営委員会

議会運営委員会（４）	
委員長	浅野敏江
副委員長	伊勢由典
委員	阿部かほる
〃	鎌田礼二

## 塩竈市議会 9 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
平成22年度決算特別委員会	認定第1号	平成22年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について	認 定	23.10.19
	認定第2号	平成22年度塩竈市立病院事業会計及び塩竈市水道事業会計決算の認定について	認 定	23.10.19
総務教育	議案第54号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	23.10.19
	議案第55号	塩竈市市税条例等の一部を改正する条例	原案可決	23.10.19
	議案第56号	塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例	原案可決	23.10.19
	議案第58号	塩竈市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例	原案可決	23.10.19
	議案第60号	平成23年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	23.10.19
	議案第68号	工事請負契約の締結について	原案可決	23.10.19
	議案第69号	公の施設の区域外設置に関する協議について	原案可決	23.10.19
	議案第70号	塩竈市土地開発公社の解散について	原案可決	23.10.19
民 生	議案第57号	塩竈市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	23.10.19
	議案第60号	平成23年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	23.10.19
	議案第61号	平成23年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算	原案可決	23.10.19
	議案第65号	平成23年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決	23.10.19
	議案第66号	平成23年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	原案可決	23.10.19

## 塩竈市議会 9 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
産業建設	議案第59号	塩竈港上屋設置及び管理に関する条例を廃止する条例	原案可決	23.10.19
	議案第60号	平成23年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	23.10.19
	議案第62号	平成23年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算	原案可決	23.10.19
	議案第63号	平成23年度塩竈市公共駐車場事業特別会計補正予算	原案可決	23.10.19
	議案第64号	平成23年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算	原案可決	23.10.19
	議案第67号	平成23年度塩竈市水道事業会計補正予算	原案可決	23.10.19
	議案第71号	監査委員の選任について	同 意	23.9.30
	議案第72号	教育委員会の委員の任命について	同 意	23.9.30
	議案第73号	公平委員会の委員の選任について	同 意	23.9.30
	議案第74号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	同 意	23.9.30
	議員提出 議案第7号	東日本大震災の復旧復興支援に関する意見書	原案可決	23.9.30
	議員提出 議案第8号	塩竈市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	23.10.19

議員提出議案第7号

東日本大震災の復旧復興支援に関する意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成23年9月30日

提出者 塩竈市議会議員

浅野敏江	小野幸男
田中徳寿	志賀勝利
香取嗣雄	阿部かほる
西村勝男	鈴木昭一
菊地進	志子田吉晃
鎌田礼二	伊藤栄一
佐藤英治	高橋卓也
小野絹子	伊勢由典
曾我ミヨ	

塩竈市議会議長 嶺岸淳一 殿

「別 紙」

### 東日本大震災の復旧復興支援に関する意見書（案）

東日本大震災は塩竈市に大きな被害を及ぼしました。地震・津波での家屋被害は全壊から一部損壊まで合計11,519件（平成23年9月5日現在）にものぼり、一日も早い復旧が望まれます。

大きな打撃を受けた地域経済、水産業の復旧も喫緊の課題です。国において下記の9項目について実行するよう求めます。

#### 記

1. 一部損壊家屋について支援制度を設けられたい。
2. 宅地や土留め被害等について支援制度を設けられたい。
3. 店舗を破壊された商店・中小企業は債務の支払いが重荷となっている。宮城県は産業復興機構設立を準備している。第3次補正予算で二重債務対策の立法化と予算化を行うこと。
4. 商店・中小企業等に復旧支援の補助制度を設けること。
5. 塩釜湾の防潮堤は住民が安心できる高さに設定し、早期の完成を急ぐこと。
6. 塩竈市魚市場の東側床板の沈下対策を早急に進めること。
7. 浦戸諸島や塩竈市内の周辺岸壁の復旧を急ぐこと。
8. 水揚げされた魚や水産物の放射能測定器購入に対し補助を行うこと。
9. 養殖施設はすべて流出する未曾有の被害となっている。塩竈の養殖漁業は激甚災害の指定を受けている。激甚災害の査定を早急に行い、一刻も早く救援措置を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 嶺 岸 淳 一

関係機関あて（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、農林  
水産大臣、水産庁長官、経済産業大臣、文部科学大臣）

議員提出議案第8号

塩竈市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例

上の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成23年10月19日

提出者 塩竈市議会議員

浅野敏江	小野幸男
田中徳寿	志賀勝利
香取嗣雄	阿部かほる
西村勝男	鈴木昭一
菊地進	志子田吉晃
鎌田礼二	伊藤栄一
佐藤英治	高橋卓也
小野絹子	伊勢由典
曾我ミヨ	

塩竈市議会議長 嶺岸淳一 殿

「別 紙」

塩竈市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例

塩竈市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例（平成22年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に規定する基本構想」を「基本構想（総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本的な構想をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。



平成23年 7 月 29日（金曜日）

塩竈市議会 7 月臨時会会議録

（第 1 日目）

## 議事日程 第1号

平成23年7月29日（金曜日）午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第50号ないし第52号
- 第5 東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会委員長報告

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第5

---

### 出席議員（21名）

- |     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 曾 我 ミ ヨ 君 | 2番  | 中 川 邦 彦 君 |
| 3番  | 小 野 絹 子 君 | 4番  | 吉 川 弘 君   |
| 5番  | 伊 勢 由 典 君 | 6番  | 佐 藤 貞 夫 君 |
| 7番  | 東海林 京 子 君 | 8番  | 伊 藤 博 章 君 |
| 9番  | 浅 野 敏 江 君 | 10番 | 小 野 幸 男 君 |
| 11番 | 嶺 岸 淳 一 君 | 12番 | 志 賀 直 哉 君 |
| 13番 | 佐 藤 英 治 君 | 14番 | 伊 藤 栄 一 君 |
| 15番 | 菊 地 進 君   | 16番 | 今 野 恭 一 君 |
| 17番 | 阿 部 かほる 君 | 18番 | 鈴 木 昭 一 君 |
| 19番 | 鎌 田 礼 二 君 | 20番 | 木 村 吉 雄 君 |
| 21番 | 香 取 嗣 雄 君 |     |           |

---

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐 藤 昭 君	副 市 長	内 形 繁 夫 君
市民総務部長	佐 藤 雄 一 君	健康福祉部長	神 谷 統 君

産業環境部長	荒川和浩君	建設部長	金子信也君
市民総務部理事 兼政策調整監 兼震災復興推進室長	伊藤喜昭君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君
会計管理者 兼会計課長	星清輝君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君
市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	菊地辰夫君	市民総務部 政策課長	阿部徳和君
市民総務部 財政課長	荒井敏明君	市民総務部 税務課長	赤間均君
健康福祉部 保険年金課長	佐藤俊幸君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	鈴木宏徳君
市立病院事務部長	菅原靖彦君	水道部長	福田文弘君
教育委員会教育長	小倉和憲君	教育委員会 教育部長	桜井史裕君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	白澤巖君

**事務局出席職員氏名**

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	相澤勝君
議事調査係主査	斉藤隆君	議事調査係主事	西村光彦君

午後 1 時 開議

○議長（佐藤貞夫君） 去る 7 月 22 日告示招集になりました平成 23 年第 3 回塩竈市議会臨時会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第 1 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、9 番浅野敏江君、10 番小野幸男君を指名いたします。



日程第 2 会期の決定

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は 1 日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、本臨時会の会期は 1 日間と決定いたしました。



日程第 3 諸般の報告

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、塩釜地区消防事務組合議会議員より議長あてに提出されました平成 23 年第 2 回塩釜地区消防事務組合議会定例会の概要報告 1 件、塩釜地区環境組合議会議員より議長あてに提出されました平成 23 年第 2 回塩釜地区環境組合議会定例会の概要報告 1 件であります。

これより質疑に入ります。

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

---

◇

日程第4 議案第50号ないし第52号

○議長（佐藤貞夫君） 日程第4、議案第50号ないし第52号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第50号から52号までにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます

まず、議案第50号東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例であります。

東日本大震災による被災者に対し、市民税、固定資産税及び都市計画税の負担軽減を図るため、新たな条例を制定しようとするものであります。

税目ごとの主な減免の割合等についてご説明をいたしますと、個人の市民税につきましては納税義務者が死亡または行方不明となった場合に、平成22年度分の税額のうち平成23年3月11日以降に納期の末日が到来するもの、及び平成23年度分税額の全部を減免するものでございます。

法人の市民税につきましては、均等割の納税義務者が市内の津波により被害を受けたものとして、公示された区域内にのみ事務所または事業所を有する場合等に、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する事業年度分の均等割額の全部を減免するものでございます。固定資産税につきましては、納税義務者の所有する土地、家屋または償却資産について損害を受けた場合、平成23年度に課する当該年度分固定資産税額について、損害の状況に応じて10分の4から全部までの割合で減免するものでございます。

次に、議案第51号東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例であります。東日本大震災による被災者に対し、国民健康保険税の負担軽減を図るため、新たな条例を制定しようとするものでございます。

主な減免の割合等についてご説明を申し上げますと、平成23年3月11日から平成24年3月31日までに到来する納期において、納付すべき平成22年度分及び平成23年度分の保険税額について、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯に係る保険税額の全部を減免するほか、収入の減少が見込まれる世帯に係る保険税額を10分の2から全部までの割合で減免するものでございます。また、住宅に損害を受けた世帯に係る保険税額について、全壊または大規模半壊の場合は全額を、半壊の場合は2分の1を減免するものでございます。

次に、議案第52号平成23年度塩竈市一般会計補正予算であります。東日本大震災の被災者への早急な支援を行うため、被災者数の増や被災家屋の被災件数の増による災害弔慰金、並びに塩竈市災害見舞金のほか、県の一次配分の追加及び第2次配分を受けました東日本大震災災害義援金を追加計上し、歳入歳出それぞれ16億6,120万円を追加いたしまして、総額を265億7,770万7,000円にしようとするものであります。

歳出の内容といたしましては、災害弔慰金といたしまして1,500万円、塩竈市災害見舞金といたしまして7,775万円、東日本大震災災害義援金といたしまして15億6,845万円を計上いたしております。これらの財源につきましては、災害弔慰金に係る県負担金といたしまして1,125万円、寄附金といたしまして16億1,322万円、繰入金といたしまして3,673万円を計上いたしております。

以上、各号議案につきましてご説明を申し上げましたが、なお補足を必要とする部分につきましては担当部長からご説明をいたさせますので、よろしくご審議の上ご協賛を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） それでは私の方からは、議案第50号東日本大震災によります被災者に対する市税の減免に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。資料No.4の1ページをお開きください。

この条例は、東日本大震災によります被災者に対しまして、個人市民税及び法人市民税、固定資産税の負担軽減を図るため、新たに減免の基準を定めようとするものでございます。

まず、(1)の個人市民税でございますが、東日本大震災が発生した日以後に納期の末日が到来いたします平成22年度及び平成23年度市民税額について減免しようとするものでございます。大きく五つの基準を設け、それぞれ減免の割合を定めてございます。

具体的には、①の死亡または行方不明になったときと②の生活保護を受けることになった場合は全部を、③の障害者となった場合は10分の9を減免しようとするものでございます。また、④では居住していた住宅の損害程度が全壊、大規模半壊または半壊となり、平成21年及び平成22年中の合計所得金額が1,000万円以下である場合、それぞれの所得金額に応じ減免の割合を定めてございます。具体的には、合計所得金額を3段階に分け、おのおのについて損害の程度を全壊または大規模半壊の場合と半壊の二つに区分いたしまして、記載のとおりそ

れぞれ減免割合を定めてございます。なお損害の程度につきましては、罹災証明書の判定に基づくこととしてございます。⑤原子力発電所の事故により避難または退避を行った場合は、全部を減免しようとするものでございます。

次に、(2)の法人市民税でございますが、平成23年3月11日におきまして、市内の津波により被害を受けた土地及び家屋で、公示指定区域内にのみ事務所または事業所、寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する場合は、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する事業年度分の均等割を免除しようとするものでございます。

2ページをご参照ください。(3)の固定資産税でございます。これは、所有する固定資産が損害を受けた場合、平成23年度の固定資産税の税額を免除しようとするものでございます。土地、家屋、償却資産の区分ごとに、その損害の程度に応じまして減免するものであり、家屋につきましては個人市民税と同様に、家屋の損害程度を全壊または大規模半壊の場合と半壊の二つに区分いたしまして、減免割合を定めてございます。なお、損害の程度につきましては、これも市民税と同様に被災証明書の判定に基づくこととしてございます。

最後でございますが、減免の手続についてでございます。納税義務者が減免の対象であることを公簿等によって確認できる場合につきましては、申請書の提出を要しないものとしてございます。これは、罹災証明発行簿等によりまして被害の判定が確認できるものにつきましては、減免申請書の提出を省略し、被災された皆様の負担軽減と事務の迅速化を図ろうとするものでございます。

以上、議案第50号の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤貞夫君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） それでは、議案第51号東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例についてご説明をさせていただきます。

資料No.4の3ページをお開きください。今回新たに制定させていただきます条例につきましては、平成22年度分及び23年度分の税額であって、23年3月11日から24年3月31日までに到来する納期において納付すべき保険税額を対象といたしまして、東日本大震災で被災したことにより、一定の要件を満たす場合の国民健康保険税の減免について要件を定めるものでございます。

1、減免基準といたしまして、大きく分けて三つの要件がございます。まず(1)にございますように主たる生計維持者の居住する住宅に大きな被害があった場合でございます。具体

的には、全壊または大規模半壊の被害を受けた方は全部、半壊の被害を受けた方は2分の1の保険税を減免するものでございます。なお、被害につきましては罹災証明書の判定となります。

次に、(2)にありますように納税義務者の属する世帯の生計に変化があった場合でございます。主たる生計維持者についてであります。死亡、重篤な傷病を負った世帯、行方不明となった世帯に関しましては全部、主たる生計維持者以外の被保険者の行方が不明となった世帯に関しては、その方の保険税額とその方以外の被保険者について算定した保険税額との差額、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれる世帯に関しては、前年の所得額及び減少が見込まれる所得に応じた額が減免されます。

次に4ページに移っていただきまして、(3)にございますように納税義務者が原子力発電所の事故により避難または退避をおこなった世帯が全額減免となっております。

また、2、減免の手続についてでございますが、納税義務者の減免を受けようとする意思を確認できれば、減免の申請があったものと見なすものであります。具体的には、医療機関で一部負担金等の免除申請書等があればそれをもって減免の申請があったものと見なし、納税者への新たな申請の手間を軽減いたしたいと考えてございます。

それから、新たに制定いたします条例につきましては、No.1、臨時会議案の、恐れ入ります、5ページから8ページにかけまして、6条からなる条例案ということでお示しをさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） それでは、引き続き議案第52号一般会計補正予算の概要につきましてご説明申し上げます。資料No.4の5ページをお開きください。

この表は、一般会計及び特別会計の総括表でございます。今回補正しよういたします額は、一般会計16億6,120万円でございます。これによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額でございますが、一番下段にありますように436億8,993万7,000円となりまして、補正前に比べますと4%の増となります。

次に、8ページ、9ページをご参照ください。一般会計の補正予算の概要につきまして、歳出の方からご説明申し上げます。

まず、目的別にここでは分類してございます。費目3の民生費16億6,120万円でございますが、右側の備考欄をご参照ください。災害見舞金でございますが、これは本市独自の見舞金

制度に該当する対象者の増によりまして増額補正しようとするものでございます。また、災害弔慰金につきましては、支給対象者のこれも増に伴います追加分でございます。東日本大震災災害義援金でございますが、これは日本赤十字社等の義援金受付団体と宮城県災害対策本部受付分に係る義援金の第1次配分額の追加交付分、それから第2次配分額でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをご参照ください。費目15の県支出金1,125万円でございますが、これは災害弔慰金の県負担分でございます。それから、費目17の寄附金16億1,322万円でございますが、これは本市への義援金と東日本大震災災害義援金等でございます。費目18の繰入金3,673万円は、今回の補正予算にかかわります所要一般財源を財政調整基金から繰り入れようとするものでございます。

なお、10ページ、11ページにつきましては歳出予算の性質別比較表を掲載してございますので、ご参照いただければと思います。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 続きまして、健康福祉部から補正予算の内容についてご説明をさせていただきます。同じく資料No.4、第3回臨時議会議案資料の12ページをお開き願いたいと思います。12ページでございます。

「塩竈市災害見舞金・東日本大震災災害義援金等について」というタイトルでございますが、まず「1. 災害弔慰金について」でございます。既決予算では44名に対しまして、3名の方の増額補正として今回1,500万円を計上いたしてございます。財源といたしましては、4分の3が県負担金として1,125万円、4分の1が一般財源として財政調整基金繰入金の375万円でございます。

続きまして、「2. 塩竈市災害見舞金について」でございますが、被災した世帯に対し全壊10万円、大規模半壊7万円、半壊5万円の見舞金を支給させていただいておりますが、件数・金額とも既決予算を大幅に上回ることとなったため、増額補正をさせていただくものです。今後の件数増加なども勘案いたしまして、（2）総支給見込額とございますように、6月30日現在の罹災証明発行件数の95%を支給率として算定いたしまして、総支給見込額を、計の欄にございますように2億2,775万円として見込み、次の13ページに移っていただきまして、既決予算1億5,000万円ということでございますので、その差額7,775万円を今回計上いたしております。財源といたしましては、一般寄附金として市に直接寄せられております義

援金が4,477万円、一般財源として財政調整基金繰入金3,298万円となっております。

続きまして、3. 東日本大震災災害義援金についてでございますが、(1) 事業の概要でございますように、今回の補正では件数の増加に伴う第1次配分の追加、並びに第2次配分として新たに来ますものの補正予算を計上させていただくものでございます。(2)には第2次配分の具体的な内容を記載してございますが、①の人的被害、②の住宅被害では、それぞれ表でございますように、これまでの一次配分に上乘せをして支給をする額、これをお示してございます。③の要援護者につきましては、今回新たな配分ということで設定されるものでございまして、半壊以上の被害があった母子・父子世帯、並びに大規模半壊以上の被害を受けた施設入所者への支給を行うものでございます。

次の14ページに移っていただきまして、上段には第1次配分と第2次配分を合わせた場合、合計の義援金支給額が幾らになるかという表を掲載してございます。後ほどご参照をいただきたいと思っております。

(3) 補正予算案の概要でございますが、②の支給見込件数についてでございますように、7月19日までに本市への配分額として県を經由し、既に送金されている件数並びに金額をベースに、①の補正額にありますように総支給見込額20億8,325万円、これに既決予算の額5億1,480万円を差し引きまして、15億6,845万円を計上するものであります。財源といたしましては、全額東日本大震災災害義援金を充ててございます。

なお、東日本大震災義援金でございますが、本市からの支給件数の報告に基づきまして毎週追加分が県経由で本市に送金されてまいるということになってございます。先ほども申しましたように、今回の補正額はあくまで7月19日までに本市に送金された分ということになりますので、今後増額となる義援金等につきましては、改めて次の機会での補正予算計上となりますことを申し添えさせていただきます。

続きまして、資料の3をごらんいただきたいと思っております。平成23年度一般会計補正予算説明書でございますが、説明の都合上歳出ということで5ページ、6ページをお開きください。先ほど資料のところでご説明をさせていただいたところですが、3款民生費4項災害救助費1目災害救助費、右の方に移っていただきまして、20節の扶助費説明欄にございますように、災害弔慰金として1,500万円、災害見舞金として7,775万円、それから東日本大震災災害義援金、こちらは何も書いてございませんが、これは日赤などからの義援金受付団体分ということで14億2,195万円、次に同じく宮城県配分とございますが、宮城県災害対策本部分の災害義

援金として1億4,650万円を計上してございます。

次に、3、4ページに戻っていただきまして、歳入でございます。15款県支出金1項1目7節の災害弔慰金等負担金として1,125万円を、17款寄附金1項1目1節一般寄附金といたしまして、塩竈市に直接寄せられました義援金4,477万円、県経由で入ってまいります東日本大震災災害義援金、義援金受付団体分でございますが14億2,195万円、同じく宮城県配分とあります宮城県災害対策本部分1億4,650万円、これを計上してございます。

続きまして、18款の繰入金1項1目財政調整基金繰入金でございますが、弔慰金並びに市の見舞金支給に係る一般財源分として3,673万円を計上しているところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） これより、議案第50号ないし第52号の質疑に入ります。4番吉川 弘君。

○4番（吉川 弘君） 私からは、議案第50号の個人市民税の減免の中で、住宅の全壊、それから大規模半壊、半壊について伺いたいというふうに思います。

まず初めに、6月末現在で罹災証明書を発行された住宅、全壊でいくと682件、それから大規模半壊では2,036件、半壊では1,168件と、合わせますと3,886軒となっておりますけれども、市内の住宅数をおおよそ2万1,000戸とするならば、約20%弱被害を受けたと、そういう数になっております。7月になってからはどのような申請件数になっているのかちょっとわかりませんが、そういう中で個人市民税の減免件数、これがどのくらいの数で見込まれているのかまず伺いたいというふうに思います。

○議長（佐藤貞夫君） 赤間税務課長。

○市民総務部税務課長（赤間 均君） 個人市民税の部分については、全壊、大規模半壊、あと半壊の分ですね、約2,400件くらいの部分で見込んでおります。

○議長（佐藤貞夫君） 4番吉川 弘君。

○4番（吉川 弘君） そうすると、住宅が約3,900ありますけれども、そのうち2,400ですか。相当少ないというふうになって、その辺の……。

○議長（佐藤貞夫君） 赤間税務課長。

○市民総務部税務課長（赤間 均君） 大変失礼いたしました。先ほどの2,400件は全壊、大規模半壊。あと半壊が約1,300件くらいあると思われまして合計3,700件、それくらいが該当すると思われまして。

○議長（佐藤貞夫君） 4番吉川 弘君。

○4番(吉川 弘君) そうすると、ほとんどの戸数がやはり対象になると、わかりました。それで、市民税の減免を受ける者は申請書を提出しなければならないと、これが基本ですけれども、「ただし」ということで、「申請者が市税の減免を受けることができる者であることを公簿等によって確認することができる場合には申請書の提出を要しない」と、このようにずっと説明されておりますけれども、先ほどの説明の中でこれは罹災証明書をやはり受けると、それが結局公簿等によって確認できると、そういうことじゃないかというふうに思いますけれども、その際罹災証明書をもらうということが非常に減免される場合大事になるわけですけれども、その辺で制度の周知徹底、これを行うにはどのようにやられようとしているのか、まず伺いたいというふうに思います。

○議長(佐藤貞夫君) 赤間税務課長。

○市民総務部税務課長(赤間 均君) まず、きょう議案の議決をいただきましたときには、市のホームページ、あとは広報の9月号で減免の関係を、市税なりあと国保税もですけれども、そういう部分で1ページを予定しております。

○議長(佐藤貞夫君) 4番吉川 弘君。

○4番(吉川 弘君) わかりました。周知徹底をよろしくお願ひしたいというふうに思います。それで、市税の減免によって収入が減るわけですけれども、少なくなる額がどのくらい見込まれているのか、その少なくなった額については国の方から交付税として措置されるのかどうか、その辺について伺います。

○議長(佐藤貞夫君) 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長(佐藤雄一君) 今回ご提案いたしました条例によりまして生じるであろう減免の金額でございますが、今のところ市民税、固定資産税合わせまして8億5,000万円ほどを見込んでおります。この金額につきましては、特別財政援助法に基づきまして歳入欠陥債の発行が認められているところでございます。今後、減免額が一定程度固まりました際には、これらの地方債の発行を国の方に申請してまいりたいというふうに考えてございます。

なお、この発行に基づいて生じます元利償還金につきましては、75%が交付税算入されると、それから残りの25%につきましては、特別交付税で措置されることになってございます。なお、この特別交付税の措置につきましては、財政力に応じてということが前提になってございます。結果といたしまして、約5%程度の一般財源の負担が今後は生じるというふうに考

えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 4番吉川 弘君。

○4番（吉川 弘君） わかりました。5%が一般財源から、そういう状況だと。

それでは最後になりますけれども、塩釜税務署では所得税の雑損控除、簡便法に基づいて今ずっと申請を受け付けておりますけれども、その中で例えば屋根瓦、これも被害を受けて一部損壊になっているという家にも通知が来て、それでそういう減免の手続きをやってくださいという、そういう徹底なんかもやられておりますけれども、その辺で所得税の減免によって所得税額が決まれば、あと私は自動的に市税とか住民税もきちんと確定されていくんじゃないかというふうに思いますけれども、それは税務署でやっていることとあと今回の市の方での市税の減免、その辺での進め方の整合性というか関連性ですね、これがどのようになっているのか伺いたいというふうに思います。

○議長（佐藤貞夫君） 赤間税務課長。

○市民総務部税務課長（赤間 均君） まず、所得税の雑損控除についてであります、大別して津波被害と地震被害に分類されております。あと、損壊の部分については納税者本人、またはその人と生計を一にする配偶者、その他の親族の有する資産、これは動産、不動産に損害があった場合、雑損控除が一応適用されます。それで、税務署の方に申告した後については税務署の方から市の方に自動的に申告書が回ってきます。それに応じて、雑損控除の控除で住民税も課税したいと思っています。ただ、全壊とかそういうふうな大きな被害にあわれた方については、当然雑損控除が適用になりますが、住民税の場合は今回所得が3段階ありますけれども、500万円未満で全壊の場合は全部というふうになりますので、まず減免を優先して雑損控除については1年置いて24年度から、住民税の場合は。ですから、その部分では所得税と1年ずれるということになります。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） 私からは50号、ちょっと関連して51号と、あと52号のちょっと確認だけさせていただきます。

まず、東日本大震災による被災者に対する市税の減免ということで、本当にこういった住民に対して今回議案として上がってきたことは喜ばしいことかなと思っています。先ほど吉川議員も聞いていたんですが、約減免額が8億5,000万円だと。それも、あと交付税やら特別交付税で措置されますよと。しかしながら、5%くらいは市の持ち出しになるんじゃないかと

ということですが、それは交付税全体の額なのか、それともその8億5,000万円何がしに対しての5%くらいの市の一般財源の持ち出しになるのか。その辺、例えば塩竈市で60億円くらいに膨れ上がる交付税となれば、その5%とすると大きな額になるんですよね。ですから、8億5,000万円くらいの5%なのか、まずその辺を確認しておきたいと思っています。

あと、先ほどいろいろ吉川議員も質問されているんですが、いわゆる世帯がさっき聞いたら2,400件とかといったんですが、その倍くらいあるんじゃないかなというふうに思うんですが、どうなのでしょう。例えば、1次の分が1,183人と、あと第2次では2,978件があるんで、それを足しただけでもちょっと数字的に違うんでないかなと思うんで、その辺確認しておきます。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 交付税関係につきまして、私の方からお答えさせていただきます。

まず8億5,000万円ですが、この8億5,000万円を上限にして歳入欠陥債を申請していこうというふうに考えてございます。それで、歳入欠陥債を借りた場合に、後年度の償還が生じます。そのうち元利償還金の75%につきましては普通交付税の財政需用額に算入されていく、一般財源で補てんされていくだろうというふうに考えているところでございます。残りの20%につきましては特別交付税で措置されるであろうと。結果として95%が特交なり普通交付税の対象となるというふうなことが見込まれますので、結果といたしまして5%程度は最終的には一般財源で負担せざるを得なくなるのではないかとというふうに考えてございます。ですから、8億5,000万円、ざっと4,200万円程度の市の負担が出てくるのではないのかというふうに考えているところでございます。

なお、今回につきましては減免の条例についての今減収分ということでお答えしてございますが、地方税法が改正になりまして固定資産税、都市計画税の課税を地域指定で免除するというふうなことも今後予想されておりますので、その分を加えますと14億5,000万円くらいの減収が見込まれているところでございます。当初予算が約五十七、八億円くらいでございましたので、そのうちの25%が減収になっているという大変厳しい財政状況になるものと見込んでございます。ただし、その分につきましてはとりあえず今年度は歳入欠陥債で補てんして、何とか財政の収支均衡を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 赤間税務課長。

○市民総務部税務課長（赤間 均君） 件数の方ですけれども、減免対象件数については約3,700件を見込んでおります。

○議長（佐藤貞夫君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） いろいろありがとうございます。大体普通計画行政というか、行政が行政運営するにはある程度予算があって支出があって、支出を考えて予算を考えるというか、両方だと思うんですが、今回この減免によって先ほど吉川議員さんなんかも多分心配されているのは、減税するのはいいけれども税収が、先ほど何だかんだ言ったって14億円くらいのマイナスになるんじゃないかと。きっとそれが、市民サービスの低下につながらないのかなというのを心配するものですから、その辺の対応はちゃんと万全にされているのかなと思いますので、その辺のまず市民の方に安心を与えていただくようなご回答を願えればなと思っております。

まずそのことを1回聞いて、あと次この50号関係で一つ確認というか教えていただきたいんですが、3番の障害者関係。障害者は全部なりますよという、障害者となったときということなんですが、例えば障害者にも等級がございます、1級から7級まで。どの等級になった、障害者と認定されれば10分の9減免になるのか。あとこういうふううたっていて、「3級までですよ」とか「4級までですよ」と言われても困りますので、ここではっきり障害者になられたんだったら必ずなりますというのか、その辺明文化されていけませんので、あとで「いや、隅っこの方にありました」なんて言われても困りますので、はっきりその辺教えてください。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 財政面についてご質問がございました。今後も、国の2次補正、3次補正と続いてございまして、財政需用は確実に伸びてくるものというふうに考えてございます。財政といたしましては、今後も財政の見通しを踏まえまして、適切な執行管理に努めてまいりたいというふうに考えてございます。本当にこのような緊急なときでございますので、適切な財政管理を抜きにしては復興もあり得ないというふうに考えるところでございますので、ここら辺は厳しく財政運営に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 赤間税務課長。

○市民総務部税務課長（赤間 均君） この障害者となったときというようなものも、地方税法292条にありますけれども、今ちょっと手元に資料がありませんので、後でお送りしたいと思います。大変済みませんでした。

○議長（佐藤貞夫君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） いつも言うんですが、せっかく減免するよと言っていて、そしてお願いにいけば「いや、いろいろこういうのがあってだめですよ」とか何かとなると、市民はうんと不満になるんですよね。例えば中小企業の今回の支援も、行けば「ちゃんと工事したんですか」とか、提案ではいろいろ物品とか機具の購入とかと言っておきながら、実際申請しに行けばハードルが高くなってなかなか活用できない。そうすると、我々議員がやっと、ちょっと話がそれましたが、被災を受けた住家でない店舗とか倉庫とかっていついて、「そういうものもいいですよ」いうので行ったら、もう全然だめだとなると「何だや」というふうになりますので、ちゃんと条例を出すときにはその辺のところまで説明してもらおうと助かりますので、我々も市民に説明するときにははっきり言えますので、その辺今後ちゃんとしていただきたいと思います。

あと、済みませんが通告は50号を中心と言っていたんですが、51号の生保関係も同じような内容で、ちゃんと例えば対象者の通告によるというふうな文言がありましたけれども、不便を来さないように国保の加入者に本当に温かい減免がなるような制度につくってほしいなと思います。制度はつくったけれども、利用しにくいというんではちょっと困るんでないかなと思っております。

あと、ほかの議員さんとダブると思うんですが、最後にします。義援金関係、いっぱい、他市町村よりも早めに分配していただきますことを願っております。そして、1次関係はどこの市町村よりも早かったかなと、市民の方から喜ばれていることも事実でございます。今回また配るということなんですが、私が心配するのは配られた側の市民の立場としてなんですが、これは税法上は何ら問題ないんですね。例えば、サラリーマンであれば確定申告なんかでこの義援金を記入しなくちゃだめなのか、その辺をちゃんと市民の方に「いや、義援金は普通の一般の病気のお見舞金とそういうものと同じだから、一切税法上関係ないんだよ」と、そういうことも申し添えてやれば、12月あたりになって「いや、こいつどうするんだべ」というような心配が要らないように、その辺もせっかく義援金を配分して、受けた側が「いや、あとこれ税金として取られるのかや」とか、そういう心配のないように説明をつけると、よ

り市民が安心して復興に向けていけるかなと思っています。よろしくその辺指導お願いします。

あと、先ほど総務部長さんが50号関係で減免の話で、財源関係ちゃんとしっかりしていくと、市民サービスに不便を来さないように頑張るとのことなので、本当にありがとうございます。しかしながら、行政は復興に向けて頑張ると。この減免は何年間くらい続けるんですか、1年限りですか。市民税の減免は1年だけなんですか。というのは、行政側も何年と復興にかかるけれども、被災を受けた方はまず何年とかかるんで、塩竈市独自にしても構わないのかなという思いやりがあるんだったら、例えばその辺の期間、考え方をお願いします。

○議長（佐藤貞夫君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 減免の期間についてのご質問でございました。まず、この条例につきましては単年度、22年度あるいは23年度までの1年間の1回きりの減免でございます。また、それを超える減免というようなお話がございました。これらについては、我々国の制度に準じて対応しておりますので、今回の減免に対しても先ほど総務部長が説明をしましたように、一定の国の支援制度がございます。それを超えての減免となると、単費持ち出しということになりますので、これらについては現在の塩竈市の財政状況から考えると、なかなか単独減免というのは難しいところでございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） 今副市長さんから、単費ではちょっときついでないかというんですが、国の制度を活用しながら、国がまたそういった意味で次年度もやりなさいというふうな予算をつければ、進んでやってください。しかしながら、さっき言ったとおり交付税に75%なります。あと歳入欠陥債ですか、それで20%くらいだということなんですが、結局どっちにしたってゼロではないわけだっちゃんね、市の持ち出しというのは出てくるんで、そういった意味でやっぱりいろいろ国に働きかけて、被災された住民の方が復旧・復興に向けて自立した生活ができるように、今後とも行政当局のご支援やらそして被災された方々の努力を期待したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） 議案50号とちょっと51号、それから52号について、何点かお尋ねしたい

と思います。

それでは、先ほど提案理由がございましたが、その中で新たな条例を制定しようとするもの、今菊地議員の方からの質問の中で単年度というような形の答弁があったかと思います。そこで、一つは今回は条例化をしたものの関係で、国の方でやっていないところ、市の方で行っているものとして、例えばこの表でいいますと50号の資料4の1ページのところで、全壊・大規模半壊、全部ということになっているようですが、これは国の基準との関係で塩竈市の場合、これは独自としての減免制度としてとらえていいのかどうか、その辺について確認をしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 減免の規定につきましては、これは国の方でも各地方自治体にその判断を任せられているところでございます。なお、今回のこの基準の設定に当たりましては、県内各地の状況も参考にしながら決定したところでございますが、なお大規模半壊・全壊等の区分につきましては本市独自の判断に基づくところも結構入っている状況にございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） そうすると、市独自の対応だということですが、それとの関連で51号の3ページのところにも国民健康保険税のほぼ同様の措置と見ていいんでしょうけれども、300万円以下であるときの関係で全壊というふうに、減免基準ですね、失礼しました。減免基準の場合全壊または大規模半壊の場合全部と、これも国保の場合国保税の減免措置としては今言ったような考え方を踏まえての対応だというふうにとらえてよろしいんでしょうか。

○議長（佐藤貞夫君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 国保税の方につきましても、市税と足並みをそろえるということで全壊・大規模半壊までを全額免除ということに規定させていただいたところでございます。ただ、国の方の基準として示されておりますのは、基本的には大規模半壊につきましては2分の1ということになりますので、この部分は市の上乗せでの措置というふうにご理解をいただければと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） わかりました。

そこで、次の点について、これはむしろ市長の方にお尋ねをしたいと思うんですが、こうい

った市の独自の減免制度、期限があつて単年度というふうな形ではありますが、しかしこれを提案するに至った政治的な判断、理由というのを、提案理由で減免制度を制定しようという文言になっておりますので、政治判断について市長の方にお尋ねをしたいと思ひます。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 政治判断というご質問でありましたが、行政としての立場を答弁させていただきます。

今回塩竈市民の方々も、先ほどご審議をいただいておりますとおり数多くの皆様方が大変な被害を受けておられます。我々のスタンスとしては、でき得る限り被害にあわれた方々が有利になるような取組みをさせていただきたいということ、職員には指示をいたしてまいりました。今回につきましても、例えば市税の減免については今国から示されておりますのは明確な基準というものが出されておられません。先ほどの資料を読んでいきますと、1ページで500万円以下であるときについて全壊または大規模半壊を減免の割合を全部、それから半壊については2分の1ということにさせていただきました。

県内各地でもばらばらであります。例えば、この部分につきまして全壊の全部と大規模半壊及び半壊を2分の1という扱いをしている市町村もございます。私どもは、この部分については県・国の明確な指示というものがございませんので、我々ができ得る限り被災にあわれた方々に有利になるようにということで、このような判断をさせていただきました。

同様に国民健康保険税であります。国民健康保険税につきましても、3ページありますが、減免の基準につきまして全壊または大規模半壊の場合は全部、それから半壊については2分の1という扱いをさせていただいております。これは、50号と同じ考え方をとらせていただいておりますが、先ほど担当部長から説明いたしましたとおり、この部分については厚生労働省の方から明確な通知がなされております。具体的に申し上げますと、全壊については国民健康保険税は基本的に全部。大規模半壊及び半壊については2分の1というような、明確な通知がなされております。これに従わなかった場合については、その差額分については自治体が負担をするということは、先ほど部長の答弁で申し上げたとおりであります。我々は、50号と51号を同じ臨時議会に提案をさせていただくわけでありまして、市民の方々に一つはおわかりいただきやすいようにということで、扱いについては同様にさせていただいたところでありまして、もう一つは結果として例えば国民健康保険税については確かに一部負担というものが発生すると思ひますが、被災者の方々の立場を配慮いたしますと、そ

ったことも含めて議会の方をお願いをさせていただくということで、今回このようなご提案をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） わかりました。

そこで、既に私どもの手元に国民健康保険税なり市税の割賦が来ておりますね。それでそうした割賦、今議会が開かれてきょうの臨時議会ということになっておりますので、その辺の時間的な差の対応についてどういう形で進められようとしているのかお尋ねします。

○議長（佐藤貞夫君） 赤間税務課長。

○市民総務部税務課長（赤間 均君） まず、きょうの議案の部分で議決をいただきましたら、1期については市民税の普通徴収は8月31日納期でございます。それに一応間に合えばいいんですけども、もし間に合わなかった場合は2期以降、そういう部分では再計算を全部します。それで1期分で多く納めているような場合は、多い分を還付いたします。そういうふうな精算をいたしたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 国保税の関連でご説明させていただきます。

先ほど市長からも答弁申し上げましたように、実は国保税等の今回の国の考え方が示されましたのが6月30日ということでしたので、私どもは既に当初賦課ということで通知書等を発送させていただいているところでございます。本市の国民健康保険税は7月を第1期として、翌年2月までの8回の納期となっております。7月中旬にはもう23年度分の納税通知書を送付させていただいているところでございます。

今後につきましては、議決をいただいた後、9月納期分以降で調整をし、減免後の納税通知書を改めて発送するという手続をさせていただきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） ひとつ、そういう対応だというふうなことで、事務的には作業量がふえちゃいますけれども、それぞれ市民の皆さんが今回の条例について対応が速やかにやられるように、よろしくまずお願いをしたいというところです。

51号でちょっとご説明を願いたいわけなんですけど、先ほど市税で減免に伴う欠陥債ということでの対応になるということで前段の質疑がございましたが、国保も同様に減免をしますと

同様に国保税の分がどうしても補いきれない、入ってこないということになりますので、その辺の関係で新たな国の基準なり、これを税収で穴のあいた部分についての対応の考え方はどのような形で進めようとしているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 東日本大震災による減免の国保税でございますが、先ほど申しました6月30日付の厚労省の通達で、いわゆる国が定める基準に基づき減免を行う場合には減免額の10分の8、これが災害臨時特例補助金と。さらに、残りの10分の2は特別調整交付金ということにより調整をする、つまり全額が国の財政支援を受けられるということになってございます。

ただし、今回私ども提案させていただいておりますのは、本市独自の基準として住宅の大規模半壊を全壊扱いとして全額減免をすることとしておりますので、国の基準では大規模半壊は2分の1の減免対象とされておりますことから、国の基準を超えた部分については財政支援が受けられないということになってございます。私どもはこの金額を約6,000万円強と試算しているところでございますので、この分についてはやはり減収となりますことから、いわゆる歳出の抑制に努めつつ、場合によっては財政調整基金等の対応も検討していかなければならないのかなと考えているところでございます。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） そこで、ちょっと確認だけ、事務的な関係で。国保の財調というのは今のくらいなのか、確認だけさせていただきます。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤保険年金課長。

○健康福祉部保険年金課長（佐藤俊幸君） お答えさせていただきます。

22年度末の決算の見込みというところではございますが、現在のところ見込みとしまして3億4,000万円ほどということで見込んでおります。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） 3億4,000万円ということですね、確認をいたしました。減免の裏付けとなるものについては、一応確認をさせていただきたいと思います。

災害見舞金についてちょっと確認をさせていただきたいんですね。と言いますのは、6月議会で災害義援金等の扱いで4億9,700万円ですか、というのが補正予算として組まれております。義援金の関係で、私たちがよく市民から苦情が来るのは、義援金の方がまだ遅いんです。

ないかというのを大変お叱りを受けて、「いや、一生懸命市の方はやっております」と、こういうことでいろいろとあった方にお話しをさせていただいております。

そこでこの義援金の扱い、今回は総額で言いますと15億円でしょうか、16億円の規模で、結構事務量が多くなると思うんですね。それで、お話しの場合にも普通会計を通しての義援金の対処ということなんですが、それで少なくともこれだけの事務量をこなしながら速やかに皆さんの手元に給付するという際の関係でちょっとお尋ねしたいのは、いろいろそういった取り扱い、県の義援金というのはこれを見ると何か一括で来るような感じなんですけれども、先ほどの説明していたのは例えば資料No.4の14ページのところで、市の支給配分について7月15日分の補正、その分での送金なんだと。ただ、追加分が来るんだというようなお話のようでもございましたが、いわばこれだけの金額を扱う事務は今までどういうふうな格好になってきたのか、そして皆さん方のところで大変苦勞されているのかなと思うんですが、その辺の事務の取り扱い、速やかな送金手続等はどういうふうな流れで、一番事務当局として速やかに給付する上で一番解決しなければならない課題というのはどこにあるのか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） まず、義援金の関係でございます。前にもちょっとご説明させていただいた経過があるかと思いますが、ほかの市では直接市の予算を通さないという形で義援金を支給しておられる団体も結構多いと。私どもは、歳入あるいは歳出をきちんと組んだ中で、ご審議をいただいて支給をするということで、予算を通すという形をとりましたことから、結果的には予算をお認めいただかないと基本的には支出ができないという形になっているところかと思えます。

現実的には、私どもはまずは市の見舞金を支給することを最優先課題ということで取り組んでまいりましたので、そういう意味で市の見舞金というのは余りタイムラグはなく申請いただいてから支給ができてきているのかなと。ただ、それはやはり義援金ということでデータを新たに起こしていくときにやはりどうしても時間がかかってしまっているという、これまで現状があったところでもございます。これまで5月、6月という期間、ちょっと弁解になって大変申しわけないんですが、我々健康福祉部は実は仮設住宅でありますとか、それからいろいろな物資配布とか、すべての業務をちょっと抱え込んでしまったということで、なかなかその辺の後方でのデータ処理が大変時間に手間取ってしまったという経過がございましたため

に、ちょっと一部5月、6月のところでは義援金の支給に手間取ったという経過があったか  
と思います。

私どもは、6月以降当然課あるいは部に配置されている職員も総合相談窓口の業務も含め、  
ちょっと通常の業務を若干横に置きながらいろいろな業務に中心として当たっておりますし、  
あとまた6月以降臨時職員等も数名配置いたして、ここで遅滞なく義援金が支給できるよう  
にというふうに取り組んでいるところでございます。今回は第2次配分ということで、かな  
り15億円を超えるという大きな金額が入ってまいります。基本的には、第1次配分をしたと  
きに基本的な振り込みのデータというのがベースで今できておりますので、これらのデー  
タをベースにしながら支給のための事務を取り扱っていきたいということで、今回の議会でお  
認めをいただければその大部分につきましては来週中には皆様のお手元に送金できるよう  
にしたいということで、今会計課も含めていろいろ内部的な打ち合わせをさせていただいて  
いるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） その辺は大変職員の皆さんの関係で、さまざま苦勞されながらやってお  
られるというのはお聞きをしていますので、ひとつきょうの臨時会の予算の議決の補強すべ  
きところは、やっぱりそういう15億円という多額の金額を送金するわけですから、臨時職員  
で手が賄えないところはやっぱり追加募集をして速やかな対応を求め、そしてこういった被  
災での福祉行政が被災者の皆さんに手が行き届くような対応をよろしく願いをして、私の  
方から終わりにしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 9番浅野敏江君。

○9番（浅野敏江君） 議案の第50号につきましては大分ご質問をいただきましたので、私の方  
では簡単にこの穴埋めのための市からの持ち出し分、5%くらいという話でしたが、今財調  
の方の残りという部分はどのくらいになっているのか、まずこの1点お聞かせください。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 財政調整基金の現在高でございますが、7月の臨時議会補正後  
の財調残高は約1億2,000万円程度というふうにご理解いただければと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 9番浅野敏江君。

○9番（浅野敏江君） 本当に1億2,000万円という厳しい残りの金額だと思っておりますが、  
もう1点ちょっとこれ通告しなかったんですが、あわせまして51号の方なんですが、先ほど

大規模また全壊の部分は国の交付金よりも全額免除するという部分で、その差額を市の方が繰り出さなくちゃなりません、それは国保の方の財政基金の方で補うことができるのか。また、保険料の方にそれがはね返ってくるのではないかとということもちょっと懸念となります。といいますのは、今半壊以上の方は医療費の方も来年の2月まで無料になっていますが、これはどこがそれを見ていくのか、この2点お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤保険年金課長。

○健康福祉部保険年金課長（佐藤俊幸君） お答えを申し上げます。

まず一部負担金の免除の部分でございます。こちらにつきましても、被災された方々につきましては医療機関窓口で証明書等提示いただければ、ご質問にもありましたとおり来年の2月末までの診療分につきまして一部負担が免除になります。この部分につきましても、国の方からの補てんということが100%なされるということになっております。

それで、今度保険税の方の減免ということでございますが、先ほど部長からご答弁を申し上げますとおり、大規模半壊の部分につきましての市としての持ち出し分というのはおよそ6,000万円強というふうに今のところ試算をされているところでございますが、先ほど伊勢議員からのご質問にもありましたとおり国保としての財政調整基金、県からの借入金等を差し引まして残高の見込みとしまして3億4,000万円ほどというふうに考えておりますので、現段階におきましては取り崩しをした場合でも対応できる額かなというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） いろいろ質問された議員さんの質問と全く重複しているわけなので、いろいろお話しいただきました。今回の条例は第2次補正予算に伴って国の一定の基準、あるいはまた県の基準、市独自だというお話も伺いましたし、この減免に伴って8億5,000万円ほどのそういう欠損が生じるわけなんですけれども、しかしいろいろな国からの交付金で賄われ、市はその分5%の負担になるというお話もありました。

そういう中で、私が気になったのは1年間というものが減免期間ですね、24年3月までという話なんですけれども、本来はまた今副市長のお話だと単年度でやっているんだということになりますけれども、これはある意味では来年も再来年もというぼくは長期的な問題だなと思っておりますけれども、そのもとに国がそれに対する交付金をやってくれるのかなというのが一つ問題だというふうに思っておりました。いずれにしても、いろいろな事情で復旧、

復興が動いてくると、単年度的にチェックしながら減免という問題もやらざるを得ないのかなということも考えておりましたので、単年度でまた新たな条例、また新たな減免の割合と  
いうのが出てくるのかなというふうに思っております。

それで、国保の件もそうなんですけれども、あといわゆる市民税におきましても、これは普通ならもう割賦が支給されているのかなと思っているんですけれども、割賦いわゆる支払い  
の。あれは、納税通知ですか。あれは大体国保もあるいはまた市税の方も、いつころそれを  
各住民に割賦を出すのか、ちょっとお伺いします。

○議長（佐藤貞夫君） 赤間税務課長。

○市民総務部税務課長（赤間 均君） 市税及び国保税については、7月中旬にすべて納付書を  
発送しております。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） わかりました。軽自動車の関係、あるいはまたバイク関係も来ておりま  
すし、わかりました。

あと、もう一ついろいろな質問全部お答えいただきまして、最後に私は市長にお伺いしたい  
んですけれども、国の今の補正のやり方、いわゆる第1次が4兆円、第2次が2兆円、そし  
て第3次がいつになるのか、幾らになるのかわからないんですけれども、あるいは今後自分  
らのいわゆる公共施設関係の支援もない中で、こういうような限定されたしかもポツポツと  
小さいこういう国の支援というものに対して、行政のトップとしてやっぱり今後こういうも  
のじゃなく一括した自由度の高い交付金というものを求める、あるいは求めていくのが本来  
の復旧、復興のスピードにもかかわってくるので、そこら辺市の首長としてこういう今の補  
正に対する考え方というのはどういうふうに、復旧、復興も含めた考え方の中で、行為を国  
のポツポツとしたやり方に対して、あるいはまた自由度の低いやり方についてどのように考  
えるのか、お聞きしたいと思います。なければいいです、あれば。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 補正予算ということではなくて、まず全般的なことについてであります  
が、議会でも再三我々の考え方としてご説明をさせていただいておりますが、被災にあう前  
の姿まで戻すことについてはやはり国の方の責任というか、国の方の負担でぜひやっていた  
だきたいというのが、まず我々の思いであります。そこからさらにグレードの高い、あるい  
は内容の充実したということについて、それは地方が負担すべきだろうと、これはまさしく

そのとおりだと思っています。

具体的な事例で申し上げれば、がれき類であります。これはまさに災害によってもたらされたがれきでありますので、こういったことについては全額国費でやっていただきたい。あるいは、それ以外のことについては我々の方でその判断、決定をさせていただきたいということで、でき得る限り自由度の高い交付税とかそういったものでということをお願いをしておりますが、残念ながらなかなか我々の思いのとおりいかないということは、ご案内のとおりであります。

しかしながら、我々はそういったことを今後も繰り返し声を上げていくべきではないかなと思っております。今から先第3次というふうな補正も計画されているようでありますので、やはり地方のこういった思いが何とか国会の皆様方に届くように、私も全力を挙げてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） ある意味では、来年の市税も非常に厳しくなるというのはまさにもうはっきりしていることだし、もう一つは先ほど国が免税に対して5%は自治体負担というような状態が続けば、これはある意味では本当に先ほど菊地議員がこれからの市の行政のサービスとかあるいはまた第5次長期総合計画の計画そのものにも非常にぼくは影響してくるんじゃないかなと思っておりますので、そこら辺非常に本当に首長は大変な使命というか責任が、各この災害の首長もあるんだなというふうに思っております。

なお、市長にあつてはそういう方向は当然見極めておると思いますが、さらなる先ほどの国へ、あるいは県への要望を、本当にこういう小さな自治体ほど非常に厳しいという実情をぜひ訴えをお願いして、やっぱり塩竈の財政基盤というものを安定したものにさせていただきたいと要望して、終わりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（佐藤貞夫君） 3番小野絹子君。

○3番（小野絹子君） 私も質問するというので申し上げていましたので、言い尽くされているかと思いますが質問させていただきます。

最初に議案51号の国保の減免についてであります。市民税のところでは対象者の数がそれなりに出ていると思っておりますけれども、国保の場合に全壊、大規模半壊、半壊はどれくらいを見ているのか、最初お聞きしておきたいと思っております。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤保険年金課長。

○健康福祉部保険年金課長（佐藤俊幸君） お答えさせていただきます。

国保の場合につきましては、現在試算といたしまして市に罹災証明の届け出をしてくださった方々の件数から、それを国保世帯に当てはめた場合どのくらいの割合になるかということで、ただいま試算をさせていただいております。見込みといたしまして、全壊の分については約290世帯ほど、大規模半壊につきましては690世帯ほど、半壊につきましては490世帯ほどというふうに見込んでおるところでございます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 3番小野絹子君。

○3番（小野絹子君） ざっと1,500世帯に近いところかなというふうに思うわけですが、それで今かなり落ち着いてはきているのかもしれませんが、まだまだ罹災証明の再度の調査といいますか、そういうのがまだまだ出ているというふうにも思うわけです。そういう点で、一部損壊というのが4,000件くらいあるという状況の中で、今後半壊あるいは大規模半壊にどの程度入る世帯が出てくるのかわかりませんが、そういった点では新たに出た対象者はこれからさらにふえていくものというふうに、そして減免の対象になるというふうに思います。

そこでお伺いしたいのは、やっぱり先ほど来言われていますように、国民健康保険の保険税の割賦がそれぞれのところに行っております。皆さん、行ってびっくりしているのが実情ですね。ですけれども、この臨時議会を経てここで議案が採決されれば、当然即執行されるということになるわけですが、先ほど9月ころの広報でお知らせするとか、そういうこともありまして、ホームページというのもありますけれども、ホームページを見ている人もどの程度いるかということもありますので、やはり早くそういう意味では減免の、市税もそうですけれども、この国保についても減免の「こういうことになりました」ということのお知らせを、何らかの方法をとっていただく必要があるのではないかというふうに思います。

先ほどいろいろ質疑の中で明らかになりましたけれども、本来なら臨時議会をもっと早く開いて、そしてこれをした後に割賦を出すということが通常ではないかと。そうでないと二度手間、三度手間というのが出てまいりますのでね。そういうことがあったんではないかと、これは結果論ですがそういうふうに思います。そのことが一つ。それについてちょっとありましたら、お伺いします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤保険年金課長。

○健康福祉部保険年金課長（佐藤俊幸君） お答えをいたします。

まず、今回の提案の時期という部分につきましては、先ほどご答弁させていただいております国からの通知、こちらが6月30日付。なお、本市に届きましたのが7月7日ということがございまして、そこでその国の補てんをいただける減免の対象というのか明らかになりました。そこからの作業ということになりましたので、どうしてもこの時期ということにならざるを得ませんでした。納税通知書の発送のタイミングとあわせまして、大変その辺では行き戻りがあることにはなりますが、一番早いタイミングでの対応というような形で考えさせていただいているところでございます。

それから、二つ目といたしまして今後の広報ということでございますが、先ほど税務課長からご答弁を申し上げましたとおり、広報9月号には税関係、国保税も含めましてお知らせの記事を掲載させていただきます。その間8月の部分につきましては、当然のことながら例えば医療機関への掲示ですとか公共施設への掲示、あるいはケーブルテレビですとかコミュニティラジオ、こういったところも活用しながらできる限りの啓発PRを行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 3番小野絹子君。

○3番（小野絹子君） わかりました。そういう点では、周知を徹底していただくよう要望しておきたいというふうに思います。

それで、先ほど来現金の関係で、これは私市長にお聞きしたいんですけども、塩竈市の見舞金関係はいち早く皆さんのところに届くように手配されていた、これはそのとおりなんです。しかし、先ほど来ありましたように県からの分がなかなか来ないということで、しょっちゅう私どもも問い合わせを受け、そして担当課の方にも問い合わせをしておりました。その内容については、先ほど神谷部長の方からその説明がされました。私がそういう点で、被災者の人たちが生活を本当にしていく上では、早く現金が欲しいというのは当然ですね。そういったところにこたえるためには、やっぱりそういう体制をきちんと整えなくちゃないと。見ていると、大変福祉関係のところは忙しかったというのは、もう私たちも見ていて重々わかるわけです。そういった点で、反省点といいますかそういう点を含めて、市長としてこういった状況、今後の分はわかりました。即やるということですから、やれるようなお話でありましたけれども、そういう点でおくれた分について市長としてどういうふうにとめているのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 福祉部門だけではなくて、塩竈市の職員がこの期間百数十日、全力を挙げて取り組んできたということをご理解いただきたいと思います。第1次配分についても、本市はいち早く取り組んだと私は思っております。これは、先ほど福祉の担当から話があったようでありますが、本部会議の中でこのことを問題にし、土日返上で職員が総出でこの問題解決に当たったということがございました。そういったことがちょっと答弁漏れになっているようでありますが、そういったことを行いながらいち早く他市に先駆けて、第1次配分につきましても被災にあわれた方々にできるだけ早くということで、取り組ませていただいたと思っておりますし、なお本日議決をいただきましたものにつきましても一時も早く、そういった方々の手に義援金が届くように努力をいたしてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤貞夫君） 先ほど15番菊地議員の質問のときに、「資料を持っていないので、後で答弁をしたい」ということのでございましたので、税務課長から答弁させます。赤間税務課長。

○市民総務部税務課長（赤間 均君） 大変済みませんでした。障害者の範囲の部分ですけれども、まず第1号としまして「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」、または「児童相談所、知的障害者福祉法第9条第5項に規定する知的障害者更正相談所、あとは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センターもしくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者」。

あと、2番目としまして「前号に掲げる者のほか、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者」。

あと3番目としましては、「身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者」。「前3号に掲げる者のほか、戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者」。「前2号に掲げる者のほか、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者」。「前各号に掲げる者のほか、常に就床を要し、複雑な介護を要する者」。あと「前各号に掲げる者のほか、精神または身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が第1号または第3号に掲げる者に準ずる者として、市町村長に定める福祉に関する事務所が老人福祉法第5条の4第2項各号に掲げる業務を行っている場合には、当該福祉に関する事務所の長」というふうになっております。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） ご説明ありがとうございます。

今る説明されて、ある程度わかったんですけども、その中で戦争でなった人とかなんていうのは、もう戦争していないんで、この震災の後の私は障害者になった者かなと理解しているんですけども。昔なった人、例えば今障害者手帳を持っている方も全部なるということの理解でいいんですか、その確認だけ。私は、障害者となったとき」だから、災害で障害者になった方がなるのかなと思ったの。そのときに、等級が例えば1級から7級まであるんで、7級の方もなるんですかというような問い合わせだったんですが、今詳しくいろいろ説明されたんですけども、原爆症だのというのも今回福島原発の影響で被曝を受けたのもなるという意味合いなのか、その辺ちょっとはつきりしてください。

○議長（佐藤貞夫君） 赤間税務課長。

○市民総務部税務課長（赤間 均君） 塩竈市議会臨時会の議案の1の1ページにありますこの区分の部分の一番下のところで、「地方税法第292条第1項第9号に規定する障害者となったとき」、これの292条第1項第9号に規定する障害者というのが、先ほどご説明した部分でございます。ですから、これは新たにという部分じゃなく、そういう分で前からの部分も含めてなるという部分であります。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） 私から、簡単に1点だけ質問をさせていただきます。

議案第50号ないしは52号にかかわることではありますが、罹災証明書の判断により進められるということでもありますけれども、この罹災証明書の中の一部破損ですか、この金額が小さいものは窓ガラス1枚くらいから部分破損になるんでしょうけれども、結構金額が大きな一部破損もあるというふうに思います。それが全壊、それから大規模半壊、それから半壊と部分破損と、これらの損害額については取り調べをなされているものなののでしょうか。その辺、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 赤間税務課長。

○市民総務部税務課長（赤間 均君） まず、罹災関係での認定なんですけれども、そういうふうな損害額、あと補修費、そういうふうなやつは今現在建っているものの状態の部分で幾らの損額になるか。要するに、全体的に20%以上の場合が半壊扱いになり、20%未満は19%、一部破損という部分。ですから、金額じゃなくその建っている建物の状態がどのようになっているかの部分で罹災証明を発行しております。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） 現物にあるものの、いわゆる個々の被害額ではなくて何%の被害とか、そういうことで判断するということですよ。実際被災された方については、いわゆる一戸建てで例えば20坪の家と120坪の家で、20坪の家が全体だったと、120坪の家が部分損壊で、金額的にはかなり20坪の全壊を上回るというような場合も、結構個々に調べればあると思うんですけども、そういう判断はこの全壊、半壊、大規模半壊の中に被害額の項目を盛り込めないものかなというふうに思うんですけど。先ほど伊勢議員さんからの質問の中で、回答の中で塩竈独自の判断もあるというふうに私は聞いたような気がするんですけども、そういった判断を今後盛り込むということはできないものでしょうか。

○議長（佐藤貞夫君） 赤間税務課長。

○市民総務部税務課長（赤間 均君） まず罹災証明の部分については、総務省の内閣府から罹災の程度の部分が示されております。ですから、その部分で全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、そういう部分の明示といいますか段階別、それが示されております。私たちはその部分を、内閣府の指針によって判定をしておりますので、塩竈市独自でというのは一応採用はしておりません。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） 繰り返しになりますけれども、やはり被災者にとってはその部分ごとの金額が問題になるのではないかというふうに思いますが、ですから塩竈の独自としてそういったことが今やれないというような回答だったと思うんですけど、今後そういったこともちょっと勘案していただくというか、そういうことを検討していただくくらいはやっていただきたいというふうに希望いたしまして、質問を終わります。

○議長（佐藤貞夫君） 1番曾我ミヨ君。

○1番（曾我ミヨ君） 1点だけ。義援金についてですが、早く被災者に届けてほしいということは、そのとおりです。そして、最近伺いますと、どういうものでどういうふうに私の銀行通帳に振り込まれたのかさっぱりわからないまま、記帳すると「社会福祉協議会」とか何か、私それは通帳までは見せてもらっていませんが、その内訳をわからないまま銀行に振り込まれているということで、忙しいのでしょうけれども。

国保なんかも、よくこういうことだというのがふえておりますけれども、まずこの義援金についてもそれぞれ違いがあります。被災時の状況で違いますから、やっぱりその辺は何か早く渡せということと、そういうものもきちんと添えてやってくれというふうに私は要望して

いるわけですが、時間的余裕はないとは思いますが、ぜひそういった対応ができるのかできないのか、お伺いしておきたいと思っております。

○議長（佐藤貞夫君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 実は、先ほど義援金の第1次配分、第2次配分、あるいは義援金受付団体分、宮城県災害対策本部といろいろな表があっておわかりだと思うんですが、そのたびごとにいろいろなものが実は入ってくるということになります。我々は、できればそういうものを一括して支給させていただくのが一番簡単でわかりやすいんですが、入ってくるのがそういう状態でバラバラ、バラバラと入ってきておりますので、そのたびごとに我々は早く支給をしたいということで、どうしても振り込みをいただくご本人の通帳には何回かに分けていろいろな額が入っていくという状況になっていると思っております。本来であれば、全員の方にいちいち「こういうことです」という通知を出して示していくのが一番いいんですが、なかなか我々も事務処理の都合上振り込みをもってかえてしまっているという状況がございます。できるだけわかりやすい形、例えば「半壊の方は、こういう形でこういうふうな金額が振り込まれます」という情報を、我々もちゃんとお知らせできるようなものを、これをできるだけ早く取りそろえて皆さんの方にもお知らせできるような形で進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（佐藤貞夫君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号ないし52号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、議案第50号ないし52号についてはさよう取り計らうことに決しました。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第50号ないし第52号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めま

す。

[賛成者起立]

○議長（佐藤貞夫君） 起立全員であります。よって、議案第50号ないし52号については原案のとおり可決されました。



日程第5 東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会委員長報告

○議長（佐藤貞夫君） 日程第5、東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会委員長報告を議題といたします。

東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会委員長の報告を求めます。21番香取嗣雄君。

○東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会委員長（香取嗣雄君）（登壇） ただいま議題に供されました、東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会委員長報告を申し上げます。

本特別委員会は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に係る本市の復旧・復興対策を調査検討することを目的に、4月28日開会された平成23年第2回臨時会の本会議において議員全員をもって設置され、同日第1回の特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、副委員長には鈴木昭一議員が選任されたものであります。

本特別委員会は、5月14日に市内の被災地域の現地調査を行い、5月19日の第2回特別委員会を開催してからきょうまで、現地調査を含め8回の特別委員会を開催してまいりましたが、今回の報告に先立ちまして去る6月定例会において、設置当初からの委員会活動の経過を述べました中間報告を行っていることは議員各位ご承知のとおりでありますので、主に中間報告後の活動及び東日本大震災の災害復旧・復興対策に関する提言についてご報告いたします。

本特別委員会は、「1. 東日本大震災の対応状況について」、「2. 東日本大震災の災害復旧・復興対策に関する提言の取りまとめについて」を主な議題としながら、市当局より関係者の出席及び資料の提出を求め、慎重に調査検討を行ってまいりました。7月12日に開催した第5回の特別委員会では「東日本大震災の対応状況について」を議題として、7月20日に開催した第6回の特別委員会では「東日本大震災の対応状況について」及び「東日本大震災の災害復旧・復興対策に関する提言の取りまとめについて」を議題とし、当局から資料及びその説明を受け、調査を行いました。この会議では、市当局の被災者支援、災害廃棄物の処理、産業・商工業などの復旧・復興に向けた取り組みなどについて質疑を行い、災害復旧・復興の個別事案に対して特別委員会の意見・要望を反映したところであります。

7月28日に開催した第7回の特別委員会では、「東日本大震災の災害復旧・復興対策に関する提言の取りまとめについて」を議題とし、これまで特別委員会が行ってきた調査、市議会全員協議会、6月定例会の審議などにおいての委員、議員各位の意見・要望を全委員の活発な議論のもと、東日本大震災の災害復旧・復興対策に関する提言として取りまとめを行ったものであります。この提言は、被災者生活支援、住宅再建などを、災害廃棄物処理など16項目に分類し、その項目ごとに今後本市の災害復旧・復興対策及び震災復興計画等に対して反映するための提言として取りまとめを行ったものであります。その提言の内容について申し上げます。

まず、被災者生活支援について申し上げます。

一、応急仮設住宅入居者の健康管理及び良好なコミュニケーションを図るなど、入居者の安心・安全対策に一層努められたい。また、被災者のさまざまな課題解決のため相談窓口の充実を図り、きめ細かな対応と1日も早い生活再建に向けた支援を行われたい。

一、応急仮設住宅入居者の退去後のケアや、自宅などで不便な生活を強いられている高齢者や障害者等のケアを実施し、被災者の早期の生活再建を進められたい。

次に、住宅再建等について申し上げます。

一、被災者が被災者生活再建支援法や国の補助事業、市の融資制度などを活用し、早期に住宅の自立再建ができるよう支援を求められたい。また、住宅の自立再建が困難な被災者には、生活実態に対応した住宅支援を行われたい。

一、災害に強い住宅や市街地形成を図るため、一般住宅における耐震診断及び耐震改修・補強を促進するための支援を今後も推進されたい。

一、丘陵部の住宅団地で発生している地盤の崩落や亀裂被害は、宅地所有者個人の資力では対応が不可能なものが多いことから、国の全面的な財政支援による復旧、再整備のための新たな制度の創設がなされるよう、国に働きかけを行われたい。

次に、災害廃棄物処理について申し上げます。

一、居住地、食品加工工場の近傍にある1次仮置場の災害廃棄物については衛生管理の問題が懸念されることから、2次仮置場への安全かつ迅速な搬入に努力されたい。

次に、保健・医療・福祉について申し上げます。

一、被災した後の市民の心の健康を保持するため、うつ病対策、高齢者の認知症対策など、幅広い心のケア対策や各種相談業務の充実を図られたい。

一、子どもの心のケアに関する啓発及び相談事業の充実、保育所の受入体制の整備・充実を進められたい。

一、災害に対する備えを充実するため、災害時要援護者支援体制を強化されたい。また、医療施設・福祉施設・子育て施設等の公共施設の耐震性強化に努められたい。

次に、水産業、水産加工業について申し上げます。

一、被災した事業者の資金調達に係る負担軽減、被災した事業所再建に対する支援、地場産業の広報・宣伝、販路・受注拡大に対する支援を進め、企業の早期復興を図り、町の活力再生に努められたい。

次に、浅海養殖漁業について申し上げます。

一、浅海養殖漁業は、津波の被害を受け存続の危機にあり、被災した漁業者の自主的な生活再建を強力に支援する必要があるため、漁場施設の復旧対策、融資対策など、国・県・関係機関と連携し、早急な救済措置が講じられるよう努められたい。

次に、商工業について申し上げます。

一、被災した事業者の資金調達に係る負担軽減、個人店及び商店街の再建に対する支援、消費需要を喚起する取り組みへの支援を行い、商工業、サービス業の早期復興に努められたい。

次に、観光について申し上げます。

一、観光施設や関連施設を早急に復旧するとともに、観光関係者や関係機関と連携・協働しながら、観光客の呼び戻しや観光振興イベントの開催、受入体制の整備、旅行商品の開発等を進められたい。

次に、雇用について申し上げます。

一、ハローワークなどの関係機関と連携し、被災事業者の雇用維持・確保と被災者の安定雇用の確保対策を進められたい。

次に、公共土木施設について申し上げます。

一、防災上の観点から、避難路や緊急輸送路として災害に強い幹線道路の整備促進に向けて国県に要望を行われるとともに、道路や橋梁の防災対策を進められたい。

一、上水道は管路の耐震化や更新事業を計画的に進めるとともに、災害時における近隣市町との相互供給体制についても検討を深められたい。また、下水道は今回の地震・津波被害やこれまでの防災対策を十分に検証し、抜本的な施設の復旧を進められたい。

一、沿岸部の高潮対策については、津波浸水地域の住民の生活を守るため、安全で安心して住

み続けられる住環境づくり、安全な避難所の確保など、災害に強いまちづくりの構築に向け取り組まれない。

次に、教育について申し上げます。

一、小中学校においては、児童生徒の心の相談、カウンセリングを継続的に実施し、相談体制の充実を図りたい。

一、小中学校において、防災意識の醸成や環境、エネルギーにかかわる基礎的な知識の普及を図るため、防災や環境等に係る教育の推進に努められたい。

一、安全パトロールの強化など、地域挙げての取り組みを進めることにより、児童生徒の通学路の安全確保を図るとともに、今後も学校等における防災体制の充実に努め、より安全・安心な学校づくりを進められたい。

次に、防災について申し上げます。

一、今回の地震及び津波による被害について検証を行い、地域防災計画の災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策及び津波対策がより充実強化されるよう、抜本的な地域防災計画の見直しを進められたい。

一、今回の大震災においては、市内全域でライフラインがストップすることとなったが、市役所庁舎については災害時における関係機関との情報伝達を行うとともに、被災状況等を分析し、災害対策を進める中枢施設として、その機能、役割を十分に果たすことができるよう、総合的な検討を行われたい。

一、地域コミュニティによる避難所運営、町内会等との連携体制の強化を推進するとともに、地域の助け合い、連携が大切であることから、町内会における交流の場の重要性、自主防災などについての啓発に一層取り組まれない。

一、コミュニティFM放送は、災害時の情報伝達に大きな効果があるため、防災上の観点からその活用方法を十分に検討されたい。

一、災害時の停電に備え、避難所となる公共施設等への自家発電機の設置を検討されるとともに、食料品、毛布、暖房器具等、災害時における生活必需品の確保に努められたい。また、ガソリンや灯油等の燃油については避難生活に必要不可欠であることから、その供給体制に万全を尽くされたい。

次に、安全・安心について申し上げます。

一、市内の各地域に安全・安心拠点を設けることにより災害対応力を高めることができるため、

コミュニティーセンターや集会所などを活用し、災害時における安全な避難拠点の形成を一層図られたい。

一、中心市街地において、安全で安心して生活できるよう、防災機能を有した公共施設の整備等により、防災に配慮したまちづくりを進められたい。

一、本市では、市民の不安を解消するため放射能測定を定期的の実施しているが、その測定結果については市民に対するさらなる周知に努められ、より安心して日常生活を送ることができるよう努められたい。

次に、被災経験の継承について申し上げます。

一、東日本大震災の甚大な被害及び被災体験や大震災から得た教訓が、将来にわたり風化することなく後世に伝承され、本市の防災対策及びまちづくりに生かされるよう、被災状況や対策等について保存管理を行うとともに、市民への啓発活動に努められたい。

次に、震災復興計画の進行管理について申し上げます。

一、現在策定が行われている震災復興計画の効率的、効果的な実現を図るため、施策・事業の進捗状況を把握し、復興の検証を行われたい。

最後に、財政運営について申し上げます。

一、東日本大震災は本市の財政運営にも大きな影響を与え、今後の財政状況は起債の元利償還金や公営企業会計への繰出金が増加するとともに、一方では市税等の一般財源の確保が困難となり、財政的に極めて重大な局面を迎えることが予想される。そのため、復興に向けた取り組みは最優先としながらも、計画的な運営と財源の確保を図り、今後も財政の健全化に努められたい。

一、水産業や水産加工業、商業施設などが甚大な被害を受けており、産業の基盤である港湾施設、漁港施設及び魚市場施設などの早期復旧が必要であることから、国県に対しより一層の復旧・復興に向けた取り組みを求められるとともに、本市に対する財政支援が講じられるよう強く要請を行われたい。

一、災害復旧を迅速かつ柔軟に行うことができる体制を整備するため、国に対し一括交付金制度の導入などの財政支援が講じられるよう要望されたい。

一、被災した公共施設の解体に係る費用は全額国の負担となるよう、国に働きかけられたい。

以上が、これまでの本特別委員会において調査検討を行ってまいりました東日本大震災の災害復旧・復興対策に関する提言についての概要であります。この提言については、後日特別

委員会の委員全員の連名により市長あて提出を行ってまいりたいと考えておりますが、市当局におかれましては提言書の内容につきまして最大限尊重され、努力を傾注されるよう要望するものであります。

また、調査に当たりまして各委員からのご発言等のありました意見、要望につきましても、あわせて提出を行いたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

終わりに、東日本大震災からの本市の1日も早い復旧・復興に向け、議会としても当局とともに取り組んでいくことを申し上げ、本特別委員会の報告といたします。

東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会委員長

香 取 嗣 雄

以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

ただいま上程中の東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会委員長報告については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立全員であります。よって、東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会委員長報告については委員長報告のとおり決しました。

以上で本臨時会の全日程は終了いたしました。

よって本日の会議を閉じ、本臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年7月29日

塩竈市議会議長 佐藤 貞夫

塩竈市議会議員 浅野 敏江

塩竈市議会議員 小野 幸男

平成23年9月臨時会 9月20日 開会  
9月20日 閉会

## 塩竈市議会会議録

平成23年 9 月 20日（火曜日）

塩竈市議会 9 月臨時会会議録

（第 1 日目）

## 議事日程 第1号

平成23年9月20日（火曜日）午後1時開議

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙
- 第 3 副議長の選挙
- 第 4 議席の指定
- 第 5 会議録署名議員の指名
- 第 6 会期の決定
- 第 7 各常任委員会委員の選任
- 第 8 議会運営委員会委員の選任
- 第 9 塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙
- 第10 塩釜地区環境組合議会議員の選挙
- 第11 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第12 塩竈市農業委員会委員の推薦について
- 第13 議案第53号

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第13

---

### 出席議員（18名）

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
9番	鈴木昭一君	10番	菊地進君
11番	志子田吉晃君	12番	鎌田礼二君
13番	伊藤栄一君	14番	佐藤英治君
15番	高橋卓也君	16番	小野絹子君
17番	伊勢由典君	18番	曾我ミヨ君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	副市長	内形 繁夫 君
市立病院事業管理者 兼 院長	伊藤 喜和 君	市民総務部長	佐藤 雄一 君
健康福祉部長	神谷 統 君	産業環境部長	荒川 和浩 君
建設部長	金子 信也 君	市民総務部理事 兼政策調整監 兼震災復興推進室長	伊藤 喜昭 君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤 信彦 君	会計管理者 兼会計課長	星 清輝 君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋 敏也 君	産業環境部次長 兼水産振興課長	小山 浩幸 君
建設部次長 兼下水道課長	千葉 正 君	市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	菊地 辰夫 君
市民総務部 政策課長	阿部 徳和 君	市民総務部 財政課長	荒井 敏明 君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	鈴木 宏徳 君	市立病院事務部長	菅原 靖彦 君
市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木 康則 君	水道部長	福田 文弘 君
水道部次長 兼総務課長	尾形 則雄 君	監査委員	高橋 洋一 君
監査事務局長	白澤 巖 君		

---

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤 英治 君	事務局次長 兼議事調査係長	相澤 勝 君
議事調査係主査	芥藤 隆 君	議事調査係主事	西村 光彦 君

午後1時 開議

○事務局長（安藤英治君） 一般選挙後初めての議会でありますので、地方自治法第107条の規定により、議長が選出されるまでの間、年長議員が臨時議長の職務を行うこととなります。

ご紹介を申し上げます。出席議員のうち年長者は伊藤栄一議員であります。伊藤栄一議員、臨時議長をお願いいたします。

○臨時議長（伊藤栄一君） ただいまご紹介をいただきました、年長者の伊藤栄一です。よろしくをお願いいたします。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。皆様のご協力を切にお願い申し上げます。

去る9月15日告示、招集になりました平成23年塩竈市議会第4回臨時会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は市長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は日程第1号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話を持参されている方は電源を切るようお願いいたします。

これより議事に入ります。



日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（伊藤栄一君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま諸君がご着席の議席を指定いたします。



日程第2 議長の選挙

○臨時議長（伊藤栄一君） 日程第2、これより議長の選挙を行います。（「議長」の声あり）

11番志子田吉晃君。

○11番（志子田吉晃君） これから行われます議長選については、市民にわかりやすい選挙をすべきであるし、我々も立候補者がだれなのかわからないのでは正しい判断が下せません。立候補制を検討してください。（「賛成」の声あり）

○臨時議長（伊藤栄一君） ただいま11番志子田吉晃君より議長立候補についての議事進行がご

ございました。暫時休憩いたします。

午後1時03分 休憩

---

午後1時55分 再開

○臨時議長（伊藤栄一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど志子田吉晃君から議事進行がありました件について申し上げます。

議事進行に係る発議については、各会派幹事長会議において協議した結果、今後議長選の立候補の取り扱いについて議会において調査検討していくことを新議長に申し入れていくことといたしますので、よろしく願い申し上げます。

それでは議場の閉鎖をお願いします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（伊藤栄一君） ただいまの出席議員数は18名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（伊藤栄一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（伊藤栄一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名をお書きの上、仮議席1番から順に投票をお願いします。

なお、同姓の議員がおりますので、必ず名前をお書きくださいますようお願いいたします。

〔投票〕

○臨時議長（伊藤栄一君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票箱の閉鎖をお願いします。

〔投票箱閉鎖〕

○臨時議長（伊藤栄一君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（伊藤栄一君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人を定めます。1番浅野敏江君、18番曾我ミヨ君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（伊藤栄一君） 開票の結果を事務局長より報告させます。

○事務局長（安藤英治君） 命により開票の結果をご報告いたします。

投票総数は18票です。これは出席議員数と一致しております。うち有効投票は同数です。

有効投票のうち	嶺岸淳一議員	9票
	小野絹子議員	4票
	佐藤英治議員	5票

なお、この選挙の法定得票数は5票です。以上です。

○臨時議長（伊藤栄一君） 投票の結果は、ただいまの報告のとおりであります。よって、法定得票数に達し、最多得票を得ました嶺岸淳一議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました嶺岸淳一君に、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

嶺岸淳一君からごあいさつをお願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは皆様から絶大なるご支持をいただき、またご推挙いただきまして、議長の大役を仰せつかりました。私の力ある限り全力で働いていきたいと思っております。

今、塩竈を取り巻く状況は、皆様ご案内のとおり、大震災からどう復旧・復興させるかがこれからの最大の課題でございます。これを塩竈の未来のためにより早く、より安全に、そしてより確かなものをつくっていかねばならない責務がございます。これにつきましては、議員各位の皆様のご協力をいただきながら、そして議会としてしっかりと当局に申し出るものは政策提言をし、さらには当局と議会の両輪のごとくしっかりとスクラムを組んで塩竈市民のために全力投球で働いていく、そういった覚悟でございます。

どうか皆様よろしく申し上げます。きょうはありがとうございました。

○臨時議長（伊藤栄一君） これをもって臨時議長の職務を終わります。

この間における各位のご協力に対し、心から感謝を申し上げるものであります。大変ありが

とうございました。それでは新議長と交代いたします。

〔臨時議長 伊藤栄一君 退席、議長 嶺岸淳一君 着席〕



日程第3 副議長の選挙

○議長（嶺岸淳一君） 日程第3、これより副議長の選挙を行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（嶺岸淳一君） ただいまの出席者数は18名であります。

投票用紙の配付をいたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（嶺岸淳一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（嶺岸淳一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名をお書きの上、仮議席1番から順次投票を願います。

なお、同姓の議員がおりますので、必ず名前をお書きくださるようお願いいたします。それでは、1番からどうぞ。

〔投票〕

○議長（嶺岸淳一君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票箱の閉鎖をお願いいたします。

〔投票箱閉鎖〕

○議長（嶺岸淳一君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（嶺岸淳一君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人を定めます。2番小野幸男君、17番伊勢由

典君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（嶺岸淳一君） それでは、開票の結果を事務局長より報告をさせます。

○事務局長（安藤英治君） 命により開票の結果をご報告いたします。

投票総数は18票です。これは出席議員数と一致しております。うち有効投票は同数です。

有効投票のうち 鈴木昭一議員 9票

鎌田礼二議員 5票

曾我ミヨ議員 4票

なお、この選挙の法定得票数は5票です。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 投票の結果は、ただいまの報告のとおりであります。よって、法定得票数に達し、最多得票数を得ました鈴木昭一君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました鈴木昭一君に、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

鈴木昭一副議長のごあいさつをお願いいたします。

○副議長（鈴木昭一君） ただいま皆様方御方の結集によりまして副議長の選任をいただきました。

副議長の任務は、議長を補佐し、議会を透明性のある、そしてまた既に制定された基本条例をしっかりしたものに位置づけて、そしてまた東日本大震災の一日も早い復旧・復興を当局と一つになって推し進めなければならないと考えております。

今後、皆様方の温かいご支援、ご協力を賜りまして、一生懸命議長を補佐しながら頑張っ  
てまいります。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。



#### 日程第4 議席の指定

○議長（嶺岸淳一君） 日程第4、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長が指定をいたします。

議員諸君の議席は、仮議席のとおり指定いたします。



#### 日程第5 会議録署名議員の指名

○議長（嶺岸淳一君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、1番浅野敏江君、2番小野幸男君を指名いたします。



日程第6 会期の決定

○議長（嶺岸淳一君） 日程第6、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は、1日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、本臨時会の会期は1日間と決定いたしました。



日程第7 各常任委員会委員の選任

○議長（嶺岸淳一君） 日程第7、各常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長から指名をいたします。

総務教育常任委員には2番小野幸男君、5番志賀勝利君、7番阿部かほる君、8番西村勝男君、12番鎌田礼二君、17番伊勢由典君の6名であります。

次に、民生常任委員には1番浅野敏江君、9番鈴木昭一君、10番菊地進君、11番志子田吉晃君、15番高橋卓也君、18番曾我ミヨ君の6名であります。

次に、産業建設常任委員には3番嶺岸淳一、4番田中徳寿君、6番香取嗣雄君、13番伊藤栄一君、14番佐藤英治君、16番小野絹子君の6名であります。

以上の方々を各常任委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました方々を各常任委員に選任することに決定をいたしました。

ただいま選任された各常任委員の方々は、次の休憩中にそれぞれの委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果をご報告お願いいたします。

なお、招集通知は口頭をもってかえさせていただきます。

開催場所を申し上げます。総務教育常任委員会は北側委員会室、民生常任委員会は委員会室、産業建設常任委員会は議員控室といたします。

暫時休憩いたします。

午後2時24分 休憩

---

午後3時01分 再開

○議長（嶺岸淳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会における正副委員長の互選の結果についてご報告をいたします。

総務教育常任委員長には7番阿部かほる君、同じく副委員長には5番志賀勝利君。

民生常任委員長には18番曾我ミヨ君、同じく副委員長には11番志子田吉晃君。

産業建設常任委員長には6番香取嗣雄君、同じく副委員長には4番田中徳寿君。

以上、選出されましたので、ご報告をいたします。



日程第8 議会運営委員会委員の選任

○議長（嶺岸淳一君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長から指名をいたします。

議会運営委員には1番浅野敏江君、7番阿部かほる君、12番鎌田礼二君、17番伊勢由典君の4名であります。

以上4名を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました方々を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任された議会運営委員の方々は、次の休憩中に委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果の報告をお願いいたします。

なお、招集通知は口頭をもってかえさせていただきます。

それでは、委員会室において開催をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後3時03分 休憩

---

午後3時15分 再開

○議長（嶺岸淳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会における正副委員長の互選の結果についてご報告をいたします。

委員長には1番浅野敏江君、副委員長には17番伊勢由典君が選出されましたのでご報告いたします。



日程第9 塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙

○議長（嶺岸淳一君） 日程第9、塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙する議員の数は、同組合同規約第5条の規定により3名であります。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

さらにお諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、議長が指名することに決しました。

塩釜地区消防事務組合議会議員には4番田中徳寿君、7番阿部かほる君、16番小野絹子君の3名を指名いたします。

ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認めます。よって、塩釜地区消防事務組合議会議員には4番田中徳寿君、7番阿部かほる君、16番小野絹子君の3名が当選されました。

ただいま塩釜地区消防事務組合議会議員に当選されました4番田中徳寿君、7番阿部かほる君、16番小野絹子君に本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。



日程第10 塩釜地区環境組合議会議員の選挙

○議長（嶺岸淳一君） 日程第11、塩釜地区環境組合議会議員の選挙を行います。

選挙する議員の数は、同組合同規約第5条の規定により2名であります。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

さらにお諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、議長が指名することに決しました。

塩釜地区環境組合議会議員には2番小野幸男君、10番菊地 進君の両名を指名いたします。

ただいまの指名についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認めます。よって、塩釜地区環境組合議会議員には2番小野幸男君、10番菊地 進君の両名が当選されました。

ただいま塩釜地区環境組合議会議員に当選されました2番小野幸男君、10番菊地 進君に本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。



日程第11 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（嶺岸淳一君） 日程第11、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙する議員の数は、同広域連合規約第8条の規定により1名であります。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

さらにお諮りをします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、議長が指名することに決しました。

宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員には3番嶺岸淳一を指名いたします。

ただいまの指名についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認めます。よって、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員には3番嶺岸淳一君が当選されました。

ただいま宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました3番嶺岸淳一に本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。



日程第12 塩竈市農業委員会委員の推薦について

○議長（嶺岸淳一君） 日程第12、塩竈市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

推薦の方法については議長において指名したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、議長が指名することに決しました。

農業委員会等に関する法律第12条に規定する農業委員となられる方を指名いたします。本市議会から推薦する農業委員には9番鈴木昭一君を推薦いたします。

なお、ただいま指名した方には除斥の対象となりますのでご退席を願っております。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方を本市農業委員会の委員として推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました方を本市農業委員会の委員として推薦することに決しました。

それでは、農業委員の着席をお願いします。

〔9番 鈴木昭一君 着席〕



日程第13 議案第53号

○議長（嶺岸淳一君） 日程第13、議案第53号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 議案第53号の提案理由をご説明申し上げます前に、お許しをいただきまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月11日執行の塩竈市議会議員選挙におきまして、見事ご当選を果たされましてご就任されました議員各位に心からお祝いを申し上げます。

私も、おかげさまで議員各位のご指導と市民の皆様のご支援により市長に再選させていただきました。今後4年間の市政を担当することとなりました。マニフェストを実行し、東日本

大震災からの復旧・復興の推進、そして第5次長期総合計画の「おいしさと笑顔がつどうみなとまち」の実現へ誠心誠意、皆様とともに努力をいたしてまいりますので、何とぞよろしくご指導をお願い申し上げます。

さて、ただいま上程されました議案第53号は、市議会議員の任期満了による改選に伴い、議員選出の監査委員を新たに選任するため議会の同意を求めるものでありまして、伊藤栄一議員を監査委員に選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により市議会の同意を求めるものでございます。

同議員は、議員各位ご承知のとおり、人格、識見ともに適任の方でありますので、満場のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（嶺岸淳一君） ただいま選任の同意を求められております13番伊藤栄一君については、除斥の対象になりますので退席を願っております。

お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、本件については質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。議案第53号については、同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（嶺岸淳一君） 起立全員であります。よって、議案第53号については同意を与えることに決しました。

なお、新任の監査委員からの就任のあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。それではあいさつをお願いいたします。

○監査委員（伊藤栄一君） ただいま塩竈市監査委員の選任を受けました伊藤栄一でございます。

塩竈市の財政は決して豊かではなく、大変な時期を迎えております。また、東日本大震災においては復旧・復興と本当に大きな問題を抱えている今日、いろんな予算の配分なんかも大変ではなかろうかなと思っております。今後の長期計画を見ても、人口減少、決して塩竈市の財政は豊かなほうへ向かうのは厳しいのではないかというふうに思っておりますので、市民に納得のいく監査をして前へ進めたいというふうに思っております。

皆様方の絶大なるご支援、ご協力をお願い申し上げまして、選任されたあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○議長（嶺岸淳一君） 以上をもって本臨時会の全日程は終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、本臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3 時 2 8 分 閉会

---

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 2 3 年 9 月 2 0 日

塩竈市議会臨時議長 伊 藤 栄 一

塩竈市議会議長 嶺 岸 淳 一

塩竈市議会議員 浅 野 敏 江

塩竈市議会議員 小 野 幸 男

平成23年9月定例会      9月30日      開 会  
   10月19日      閉 会

## 塩竈市議会会議録

平成23年 9 月 30 日（金曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 1 日目）

## 議事日程 第1号

平成23年9月30日（金曜日）午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 認定第1号及び第2号
- 第6 議案第54号ないし第70号
- 第7 議案第71号ないし第74号
- 第8 議員提出議案第7号
- 第9 議員派遣の件

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第9

---

### 出席議員（18名）

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
9番	鈴木昭一君	10番	菊地進君
11番	志子田吉晃君	12番	鎌田礼二君
13番	伊藤栄一君	14番	佐藤英治君
15番	高橋卓也君	16番	小野絹子君
17番	伊勢由典君	18番	曾我ミヨ君

---

### 欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	副市長	内形 繁夫 君
市立病院事業管理者 兼 院長	伊藤 喜和 君	市民総務部長	佐藤 雄一 君
健康福祉部長	神谷 統 君	産業環境部長	荒川 和浩 君
建設部長	金子 信也 君	市民総務部理事 兼政策調整監 兼震災復興推進室長	伊藤 喜昭 君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤 信彦 君	会計管理者 兼会計課長	星 清輝 君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋 敏也 君	産業環境部次長 兼水産振興課長	小山 浩幸 君
建設部次長 兼下水道課長	千葉 正 君	市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	菊地 辰夫 君
市民総務部 政策課長	阿部 徳和 君	市民総務部 財政課長	荒井 敏明 君
市民総務部 税務課長	赤間 均 君	産業環境部 商工港湾課長	佐藤 修一 君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	鈴木 宏徳 君	市立病院事務部長	菅原 靖彦 君
市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木 康則 君	水道部長	福田 文弘 君
水道部次長 兼総務課長	尾形 則雄 君	教育委員会委員長 職務代行者	庄司 洋子 君
教育委員会教育長	小倉 和憲 君	教育委員会 教育部長	桜井 史裕 君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤 ゆりみ 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古 正夫 君
教育委員会教育部 学校教育課長	星 篤 君	選挙管理委員会 委員長	稲田 喜一 君
選挙管理委員会 事務局長	鈴木 正信 君	公平委員会委員長	村田 知彦 君
監査委員	高橋 洋一 君	監査事務局長	臼澤 巖 君

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤 英治 君	事務局次長 兼議事調査係長	相澤 勝 君
------	---------	------------------	--------

議事調査係主査 芥藤 隆 君 議事調査係主事 西村 光彦 君

午後 1 時 開議

○議長（嶺岸淳一君） 去る 9 月 22 日告示招集になりました平成 23 年第 3 回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第 1 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

携帯電話等をご持参されている方は、電源をお切りになりますようお願いいたします。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（嶺岸淳一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、4 番田中徳寿君、5 番志賀勝利君を指名いたします。



日程第 2 会期の決定

○議長（嶺岸淳一君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は 20 日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は 20 日間と決定をいたしました。



日程第 3 諸般の報告

○議長（嶺岸淳一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様方にご配付しておりますとおり、専決第 34 号車両接触事故による損害賠償の額の決定については地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、報告第 4 号、平成 22 年度健全化判断比率については地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、報告第 5 号、平成 22 年度資金不足比率については同法第 22 条第 1 項の規定により、それぞれ 9 月 22 日付で議長あてに報告がなされたものであります。

また、監査委員より議長あてに提出されました例月出納検査の結果報告 2 件並びに企業会計例月出納検査の結果報告 2 件であります。

さらに、塩竈市教育委員会委員長より議長あてに提出されました塩竈市教育委員会点検・評価報告書平成23年度版1件、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員より議長あてに提出されました平成23年第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の会議の報告1件であります。

これより質疑に入ります。

17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） 諸般の報告について何点か、諸般の報告の特に塩竈市教育委員会の点検・評価報告書平成23年版が9月付で報告されております。

そこで、ページ数からいきますとこの報告書のところでわからないところも含めてお尋ねをしたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それで、1ページのところから平成22年の教育委員会の審議案件というのが出ております。これを見て、ちょっとわからないところを確認をしたいと思います。と言いますのは、例えば3ページ、平成22年度教育委員会審議一覧。そこには例えば2月18日付、2月定例会というのが開かれています。これは恐らく教育委員会の委員会の定例会だと思われませんが、例えばそういうところで専決処分、報告というのが2月定例会のところに3件あります。それで、同様の記載が8月26日、次のページ、8月26日の8月定例会、ほぼ真ん中ごろ、同様に専決処分、議案に対する意見と、こういうことになっておりますし、2件ほどそういう形でのっております。そして12月17日、同様の形でのっております。そこで、一応報告書そのものが三、四年前から出るようになりましてけれども、ちょっとこの報告書で目を通してわからないのがあるのでお聞きしたいのです。それは、一つは意見というふうになっていますが、どういった意見が出されてきたのか。この中には一切ないのではないかということになるわけなのです。ですので、一つはすべて言うことはできないでしょうから、主なポイント、どういうふうな意見が出されたのか、どういう内容が主だったものなのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、専決処分報告ということですから、教育長のところで専決処分したのかなと思いますが、結構案件数が多いので専決処分等が結構見受けられますので、そこら辺の中身等についてお尋ねをしたいと思いますので、その点まず最初にお聞きします。

○議長（嶺岸淳一君） 小倉教育長。

○教育長（小倉和憲君） 初めに、専決処分が多い理由についてお答えいたします。

専決処分のほとんどはご存じのとおり、市議会定例会に提出議案及び補正予算でございます。その中で、市議会に提案する教育委員会関連の議案及び補正予算については、意見の聴取についてということで市長から教育委員長あてに照会がございます。

ご指摘のとおり、教育委員会にてご審議いただいた上で市議会に上程するところでございますけれども、教育委員会の開催するいとま等がないために各委員に持ち回りにて定例会に専決処分報告として確認いただいているところでございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。と同時に、内容的には、例えば補正予算の内容について教育委員会のところでどのような補正予算の内容があるのだということで、それに対して関連事項について担当課長等から説明をしているところでございます。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） わかりました。

主には塩竈市に提出する議案等や補正予算、その他ということですね。

そこで、こういった報告書そのものが出て、教育委員会の委員会の活動が大体これで一目でできるので、それはそれで助かるのです。ただ、こういった意見が出ているかと、こういった意見が概要的にあったのかというのは、ぜひ次年度あたりやはり我々報告書を見てどういう意見が各委員の方々からあったのか、教育行政にどういうふうにかかされていく方向になったのかというのは、ぜひ次回から入れていただきたい、これは要望ですので、ひとつご検討の方でよろしくをお願いをしたいと思います。

それから次のところで、教育行政との関係でちょっと見た感じ、17ページのところになります。教育について数値や指標についての点検・評価というのがのっております。これを見ますと、例えば思いやりの心、平成20年度から22年度までのそれぞれの県平均、国平均との関係で小学生であるならば将来の夢や目標を持っていますかということで、持っているという方が86%いるとか、それぞれ小学生、中学生の願い・思いなどもここにのっております。ずっとあって、実は19ページのところを見ますと豊かな想像力という点で、いわば知育の関係が出てくるわけなのです。これ見ますと、それぞれの全国学力テストとの関連で、その他関連で見ますと例えば小学校は県、国平均と大体横並びと言いますか、そういう数字、パーセントになっております。これを見ますと。国語A、国語B、算数A、算数Bと。中学生のところの同様の調査で見ますと、国語A、B、それから数学A、Bと。その数字と言うと、パーセントで言うと全国平均よりも若干中学生の場合下回っているというのが、我が市の、今

の学力調査という一つの方法や手段ですから、これですべて評価をするというものでは私はないと思いますが、しかしやられた限りは報告があるわけですから、そうすると例えば中学生で言うとBで59.8、県あるいは国で65から66ですか、数学Aが57.4、全国平均、県平均が64%、同様にそういったやや下回っていると言いますか、そういうふうなところが見受けられます。特に学力をどう培うかというのは、学校教育にとっては非常に大事な知育、体育や含めて、徳育も含めながらこの分野について中学校の関係で数字が下回っていると。これをどうというふうに見て、具体的な教育行政の中に生かされているのかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 小倉教育長。

○教育長（小倉和憲君） 塩竈市教育委員会としましては、これまでの学習状況調査を踏まえて、子供たちにまず一つ目は学習習慣の確立ということで努めておりました。その中で、子供たちが学習の楽しさを味わいながら1人1人が確実な知的、それから体力相当の知識能力を身につけるような指導をしまいいりましたけれども、今、議員のお話のあったとおり、確かに中学校が少し落ちております。今までは議会のご承認いただきまして小学校5年生に塩竈市独自として教員補助者を配置しておりましたけれども、これらについて今後は各中学校にも指導主事の活用ということ、これまでは小学校の5年生の補助教員を中心に指導してきてまいりましたので、これから中学校の方にもということで、今年度は教育委員会の中で学習推進係というのを設置しまして、指導主事を2名配置しまして、小学校と中学校に専門的に指導するような体制をとって、今しておるところです。同時に、中学校残念ながらいろいろな面で学習環境を整えるということもありましたので、そういうことも含めて各学校に取り組んでおるところでございます。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） そうすると、その中学校で指導主事2名配置していくということで、もうこれは既に配置済みなのか、これからのいわば取り扱いになっていくのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（嶺岸淳一君） 小倉教育長。

○教育長（小倉和憲君） 今までは1名だったのですけれども、今度2名にして、今までは先ほど言ったように小学校5年生の少人数指導を中心にしておりましたのを2人にしまして、中学校の方にも専門に指導主事が月1回ないし2回各学校を訪問して、県から配置されてお

ます加配の少人数指導の部分を中心に授業参観し、指導をしておるところでございます。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） いろいろと加配の先生方に対する指導を中心にとということですね。わかりました。そうしますと、その加配以外の例えば中学校の実際の加配以外の先生方の指導体系というのはどういうふうな形になるのか教えてください。

○議長（嶺岸淳一君） 小倉教育長。

○教育長（小倉和憲君） 県から加配して回っている分は、教科でいうと数学と英語と、これが中心で行っておりますので、主に数学と英語を中心に指導しているということでございます。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） わかりました。ひとつ実りある成果を期待しつつ、いろいろな取り組みは進めていただければと思います。

そこで、学校教育についての関係は以上で、もう一つそういったことも含めて34ページのところで評価がされております。ここで言いますと、32ページのところでこれ隅山先生というのですか、もとの名古屋工業大学の教授の方の現場視察と、そしてそれぞれの教育関連施設等々の視察をしております。次の34ページのところで、ちょうど真ん中ごろでしょうか。今の関連で、評価や考え方がのっているわけなのです。やり方はいろいろあると思うのです。

（2）のところでは小学校・中学校・高等学校・大学の教育の連携と、こういうことを含めつつ、次の3番目のところについて、やはりよく見ているなと思います。というのは、ここで言っているのは学ぶことについて触れておまして、「人間の本能に根ざして本来楽しいこと」であると、つまり学ぶことがですね。「しかし、現実の社会では習熟度をチェックするはずの試験が進学や就職の登竜門」と選別する手段になっていると。ここにやはり、今の勉強嫌いや数学嫌い、理科離れなどの原因になっていると触れておまして、そういうこういった今の進学を中心としたものとの関係で指摘をしております。これをどう受けとめるかということで、こういった評価を、わざわざ来ていただいて評価をしていますので、その辺のあたり今後どういうふうに生かしていこうとするのか、その辺の考えについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 小倉教育長。

○教育長（小倉和憲君） 塩竈市教育委員会としましては、これまでもお話してまいりましたけれども、やはり子供たちが「知・徳・体」のバランスの取れた人間の育成ということで、全

人教育を盛り出して今まで教育をしておるところでございます。そこで、その中で宮城県も志の教育ということを重点事項でやっておりますが、それと合致するのがほとんどですので、その県の志の教育、「自主独立・全人教育」、それを県の指定を浦戸第二小学校・浦戸中学校がちょうど小中一貫的教育をしておりますが、これをモデルに塩竈市全体が県の指定を受けて研究をしているところでございます。これが市内全体に波及するように、今、それぞれ発表会、いろいろな意見交換会をしながら進めております。あくまでも、「知・徳・体」、先ほどお話ししました義務教育9年間を見据えた教育により「知・徳・体」のバランスのとれた全人教育の充実に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） ぜひ、こういった教訓も生かしながら、推移を見てまいりたいと思いません。

あと、最後になるのかもしれませんが、東日本大震災の関係でページ数24ページのところで触れられているわけなのです。東日本大震災の対応というのが述べられて、いろいろ各学校施設が指定避難所として役割を果たしたということが言えるのではないかと思います。

そこで、ちょっとお尋ねをしたいのは、次のページの27ページのところで、下段あたり、10行目から学校教育の関係でいろいろなことありますけれども、小中学校の防災マニュアルというのがこの中では見直しを行おうとしていると、あるいは災害備蓄も含めた避難所運営の見直しと、非常に大事な問題ですね、つまり防災としての役割を果たす、防災拠点と言いますか避難所としての役割も一方では学校は今後も果たしていくということや、無論多くの子供さんたちも実際に抱えているわけですから、やはりそういった震災にあったときのさまざまなマニュアル化というのは必要だと思います。

そこで、こういったことが触れられているとしますと、現状ではどういうふうな形で、今、こういった防災マニュアル等が準備されているのか、どの辺までいっているのか、それぞれのマニュアルについてどういうふうな見直しがされているのかお尋ねをしたいと思いません。

○議長（嶺岸淳一君） 小倉教育長。

○教育長（小倉和憲君） 今回の大震災は未曾有の、我々も想像もつかない部分の大きな震災でしたので、まず5月、6月の校長会でこれまで各学校地震と火災等についてを中心の防災安全、いわゆる学校の安全教育計画だったのですが、それを見直しを図るということで共通理解を図り、9月までの間に各学校見直しを図っております。これは、我々は子供の命を守っ

ていくことを大前提にしまして組み直す、例えば塩竈はたまたま学校は高いところにありますけれども、万が一津波が来たらどこに逃げるか、それらも含めてもう1回検討しなさいということを指示しております。それで、9月の教頭会、各学校再度見直しをした段階で持ち寄りました。そして、今、各学校、市内の全域的なものを含めて、地域によっては学校の計画も異なる部分もありますので、自分たちの学校でここはよい、ここはあれだと、あとはみんなのところを見習いながら、それぞれ各学校で現在見直しを図り、来月中には各学校の新しい防災マニュアルができる予定でおります。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 10番菊地 進君。

○10番（菊地 進君） 私からも教育委員会点検・評価報告書の件で確認をしながら、ちょっと理解を深めてまいりたいと存じます。

まず、10ページ、いろいろこの評価、私は大変市内の小中学生の様子が大体わかるかなと思ってます。それで、さらにもっと理解を深めたいのは、せっかくいろいろ点検やら評価報告をしていただいているわけなのですが、その中でまず10ページの外国語指導助手招集事業で、いろいろな外国の先生方に来てもらって、身近に触れ合っているということなのですが、その中で図ったのはわかるのだけれども、どういう効果が出ているかというの書いてもらわないと、例えば、いわゆる外国の生活がみんなわかってきたと、それに向けて塩竈の生活と暮らしでもっと先進国な国を目指すように子供たちが考え方が変わったとか、そういうのがあるのかそれとも語学力がどうなったかというの、せっかくだから書いてもらわないと、効果があったのか評価がどこで、先生を呼んだだけの評価なのか、そうすると実際的にどうなっているかというのが、これを読んでわからないのです。直接、その学校に行って聞きなさいと言われるかもわからないのですが、どうせつくるのだったら子供たちがこういうふう、この授業によってこういうふう成長しましたという評価はしにくいのですが、それともできないのか、できるまでいかなかったのか、いっぱい実績があったのだけれども書き切れなかったのか、その辺答弁願います。

○議長（嶺岸淳一君） 小倉教育長。

○教育長（小倉和憲君） このALT招致事業についての評価等に成果を記入しなかったことは、私の方でもう少し配慮が足りなかったと思っております。ALTの配置につきましては、中学校を中心に2名のALTを、今、市内に配置しております。その関係で、子供たちは英語を母国語としているALTの発音に直接触れることによって、外国語を話そうとする生徒の

意識が高まってきております。と同時に、正確な発音を学ぶことができていることによって、子供たちがそれで自信を持って外国の方等の話も積極的に会話をするような姿勢が見られております。そういうことで、外国人と話すことにもおくれをとらない技術を育てていると感じております。また、身近に外国人の存在を感じることも、意識をすることができて、異文化への関心興味が深まっておるところでございます。

今年度から小学校の五、六年生でも、外国語活動を始めておりますので、その小学校にもALTにも行って授業をする部分がありますので、そういうことも外国語活動を初め、三、四年生の総合的な学習の時間でも異文化体験や外国人との触れ合い等を通してそれなりの大きな成果が上がっていると感じております。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 10番菊地 進君。

○10番（菊地 進君） 今、教育長が説明されました。そういうこと書いていただきたいのです。そうすれば、ここで確認したりしなくて済むのではないかと思うのです。だから、これはこの評価のこういう予算をつけてこういう事業したと思うのですが、これを議会に出すためなのか、それとも学校の先生方や教職員の方がこれをもっともいい勉強、そしていい教育環境を目指すというそういう指針なのかわからないのです。ただ、教育委員会の事業でこれを消化しますというのだけではもったいないと思うのです。ですから、今、細かいこと聞いたのですが、そういった意味で、今後そういう子供たちが意識が変わったのなら変わったなりに書いてもらえばすごいなと思ひもして、もっともっと頑張ってもっと、先生2人しかいなかったら各校に1人ずつやるくらいの予算を当局に、我々だって話せるのです。それが何かこのままだとこれで終わりなのかなと思うと、当局の方にもっと教育予算ふやしきないと言いつらいのです。言いやすくするためには、やはりこういう成果があったから、もっと各校に1人ずつの先生の呼びたいのだというくらいの意欲を示してもらえば、ああっと、もっともっとという議論になるのかなと思いますので、ぜひともお願いします。

また、それと正反対なのですが、10ページの中で、要保護・準要保護、毎年、私これ見て言っているのですが、これは教育長に聞くよりも市長に聞きたいのは、やはり小学校で延べ人数が1,792人で2,405万7,000円、そして中学校が920人で2,146万5,000円のこういった費用、というかこの人数、こういうこといるということは、子供たちが延べにしたって大変な人数でないかなと思うのです。それで、関連するのですが、いわゆる11ページあたりには、例えば10ページで、その前か、前のページ何かで言うと家庭環境の中で勉強一生懸命してもらっ

てますよなどと言うよりも、こういった生活環境の中で学校のこういった費用もなかなか負担しづらい中で、本当に子供たちが勉強できる環境なのかなというのが、率直な疑問なのです。ですから、こういった中で、そうすると教育以外に経済の問題とかとなってくるのですけれども、雇用問題だ何だっとなってくるのですが、本当にこういった感じで、子供たちが本当に家庭の中で学力向上のために勉強できる環境なのかなと心配するものですから、その辺勉強の方は教育委員会に聞くけれども、こういう予算配分でこのことを見て全体的な、塩竈市全体を見るとすれば、市長はこの数字を見てどうお考えなのかちょっとお知らせしていただければ。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、要保護・準要保護援助事業についてご質問いただきました。

残念ながら、経済社会環境が大変厳しい中で、こういった方々がふえつつあるということについては、私も認識をいたしております。ただ、この目的は教育の機会均等ということからいたしますと、こういった環境にある方々にもしっかりと勉強に取り組んでいただく環境をつくり出していくというのが行政の責任ではないかなと思っております。そういった申請がありました方々に、このような公費を負担をさせていただき、できる限り学校教育、「知育・徳育・体育」といったようなものにしっかりと取り組んでいただける環境を、なおつくり出していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 10番菊地 進君。

○10番（菊地 進君） こういった市内の経済環境の要因がいっぱいあるのかなと思って、震災だけでなく、ですから、前々からこの問題取り上げてますが、やはり子供たちが本当に素直に勉強できる環境づくりというの、さらなる教育委員会と連携しながら頑張ってもらおうよう希望するところがございます。

それで、最後にいたします。

24ページに東日本大震災の対応とありますけれども、こういう評価、私見て、前段で思いやりの教育だ、そういうふうなのを書いてあるのですが、この中で抜けているのがあるのではないかなと思うのです。というのは、子供たちが卒業しても何しても在籍は3月31日まで学校で把握しているのではないかなと思うのですが、そんな中で私の知る限りでは1名の生徒が亡くなっているのではないですか。そういうの一言も書いていない。残念です。やはり尊い命が亡くなっているのです、震災で。避難者数書くのももちろん大事です。学校で用意し

たからこのくらいの、一小が八百何十人だ、何だって避難された。だけれども、尊い命が亡くなっているのです。それを表記しないで、報告ですよ、何だよと言われても、思いやりも何もないのですか、それとも抜けているのですか。ここに書けないものあともっとあるのですかと、議員として見てしまうのです。そうすると、せっかくな点検・評価報告と言っても、これを100%信用してくださいと言われて、「はい」と私は議員の立場で、子供を持つ親の立場として鵜呑みにできないのです。ですから、その辺、何と言うかどうしてそういうのが抜けたのかなと思います。

また、先ほども外国人の先生方の話聞きましたが、けやき教室のことで27名の児童生徒が通学して、学校生活の復帰を図ったというけれども、では復帰を図ったのは27人が復帰したのか、何人なのか、例えば27人中5人なのか、2人なのか、そういうのも書いてないのです。それとも27人の復帰を願ったのだけれども、だれも学校に復帰しなかったのか、その辺きちんと教えてもらわないと、正しい情報を教えてもらわないと、我々本当に未来を担う大切な子供さんのために市民の声として届けづらいのです。その辺のことを答弁していただきたいと思います。2点。済みません。

○議長（嶺岸淳一君） 小倉教育長。

○教育長（小倉和憲君） まず、初めに卒業式を終え、中学校生活を終えて、高校生活に夢と希望を膨らませていた生徒を失ったことは、私ども教育委員会といたしましても大変心痛めております。また、改めまして子供のご冥福とご家族に対するお悔やみを申し上げるところでございます。ご指摘のとおりこの点検・評価にその旨を記載しなかったことについては、我々大いに配慮に欠け、深く受けとめ、今後ともこれらについてもきちんと記載するように、また、今お話ありましたけやき教室のことについても、またさきにお話ありました部分についても、けやき教室は27名のうち2名と復帰しておるのですけれども、その他についてはそういう細かいところまで配慮が足りない記載だったものですから、来年度以降、今後そういうことを含めて記載してまいりたいと思います。どうも済みませんでした。

○議長（嶺岸淳一君） 10番菊地 進君。

○10番（菊地 進君） ありがとうございます。

いろいろ震災絡みで、震災の対応とかというのは本来で書くスペースでなかったのだろうと思います。しかしながら、やはりそのことがらの重大性を今後とも教訓としまして、そして未来を担う大切な児童生徒のために教育委員会、そして学校一丸となってこの評価報告書が

最大限に生かされますようご祈念申し上げまして終わります。

○議長（嶺岸淳一君） 16番小野絹子君。

○16番（小野絹子君） 私の方からは諸般の報告の中で、2番、3番、4番の資料で質問したいと思えます。

これは何かと言いますと、報告第4号で22年度健全化判断比率についてということと、報告第5号で平成22年度資金不足比率について、健全化判断比率等の報告が財政の健全化に関する法律のもとで報告されているということとございます。そういう点で、夕張のようにならないようにということ、結局国の方は20年度の決算からこの4指標を提示するようにさせたわけでありまして、その中で今回22年度の決算において、実質赤字比率は黒字になっていると、一般会計含め特別会計も黒字になっているということ、ここは黒字でマイナス3.92%だということ、内容的には報告されているわけです。それで、連結実質赤字比率は、これは企業会計も入ってくるわけですので、市立病院や水道なども入りまして、そういう点で連結実質赤字比率では11.27%の黒字ということ、早期健全化や財政再生基準からすればここは全然問題にならないと、要するに財政は好転しているという受けとめ方をしているのかどうか、その辺一つお聞きしておきたいと思えます。

それで、さらに実質公債費比率についても9.7%、昨年と比べれば若干ふえているようですが、そういった問題。あるいは将来負担比率が88.9%で、これは将来的に負担していかなければならない塩竈の財政としてはどういうふうと考えていくのかということ、昨年と比べれば、昨年100%くらいだったようですから、若干ふえているということが言われるわけですが、この指標を見て市長は塩竈市の財政について、この健全化判断比率についてどういうふうな受けとめて、今後どういうふうな財政運営をしようとしているのか、最初にお聞きしておきたいと思えます。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 小野議員から健全化指標等に関するご質問をいただきました。

初めに、この取り扱いについてであります、国の方におきましてこういった具体的な数値を示されており、それらについて塩竈市としてどういう対応をとったかということについて、議会の方にご報告をさせていただいているものであります。

内容といたしましては、私ども公的機関として財政運営を行う上で最低限クリアしなければならない基準ではないかと考えておるところでありまして、当然これを上回る努力を今後と

もしていなければならないと考えております。

まず、健全化指標の状況についてであります。今、議員の方からもお話をいただきました。22年度の健全化判断比率における実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率、22年度資金不足比率につきましては前年度同じく黒字または若干率が上下するという結果になってきております。特に、将来負担比率につきましては、前年度から11.5ポイントの減となると88.9%となっておりますが、行財政改革の推進として実施をいたしました土地開発公社、経営健全化によります負債の解消によるものが大きな要因とあると理解をいたしております。また、資金不足比率につきましては、唯一の赤字会計であります市立病院事業会計が病院改革プランに基づく一般会計からの不良債務解消に向けた繰り入れのほか、前年度に引き続き単年度収支の黒字を達成したことによりまして、前年度から2.6ポイント減の8.0%となるところであります。しかしながら、実質公債費比率につきましては、退職手当債等の公債費の増によりまして、前年度から1.5ポイント上昇の9.7%となりましたことから、必ずしも本市財政状況がすべての面において好転したわけではないと判断をいたしております。今後の財政運営についてということでもございました。今、現在東日本大震災関連の各種災害復旧関係予算について議会の方にお諮りをさせていただいているところでありますが、それらの財源として一般会計のみならず特別会計、企業会計において多額の地方債を今後発行する見込みであり、来年度以降実質公債費比率のほか将来負担比率も悪化していくのではないかとといったようなことを懸念をいたしておりますことから、今後ともなお計画的な財政運営を進めていかなければならないと判断をいたしているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 16番小野絹子君。

○16番（小野絹子君） 今回の資料見させていただきまして、ナンバー2の方は報告という形で提案されて、ナンバー3の方に監査委員の意見書を含めて提案され、そしてナンバー4でこの健全化算定資料ということが出されております。そういう点では、この3点資料をもとにしながら、あるいは監査委員が報告している資料等を使いながら、特に連結の実質赤字比率のところでは、これですとナンバー4で使わせてもらえば市立病院が2億540万円の資金不足だと、しかし一般会計で4億8,600万円の黒字になっていると、国民健康保険で1億7,429万5,000円だということです。介護保険事業が116万円の黒字、そして後期高齢者医療事業特別会計が220万円の黒字で合わせますと6億6,400万円の黒字になっているということで

出されております。さらには、公営企業で言えば水道事業が何と資金の剰余金が9億3,878万2,000円あるということで、魚市場が2万円ということですから、それらを合わせると9億3,881万円、これとその標準財政規模、今回は臨時財政対策債の発行が多かったということで、この標準財政規模が123億9,154万1,000円となっているようですが、それらの計算の結果マイナス11.27%、つまり黒字が11.27%だという状況で報告されているわけです。したがって、連結の場合ですとこういう形で全会計がわかるということで非常に貴重な資料だと思うのです。ですから、こういうふうな中身のものが実際に単なる報告だけで終わっていいのかということが、私が問題として持っているところです。昨年も伊勢議員の方からそういう質疑がありまして、報告だけではなくてやはりきちんと行政報告なり、あるいは説明をすべきではないかと、一般の市民の方々はわかりませんから、そういう点でそういう取り上げ方をしたわけですが、私はそういう点でやはり報告のあり方そのものがこれでいいのかと、せっかくこれほどの内容のものが具体的に議会の中で審議されることは必要ではないかと思うのですが、それについてどういうふうにお考えになっているかお聞きしておきたいと思えます。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどご説明をさせていただきましたとおり、これらの4指標につきましては国の方で基準を定めておりまして、そのことについては議会の方に報告するというような指導をいただいているところでありますので、そういった指導にのっとりまして私ども各議会の都度、特に決算を控えております議会の都度、このような形でご報告をさせていただき、今、議員の方ともご議論をさせていただいておりますとお内容等についてご指摘ご質問等がございましたら私どもの方からお答えをさせていただいているというところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 16番小野絹子君。

○16番（小野絹子君） 報告のあり方というのは、全国的に報告なのかどうか私はわかりませんが、要は、これは本来でしたら決算で十分審議しなくてない中身だと思うのです。ですから、今回この資料がここで報告されて質疑だけすればそれでいいというものではないだろうと。なぜなら、22年度の決算がまもなく始まりますから、その時点でその決算を踏まえながら出てきた内容のものです。ですから、それが具体的に市の財政、トータル的に見てどうなのかということが一番わかりやすい資料なわけです。ですから、それをやはり私はぜひ

決算委員会の中で、ここでいろいろ論議するといっても難しいのもありますから、十分説明を受けているわけでもありませんので、そういう点で決算委員会の中で十分説明していただいて、これは全議員が今の塩竈の指標が一体それでいいのかと、塩竈の市民の要求施策を受け入れてやるとすればこれはどうなるのだと、それからいろいろ出ております。そういう点では、そういう問題を含めて十分決算委員会で生かしていくべきものではないかと思っておりますので、取り扱いの関係になるかと思っておりますけれども、ぜひ私自身は決算委員会でもいろいろ取り上げさせていただきたいということで、きょうはそのことだけ述べておきます。ただ、研究してほしいは、いつも決算の前にこういう形で出ますので、どこまで踏み込んだらいいのかということもあります。その関係で、やはり提案の仕方についてひとつ研究をしていただきたいということを述べて、私の質疑にかえたいと思っております。

○議長（嶺岸淳一君） 14番佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） きょうから18人の新しい議員で、開かれた議会を目指すということで、活発な議論がきょうから始まるということであります。

私は伊勢議員あるいはまた菊地議員の評価報告に対して、教育委員会に質問させていただきます。

まず、これずっと見させていただきまして、本当に6万の教育委員会の中で本当によるやっているなど。私もこれまで4年間、前回総教の委員をしておりましたし、いろいろ数々の議論もしてきました。しかし、この22年度の点検・評価報告を見ると、あらゆる6万人こういう規模でこの教育委員会のメンバーでやっているということは、僕はすごく大変な業務をこなしているなということを改めて思っております。そして、また、7ページの塩竈の教育基本方針、それもこれに根ざして着実に前進しているのではないかなと思っております。

いろいろな卒業式とかあるいは入学式を見ても非常にすばらしいということでありまして、地域の方もやはりそういう子供たちがすくすく本当に大きく方針に基づいてされているというのは評価していると思っております。

それで、私はそういう中で、2点ほど質問したいなと思っております。よろしくお願ひいたします。

まず、初めにとり部分の下に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条」、これちょっと市民にもわかりやすくするために読ませていただきます。「教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に關す

る報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」もう一つは「評価に当たっては学識経験者を有する者の知見を活用をしてもいい。」という、この2点なのです。それで、この私が問題とするのは、議会にはこういうふうに出してあります。そして、教育委員会は絶えず議員に対して、各委員会に対しても、協議会に対してもいろいろな情報を満遍なく出しているのです。その点は、私、これに限らずもうそういうふうな状況を提供していると。問題は、この議員に提出するという事とともに公表しなければならないというこの意味、これをどういうふうに出して教育委員会並びに市長もどういうふうに出しているのかなというのが聞きたいところなのです。それで、このここに対して27ページ、これは教育委員会が全体評価ということで出しています。上から3番目です。これらの事業実施に当たっては、「健康で豊かな人間性をはぐくみ、未来に向けて主体的に生きる人間形成」と「ともに学び、ともに歩む、市民が輝くまち」、そして「信頼される開かれた教育委員会を目指しながら、児童生徒を初め市民の皆様の生涯にわたる学習の自立に努めたところである。」ということを書いているのです。そこで、これは本当にこの書いた人すばらしいと思っています。きちんとこの27条のこの意味を十分に理解してこれを書いているのだなと、私思っているのです。いわゆる教育改革の一步と言われるこの27条は、5年前ですか、いわゆる教育委員会が非常に全国的に議論されたのです。そういう中で教育委員会は本当に要るのか要らないのかとか、合併するとかいろいろ論議がされたのです。それは市民に開かれてない、あるいはまた市民と距離あるのではないかということから、僕は派生して、これを地方教育行政の一步としてこの27条というのがつけられたと私は理解しているのです。

そこで、このもう一度質問に戻りますけれども、ここの公表しなければならないと決めている、この公表しなければならないのは私は議員ではなく市民にもきちんとするべきではないかと考えているのですけれども、まず教育長、公表しなければならないという、ここの意味というのをどのように考えますか。あと市長にもお願いします。

○議長（嶺岸淳一君） 小倉教育長。

○教育長（小倉和憲君） 教育委員会としましては、この点検・評価報告書につきましては議会に報告後、即市のホームページに掲載して市民の方々にお知らせしているところでございます。なお、市全体の各学校の教育内容等に含めても、これは11月に行われます教育フェスティバル等においても市教育委員会、学校等の取り組み状況を市民の方にお知らせしているところでございます。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 私どもの行政につきましては、基本的に情報公開が前提になっております。ただし、個人情報については一定程度これは守るというのは当たり前であります。そういった中で行政として取り組んだ成果については、すべて公表させていただくということで、先ほどもご議論いただきました、例えば財政の各種指標等についてもご報告をさせていただいているところでありますので、今後とも基本的にはそのようなスタンスで行政を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（嶺岸淳一君） 14番佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） 今、教育長、市長のお話聞いていて、市民の皆様もわかると思うのですが、情報を出しました、ホームページで出しました、だからこれが公表なのだというの、それは確かに字句としては間違いのないのです。ただ、この27条のできた背景というものを考えたら、そういうものにもっと市民に教育のあり方というもの本当に示していく、そして話し合う、そういう説明をする、そういうところが求められているからこの27条が、私はできていると思うのです。だから、今までのずっときた教育委員会のやり方から一步も二歩も進まなければ、もう教育委員会の意義というものがだんだん薄れてきますよという意味で、この27条ができていると私は理解しているのです。そして、この6ページにそれを裏づけるのがこれなのです。6ページに教育委員会と校長会の意見交換というのが12月21日に行われております。これも中身見ても、大変内容のあるものだと思っております。しかし、これは教育委員会と校長会の話し合いというのは別に、これはある意味では私から見れば当たり前のことではないかと思うのです。本来はもっと市民の中に入った話し合いを進めたその内容を書いて、そしてそういうものをもとにして教育委員会が活性するということが、ここに書かれた大きな意義なのです。だから、私も今まで3回ほどずっとやってきました。絶えず市民との話し合いということを書いてきましたけれども、なかなかそれが進まない。それはなぜかという、私たちはこのやはり条例というもの、あるいは地方自治法というもの、この議員がもっと真剣に内容を深めていかないからそうなるのだなということも反省も込めて、こういう公表のあり方というのを見直していかなければいけないのではないかと思うのですけれども、改めて教育長のお話伺います。

○議長（嶺岸淳一君） 小倉教育長。

○教育長（小倉和憲君） 公表のあり方につきましては、今後とも何らかの方法が、例えば、今

市の広報には2カ月に一度ずつ各学校の取り組みの様子もページ数を割いて掲載をしておるところです。

今回22年度は実現しませんでしたけれども、市の保護者の代表であるPTA連合会の教育委員のとの間での意見交換会等も行っております。たまたま22年度については、日程の都合上できませんでした。そういう形も含め、広く市民の方々から意見をいただくよう、今後とも詰めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 14番佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） 今の話もいろいろやられている、あるいはまた教育フェスティバルで情報を非常にオープンにしているということもあると思います。ただ、問題は評価の問題です。ということは、評価するのは内部評価、あとこの専門の評価もあります。もう一つは、市民の評価がどうなっているのか。ここら辺が今後本当にアンケートなどを通して市民と教育委員会あるいは教育行政というものが、やはりどうあるべきかということの評価というそういう市民の目線というか、開かされた教育委員会というのは課題なのです。今日的。そこについては、ぜひ市民のアンケートあるいはまたそういうお話し合いをひとつすべきだということ要望しておきたいと思えます。

あとは次に、この32ページ、33、34というふうに、隅山元名古屋大学の教授の先生の所見、意見ですか読ませていただきました。ここは本当にいいすばらしい指摘をされているなと思っております。まず、一つは伝統芸能を学ぶ大切さ、あるいはまた小中学校大学の教育の連携、学び、受験と生涯学習という観点から非常に塩竈の教育委員会の今後の課題をきちっと出していただきました。中にもすばしかったというのは、私は34ページ、この3番のところです。ここなんかすごく非常に共感するところです。「学ぶことは人間の本能に根ざしており、本来楽しいことである。」と。まさに教育の本質をびちつつについております。そういう意味では、この隅山先生あるいはまたその他の所見の意見が出された先生のこういう考えを、どういうふうに今後活用するのか私は大事だと思うのですが、教育長、そこら辺いかがでしょうか。

○議長（嶺岸淳一君） 小倉教育長。

○教育長（小倉和憲君） この点検・評価報告につきましては、先ほどお話ししましたように、議会の提出後、各教育部内の部課長会議及び校長会、各学校の校長に配布し、それを次年度以降のすべての教育施設の運営と事務事業の改善に努めるように活用させていただき所存でござ

ございます。

○議長（嶺岸淳一君） 14番佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） 本当にこの活用、じっくり生かしていただきたいなと思っております。

私はこの先生のお話で、ある意味では我々自身も教育に対する何か硬直した新たな新しい道が開けるような意見だと思っておりますので、さらなる大変な教育行政、多様ないろいろな意見もあります。大変だと思いますけれども、教育長初め教育委員一丸となって、学校の先生方も含めて一丸となって頑張ってくださいことを期待して私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（嶺岸淳一君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。



#### 日程第4 行政報告

○議長（嶺岸淳一君） 日程第4、行政報告を議題といたします。当局より行政報告を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 台風15号に対する対応と被害の状況についてご報告をさせていただきます前に、東日本大震災の津波被害からわずか半年後に、再度今回の台風15号でさらなる被害を受けられました住民の皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、初めに台風15号の概況についてご報告をいたします。

九州から四国の南海上を北上する台風15号は、9月20日非常に強い勢力に発達し、21日夜から22日朝にかけて東北を通過するという気象予報が出されました。9月20日午前11時35分に大雨洪水強風波浪高潮注意報が出され、午後5時46分には大雨土砂災害警報に変わりました。9月21日午後1時21分には大雨土砂災害、浸水災害、洪水暴風波浪高潮警報が出されました。降水量につきましては、9月20日午前4時ごろから連続して雨が降り、21日の午後6時までには1時間当たり1ミリから10ミリ程度であったものが、午後7時から10時にかけて最大44.5ミリの降水量となりました。19日9時からの総雨量は318ミリとなっております。

また、高潮につきましては、午後7時46分が満潮予定でありましたが、本市の潮位計では午後9時16分がピークで161センチを記録をいたしました。

こうした大雨、高潮により午後6時で越ノ浦漁港付近が20センチメートル、北浜1丁目で10センチメートルの冠水状態になり、8時ころには北浜1丁目が50センチ、藤倉が30センチ、新浜町30センチ、中の島40センチ、新富町40センチ、港町50センチとなりました。その後も浸水が続き、尾島町では1メートルを越す場所も出てきております。冠水エリアは、このほかに佐浦町、花立町、南町、宮町などでございました。

雨が小降りになるに従い冠水状態も改善をされ、22日午前2時ころには海岸通、北浜、新浜町は水が引き始め、尾島町につきましては午前6時30分、港町地区は午前11時ころに水が引いた状態となりました。

洪水被害により、市内における床上浸水が住家188棟、非住家229棟、計417棟、床下浸水は住家が216棟、非住家44棟、計260棟で、市内総数は677棟の浸水被害となりました。これに浦戸の床上浸水6棟、床下浸水31棟を加えますと714棟の被害となりますが、人的被害はない状況でありました。

こうした浸水被害が発生する中で、自主避難する住民の方々が第三小学校、本庁舎4階、公民館に合わせて18名が避難をされたところではありますが、22日中にはご自宅等にお帰りをいただいたところでもあります。

台風15号接近に伴う市の対応でございますが、9月20日から警戒配備体制を敷き、沿岸部や崖地を中心に職員が定期的なパトロールを行ってまいりました。9月21日からは、災害復旧連絡協議会の協力を得ながら、巡回体制、土のう等の準備に当たり、午後2時から市の広報車に加え消防署、消防団の協力をもらい、6台の車で広報活動を行ったところでもあります。午後4時には台風接近に対応するため、第1号警戒配備体制を敷き200人の職員で対応をいたしましたところでもあります。

また、道路の冠水に対しましては、市職員のほかに警察署、消防団、交通指導隊の協力も得て、市内各所で22日午前2時ころまで通行規制に当たったところでもあります。

同報防災無線につきましては、午後9時から11時まで冠水の中での事故防止のため外出を控えるよう放送させていただいたところでもあります。また、自主避難所をされた避難所には、職員を配備いたしましたほか、市内の各小中学校はすべて避難者を受け入れられますよう学校職員が待機をいたしましたところでもあります。

排水作業の取り組みではありますが、20日夕方からポンプ施設の運転巡回を実施し、21日午前2時以降は各ポンプ場に職員を常駐させ、稼働可能なポンプを最大限活用し対応に当たった

ところであります。

今回の台風により強い雨が長時間続きましたことから、上流部では雨水が道路に沿って流出したり、排水路から越水する状況が発生し、また沿岸部では同時間帯の潮位が異常に高く、海水が路面に溢れ出しましたことから雨水ではなく海水用ポンプにより排水する状況が続き、道路の冠水が結果として発生をいたしました。潮位の低下や降水量の減少にあわせ、その後徐々に冠水が解消されたところであります。排水作業に当たりましては、塩竈東部・南部消防団や災害復旧連絡協議会の協力をいただき、河畔ポンプを設置し、早期解消に向けた取り組みもあわせて実施をさせていただいたところであります。

なお、被害状況の把握や応急対応の指示を行うための災害対策本部会議は、21日午後4時から22日午前8時30分までの間、8回開催をさせていただいております。以上が台風15号に対する対応と被害状況のご報告でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（嶺岸淳一君） これより質疑に入ります。2番小野幸男君。

○2番（小野幸男君） それでは、ただいま市長から台風15号に対しまして概況対応報告ございましたけれども、それに対するの質問をさせていただきたいと思っております。

まず、初めに、このたび災害にあわれました皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。本当に3月11日の津波の被害後6カ月ということで、9月21日、今回の台風15号でまた浸水をしたということで、本当に心が痛む思いでございます。

それで、塩竈におきましても昭和61年8月4日、5日の災害等含めまして平成に入っても、今回の津波を入れますと、また今回の台風15号入れますと大体平成に入ってから9回ほど災害の、過去の状況がありました。それで、いろいろその間塩竈においても対策を行われてきたと思っておりますけれども、61年8月5日の降水量が394ミリということで、今回318ミリということで、幾らか少なかったと思っておりますけれども、この二十何年間災害対策ということでいろいろな取り組みをされたと思っておりますけれども、それにもかかわらず今回、また水の浸水とかがあったということで、今回の雨は雨量、また高潮に本当に負けている状況だったということは本当に私も聞いております、認識はしております。

そこで質問いたしますけれども、3月11日の津波の被害の後6カ月、この期間ですけれども、排水の部分で排水口のごみとかそういったごみの清掃等、こういった部分はどうなっていたのか。また、ポンプすべて稼働していたのか、それとも故障しているポンプがまだあったのか、であれば、なぜ故障したままだったのか、その点お聞きをしたいと思っております。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 小野議員の方から2点ご質問いただきました。

一つは、側溝等の清掃状況についてご質問いただきました。

東日本大震災の際の津波被害地区につきましては、やはり津波でもたらされました土砂が側溝内に堆積をいたしておりました。これらの作業につきましては、自衛隊、災害復旧連絡協議会等々のご協力をいただき一定程度実施をさせていただいたところであります。まだ、残余の部分があるかと思いますので、今後のために現在、緊急雇用対策事業により、10名の体制で側溝の土砂払いを専門的に対応させていただくことといたしております。

次に、ポンプ施設の被災についてご質問をいただきました。

雨水ポンプ場につきましては、現在管理施設が21施設ございます。このうち東日本大震災によりまして、10施設が被災を受けております。その中応急対応が可能でありました8施設につきましては、部品を交換する、あるいは藤倉雨水ポンプ場など6施設については、仮応急的な工事で従前の機能が極力確保されるような努力をさせていただいたところではありますが、中央ポンプ場藤倉排水機場につきましては、いまだ一部のポンプが稼働できないような状況になっているということについては事実であります。今後、これらの中の島雨水ポンプ場、中央第一貯留ポンプ場の早期復旧を図ってまいらるべく、今、作業いたしているところでございます。

○議長（嶺岸淳一君） 2番小野幸男君。

○2番（小野幸男君） わかりました。

今回浸水された方のところを回ってみますと、ポンプがすべて稼働していればこういう状況にならなかったという話をされます。それで、今、正確な状況で市長の方からお話ございましたけれども、実際どうなのでしょう、ポンプが故障していなければこういう被害にならなかったのか。それとも、本当に今回の高潮、雨量、そういったことでポンプが稼働したとしても、若干被害が生じたのか、その辺どう考えておられるのかお聞きしておきたいと思っております。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、原因等については調査中の部分もございりますが、現象ということでお聞きとりをいただければと思いますが、例えば先ほど申し上げさせていただきました中の島の雨水ポンプ場ではありますが、70%程度の機能は回復をいたしておりました。ただ、残りの30%分についてはかなり詳細の点検保守が必要であるということで、いまだ復帰をいたし

ていない中での、今回の大雨被害でありました。私も中の島周辺に足を運んで現地を調査をいたしてまいりましたが、中の島地区につきましては、水路から中の島の水路を逆流しまして、先ほど申し上げました1.6メートルという海の水が流れ込んできて、それが中の島交差点の方から45号線に浸入したという状況でございました。私もポンプ場に3時間ぐらいついておりまして、ポンプの稼働状況あるいは先ほどご報告を申し上げましたとおり、不足分を補いますために災害防止協力会等々からのポンプを調達をしまして、そういったポンプも回しながらという状況でありましたが、残念ながら雨のピークと外水が高い時期は海から入ってくる水の量が多くて、結果的にはポンプ場で海の水をかく、先ほどもちょっとご報告をさせていただきましたが、残念ながらそのような状況であったのかなと思っておりますが、なお詳細等につきましては、今後早急に調査を進めてまいりたいと思っております。

また、藤倉排水機場について、ご質問いただきました。

藤倉排水機場につきましても4割程度のポンプが回せる状況でございました。なおかつ、このポンプにつきましては、本来一定の水位になると自動に入るという状況のポンプでありましたが、これらについて地震被害を受けましたために手動で運転をさせていただくということで対応をいたしたところであります。

今、議員の方からご質問いただきましたように、もっと40%が70%、80%というような状況でありますれば水の短水深と申し上げますか、そういったものが若干浅くできたのかなということは現地で見えてまいりましたが、こちらにつきましてもなお詳細等については、今後の調査ということにさせていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 2番小野幸男君。

○2番（小野幸男君） わかりました。

浸水された方のところを回りますと、このポンプの故障ということでよく言われるのです。ですので、そういった、今市長がお話になられたそういう正確な情報というのを流して、きちんと正確な情報を伝えていただいて、とにかくポンプだけの要するに故障とか、そういう部分だけに執着されるようなことと言われるのでは大変な部分があるので、正確な情報を流していただきたいなと思っております。

次に、市民の方、危機が迫る前に避難を促した防災無線についてですけれども、防災無線を流すタイミングはどうだったのか。先ほど報告ありましたけれども。また、津波の被害で機能していないところの対応等はどうだったのか、この辺お聞きをしておきたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 菊地危機管理監。

○市民総務部危機管理監兼市民安全課長（菊地辰夫君） 防災無線についてでございますが、まず初めに広報の方の活動で大雨台風等の注意喚起を行ってまいりました。それで、冠水がどれくらいになるかというのは、なかなか判断が難しいところで、結果的に冠水がかなり上がってきた段階で同報無線で避難その他を出した場合、かなり混乱が生じるのではないかと。それで、津波は河川の氾濫というような形で早急に生命の危険が生じるという場合は即避難勧告指示ということを出す必要がありますが、ある程度その辺の状況を見ながらということもありましたので、その避難勧告というところまでには至っておりませんでした。

それから、同報無線を使いましたのは、冠水が大分各所で見られましたので、その通行車両で沿道の家屋が被害を受けるということもありますので、その不用な外出は控えてほしいということで、それも含めて同報無線で広報しております。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 2番小野幸男君。

○2番（小野幸男君） わかりました。

これもお話を聞いてまいりましたけれども、やはり水が上がってきた時点で初めて、もう水が上がってきて避難できないという時点での防災無線というか、そういうのは聞こえてきたという方の声もございますし、または全然聞こえなかったという声もございますので、この辺も今後検討課題として考えていただきたいと思っております。

また、次、冠水道路の通行どめについてですけれども、このタイミング、水があつて車が入ってくると周りの住宅、または商店街にまた被害が大きくなっていくことを言われますけれども、このタイミング、またきちんと車の進入をとめられたのかどうか。

もう1点、人がだれか立って通行どめをやっていたということなのですが、その方たちが何も持たないで立っていたところもあるということです。誘導棒とか何も持ってなかったという声もあったのですが、この点もちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（嶺岸淳一君） 菊地危機管理監。

○市民総務部危機管理監兼市民安全課長（菊地辰夫君） 道路の規制でございますが、あらかじめ1号配備の中で規制担当ということで約20人ほどを職員を定置しまして、誘導棒その他人数分揃えまして規制に準備いたしておりましたが、ただその冠水の広がりがかかなり各所にわたりましたので、配備ちょっと後手に回った部分がございます。ただ、その道路の近くでたまたま近くにいた職員とかという方たちが誘導棒なしで規制に協力したということも聞い

ておりますので、その誘導棒がすべて行き渡ったかどうかというのはちょっとあれですけれども、20本以上については用意して配備しております。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 2番小野幸男君。

○2番（小野幸男君） わかりました。

これ、きちっととめていただかないと水没される車も出てきますし、あと商店街のシャッターがやはり大型車とか普通車通って波打ってぶつかると、このシャッターが壊れてしまうと。今回もあったのですけれども。または普通の住宅でも本当に床下で済むのが床上の被害になる、そういうようないろいろ被害が大きくなってきますので、この辺の検討も必要だなと、私自身も思いますので、これを要望として伝えておきたいと思います。

また、災害対策本部が、こういう災害があると立ち上がるわけですがけれども、一回集まって次の対策本部は何時何分から行いますという方向で2回、3回と行われていくと思いますけれども、集まったメンバーというか、方たちが本当に次の対策本部の時間までにどういった行動をしてきているのかなということで、ただ情報を集めてきておられるのか、それとも現場を自分の目でしっかり確かめて来て、そういう対応をしながら来ているのか、その点ちょっとお聞きをしておきたいなと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 災害対策本部、今回の対応に8度の災害対策本部を開催いたしました。それで、その都度情報を収集した上で対応すべきところは、次の本部会議までの間に対応すると。特に、今、ご質問のございました道路冠水につきましては、職員一人で例えば現場に立つと車の運転手の方から行けると、行かしてくれということで本当にいざこざになったりしますので、必ず2人で、一チーム2人ということで必ず道路に立たせてましたし、点検棒、誘導棒を持たせて立たせたはずですので、我々としては市の職員が責任を持って道路の封鎖をしたと、市道につきましては。県道あるいは国道につきましては、県あるいは国道管理事務所の方の指導を受けながら、間に合わない場合については職員がそこに立って関係者が来るまでの間、そういった交通の誘導をいたしました。ただ、どうしても、先ほど申し上げましたようにドライバーがどうしても行きたいというようなことがあって、制止してもそのまま入っていくと。そうするととても職員で制止のきくような状況ではないという実態もございましたので、そういう状況でありました。以上であります。

○議長（嶺岸淳一君） 2番小野幸男君。

○2番（小野幸男君） わかりました。

いろいろこれまでも災害があつて、本当に市長の指示があつて初めて動くというか、そういうようなところも見受けられたのですけれども、とにかく災害のときどう行動するのかということなどを常に考えていただいて、本当にしっかり本部との連携をとった、そういう連携の部分でも私は今回対策本部に参加させていただいて感じた部分も1点ありますので、この点もお願いしたいなと思います。本当に緊急時といいますと、何かやる、すぐやる、何でもやらせてもらうということで、そういうことが緊急時の活動だと思ひますし、また安全・安心で住みやすいまちづくりを目指しまして、本当に今どうしているのか、これから何をするのかということが大事だと私自身思つております。今後のそういう排水強化対策を含めまして、対策をお願いいたしまして、強化をお願いいたしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） 私も台風15号について、何点か確認をしておきたいと思ひます。

そこで、実は南町や佐浦町でも冠水をしました。特に南町の裏側のJRの廃線跡地の方に中央第一貯留管という水害対策の前段の決め手になったものがございましたが、しかしこれが実際はポンプが動かなかつたと。多くの市民の皆さんから随分と言われました。その辺で実態はどうだったのか、3.11の被災等も含めて対応を、地震が、ポンプが動かなかつた原因についてまずお尋ねをします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま中央第一貯留管の施設につきまして、ご質問いたしました。

中央第一貯留管であります、大震災による津波の流入によりまして、地下1階での受変電設備及びポンプが被災を受けております。この結果、この大雨の際には残念ながら一部のポンプが稼働できなかつたということについては、今、ご説明申し上げたとおりであります。したがいまして、雨につきましては貯留管に直接流入する部分について調節をさせていただきましたが、この中央ポンプ場を流入する部分の能力を超えた部分が、今回下流側に流出したのではないかと分析をさせていただいているところでございます。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） これはたしか6月の補正の段階で、予算措置がされていると思ひます。

そういう状況で、たしか6月の補正と聞いているのです。そうすると、今、現在私が聞いてい

るのは動かなかったというのはそのとおりですので、では現在のポンプ場の設備等についてどのような形になっているかというのをお尋ねします。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 中央第一貯留管のポンプの状況については、先ほど市長からご説明しましたように地下1階の方に受変電施設、これがありまして、それが被災を受けたことによりましてポンプの運転ができないという状況でございます。

今、議員の方からご指摘のありました補正の件でございますが、こちらにつきましては当然国の方の災害復旧事業ということで我々査定を受け、決定を受けた後に起工していくという流れになってございますが、現在のところ査定については終わりましたので急いで起工するという準備をさせていただいております。

なお、ポンプについても査定を受ける前には貯留管の中については当然査定官の査定を受けるための準備として、すべて一たん水を抜いてございましたので、当日については貯留管については5,000トンためる貯留管でございますが、それについては5,000トンを超えた水が流入していったということが言えるかと思えます。以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） つまりは、ポンプそのものが機能しなかったと。5,000トンの水が入って、それ以外の水が溢れたと、こういうことでよろしいわけですね。排水できなかったと。その辺の関係、お聞きします。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 貯留管には5,000トンたまればそれ以上当然入ってきませんので、あとは貯留管から入らないものについては別ルートと言いますか、南町の幹線を通って国道の下に埋められております幹線の方に流れてくるという状況でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） 一つこれは市民の皆さん、あの地域歩きますとみんな同じ共通の認識なのです。ポンプが動かなかったと。これはこれからの課題になるのでしょうかけれども、例えば今回のような台風15号の場合、ポンプと電気設備が地下にあったということで、津波でばっさりやられて機能しなくなりました。そうするとむしろ電気設備は上の方にあった方がいいのではないかということも言っている市民の方もいらっしゃいます。これは一つの、例えばそういう水害、津波、水にすっかり冠水して故障してしまうということもありますので、今後の

水害対策上の関係から言っても、やはりきちんとした対応を求めていきたいと思えます。

私も南町のある業者の方から、まず3.11の津波で被災して印刷機等が故障したと。これで損害を受けた。今度は水害だと。水害で二度印刷機が壊されて、実際動かなくなったと。これ損害賠償問題ではないかと。そこまで言われたのです。だから、今回の水害について、市民の思いというのは3.11の津波等もありましたし、その被害から何とか立ち直ろうという状況から脱出しようと、そこからやはり抜け出そうということに対して、さらに追い打ちをかけたということなのです。やはり、そういうふうなことをしっかり受けとめていただいて、査定中の関係で、しかも修理復旧が至ってないというのはそのとおりで、不幸にも台風15号が襲ったの被害ですから、これはひとつその辺の教訓をしっかり生かしていただいて、来年だって台風来るとこになるわけです。ことしも含め来年、つまり夏、秋口にも大雨きますよ、必ず。こういう気象状況の中で。ですから、やはりそこは十分市民の皆さんの意見をくみ尽くして、しっかりとした水害対策を講じていただければと思えます。ひとつそういうことで指摘をしておきたいと思えます。

二つ目は、宮町の方は神社・参道、観光バスが行くあそこからと、もう一つは宮町の水路、ちょうど上流部のちょっと排水口があつて、宮町の昔の水路、そこから一気に溢れ出て、2カ所から押し寄せて一瞬のうちに冠水、道路が完全に川になったという状況です。そうしますと、これは上流部対策というのはどうしても欠くことのできない課題になってくるのかなと思えますので、下水道事業、水害対策としてはいろいろな対策はやってきて、しかしこういう水害にあったわけですから、これはひとつぜひそういう実際に、どこから水が出てきて冠水したのかというのをしっかり調査してほしいのです。その辺宮町の関係は、十分承知していたのかどうかをお聞きをしたいのです。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 宮町につきましても、昨年と梅の宮1号雨水管が完成したということで、宮町区の排水をするためのポンプ場も整備をさせていただいたところでございます。先ほど来ご説明してありますが、このポンプ場につきましても地震による被害のために自動運転ができないという状況がありましたので、職員を張りつけながら運転をさせていただいたところでございます。

今回、ご説明していますように44ミリを超えるような雨が一気に降ってきたということもありまして、しかも短時間にかかなり強い雨だったということがあります。そういった意味では、

丘陵地に囲まれたところの低地に短時間に集中的に降ったということも言えるかと思います。あわせて、海に近いところにつきましてはご説明してますとおり、高潮の影響なども受けておりますので、一方では高潮の影響による排水機能が若干能力が不足したという部分も確かにあるかと思います。今後、ご指摘をいただきました状況について、さらに精査をかけながら我々も大きな課題としてとらえていきたいと、このように考えております。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） ひとつよろしくお願いをしたいと思うのです。市民の切なる願いです。

それから、西町のちょうどマンションの裏側が、神社側の後ろの水路ともう1カ所祓川だと思えます。水が流れて後ろのマンションのちょうどまわりのふうになっている地域が、マンションの裏側。あそこのマンションで行ったら、十七、八台ぐらいだと言っていましたけれども、ちょうど置いたところの車が全部水没してしまったのです。ちょうど、今、伺ったときはレッカー車で撤去している作業中でした。やはりそういうところも、ぜひ、いろいろと話を聞くと今度は万全だと、こういうふうにも市の方から言われていたそうです、水害対策を講じた際、いろいろなこれまで赤坂橋というのは結構あつたことでもありましたから。やはりこれもきちんと市民の皆さんの意見を聞いていただいて、やはりこういうことがないようにぜひ対策を講じていただきたい。

最後になるのですが、交通規制の問題で、抜け落ちたところも言われました。例えば、本町の市道本町4号線ですか、ちょうどお茶屋さん、それからその間に額縁屋さんといいますが、あの通りです。あそこが交通規制にならなかったと。そして、やはり車が入ってしまうということも言われました。それから、もう一つは佐浦町のちょうど冠水のぎりぎりのところの方の、市の方に交通規制してほしいと思ったけれども、やはりそれができなかったと。連絡をしようと思ったけれども連絡しなかったそうです。しかし、交通規制を望んでいたと。扱いは県道ですから県としての取り扱い、あるいはいろいろそこら辺の調整もあるかと思いますが、いずれにしても、そういう二次被害、三次被害が及ばないような策をこういう水害対策の場合にはぜひ講じていただいて、そういったことでもよく配備をしていただければと思います。その辺、西町あるいは交通規制等についてご意見等がありましたら、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 交通規制の職員の配置でございますが、今、お話のございました佐浦

町、南町のところ、まずは願成寺下の隧道のところ、あるいは舟戸のところには職員あるいは消防団のお手伝いを受けながら、交通規制はさせていただきました。以上であります。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） 佐浦町側はなかったそうです。佐浦町のちょうど西塩釜駅のちょっとこっちから錦町よりの方というか。

○議長（嶺岸淳一君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） ちょうど水かさが増してまして、職員もそちらまでは行ける状況でなくて、ちょうど佐浦町を入らないように車を規制したということでご理解をいただきたいと思います。以上であります。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） そうすると、やはりこの1号配備200人と先ほど報告がございましたが、この急速な台風被害での広範囲なこれだけの水害ですから、場合によっては2号配備等も必要ではなかったかと。200人では手薄ではなかったのかと。やはり人的な配置こそが決め手なわけで、災害対策本部としては4時に発動したわけですけれども、やはりもう一つランクを上げて必要なこういった配備体制を敷いて、満遍なく、やはり少なくとも対策が打てるような課題に取り組んでいただきたいと。ひとつそこら辺の教訓も含めて、よく配備体制についてやっていただければと思いますので、これはひとつ今後の教訓課題にしてください。

○議長（嶺岸淳一君） 16番小野絹子君。

○16番（小野絹子君） 私からもちょっと質問させていただきます。

今回の、とにかく台風15号は、本当に予想もしない大変な台風だったと思います。しかし、台風が来るということが報じられて、それなりに対策をどう講じるかということも当局の中ではそれで21日の4時に対策本部を第1回目開いて向こう8回やったということで報告がありました。私は、とにかく地域の皆さん方は、特にどの地域もそうだと思いますが、藤倉は先ほどありましたように大変な状態でした。ポンプが稼働したか稼働しないかということはきちんとどこかで明らかにしたいと思いますけれども、藤倉ポンプ場が21年ででき上がって、やまやのところに、それでやっとな私の記憶では40ミリの雨量に対応できると言われていたポンプ場です。しかし、藤倉第二ポンプ場、藤倉3丁目内にある、そのポンプ場のポンプは1,000ミリのポンプはもう既に水没していて動けないという状態で、400ミリの水中ポンプと800ミリの手動、自動がだめになったから手動で初めてそこでかくという状態だったわけです。それはともかくとし

て、そういう状況がどこにでもあったと思います。それは、なぜだったのかという点では、残念ながら3.11のあの災害でポンプがだめになってしまったと。それをどういうふうに応急処置を早めなければならなかったのではないかと。国の査定を受けて、それから修理すると。先ほどありました、査定は全部受けたと。だけれどもこれから起工するというのです。起工するのに、全部一緒にやれるかと言うとそうではない。そういう問題もあります。したがって、私は反省すべきところは、やはりああいう大災害で査定を受けなければやれなかったのだというような段取りを踏んできた。それはこういう方向性を示して進められたのだと思いますけれども、そういう点でポンプが、手動で何とかやれる部分はあったかもしれない。しかしそうでない部分については手がつけれなかった。そこは率直に反省しながら、やはり市民にもおわびするところもおわびしなくてはならないと思います。

そういう点で、やはりそういうふうな災害のときに、せっかく対策本部も設けるわけですから、そうであるなら何でも国や県の、県は宮城県同じだったからしようがないとしても、あるいは15号台風が物すごく、各県にも影響してきていたというのがあるからですけれども、やはりポンプの稼働について言えば何らかの方法は国に対して働きかけとかそういうのがなかったのかどうか、そういうことを考えられなかったのかなと思います。そういう点でありましたら、お答え願いたいと思います。

それから、やはりこれは私あと一般質問でもやりますので、それはその程度にしておきますが、問題は震災のほかに今回も上がったという状況ですから、そういう状況の人が結構いるわけです。もう泣くにも泣き切れない、本当にどうしたらいいのかという状態になっております。市の方は早速被災状況というの調査しています。したがって、早く罹災証明を発行する必要がありますと。そして必要な手立てをとる必要があると思っております。いかに被災を受けた人たちが救済されるかということが問われると思いますので、その点についてどういうふうを考えているのかお聞きしたい。先ほど伊勢議員の方からもお話ありましたけれども、報告の中には車のことは何も入ってませんね。車が埋没したというのは結構お聞きしています。そういう点で、そういったところも含めて、東日本大震災でも車の補償は何もなかったわけですけれども、それらを含めて買ったばかりでまたやられたというのが実情です。そういうのを含めて、どういうふうにして市民の痛みを考えておられるのかお聞きしたいと思います。市の方では、本当に徹夜でそれこそ対応されたということについては、感謝申し上げたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 前段、ポンプの部分の質問をいただきました。藤倉第二雨水ポンプ場につきましては、災害査定が9月6日ということになってございます。ご案内のように、今回の大震災につきましては、宮城県初め福島、岩手、すべて沿岸部については被災を受けているという状況にあります。そういったところで、国の査定についても毎週やってございますが、なかなか日程が回ってこないというのが実情には一つとあるかなと思います。我々今後、12月まで第12次査定というのまで予定をさせていただいておりますが、我々としては雨水ポンプ場、そういった基幹施設についてなるべく早い時期の査定をいただき、早期に復旧をしていくというスケジュールを立てて、そういったものを国、県にお示ししながらお願いをしているところでございます。

それから、あと国への働きかけということでお話もいただきました。越の浦のポンプ場につきましても3台あるポンプ、フルに稼働させていただいたところでございますが、国道45号線につきましてはなかなか水が引かないという状況もありまして、国が直轄で持ってらっしゃる排水ポンプ車というのがございます。これでもって排水をした結果、次の日の2時には排水をしたということになってございます。我々、本当に市民の皆様の被害を一刻も早く解消したいということで、不眠不休で当たっておりますので、ぜひご理解をいただければと、このように思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 災害復旧の考え方について、お答えをさせていただきます。

実は、ポンプ場だけではなくて、例えば雨水の幹線でありますとかあるいはトイレの汚水の幹線とか、そういったものがすべて下水道事業という扱いになります。実は塩竈市内でもこういった幹線管路というのが相当傷んでおります。しかしながら、我々はやはり優先すべきはポンプ場の復旧であろうということで、先ほど来申し上げておりますとおり、災害査定の一歩にまずこういった施設をとということで、今までやってきております。既に、二度、三度という災害査定を受けまして、受けたものについては速やかに発注するということで、先ほど申し上げました十数カ所のうち既に10カ所については復旧ができているということについては、そういった内容であります。ただ、非常に精密な機械でありますので、なかなか設計あるいはその災害査定での受け方というのが難しいものもございまして、先ほど申し上げましたようなものについては、残念ながら後回しになったということについては事実であります。それらについて9月6日に災害査定を受けておりまして、もう既に発注の準備に

入っているところでありますので、できる限り早期に復旧を行ってまいりたいと思っております。

また、前段でお見舞いを申し上げましたが、本当に多くの方々が被災を受けておられます。これらの方々に対する対応につきましては、後ほど私の方から他の議案で予算の説明の際に、ちょっとご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げるところでございます。

○議長（嶺岸淳一君） これをもって質疑を終結することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、行政報告を終わります。

暫時休憩いたします。再開は15時10分にいたします。

午後2時54分 休憩

---

午後3時10分 再開

日程第5 認定第1号及び第2号

○議長（嶺岸淳一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、認定第1号及び第2号を議題といたします。議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました認定第1号及び第2号につきまして、提案の説明を申し上げます。

まず、認定第1号であります。一般会計と11の特別会計を合わせまして歳入379億1,658万6,654円、歳出は371億3,036万6,915円の決算となっております。

歳入歳出差引額は7億8,621万9,739円となり、これから震災等による不足額2万8,330円及び翌年度へ繰り越すべき財源1億2,210万241円を除きますと、実質収支は6億6,409万1,168円の黒字となっております。

次に、会計ごとに概略の説明を申し上げます。

まず、一般会計であります。歳入が215億5,781万1,935円、歳出が209億6,299万1,532円、差引額が5億9,482万403円となっております。このうち、震災の影響等により翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は4億8,643万1,573円となりましたので、2億4,343万1,573

円を財政調整基金に繰り入れ、残る2億4,300万円を翌年度に繰り越ししております。

次に、特別会計であります、公共駐車場事業、漁業集落排水事業、公共用地先行取得事業、介護保険事業の介護サービス事業勘定、そして平成22年度をもって終了しました老人保健医療事業につきましては、いずれも歳入歳出同額の決算となっております。

また、交通事業、魚市場事業につきましては、歳入歳出差引額がそれぞれ8,330円、2万円となっておりますが、震災による流出金等の不足額を除きますと収支均衡となっております。

国民健康保険事業につきましては、歳入歳出差引額1億7,429万5,090円を基金に繰り入れいたしましたしております。

下水道事業につきましては、震災の影響など事業の未了により生じた650万4,750円を翌年度に繰り越ししております。

介護保険事業の保険事業勘定につきましては、歳入歳出差引額116万805円を基金に繰り入れをいたしております。

土地区画整理事業につきましては、震災の影響など事業の未了により生じた720万6,661円を翌年度に繰り越ししております。

後期高齢者医療事業につきましては、歳入歳出差引額220万3,700円を翌年度へ繰り越しをいたしております。

次に、認定第2号市立病院事業会計及び水道事業会計につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、市立病院事業会計であります、収益的収支では収入総額が30億256万5,659円、支出総額が28億595万1,188円となり、税抜きの損益計算による収支差引額では1億9,661万4,471円の純利益が生じております。また、資本的収支では、収入総額が3億42万4,653円、支出総額が4億9,464万3,475円となり、収支差引で1億9,421万8,822円の不足が生じております。

これにつきましては、当年度分損益勘定留保資金により補てんをいたしております。

平成22年度は、21年度に引き続き「市立病院改革プラン」に基づきまして、経営の健全化に向け病院職員が一丸となって取り組んでまいりました。

その結果、3月に発生した東日本大震災の影響により外来収益が、一時目標を下回ったものの、年間収益目標額につきましては、入院、外来ともに目標を上回り、市からの不良債務解消のための繰入金を除いた、病院独自による単年度の現金収支は232万7,487円で黒字を達成し、不良債務は21年度の2億7,272万7,685円から2億540万198円まで圧縮しております。

平成23年度は、東日本大震災の影響により厳しいスタートとなりましたが、全職員の英知と

努力を結集し、今年度の最大の目標であります経常収支の黒字化を目指してまいります。

次に、水道事業会計であります。収益的収支では収入総額が17億3,248万4,006円、支出総額が15億1,695万204円となり、税抜きの損益計算による収支差引では2億51万3,516円の純利益が生じ、その結果当年度未処分利益剰余金は8億5,786万6,494円となっております。

一方、資本的収支では収入総額3億5,372万1,700円、支出総額が7億4,909万2,263円となり、収支差引で3億9,537万563円の不足が生じております。

これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,497万6,864円、当年度分損益勘定留保資金3億1,509万8,188円及び減債積立金6,529万5,511円により補てんをいたしております。

水道事業におきましても、東日本大震災の影響により収益が減少することが懸念されますが、今後とも経費の節減と経営の効率化になお一層努め、経営の回復、そして経営健全化の維持向上に努めてまいります。

以上、各会計決算の概要につきましてご説明申し上げましたが、配付いたしております決算書及び参考資料などをご参照の上、ご審議をいただき、認定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） ただいま上程されました認定第1号平成22年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算、並びに認定第2号平成22年度塩竈市立病院事業会計、同じく水道事業会計の決算につきまして、その審査概要を申し上げます。

本審査に当たりましては、市長より審査に付されました一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、資金運用状況報告書について、並びに地方公営企業の各会計決算報告書、財務諸表、事業報告書及び政令で定めるその他の書類、明細書などについて、計数の正確性を検証するとともに、財務状況が明瞭かつ適正に表示されているかどうか、予算の執行または事業経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどして審査いたしました。

なお、別に法の定めるところに実施しております例月出納検査並びに定期監査の結果を総括し、あわせて決算審査を行ったものであります。

その結果、一般会計及び特別会計にあつては、決算書等がいずれも法令に準拠して作成され

ており、その内容については会計管理者及び各部が所管する諸帳簿並びにそれにかわる電算財務会計と照合した結果、適正に表示され、計数も正確でありました。

また、各会計における予算執行も適正に行われており、執行状況も良好なものと認められました。地方公営企業会計におきましても、各事業の決算諸表等は法令に準拠して作成されており、事業の経営成績及び財政状況は適正に表示され、計数は正確なものと認められました。

各会計の決算状況については、ただいま市当局から説明がありましたので、私の方からは概要のみを申し上げます。

初めに、一般会計並びに特別会計の決算概要を申し上げます。

市長の方から提出されております決算審査意見書ナンバー6の資料になります。こちらの3ページをお開きいただきたいと思います。

資料ナンバー6、3ページです。

財政規模の推移の表をごらんいただきたいと思います。

この一番下の実質収支の行をごらんください。一般会計と各特別会計を合わせた全体の実質収支では、6億6,409万円の黒字決算となっております。前年度との比較では7,166万円ほどよくなっております。

次に、一般会計の決算状況でございますが、5ページの表1をごらんいただきたいと思います。5ページです。

歳入は215億5,781万円で執行率が98.68%、歳出は209億6,299万円で執行率は95.96となっております。

今年度は東日本大震災による事故繰り越しがあったものの、通常の執行率となっております。収支の状況につきましては、6ページの表2をごらんいただきたいと思います。

3行目のC、6行目のF及び8行目のHの行になりますけれども、形式収支、実質収支及び単年度収支はともに黒字となっております。

一方、12行目、下から7行目のLの行になります。実質単年度収支は8,032万円の赤字決算となっております。いずれも前年度よりよくなっております。これまでの行財政改善の努力が、数字にあらわれてきているものと考えております。

普通会計における財政状況を見ますと、次ページの表3をごらんいただきたいと思います。

財政力指数は若干悪化したものの、公債費比率は前年度と同じ、経常収支比率、実質収支比

率はよくなっております。

次に、歳入の根幹をなす市税収入ですけれども、12ページをごらんになっていただきたいと思ひます。

12ページの上にある表の収入済額の欄をごらんください。前年度に比べ2億8,223万円減収の58億6,563万円となっております。不納欠損額は1,911万円減少しましたが、収入未済額が3,471万円ふえている状況にあります。収入率につきましては、下の表の合計欄に示しておりますように89.56%となり、前年度より0.63ポイント下がっておるという状況となっております。下の表の2行目にあります個人市民税は、前年度と比べ1億8,135万円と大幅な減となっております。市民所得が減少している状態が続いていくと考えております。また、固定資産税や都市計画税も減となっており、依然として本市の経済状況は厳しい状況にあります。

今回の震災は、年度末に発生した関係で平成22年度に決算には大きな影響を与えておりません。今後、復旧復興に要する費用が多額になることから、歳入の確保、歳出の削減の努力を継続することはもちろん、既存の制度の活用や補助制度の拡充に向けた働きかけなど新たな塩竈市を構築していくために、あらゆる努力をお願いいたします。

次に、特別会計の決算状況を申し上げます。

資料、前の方に戻りますけれども、4ページをお開き願ひたいと思ひます。

一般会計、特別会計歳入歳出決算の状況という表でございます。

11事業の歳入歳出差引額は1億9,139万円の黒字決算となっております。また、実質収支でも1億7,765万円の黒字決算となっておりますが、単年度収支では690万円、実質単年度収支では2億9,060万円の赤字決算となっております。これらの詳しい内容につきましては、73ページの方に記載しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思ひます。

主な会計について申し上げますと、交通会計は歳入歳出8,330円の黒字で決算されております。これは、津波によって同額が流出したため、これを一般会計からの繰入金からの補てんしたために生じたものです。また、事業収入については、3月11日以降の運休、その後の復興支援のための無料化等によりまして、前年度より7.6%落ち込んでおります。

今回の震災により事業環境が大きく変化してきますので、これまで以上に安全確保に努めるとともに、経営健全化計画の見直しについても検討いただきたいと思ひております。

国民健康保険事業会計は、歳入歳出差引では1億7,420万円の黒字となっております。しかし、基金の取り崩しがあったため、実質単年度収支レベルでは2億3,297万円の赤字となつて

おります。

本年度の保険税収入は、収入率が前年度よりも2.31ポイント減少し53.84%となりました。今後とも収入率の向上のための努力を望むものであります。

魚市場事業会計は、歳入歳出差引2万円の黒字で決算されております。これは、津波により同額が流出したため、これを一般会計からの繰入金で補てんしたために生じたものです。

本年度の水揚げは数量で32.7%の増、金額では21.9%の増となり、使用料及び手数料の収入も25.0%の増となっております。

今回の震災では、他の被災市場よりもいち早く再開できたことについては、高く評価できるものです。今後、魚市場施設の本格復旧に努めるとともに、関係団体と一体になり、水揚げ増に向けた努力を継続されるよう期待するものであります。

下水道事業会計は、翌年度への繰越額を除き歳入歳出同額で決算されております。

今回の災害で、ポンプ場などの施設に大きな被害を受けていることから、早期の復旧に向けて努力されることを期待いたします。

公共駐車場事業会計は、歳入歳出同額で決算されております。

現在、震災の影響で営業を休止している状況にあることから、今後の方針等について早期に定めるよう、努力願いたいと思います。

介護保険事業保険事業勘定は、歳入歳出差引で116万円の黒字となっておりますが、基金の取り崩しがあったため実質単年度収支では4,933万円の赤字となっております。

決算の状況を見ますと、歳入では収入率の若干の向上と、不能欠損額の減少が見られたものの、収入未済額は増加しております。

歳出の介護給付費は5.6%と大幅に伸びております。事業運営が難しい状況にありますが、なお一層歳入の確保の努力を期待するものであります。

次に、二つの公営企業会計の決算を概要を申し上げます。

まず、病院事業会計についてですが、資料ナンバー5の85ページ以降に改めてページ番号がふられておりますけれども、後半の方の5ページの方をごらんいただきたいと思います。後半の方のページ5です。

総収益と総費用の収支差し引きでは、1億9,661万円の黒字決算となり、年度末の不良債務額は前年度より6,732万円減り2億540万円となっております。

患者数を前年度と比較すると、外来患者数は1.9%と減ったものの、入院患者数は1.9%

の増となっております。また、改革プランの数値目標と決算数値との比較を12ページに記載しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

今回の震災時にはライフラインが停止する中、職員一丸となって救急患者の受け入れや入院患者のケアに努めたことについては高く評価するものです。今後も公立病院として市民に安心・安全な医療の提供を行っていくよう期待しております。

次に、水道事業会計ですが、16ページの表をごらんいただきたいと思います。16ページです。総収益と総費用の収支差し引きでは、2億51万円の黒字決算となっております。

本年度の給水原価は供給単価を15円4銭下回っており、決算としてはよい内容になっております。しかし、今後の事業見通しについては給水人口の減少、景気回復のおくれ等により水需要の伸びが期待できないことに加え、今回の震災の復旧費用も多額になると思われることから、引き続き一層の経営の効率化を進め安全で安心な水を低価格で供給できるよう期待するものであります。

以上が決算審査の概要であります。なお詳細につきましてはただいまの資料ナンバー6、決算審査意見書に会計ごとに記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） これより総括質疑に入ります。17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君）（登壇） 平成22年度決算、認定1号、2号について総括質疑を行います。

一般会計では、歳入215億5,780万1,935円、歳出で209億6,299万1,532円とし、差し引き5億9,482万403円となり、翌年度に繰り越す残を差し引くと実質収支額は4億8,643万1,573円、これは先ほど報告がございましたように前年度が4億784万1,407円、ざっと7,859万円の増の黒字となっております。

また、諸般の報告にあった健全化判断比率においても、実質赤字比率は塩竈市監査委員の健全化比率及び資金不足審査意見書によれば、政府の示した健全化基準13.01%あるいは再生基準20%に対して、これは先ほどの諸般の質疑にもございましたように三角の、マイナスということになるのでしょうか3.92%比率で赤字比率を生じていないとしております。

また、連結実質赤字も国の早期健全化基準18.18%、財政再生基準35%に対し一般会計と11特別会計、あるいは市立病院企業会計、水道事業の企業会計の比率計算の関係でも三角の11.27、同様に先ほど報告がございましたように実質赤字比率はマイナスのため、赤字は生じていないということになっております。

平成22年度の施政方針で大枠としまして、一つ地域経済の活性化に中心市街地の活性化、そして3少子化対策と待機児ゼロ、人づくり、少人数学級、5安全・安心なまちを柱にし、加えて前長総から新しい長期総合計画、第5次長期総合計画策定を1年をかけて策定した年であります。そして、平成23年3月11日の東日本大震災による地震・津波被災した年と重なっております。そのことも踏まえつつ、4点をお聞きをいたします。

質問の1点目は、平成22年度実質黒字になった要因について、まず最初にお伺いをいたします。

次に、財政運営の面で実質黒字となったものの、市民生活にとっては下水道料金や国民健康保険税による負担増で、大変厳しい年でありました。そこで、質問の2点目は、財政健全化比率で財政比率が好転した上で、国保会計、下水道会計の二つの市民負担軽減についてどう考えているのかお聞きをいたします。

質問の3番目は、平成22年度予算とそして執行、あわせて東日本大震災が起きましたので、それらについてどういうふうな影響があったのか、決算の上であったのかお聞きをいたします。

質問の4番目は、財政健全化比率の黒字化と第3次行財政改革の関連について、お聞きをしたいと思います。以上、4点についてお聞きをいたしますので、どうかよろしく願い申し上げます。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま伊勢議員から4項目のご質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、財政健全化指標から見た財政運営の状況についてのご質問でありました。

諸般の報告でもご説明を申し上げましたとおり、将来負担比率及び資金不足比率につきましては、行財政改革の推進あるいは市立病院事業会計の単年度収支の黒字化達成により、比率は徐々に改善をいたしているという認識であります。

しかしながら、23年度以降震災による災害復旧、あるいは復興関係事業に係る地方債の発行が多額に見込まれますことから、実質公債費比率及び将来負担比率の上昇が懸念されるものであります。

依然として本市財政状況は、予断を許さない状況にあるということで運営をいたしてまいります。

また、22年度の一般会計決算につきましては、結果として黒字となっておりますが、例えばであります退職手当債など特例的な地方債を発行して、収支均衡を達成しようとした予算となっております、いまだ安定した財政運営とは言えない状況にあるとの認識であります。

さらに、財政調整基金につきましては、標準財政規模の5%確保が目標であります、21年度の比較ではわずかな積み増しとなっておりますことなどから考えますと、一概に好転したと喜べない状況にあるものと考えておりますし、今、申し上げました事項については、今後しっかりと取り組むべき課題と認識をいたしているところであります。

次に、税の負担軽減についてご質問いただきました。

大震災により被害を受けられました市民の皆様方の立場を思うとき、できるだけ負担軽減いたしてまいりたいという思いではありますが、今、申し上げました財政状況の中で、どのような分野についてどの程度軽減ができるかということにつきましては、今後議会の皆様方とも情報を共有し、議論を深めさせていただきながら、具体的検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、財政フレームを基礎とした次年度の予算編成について、決算を踏まえた今後の見通しとご質問でありました。特に、今回の決算に東日本大震災が与えた影響についてというご質問でありましたが、全般的に説明申し上げます。今後は未曾有の大災害からの復旧、そして復興に向けた事業に多額の費用を要しますことから、極めて厳しい財政運営が予想されますが、これまで以上に行財政改革を推進し、計画的な安定的な運営に努めながら、より市民生活の向上、そして本市の都市目標達成のため、第5次長期総合計画に沿った事業を厳選し、着実に実施をしてまいりたいと考えているところであります。

なお、22年度決算に対する大震災の影響というものは、今の時点では余り大きな影響がなかったのではないかと考えているところであります。

なお、4の行財政改革との関連性についてのご質問でありましたが、担当の方からご説明をさせていただきます。私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 行財政改革を踏まえた今後の財政運営ということのご質問でございましたが、今、市長からも説明申し上げましたとおり、今回の大震災、未曾有の被害を本市にもたらしました。今後、復旧に向けた事業に多額の費用が要しますことから、これまで以上に行財政改革を推進いたしまして、計画的で安定的な財政運営に努めてまいりたい

と考えてございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（嶺岸淳一君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、議員全員をもって構成する平成22年度決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、本案については、議員全員をもって構成する平成22年度決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定をいたしました。



日程第6 議案第54号ないし第70号

○議長（嶺岸淳一君） 日程第6、議案第54号ないし第70号を議題といたします。議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程いただきました議案第54号から第70号までにつきまして、提案理由の説明を申し上げます前に、このたびの台風15号により多大な被害を受けられました市民の皆様方に改めて心からお見舞いを申し上げます。

台風15号は多数の家屋等に浸水被害をもたらし、3月11日に津波被害を受けられました方々の多くが再び被害を受けられました。

これら二度にわたる被災によりまして、市民の皆様方が大きな負担を強いられておりますことから、本市といたしましては今回の住家及び非住家の浸水被害に対しまして、さらなる支援を実施をさせていただきたいと考えているところであります。

支援の内容や予算措置などにつきましては、来週から開催をされます各常任委員会において詳細をご説明を申し上げますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げますところであり

ます。

それでは、各号議案につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案第54号は「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」であります。

これは、障害者及び障害児の地域における自立した生活のための支援の充実等を図るため、障害者自立支援法が一部改正されることに伴い、本市条例が引用する同法の条項に移動がありましたため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第55号は「塩竈市市税条例等の一部を改正する条例」であります。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が施行され、寄附金税制の拡充や罰則の見直しが行われましたため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第56号は「塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例」であります。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が施行され、資産に係る課税標準の特例が廃止または新設されるなど、本市条例が引用する地方税法の条項に移動があったため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第57号は「塩竈市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」であります。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、従来は配偶者、子、父母、孫または祖父母とされておりました災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲につきまして、これらの遺族がいない場合に限り、亡くなられた方と同居または生計を同じくしていた兄弟姉妹が加えられましたため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第58号は「塩竈市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例」であります。

スポーツ基本法の施行に伴い、これまでスポーツ振興法を根拠として設置していたスポーツ振興審議会の名称等について、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第59号は「塩竈港上屋設置及び管理に関する条例を廃止する条例」であります。

昭和24年、25年にそれぞれ建設されました1号、2号上屋は、東日本大震災により大きな被害を受けましたが、建設当初の目的である港湾物流機能の強化に対して、市の果たすべき役割は終えたものと判断されるとともに、公共整備による復旧の妥当性も低いと考えられることから、当該条例を廃止しようとするものであります。

続きまして、議案第60号「平成23年度塩竈市一般会計補正予算」から議案第67号「平成23年度塩竈市水道事業会計補正予算」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第60号「平成23年度塩竈市一般会計補正予算」であります。東日本大震災に伴

います公共施設の災害復旧費の計上のほか、被災されました市民の皆様への義援金や本市見舞金の追加、災害廃棄物処理事業などの災害関連事業の計上、仮設住宅入居者の交通支援事業などの災害対策支援事業の計上、コミュニティ助成金など、特定の財源の額が確定されたことに伴う事業経費を計上した補正予算であり、歳入歳出それぞれ62億4,623万1,000円を追加いたしまして、総額を328億2,393万8,000円とするものであります。

歳出といたしましては、

災害復旧事業のうち、集会施設災害復旧費といたしまして	1,150万円
同じく、浦戸消防団設備災害復旧費といたしまして	7,030万円
同じく、漁港施設災害復旧費といたしまして	4,000万円
同じく、体育施設災害復旧費といたしまして	1,629万円
災害関連事業のうち、国の第一次補正予算に伴います重点分野雇用創造事業といたしまして	2,859万4千円
同じく、災害弔慰金、東日本大震災災害義援金及び塩竈市見舞金といたしまして	6億7,289万円
同じく災害廃棄物処理事業費といたしまして	46億6,957万1千円
同じく被災住宅の応急修理費の追加経費といたしまして	3億6,400万円
災害対策支援事業のうち、仮設住宅入居者の利便性向上のための乗合型タクシー運行費といたしまして	914万3千円
同じく、水産業災害対策資金の利子補給金といたしまして、	75万7千円
花立町内会、新富町東部町内会、泉沢町内会へのコミュニティ助成金といたしまして、	700万円
津波浸水地区の夜間における安全確保のための防犯灯整備事業費としまして	400万円
下水道施設の災害復旧費の所要経費にかかる下水道事業特別会計への繰出金として	1億3,930万円
水道施設の災害復旧費及び災害救助費の所要経費にかかる水道事業会計への繰出金として	3,756万9千円

以上、14事業を計上いたしております。

これらの財源につきましては、

地方交付税といたしまして、	2億1,964万3千円
---------------	-------------

災害廃棄物処理事業などにかかります国庫補助金といたしまして	43億208万2千円
災害救助費などにかかります県負担金といたしまして	4億1,142万円
重点分野雇用創造事業などにかかります県補助金といたしまして	7,309万7千円
寄附金といたしまして	5億9,237万円
市債といたしまして	7億1,800万円

などを計上しております。

また、債務負担行為につきましては、平成23年3月東日本大震災津波被害による水産業災害対策資金融資利子補給及び納税の利便性向上のための市税収納業務委託を追加をさせていただく内容であります。

また、地方債につきましては、下水道事業特別会計への繰出金に係ります下水道施設災害復旧事業など計5件を追加をいたしますとともに、災害廃棄物処理事業など計5件を増額変更するものであります。

また、災害関連費等の計上により、予算規模が大きく増大をいたしておりますことから、今後の事業進捗に伴う短期の資金不足への対応といたしまして、一時借入金の最高額を65億円増額補正するものであります。

次に、議案第61号「平成23年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」であります。東日本大震災における被災者の窓口負担金の免除に伴います医療給付費の追加及び事務経費の計上や、前年度の給付費の確定に伴う国庫補助金返還金などを計上し、歳入歳出それぞれ1億492万3,000円を追加いたしまして総額を66億9,812万3,000円にするものであります。

また、債務負担行為につきましては、市税と同様に納税の利便性向上のための国民健康保険税収納業務委託を追加をするものであります。

次に、議案第62号「平成23年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」であります。今回の震災により甚大な被害を受けました、新町1号幹線のほか、下水道管渠の災害復旧事業費を計上し、歳入歳出それぞれ8億7,100万円を追加をいたしまして、総額を57億7,290万円にするものであります。

また、地方債につきましては、災害復旧事業費の追加計上に伴い、公営企業災害復旧事業費を3億8,570万円に増額変更いたすものでございます。

次に、議案第63号「平成23年度塩竈市公共駐車場事業特別会計補正予算」であります。今回の震災に伴います災害復旧のための調査設計費用を計上し、歳入歳出それぞれ450万円を追

加いたしまして、総額を2,050万円にするものであります。

次に、議案第64号「平成23年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算」であります。今回の震災に伴い、処理施設のほか管渠等に甚大な被害を受けましたことから、災害復旧のための調査設計費用を追加計上し、歳入歳出それぞれ2,660万円追加いたしまして、総額を1億3,790万円にするものであります。

また、地方債につきましては、災害復旧事業費の追加計上に伴い、公営企業災害復旧事業債を1,720万円に増額変更するものであります。

次に、議案第65号「平成23年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」であります。東日本大震災における被災者の自己負担金の免除に伴います介護サービス費の追加計上や、前年度の給付費の確定に伴う国庫補助金等の返還金を計上し、歳入歳出それぞれ1億6,662万4,000円を追加いたしまして、総額を44億5,602万4,000円にするものであります。

次に、議案第66号「平成23年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」であります。宮城県後期高齢者医療広域連合への納付金及び保険料還付金等を計上し、歳入歳出それぞれ220万2,000円を追加いたしまして、総額を6億1,590万2,000円とするものであります。

次に、議案第67号「平成23年度塩竈市水道事業会計補正予算」であります。今回の震災に伴い、水道施設に甚大な被害を受けましたことから、これらの早急な対応を図るため、導水施設復旧工事や送配水施設復旧工事など、災害復旧事業費として水道事業費用に1億2,700万円を追加し、18億4,239万6,000円にするものであります。

また、地方債につきましては、災害復旧事業費の追加計上に伴い、公営企業災害復旧事業債に7,640万円を新たに追加するものであります。

次に、議案第68号「工事請負契約の締結について」であります。東日本大震災により被災した防災行政無線の復旧事業に係る工事請負契約であります。

工事名は「平成23年度塩竈市同報系防災行政無線復旧整備工事」で、工事概要は議案記載のとおりであります。今回の震災を教訓といたしまして、被災拡声子局の復旧のみならず、難聴区域の解消を図るため、設備全体をデジタル方式に更新するものであります。

本工事は特殊性が高く、かつ高度で専門的な技術が要求されますことから、広く技術提案書を提出を求めますとともに、自治体への導入実績を有するなど、技術力や価格面について総合的な評価を行い、最もすぐれた提案者と契約を行う「技術提案総合評価方式」を適用した案件でございます。

去る8月12日に、技術提案募集に関する告示を行い、8月22日までに提案者を公募いたしましたところ、5者から提案がありましたことから、8月24日に塩竈市同報系防災行政無線復旧整備事業者選定委員会を開催し、構成員といたしまして宮城県危機対策課の参画助言をいただきながら、業者を選定いたしましたところであります。この選定業者につきましては、翌8月25日に工事請負業者等指名委員会を開催し、株式会社日立国際電気東北支社を優先交渉権者に選定いたしましたところであります。

この結果を受けまして、9月14日、金額4億1,790万円をもって仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、ご提案を申し上げるものであります。

次に、議案第69号は「公の施設の区域外設置に関する協議について」であります。

本市区域内に設置された公の施設である利府町民バス路線が変更されたことに伴い、地方自治法第244条の3第1項の規定により、利府町と協議するため、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第70号は「塩竈市土地開発公社の解散について」であります。

本市では、公共用地の先行取得を要する事業が予定されていないこと、あるいは公共用地先行取得事業特別会計による土地取得が可能なこと、また地価の下落傾向が継続している中で、公共用地を先行取得する有効性が低下していることに伴い、塩竈市土地開発公社を存続させる意義が薄れてきたものと判断されることから、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお補足を必要とする部分につきましては、担当部長からご説明をいたさせますので、よろしくご審議の上ご協賛を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。私からは以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） それでは、私からは主に議案第60号平成23年度塩竈市一般会計補正予算の概要につきましてご説明申し上げます。

資料ナンバー19をご用意ください。

17ページをご参照願います。よろしいでしょうか。

この表は一般会計及び特別会計の総括表でございます。今回補正いたします額は、一般会計

が62億4,623万1,000円、国民健康保険事業特別会計は1億492万3,000円、下水道事業特別会計は8億7,100万円、公共駐車場事業特別会計は450万円、それから漁業集落排水事業特別会計は2,660万円、介護保険事業特別会計では1億6,662万4,000円、後期高齢者医療事業特別会計では220万2,000円、合わせまして74億2,208万円となるものでございます。これによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は、この表の一番下段にございますように511億1,201万7,000円となり、補正前と比べますと17%の増加となります。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願います。

一般会計の補正予算の概要につきまして、まず歳出からご説明申し上げます。

ここでは歳出予算を目的別に分類してございます。

費目2の総務費8,657万3,000円でございますが、右側の備考の欄をご参照ください。災害派遣職員関係費は、震災によりまして本市公共施設の災害復旧事業の設計業務など、通常範囲を超えた業務に対応するため、他の自治体から中長期にわたる職員派遣に係る経費でございます。

それから、コミュニティ助成事業でございますが、これは平成23年度の交付決定を受けました花立町内会、新富町東部町内会、泉沢町内会の施設の備品整備に係る助成金でございます。

それから、総合交通体系整備事業につきましては、仮設住宅居住者等の交通の利便性の向上を目的としまして、ニューしおナビ100円バスを1日3便から4便に増便するための経費でございます。それから、仮設住宅交通支援事業につきましては、居住者の交通の利便性向上のため、定額料金の乗合型タクシー導入にかかわる運行経費でございます。

過年度還付金でございますが、これは被災によって減免の対象になられた方への、個人市民税3月分の特別徴収額にかかります市税還付金でございます。

それから防犯灯整備事業につきましては、みやぎ環境交付金の一部を活用いたしまして寄贈されました、LED防犯灯を震災の被害が大きい浦戸地区や市内津波浸水地区の夜間の安全確保のために設置する経費でございます。

費目3の民生費10億7,301万9,000円でございますが、これは仮設住宅地域支え合い体制づくり事業でございますが、これは仮設住宅等の要介護高齢者や障害者の方々の安心した生活を支援するために、保健師等の専門職による総合相談や生活支援相談に係る経費でございます。

続きまして、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金につきましては、市内認知症高齢者グループホームでのスプリンクラー等の安全施設の設置に係る補助金でございます。

災害救助費につきましては、主に被災住宅の増加に伴います住宅応急修理費でございます。

さらに、災害見舞金でございますが、これは罹災家屋の増加に伴います本市独自の見舞金の増額でございます。

災害弔慰金でございますが、震災に起因いたします関連死の認定対象と見込まれる方々の弔慰金でございます。

それから、東日本大震災災害義援金につきましては、追加配分に伴います義援金の増額補正をしようとするものでございます。

費目4の衛生費4億7,187万1,000円でございますが、災害廃棄物処理事業は危険建物解体業務、一時仮置き場の管理費などの追加経費のほか、災害廃棄物処理にかかわる宮城県への委託費などがございます。

さらに水道事業会計繰出金につきましては、水道施設復旧費の一部に係る一般会計からの繰出金でございます。

費目5の労働費3,714万4,000円でございますが、重点分野雇用創造事業が宮城県の補助採択で増額されたことに伴いまして、被災者等の雇用促進に係る経費を補正しようとするものでございます。

費目6の農林水産業費1,915万7,000円でございますが、これは水産業共同利用施設災害復旧施設支援事業でございますが、これは仮設工場の整備に伴います除害施設や水道施設の布設にかかわる経費でございます。

さらに、浅海漁業復興事業でございますが、これは水産業災害対策資金融資利子補給金でございます。

加えて漁業集落排水事業特別会計への繰出金でございますが、これにつきましては災害復旧事業費の一部に係る一般会計からの繰出金でございます。

費目7の商工費934万5,000円でございますが、まちづくり交流施設事業につきましては被災いたしました亀井邸の復旧費の補正計上しようとするものでございます。

費目8の土木費1億5,630万円でございますが、これは市営2号上屋解体事業費でございます。震災により使用不能となった上屋の解体経費を補正しようとするものでございます。

公共駐車場事業特別会計繰出金及び漁業集落排水事業特別会計繰出金につきましては、災害復旧事業費の一部にかかわる一般会計からの繰出金でございます。

費目10の教育費1,053万2,000円でございますが、これは被災児童生徒就学援助事業といたし

まして、震災により就学困難となった児童生徒の保護者に対する学用品等の支援経費で、被災者の増加に伴う追加経費で計上してございます。

さらに、小学校管理費及び中学校管理費は、教育環境向上のための備品購入費を計上してございます。

加えて中学校施設LED設置事業でございますが、これは宮城県環境交付金を活用し、職員室等の証明のLED化を図ろうとするものでございます。

費目11の災害復旧費1億5,229万円でございますが、これは震災により被災いたしました各施設の災害復旧費を計上してございます。

続きまして、歳入につきまして、ご説明申し上げますので、18、19ページをお開きいただきます。

まず、費目10の地方交付税2億1,964万3,000円でございますが、これは普通交付税の額の確定に伴う補正でございます。

費目14の国庫支出金43億208万2,000円でございますが、災害復旧事業費、災害廃棄物処理事業費、加えて仮設住宅交通支援事業などにかかわる地域公共交通確保維持改善事業費の補助金関係でございます。

費目15の県支出金4億8,451万7,000円でございますが、これは災害救助費や災害弔慰金に係る負担金のほか、重点分野雇用創造事業などにかかわる補助金でございます。

費目17の寄附金5億9,237万円でございますが、これは本市に対する義援金や東日本大震災災害義援金などがございます。

費目18の繰入金7,738万1,000円の減額でございますが、これは今回の補正予算におけます所要一般財源を地方交付税で措置することに伴いまして、財政調整基金を繰入金を減額しようとするものでございます。

費目20の諸収入700万円でございますが、これはコミュニティ助成事業にかかわります財団法人自治総合センターからの助成金でございます。

費目21の市債7億1,800万円でございますが、これは災害復旧事業費及び災害廃棄物処理事業費に係る市債でございます。

加えて22、23ページにつきましては、歳出予算の性質別比較表を掲載してございます。また、24ページには投資的経費の内訳書をのせてございますので、後ほどご参照いただければと思います。私からは以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） これより議案第54号ないし70号の総括質疑に入ります。18番曾我ミヨ君。

○18番（曾我ミヨ君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして、議案60号「平成23年度塩竈市一般会計補正予算」にかかわって、2点お伺いいたします。

一つは、塩竈市災害見舞金、東日本災害義援金等についてです。

今回、災害弔慰金、災害見舞金については、7月に補正した以降に申請件数が増加したことから、その不足分を増額補正するものとお伺いしました。災害義援金についても第一次配分、及び第二次配分を行う補正予算としております。災害弔慰金、災害見舞金の補正予算、あるいは義援金については資料を見ますと、塩竈市災害見舞金は9月5日現在の罹災証明発行で95%支給とし、一方で県などから来ます義援金では9月20日の段階での件数で計上されており、全壊・大規模半壊・半壊の件数の差が出ております。それで、今後ですけれども、罹災証明発行件数に対してこの予算で100%になるのかという点についてお伺いします。

また、現在でも罹災判定の再調査を求めている状況もあり、今後判定による増額などについては、どう考えているのかお伺いします。

また、塩竈市災害見舞金、東日本災害義援金にかかわって生活保護を停止される状況が出ております。それで、今後、その方々は国保に加入するとか、あるいは国保税の負担、先ほどの資料を見ますと24年2月29日までは医療費の窓口負担は軽減されると書いてありましたが、今後この生活保護の一定の停止によってとりわけ持病で長く通院している高齢者、弱者にとってはこれまでの生活が大きく変わる不安になっております。

私は5月2日付に厚生労働省では、自立更生計画を提出すれば受けた見舞金は収入認定しないとされてきました。この関係で、現在行われているこの保護の停止についてはどうなっていくのか、お伺いします。

次に、災害廃棄物処理事業についてお伺いします。

廃棄物処理事業については、県が8月に国へ提出した補助金申請の際の概算要求に沿ったものだと伺っております。県が国へ補助申請を行い、補助金は直接塩竈市に入り、塩竈市が県に委託を支払うことと聞いております。今回、廃棄物事業として46億6,957万円で、国庫支出金42億円と地方債4億6,000万円、一般財源で5万8,000円としておりますが、実は具体的な県に対する委託事業については、九つの業務としております。一部解体業務についてはきちんと予算が計上されておりますけれども、県の委託については総額だけであって九つの業務の配分が示されておられませんので、これについても各委員会で資料を出すように求めるもの

です。

それから、環境省の補助金制度を活用して、大震災で発生した廃棄物の処理を行うことによって、市民生活の安全の確保と迅速な地域の復旧・復興を支援するとしていますが、今回の具体的な廃棄物処理事業によって、沿岸部や浦戸などの復旧がどの程度になると考えているのかお伺いし、総括質疑といたします。よろしく申し上げます。

○議長（嶺岸淳一君） ただいま、曾我議員の方から委員会質疑の部分についても触れておりますので、その部分については答弁から割愛をさせていただきます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 曾我議員のご質問にお答えをいたします。

初めに義援金・見舞金については、100%であるのかというご質問でありましたが、今、罹災証明書を第二次、第三次という形で追加調査をさせていただき、いまだ決定をされておられない方々もおられますので、今後とも所要額については移動があるものと理解をいただければと思います。

それから、生活保護関係については、23年5月2日付で厚生労働省から東日本大震災による被災者の生活保護の取り扱いについてという通知が出されておまして、例えば保護の廃止を行う場合についても一律ではなくて、その内容について十分留意をされたいということですので、我々もそういったことに留意しながら取り扱いをさせていただきたいと思えます。

また、委託についてであります。災害廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等につきまして、23年4月14日に専決処分により宮城県に業務を委託したところであり、4月28日の臨時会におきまして専決処分の承認をいただいたところであり。今後、県とも密接な連携のもと、一日も早くこういった災害廃棄物が処分されますよう努力をいたしてまいります。以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 15番高橋卓也君。

○15番（高橋卓也君）（登壇） 日本共産党塩釜市議団の高橋卓也でございます。

議案第60号と第68号について、総括的に伺いいたします。

まず、議案第60号、資料19番の26ページの3、ニューしおナビ100円バスの増便についてでございます。

日本共産党市議団は、5月12日佐藤 昭市長あてに東北地方太平洋地震。

○議長（嶺岸淳一君） 高橋議員に申し上げます。細かい話は委員会に付託されておりますので、

大枠の中で質疑をしてください。

○15番（高橋卓也君） はい、承知しました。

佐藤市長あてに東北地方太平洋沖地震災害に係る第3次緊急要望、仮設住宅についてを提出いたしました。ニューしおナビ100円バスの増便を要望しました。今回の増便は市民要求にこたえたもので、当局の対応を評価するものでございます。

その上で一つ目ですが、増便される便は午後の便であると同いしましたが、間違いないかどうか。

○議長（嶺岸淳一君） 高橋議員に申し上げます。その細かい話は、今、付託されている中身でございますので、大枠でだけお願いいたします。

○15番（高橋卓也君） はい、承知しました。

それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。今の質問については結構です。今の質問のポイントだけ一つ質問します。

今回の増便は国の地域公共交通確保維持改善事業補助金を受けての事業ですが、なぜ1便だけの増便なのか、国庫支出金に枠があるのかと財政的根拠を伺いたい。この1点だけお伺いします。

次に、議案第68号、同じ資料19番の60ページ、塩竈市同報系防災行政無線復旧整備事業についてお伺いいたします。

これは1点、それでは伺いたいと思います。

6月議会で市は5億9,000万円の予算で防災無線のデジタル化と増設を決めました。ところが、今回の仮契約額は先ほどご報告ありましたが、4億1,790万円でございます。防災についてはこれで絶対大丈夫という線はないというのが、今回の大震災でも明らかでございます。28日付の河北新報報道によると、政府の中央防災会議専門調査会の最終報告案が明らかになりました。こういうふうに述べております。「今回の地震を想定できなかったことは、過去数百年間に経験した地震・津波を前提をした従来の想定手法の限界を意味し、抜本的に見直さなければならない。」あとの述べているわけですが、千年に一度の地震を考慮した最大級に広げる旨を明らかにしております。財源は国から来ますし、この分野について市の起債は国が95%充当することになっているわけですから、この整備事業については子局についてはできるだけ多く、設備、装置、機材についてもできるだけ充実させるのが当然であります。ことにこの問題は市民の命にかかわる問題です。後で悔いても取り返しがつかない問題でござ

ございます。国に遠慮せず予算をすべて活用して、防災体制をより充実させるべきだと思いますが、考えをお伺いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 初めに、ニューしおナビ100円バスの増便についてお答えいたします。

地域公共交通会議というのがございまして、当市議会におきましても再三議論を重ねてきたところではありますが、総合交通体系の中で果たすタクシーの役割を重要視させていただきまして、午前2便、午後1便ということで地域公共交通会議の中では認められてきたという経緯がございます。

今回、今、ご質問いただきました地域公共交通確保維持改善事業によりまして、デマンドタクシーと言いますか、そういったタクシーが運行できますことから、タクシー業界の方々から午後の1便の増加についてご理解をいただきましたので、今回本市におきましてはニューしおナビ100円バス、一日4便体制で運行させていただきたいということで、提案をさせていただいたところでございます。

次に、同報系の防災行政無線についてであります。

6月定例会でお認めをいただきました予算を執行いたしましたところ、先ほど申し上げました金額で受託をされたということで、差額は執行残という取り扱いをさせていただいております。なお、同報系無線として必要なさまざまな項目については、盛り込まさせていただいていると判断をいたしておりますので、今後の防災に十二分に活用していけるものと判断をいたしているところでございます。よろしくお伺いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、総括質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。



日程第7 議案第71号ないし第74号

○議長（嶺岸淳一君） 日程第7、議案第71号ないし第74号を議題といたします。監査委員には退席を願っております。議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第71号から議案第74号までにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事案件でございます。

まず、議案第71号は、「監査委員の選任について」でございます。

現監査委員が本年9月30日をもって任期満了となりますため、その後任の監査委員を選任しようとするものでございます。

後任は、塩竈市藤倉2丁目にお住まいの高橋洋一氏、昭和23年4月28日生まれを再任でお願いいたしますものでございます。

次に、議案第72号は、「教育委員会の委員の任命について」でございます。

現委員5名中1名の委員が本年10月4日をもって任期満了を迎え退任されますことから、その後任の委員を任命しようとするものでございます。

後任には、宮城郡利府町加瀬字野中沢にお住まいの太田 忍氏、昭和19年4月4日生まれを新たに任命しようとするものでございます。

次に、議案第73号は、「公平委員会の委員の選任について」でございます。

現委員3名中1名の委員が本年10月4日をもって任期満了となりますので、その後任の委員を選任しようとするものでございます。

後任には、塩竈市本町にお住まいの佐浦弘一氏、昭和37年10月1日生まれを再任しようとするものでございます。

次に、議案第74号は、「固定資産評価審査委員会の委員の選任について」でございます。

現委員9名中3名の委員が本年10月6日をもって任期満了となるため、その後任の委員を選任しようとするものでございます。

後任には、現在委員としてご活躍をいただいております、塩竈市宮町にお住まいの丹野六右衛門氏、昭和21年4月12日生まれと、塩竈市西町にお住まいの阿部勘九郎氏、昭和22年8月3日生まれのお二人を再任しようとするものでございます。

また、1名の委員が今期を限りに退任されますことから、後任として塩竈市浦戸野々島宇河岸にお住まいの西川信男氏、昭和21年11月20日生まれを新たに選任しようとするものでございます。

いずれの方々も、人物識見ともに適任と考えますので、満場のご賛同を賜りますようお願い

を申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（嶺岸淳一君） お諮りいたします。

本件は人事案件でございますので、質疑・委員会付託・討論を省略し、直ちに採決すること  
にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、本件については質疑・委員会付託・討論を省略し、  
直ちに採決することに決しました。

採決いたします。

議案第71号ないし第74号については、同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（嶺岸淳一君） 起立全員であります。よって、議案第71号ないし第74号については、同  
意を与えることに決定しました。

監査委員が入室されます。



日程第8 議員提出議案第7号

○議長（嶺岸淳一君） 日程第8、議員提出議案第7号を議題といたします。議案の朗読は省略  
いたします。

議員提出議案第7号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。1番浅野敏江君。

○1番（浅野敏江君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第7号について、提  
出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさ  
せていただきます。

東日本大震災の復旧復興支援に関する意見書（案）

東日本大震災は、塩竈市に大きな被害を及ぼしました。地震・津波での家屋被害は、全壊か  
ら一部損壊まで合計1万1,519件（平成23年9月5日現在）にものぼり、一日も早い復旧が望  
まれます。

大きな打撃を受けた地域経済、水産業の復旧も喫緊の課題です。国において、下記の9項目  
について実行するよう求めます。

記

1. 一部損壊家屋について支援制度を設けられたい。
2. 宅地や土どめ被害等について支援制度を設けられたい。
3. 店舗を破壊された商店・中小企業は債務の支払いが重荷になっている。宮城県は産業復興機構設立を準備している。第3次補正予算で二重債務対策の立法化と予算化を行なうこと。
4. 商店・中小企業等に復旧支援の補助制度を設けること。
5. 塩釜湾の防潮堤は住民が安全できる高さに設定し、早期の完成を急ぐこと。
6. 塩竈市魚市場の東側床板の沈下対策を早急に進めること。
7. 浦戸諸島や塩竈市内の周辺岸壁の復旧を急ぐこと。
8. 水揚げされた魚や水産物の放射能測定器購入に対し補助を行うこと。
9. 養殖施設はすべて流出する未曾有の被害となっている。塩竈の養殖漁業は激甚災害の指定を受けている。激甚災害の査定を早急に行い、一日も早く救援措置を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

○議長（嶺岸淳一君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第7号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、議員提出議案第7号についてはさよう取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第7号については、原案のとおりに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（嶺岸淳一君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第7号については原案のと

おり可決されました。



日程第9 議員派遣の件

○議長（嶺岸淳一君） 日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

本件はお手元にご配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第154条の規定により、議員を派遣しようとするものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件については、質疑・委員会付託・討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、議員派遣の件については、質疑・委員会付託・討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

議員派遣の件については、お手元にご配付のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、お手元にご配付のとおり議員を派遣することに決しました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明10月1日より13日までを常任委員会及び決算特別委員会等を開催するため休会とし、14日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明10月1日から13日までを常任委員会及び決算特別委員会等を開催するため休会とし、14日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時44分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年9月30日

塩竈市議会議長 嶺 岸 淳 一

塩竈市議会議員 田 中 徳 寿

塩竈市議会議員 志 賀 勝 利



平成23年10月14日（金曜日）

塩竈市議会 9月定例会会議録

（第2日目）

## 議事日程 第2号

平成23年10月14日（金曜日）午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第3 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第3

---

#### 出席議員（17名）

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	9番	鈴木昭一君
10番	菊地進君	11番	志子田吉晃君
12番	鎌田礼二君	13番	伊藤栄一君
14番	佐藤英治君	15番	高橋卓也君
16番	小野絹子君	17番	伊勢由典君
18番	曾我ミヨ君		

---

#### 欠席議員（1名）

8番 西村勝男君

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	佐藤雄一君	健康福祉部長	神谷統君
産業環境部長	荒川和浩君	建設部長	金子信也君
市民総務部理事 兼政策調整監 兼震災復興推進室長	伊藤喜昭君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君

会計管理者 兼会計課長	星 清輝 君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋 敏也 君
産業環境部次長 兼水産振興課長	小山 浩幸 君	建設部次長 兼下水道課長	千葉 正 君
市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	菊地 辰夫 君	市民総務部 政 策 課 長	阿部 徳和 君
市民総務部 財 政 課 長	荒井 敏明 君	市民総務部 税 務 課 長	赤間 均 君
産業環境部 商工港湾課長	佐藤 修一 君	市民総務部 総務課長補佐 兼 総 務 係 長	鈴木 宏徳 君
市立病院事務部長	菅原 靖彦 君	市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木 康則 君
水道部長	福田 文弘 君	水道部次長 兼 総 務 課 長	尾形 則雄 君
教育委員会教育長	小倉 和憲 君	教育委員会 教 育 部 長	桜井 史裕 君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤 ゆりみ 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古 正夫 君
教育委員会教育部 学 校 教 育 課 長	星 篤 君	選挙管理委員会 事 務 局 長	鈴木 正信 君
監査委員	高橋 洋一 君	監査事務局長	白澤 巖 君

---

#### 事務局出席職員氏名

事務局 長	安藤 英治 君	事務局次長 兼議事調査係長	相澤 勝 君
議事調査係主査	芥藤 隆 君	議事調査係主事	西村 光彦 君

午後 1 時 開議

○議長（嶺岸淳一君） ただいまから、9月定例会2日目の会議を開きます。

本日の欠席の通告がありましたのは、8番西村勝男君の1名であります。

本日の議事日程は、日程第2号の記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源をお切りになるようお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（嶺岸淳一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、6番香取嗣雄君、7番阿部かほる君を指名いたします。



日程第2 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（嶺岸淳一君） 日程第2、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙する議員の数は、同広域連合規約第8条の規定により1名であります。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、議長が指名することに決しました。

宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員には、1番浅野敏江君を指名いたします。

ただいまの指名についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認めます。よって、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員には1番浅野敏江君が当選をされました。

ただいま、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました1番浅野敏江君に本席

から、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。



日程第3 一般質問

○議長（嶺岸淳一君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。12番鎌田礼二君。（拍手）

○12番（鎌田礼二君）（登壇） 9月11日の選挙後、新たに結成しました新生クラブの鎌田礼二でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、質問の機会を与えていただきありがとうございます。皆様に感謝を申し上げます。

それでは、早速質問に入ります。

まず、9月21日の台風15号で被害を受けました方々に心よりお見舞いを申し上げます。

この台風での被害は、東日本大震災の津波被害を受けた地域と重なり、被災された方を思うと本当に気の毒でたまりません。この台風に塩竈市としてどう対応されたのかをまずお聞きいたします。

次に、市長の公約についてお聞きいたします。

先日開催された平成22年度決算特別委員会でもかなりの方が発言しておられました塩竈市の国民健康保険ですが、市長は今回の選挙で国民健康保険の減額をすと言っておられましたが、こういった内容なのかをお聞かせください。

次に、市立病院についてですが、先日開催の平成22年度決算特別委員会で、ことし3月に発生した東日本大震災の影響があった中で、232万円の現金利益を確保し、昨年度に引き続き収支均衡を達成することができたと報告がありましたが、今期ももう半年が経過しておりますし、今期の経営見通しについてお聞かせください。

次に、教育についてですが、東日本大震災での市内の被災状況については既に報告を受けておりますが、その後の状況について、特に学校関係について気にかかるところであります。まずは、被災状況と現在の状況をお教えてください。

最後に、合併についてお伺いいたします。平成の大合併も終わり、最近合併の話は余り聞くことはありませんが、市長も3期目に入ったわけですが、例えば塩釜地区と言われる二市三町の合併についてどう考えておられるのかをお尋ねいたします。

以上、6項目について誠意ある回答をお願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま鎌田議員から5点についてご質問をいただきました。

初めに、台風15号の浸水被害と本市の対応についてご質問いただきました。

台風15号の対応については、9月20日午後5時46分の大雨警報発令を受け、警戒配備体制でがけ地、あるいは沿岸部を中心にパトロールや広報活動などを実施をさせていただきました。さらに、21日の午後1時21分には高潮警報も発表されましたことから、第1号非常配備の職員200名態勢で塩釜市建設協議会や消防署、消防団、あるいは交通指導隊の協力をいただきながら排水作業や交通規制、あるいは土のうの設置、避難所の開設などを行いました。しかし、1時間に44ミリを超える大雨に加えまして、潮位が1メートル60を超える高潮の影響で、北浜、藤倉、港町、新富町、尾島町等々など市内各所で冠水被害が発生をしたところであります。本市の被害状況についてありますが、床上浸水が住家194棟、非住家229棟、計423棟でございました。また、床下浸水が住家247棟、非住家44棟の291棟に被害が発生をいたしましたところであります。

続きまして2点目、国民健康保険税についてお答えをいたします。

国民健康保険税の引き下げについてというご質問でありましたが、まずは国民健康保険税の現状についてご報告をさせていただきます。

現行の国保会計につきましては、平成21年度から23年度までの3カ年間で計画期間とし改訂をいたしました。平成21年度と22年度の2カ年間の収支状況につきまして、歳出では医療費の伸びが予想よりも若干下回りましたこと、歳入では宮城県が広域化支援方針を策定し、収納率による普通調整交付金減額が解除されたことなどの影響もございまして、設定当時の見込みより若干改善をされております。その結果、平成22年度決算後の基金残高は4億6,400万円程度と見込んでおりますが、この中には県貸付金残額の8,000万円、国への返還金約4,300万円を含んでおり、平成22年度末の実質の基金残高は3億4,100万円程度と見込んでおります。

こういった背景の中で、保険料の減額がどうであるかというご質問でありました。

設定期間の最終年度となります23年度も引き続き保険税の収税を初めとする歳入面での増収の努力を重ねるとともに、歳出面ではレセプト点検の強化や、ジェネリック医薬品の使用促進など医療費の適正化に努めてまいります。あわせまして、被保険者の方々が健康が維持できますよう、疾病の早期発見と被保険者の方々の健康増進を図り、医療費抑制にさらに努めてまいります。前段申し上げました基金の活用等も図りながら、次期の計画策定に当たりましては利用者の方々の負担軽減を目指して取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、市立病院についてご質問をいただきました。

病院改革プランも3年目を迎え、病院と市行政が一体となりながら市立病院改革プランの取り組みを現在も進めております。具体的な取り組みの内容についてお答えをさせていただきますが、9月末までの上半期での速報値でお答えをさせていただきます。1日当たりの患者数の状況であります。改革プラン目標と比較をいたしますと、入院患者数156.7人の目標に対しまして163.2人、達成率が104%の状況であります。また、外来患者数307.8人の目標に対し288.1人、達成率が94%の状況になっております。

次に、医業収益であります。入院収益目標7億8,600万円に対し8億1,300万円、達成率が、先ほど申し上げましたように104%であります。また、外来収益目標3億4,800万円に対し、概略3億円と達成率が86%の状況でございます。例年、夏場に入院患者が減少をいたしておりましたが、今年度はベッドの満床状態が続いておりますが、外来につきましては、やはり震災の影響などもあり目標を下回っている状況と判断をいたしております。

これらを踏まえた上半期までの収支状況については、今年度の目標であります減価償却費も含んだ経常収支で、残念ながら、いまだ3,000万円のマイナス収支の状況になっております。これまでの収益増加の取り組みに加えまして、今年度は薬品費や診療材料費などの費用削減の見直しも行わせていただいております。その効果が今後の収支に反映されてくるものと期待をいたしております。

また、10月に入り外来患者数も徐々にふえてきており、これから下半期が病院の繁忙期となっておりますので、何とかこのマイナス収支を挽回し、初期の目的であります経常収支黒字を達成をいたしてまいります。

続きまして、教育についてお答えをいたします。

学校施設の被害とその後の状況についてであります。市内の各小中学校は平成22年度までにおかげさまですべて耐震補強工事が完了しており、校舎等の建物の構造に直接影響のある被害はございませんでした。おかげさまで、現在、児童生徒の授業にも影響することなく学校運営が行われているところであります。しかし、一方で、第二小学校、第二中学校、第三中学校、玉川中学校の体育館などの壁が落下をいたしました。これらの施設は応急復旧がなされており、体育の授業などにも支障のないようにいたしましたところであります。その他、各学校で壁や柱、プールサイドの亀裂、照明器具の落下破損、あるいは給排水管の破損など被害の程度の大小はございますが、すべて授業に支障を来すものではございませんでした。被災した建物の本

格復旧に当たりましては、公立学校施設災害復旧事業の適用を受けるため、これまで被害程度に基づき国に事業計画書を順次提出をしているところでございます。これまでに国の災害査定を受けた学校は11校中8校で、件数の割合は73%とります。このうち、杉の入小学校の職員室の床陥没部分及び玉川中学校の体育館につきましては、既に契約を締結しまもなく工事に入る予定でございます。なお、その他の学校につきましても10月中旬に災害査定を受けられますよう、現在、設計・積算を進めており一刻も早い児童生徒の教育環境の復旧に努めてまいります。

合併についてご質問をいただきました。

二市三町としての取り組みはというご質問でありましたが、旧来この取り組みにつきましては16年度に塩竈市と多賀城市、宮城・黒川郡の二市六町一村で構成する未来都市づくり研究会というものがございました。残念ながらこういった広域的な中核都市づくりは挫折をいたしました。結果といたしまして、例えば一般競争入札及び指名競争入札参加者の受付事務の共同実施の成果等が残されたところであります。当時、塩釜地区二市三町の住民意識調査をさせていただきました。本市は70%と高い市民の皆様が合併の必要性を認識しておられましたが、他の地域では50%を割り込む状況でございました。また、合併の必要がないという皆様方は、本市におきましては約10%という状況でありましたが、今申し上げました他市町では30%を超える市民・町民の方々がこのような意識であったというふうにお伺いをいたしております。

また、望ましい合併の枠組みとしては、仙台市を希望する方々が30%を超える市町もございました。さらには、本市の財政状況を危惧される市町もあり、市町間の温度差というものがかなり大きいということを改めて確認をさせられたところであります。国におきましては、平成11年度からの全国的な合併推進につきまして、合併特例法の期間である平成22年3月末で一区切りとされており、現在はこれまでの取り組みに対する評価・検証を進められております。また、21年度4月からは、国は中核的な自治体を中心として連携を推進する定住自立圏構想を推進をされております。二市三町におきましても、今広域行政連絡協議会を設置をさせていただいておりますが、なかなか合併問題という機運がないことは事実でございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（嶺岸淳一君） 12番鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） ありがとうございます。

まず、台風15号についてでありますけれども、震災の後で復旧に向けて立ち上がっている、そういった、まさにこれから再起を図ろうというところに15号が来まして、本当に精神的にも

被災者にとっては大変な状況かと思っております。私は、何か国や県からの救援とか救済がないものかとか、例えば災害救助法の適用であるとか、こういったことを考えておりました。また、震災のときと同じような見舞金とかというふうに考えておりましたけれども、通告したのが2週間以上前、半月以上前のことで、大分そのことについては進んでおられるようで、臨時広報でもお知らせをするということでありまして、この概要について広報の前に概案をお示しいただきたいと思っております。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前段の国、県の支援ということではありますが、台風15号の被害につきましては、東日本大震災の津波被害とは異なりまして、例えば全壊世帯というものが本市にもまだ被害報告がされておらないという状況でありますので、恐らくは災害救助法、あるいは被災者生活再建支援法といったようなものは適用基準に達しないのではないかなというように想定をいたしておりますが、しかしながら、国からの支援、あるいは県からの支援は適用とならないにしても、東日本大震災から6カ月余りの中で懸命に復旧を目指してこられました市民の皆様方が再びこういう被害を受けられたということについては、私どももおわびの申し上げようのないような状況ではありますが、本市といたしましては被害を受けられました方々に対しまして、まず住家につきましては床上浸水を今回の半壊とみなさせていただきまして5万円を支給をさせていただきたいと考えております。また、商店等の非住家につきましてははり災商店再生支援事業の半壊と同様の扱いとさせていただきまして、10万円を上限として支給をさせていただき、何とか再生に向けて頑張らせていただきたいという思いでございます。よろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 12番鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） ありがとうございます。少しでもこういったことが次の再起に役立てられればなというふうに考えています。

次に、市長の公約であります国保税の減額についてお聞きをしたいと思っております。

私、この震災でやはり国民健康保険の加入者の構成やら何やらが変わってきているのではないかなというふうに考えているわけです。震災までの平成22年度の決算ぐらいまではそういった状況であったかもしれませんが、ここ半年でその状況がある程度変わってはいるのではないかなというふうに思うんですね。悪化していると私は判断しているわけですが、そんな中、本当に減額ができるのだろうかという思いがあるわけです。3年に1回の見直しになると

ということですが、これから3年後ですか、また見直しで元に戻るとか上がるというのではちょっと困る話であって、その辺の細かなことについて、先ほどいろいろ数値的なものを挙げられましたけれども、どういうふうに、この半年間についての状況を聞けばいいんでしょうか。よろしくお願いたしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 国保に対する震災による影響についてのご質問でございました。

7月の当初課税の時点ではありますが、今年度の国保加入者数であります。前年同時期に比べますと630名ほど増加をいたしております。4月以降、7月までは社会保険離脱による国保加入者が増加をしたということが原因であります。震災の影響により解雇や事業所の閉鎖などによって、結果的にこういった状況が発生しているものと考えております。これらの経済状況が悪化したため、国保加入者となった皆様につきましては保険税を前年の収入を減額して計算する制度などによりましてご負担の軽減を図らせていただいております。

また、議員の方からもご質問をいただきましたとおり、震災で住家等の被害を受けられました皆様には、一部または全部の国保税の減免を実施をさせていただいております。ただ、この部分につきましては国の財政支援を受けられることとなっております。ただし、前回、この制度を説明をさせていただきましたときに、国保税については全壊が一つの区切りと、大規模半壊と半壊というようなことで税を算定することといたしておりましたが、私ども塩竈市におきましては被災者の立場を考慮しまして、全壊、大規模半壊を一つの区切り、一つのグループ、それから半壊をとということで、本市独自の減免制度を設けさせていただいております。この塩竈市独自の部分については国の助成を受けられない可能性もございますので、その部分は今後のマイナス要因として今検討を進めさせていただいているところであります。

また、医療費についてであります。本年3月の診療分より前年実績を下回る状況が続いておりました。これは明らかに大震災の影響であると考えております。ただ、7月の診療分につきましては、対前年同月比較で105.6%と若干増加する傾向にあります。震災の影響により、これまで診療を控えておられました方々の受診が始まりましたことや、一部負担金免除による受診機会の増などの影響ではないかと分析をしておりますが、まだ1カ月分の結果でありますので、今後の推移を注意深く見守ってまいりながら、今後の国保税の算定の際にはこういったこともしっかりと考慮して算定をいたしてまいりたいと考えているところであります。

○議長（嶺岸淳一君） 12番鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） どうもありがとうございます。

今のお話をお聞きするとプラス要因もある、マイナス要因もあるというところだろうというふうに思うんですが、この1年間の動向を見ないとわからないのかなというふうにも思ったりもするわけですが。減額といっても、年間、例えば100円下げても、1,000円下げても減額というふうになるわけですけれども、大体ほぼどの程度眼中に置いているといたしますか、見積もられているのか、お聞かせ願えるならその辺もちょっとお願いしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどご説明をさせていただきました際に、平成22年度末の実質基金残高3億4,100万円というご説明をさせていただきました。20年度末に、たしか1億4,000万円ぐらゐの基金が残っておったわけでありますので、この差額分が21、22年度で積み上げられた基金額であります。全く基金をゼロという状況には運営上いかないということについてはご理解をいただけるかと思いますが、先ほど来ご説明をさせていただいておりますとおり、この差額分が今後どれくらい23年度末で積み残されるかということのをこれから作業を続けさせていただきながら、基本的には、その差額分につきまして24年度にスタートいたします国保税の計画期間を何年間にとるかということに割り振らせていただくということが基本ではないかというふうに考えているところであります。具体的な数字について申し上げられなくて大変恐縮ではありますが、検討の時間をいただければと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 12番鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） ありがとうございます。市民は、あ、安くなるんだということでもかなり期待をされているのではないかというふうに思いますので、その期待に沿えるように頑張りたいなというふうに思います。

それで、この料金については、私、健康保険についてたびたび質問させていただいているわけですけれども、健康保険税の額については体系表を見ますと、意外と高額所得者といいますか、所得の多い方がかなりの出費になっていると。それが、みんな高い、高いとは言いますけれども、内容としては、ある程度所得が多い人の額というのが他市町村から比較すれば、私はかなり高いなというふうに見てはいるわけですね。この辺もあわせて、体系化についても見直しをしていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

それから市立病院関係に移りますが、先ほど入院者数はベッド数がもう100%を超えるということでもかなりの努力をされているんだなというふうに思います。ただし、外来者数が目標達

成していないと、そして、低下をしているということありますし、私は、ちょっと考え過ぎかどうかわかりませんが、かなり皆さん努力されて、ある程度もう限界に来ているのではないかというふうにも考えているわけです。そういったことはないのかどうか、ちょっとお聞かせ願えるならお願いしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 菅原病院事務部長。

○市立病院事務部長（菅原靖彦君） お答えいたします。

改革プランの進行状況で申し上げますれば、改革プランは平成20年度に策定いたしまして、平成27年度までの期間をもってプランの実施時期としておりまして、それに基づきまして今取り組んでいるところでございます。さまざまな改革努力を重ねまして、大分実現できたところもあるのではないかなと思っておりますけれども、23年度、本年度が正念場であるというようなことで、まだ改革の途中であるというふうには考えてございます。

外来についてでございますが、現在年度中途ということで、今回震災の影響も確かにあったと思います。先ほど、国保の答弁内容にもございましたが、かかりたくてもかかれないという患者さんもいらっしまったのではないかというふうなこともございましたが、やはり3月以来、3、4、5、それぐらいの期間におきましてはそういった傾向も確かにあったのではないかなというふうに思っております。

そういったことで、本年度上半期におきましてはそういったのも含まれております。また一方、やはりこれからの時期、10月以降が病院にとっては繁忙期といえますか、患者さんが大変多くなる時期でございます。実際、先ほどのとおり288.1人が上半期の1日当たりの平均だったんですが、10月に入りまして、これまでの平均ですと1日当たり340人を超えるような外来数になっております。そういったことから、本年度につきましては、後半、病院一丸となって取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。まだ努力の途中であるというふうにはとらえているところでございます。以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 12番鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） ありがとうございます。

頑張られているようですけれども、今後の半期、後半に向けてより一層頑張っていただきたいというふうに思っております。期待をいたしております。

それから、今、病院関係といえますか、この関係でいきますと、6月の定例議会でも私話させていただいたんですが、やはり高齢者を抱えておられる方というのはかなり大変な思いをさ

れているようであります。特別養護老人ホームにもなかなか入れないし、入院をすれば、3カ月も過ぎれば退院を促されて退院せざるを得ないというところもありますし、病院探しだけでももう疲れてしまうんだという話もかなり聞きます。そんな中で、この塩竈市立病院は、私この間もお話しさせていただいたとおり、現在の病院を療養病床オンリーにして、何て言うんですか、療養タイプにするといいますか、されたらどうかなど。そんな中、私はやはり新たな病院を建設して、本当に近隣から皆さんが来られるような高度医療を実施するような、そういった病院に進む時期ではないのかななどと考えたりしているわけですが。そういった考え方についてどういうふうに思われるのか、感想といいますか、考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 医療制度改革というのが国のペースでどんどん進められておりますが、例えば、塩釜医療圏というのがかつてございました。ただ、残念ながら塩釜医療圏の中で三次医療を提供できる病院がないということで、結果といたしましては、せっかく独立しておりました塩釜医療圏が今は仙台医療圏の中の一部という形になっております。これは、三次医療までやはり提供できるようなものが医療圏であるという基本的な考え方の中でそのような整理がされおります。今現在は旧塩釜医療圏については一次医療、二次医療まででありまして、三次医療については仙台医療圏に転送させていただいているという状況であります。

一方、例えば市立病院だけではなくて、恐らく各病院のお医者さん方は、やはり自分の持っている高度技術を十二分に活用できるような環境というのを求めておられるわけであります。市立病院につきましても大学病院から医師を派遣をいただいております。そういった先生方はやはり慢性期よりは急性期といったようなことを目指されるのは、これは当然のことかと思っておりますが、一方、公立病院であります塩竈市立病院を考えますときに、やはり慢性期の患者様方も大切に大切にという思いであります。現在、38床ございましてほぼ満杯の状況でありますので、公立病院としての塩竈市立病院はやはり両方の機能をしっかりと果たしていくということで、今後とも存続を図っていくべきではないかというふうに私は考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 12番鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） それを、いわゆる従来の医療は新たに建設をしてやるという手もあるのではないかというふうに私は考えていて、そういう話をさせていただいたわけですが、私としては、仙石線の本塩釜駅前あたりで、石巻から、それからいろいろ仙台からも来れるような交

通の便のいい場所で駅前で先進医療をやり、そしてなおかつ、それについては1階を駐車場か何かにしておいて、2階以上で行うと。今回のような津波があった場合の避難ビルというんですか、そういった津波の避難ビルにも使えるというような、そういった形で、場所は二つに分かれますけれども、そういった病棟もつくりながらやるという形はどうかなというふうに考えてはいるわけです。これが可能でないにしろ、私としては、今現在の市立病院の方々にそういったことを検討してみるといいますか、勉強してみるということも一つの改革に向けての意気込みもまた違ってくるのではないかなというふうに思うわけです。現実にとりかかれないうにしろ、ケーススタディをしてみるといいますか、そういった考えについてはいかがでしょうかね。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 決して鎌田議員のご提案を否定しているわけではないんですが、ただ、一方では塩竈市立病院の置かれた現下が大変厳しい環境です。先ほど大分無理しているのではないのかというご質問でありました。無理しております。相当に無理をさせていますが、そういった中でも、残念ながら上半期でまだ3,000万円ぐらいの赤字が発生するという状況でありますので、今ご提案の部分は今後の夢として我々も持ち続けさせていただきながら、当面はやはり公立病院としての市立病院を何として存続させていくかということこそが、この地域医療を期待される市民の方々に対する我々の答えではないかなというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 12番鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） ありがとうございます。

次に、教育関係でありますけれども、昨日第二小学校にも行ってきましたが、壁がやはり落ちていてブルーシートがかぶっている状態でありましたけれども。先ほど回答の中に、授業やら学校の行事やらには影響がないということでしたけれども、とはいいいながら、やはりあの状況ではなというふうに私は見てきたんですが、やはりそれが教育の場でありまして、塩竈の未来を担う子どもたちの教育の場でありますから、早急に、少しでも早いタイミングで復旧といえますか、修理をお願いしたいというふうに思います。

それから、震災から7カ月が経過しているわけですがけれども、やはり被災された子どもへの精神的なしこりといえますか、それが残ってどうのこうのというようなことも報道されたり、いろいろしておりますが、きのう第二小学校の校長先生と話す機会があったので話をしてきましたけれども、そうないんだというような話ではありましたが、現状はどうか、教育委員

会としてはそういったことをつかんでおられるのか。私としては、ある程度そういったものがありつつ、勉学、学業のおくれが若干あるのではないかなというふうに危惧しているわけですが、その辺の現状についてお聞かせください。

○議長（嶺岸淳一君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 子どもたちの心のケアについてですけれども、これについては、第二小学校が3月末にそういう保護者、子ども、それから教員にぜひ必要だということで、県の方からカウンセラーを即派遣していただきまして1日カウンセリングをしてもうらと同時に、第二小学校には東京都の方から養護教諭1名、これは県の方を通じて1名加配していただいております、現在第二小学校はそういう心の教室、心のケア等を含めながら、養護教諭2名態勢で当たっておるところですし、県内で県教委主催で子どもたちの心のケアについてのあり方、指導の仕方という研修会を開いたんですが、塩竈市はいの一番で手を挙げましてそれを行いました。それで、各学校から大体5、6人の教員、と同時に最初にそれを行いまして、それから最後に9月にもまた、これはとってもよかったという各教師の話がありましたので2回目も開いて、合計合わせて60人ほどの教員が心のケアの指導のあり方について専門家から指導を受けているところでございます。

それから、学業のおくれですけれども、確かに3月11日に発災したものですから、そのときまだ22年度分については、中学校3年生はちょうど卒業式だったんですけれども、小学校6年生は卒業式を控えて5日ぐらい、その他の学年については8日ほど授業日数としては足りなかった。ただし、これはあくまでも学校の予定日数であって、各学校、自然災害とか、それからインフルエンザとかで幾らか授業日数とか授業時間については年間余裕をもってやっておるものですから、と同時に、学習内容としてはその時期は大體学習の1年間の復習とまとめの時期になっております。そういうことを含めて、未修学になったという22年度分についてはありません。それを含めて、今年度塩竈市ではスタートが約2週間ほどおくれて新年度をスタートしたわけですが、それを夏休み等で調整しました。それで授業日数の確保はできました。学習内容のおくれについても年度末にできなかったその学年の復習をまず最初に行いました。だから、その分日数も2日ほど多く余裕をとって、各校長会等で申し合わせをしまして2日ほど多くとってございまして、その2日間で復習とかを授業し、新年度の学習内容に入ったところでございます。ということで、この時点においては、授業日数も授業時間等についても大きなおくれはございません。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 12番鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） ありがとうございます。

そう影響はなかったのかなというふうに思いますけれども、この間、テレビだったと思うんですけれども、見ておりましたら、福島からの避難者が東京都内で勉強されていて成績がかなり悪かったと。しかし、先生方の努力で改善されまして、その子がもうトップクラスになっちゃったという、そういうあれが、ニュースだったか何かの番組だったかと思うんですけれども、ほかに見られた方もいるのかなというふうに思うんですけれども。そういったことで、私はもうこういう機会ですから、学校の先生方についても少し意識改革を進めていただいて、そういった思いが子どもたちに伝われば成績の改善がかなり図られるのではないのかなという。いわゆる授業の時間だけではなくて、そういう思いでいるわけです。ですから、こういう機をとらえて、将来を担う子どもたちですから先生方にも奮起していただいて、それがきっかけとなり学力アップにつながればいいかなというふうに考えていますので、そういったことについても検討をいただくと助かるなというふうに思います。

それから最後に、合併についてお伺いいたしますけれども、先ほど平成16年度ですか、いろいろそういった会議も開かれてというようなこと回答をいただきましたけれども、そのころとはまたちょっと状況が今は違ってきているのではないかなというふうに考えているわけです。この間の震災で、やはり多賀城やら七ヶ浜は本当に甚大な被害でありましたし、この機にやはり連携を図りつつ、一気に合併を進めるべきではないかと。それができなくても、そういった会議、協議会といいますか、そういったものを立ち上げる時期ではないのかなというふうに私は思うわけです。ですから、繰り返しになりますけれども、そのころの事情とはまた違うのではないかなというふうに考えていますけれども、そういう事情が変わったということはありませんかね。その辺、お聞かせ願えるならよろしくお願いします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 例えば二市三町であります、二市三町それぞれ今回の震災で大変大きな影響、被害を受けております。多賀城しかりでありますし、七ヶ浜しかりであります。我が市もしかりであります。私自身も今、最大の市長としての責務は、やはり一時も早くこの震災から復興するということではないかと。大変恐縮であります、今、こういった時期に合併ということを考えるゆとりは、大変恐縮ではありますがございません。あくまでも、一時も早くこの悲惨な状況から市民の方々を少しでもという思いで取り組まさせていただいているところで

あります。もう少し状況が落ち着いてから、また改めて市民の皆様方の意向というのが何よりも大切なものだと私は思っております。ただ単に首長が合併する、しないという判断ではなくて、そこにお住まいの市民の皆様方がやはりこういう形である方がいいのではないかとというような意識が醸成された先が合併ではないかなと思っておりますが、私同様、恐らく市民の方々も今そういったことをお考えいただくゆとりはないのではないかなと考えておりますので、このことについては、いましばしご猶予をいただければ大変ありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 12番鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） 私はその反対に、こういったときだからといいですか、進めやすいのではないかと。いわゆる方向転換をすれば、例えば合併をすれば行政コストやらがかなり浮きますし、それが復興に役立つことは確かでありますし、一市だけでやるよりは、連携をとりつついろいろそういったことを情報交換しながら進めていくべきだと私は思うわけです。今回の震災で「きずな」という言葉が随分使われました。やはりこんな意味でも、近隣の市町村とのそういったつながりが本当に発揮すべきといいですか、試されている時期ではないかなというふうに私は考えるわけです。ですから、そこまで行かなくても、例えば七ヶ浜と一市一町で合併するとか、ないしはそれに松島も加えて一市二町で合併を進めていくとか、すぐにも進まなくてもそういった連絡を取り合いながらの情報交換をしながらという形でも私はいいのではないかなというふうに思うんですが、そういった考えは……、やはり余裕はないんでしょうかね。私はこういうときだからこそそういったことを検討すべきだと。まちづくりも皆さん、今始まりつつあるわけですが、この時期だからこそ、私はそういった論議が必要ではないかなというふうに思うのですが、これについてはいかがですか。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど申しあげました広域行政連絡協議会として、合併するのであれば、やはり二市三町が一番自然な姿であろうということについては、すべての首長が同じ思いであると思います。ただし、先ほど来申し上げておりますとおり、市民の方々の意識は必ずしもそうではないわけでありまして。例えば、仙台市と合併する方がいいのではないかとというような意識が強い地域もございますし、また、独自で自分の地域でまちづくりを今後とも進めていくという方々も数多くおられるものと思っておりますが、先ほど申しあげましたとおり、今が果たしてその時期かということになりますと、正直申し上げさせていただきますと、私といたしまし

でも通常の業務は当然淡々と進めていかなければならない。それに倍するぐらいの復旧という事務量がふえてきているわけでありますので、先ほどご質問いただいたお言葉をお借りするとすれば、職員もかなり無理をさせています。そういった中で、今本当に合併ということを議論すべき時期かということを、私は先ほどもうちょっとゆとりとといいますか、そういったことをしっかりと考えられる時期であってもよろしいのではないかという意味でお話をさせていただいたつもりでございますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（嶺岸淳一君） 12番鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） 私は、何度言ってもこれはあれですけれども、本当にチャンスではないかというふうに考えているわけですが、先ほど、冒頭の回答に、塩竈市内の市民の回答では、7割だったか、8割だったかというようなことを先ほど、皆さん賛成しているんだということでありまして、市民の意をくむ意味でも、これは平成16年なのかもしれませんけれども、今も余り変わりはないのではないかなという私は思うんですね。そんな意味で、市民の意をくむことも私は大切なこと。確かに今余裕はないというふうな話ではありますけれども、やはりピンチはチャンスで、こういう時期だからこそ私は必要であるというふうに思うわけですね。それができないにしろ、少なくとも、何年か前に広域行政のあれで北海道の室蘭に行ってきましたけれども、かなりの広域行政、足を踏み入れて戸籍関係やら職員の給料やら、あとは窓口の住民票をとる書類の作成やら何やらも広域行政でみんなやっているという、本当に効率を上げて、かなりそのソフトにお金をかけたようではありますが、それも5年ぐらいでもとをとってしまつたと、たしか思っているんですね。ですから、合併までいかななくても、そういった広域行政で足を踏み入れて充実を図る、それがひいてはすんなりと合併する一つのは入り口になるのかなとも思ったりもします。そういったことも十分頭に入れて今後やってほしいなというふうに考えています。これについての感想をお聞きして、私の質問は終わりいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 行政コストの効率化ということについては私も異論のないところでありますし、今現在、二市三町におきましては、ご案内のとおり、消防事務組合については一部事務組合という形で運営をさせていただいておりますし、消防事務組合の中には、若干内容が異なるのかもしれませんが、例えば介護認定審査業務、あるいは障害者自立支援関係の審査業務も消防事務組合の中で二市三町の広域的な事務として取り組まさせていただいております。また、環境組合という中では、し尿処理関係を中心にそういったことを進めさせていただいてお

りますし、2年ぐらい前でありましたか、斎場の運営につきましても塩竈市から環境組合の方に移管をし広域的な行政の取り組みを始めているところでもあります。また、直接本市が加入はいたしておりませんが、東部衛生処理組合というものがございまして、ごみ処理等を中心に広域化が図られているところでもあります。いずれ、塩竈市もこういったごみ処理問題についても広域組合の方に入るかどうかということ判断する時期がいずれは来るのではないかなというふうに考えておりますので、なお、塩竈市と申しますか、行政が抱える事務の広域行政化をなお努力をいたしてまいりたいと考えているところがございます。よろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 1番浅野敏江君。

○1番（浅野敏江君）（登壇） 今定例会におきまして、公明党会派を代表し、一般質問させていただきます浅野敏江です。市長を初め、当局の具体的かつ誠意あるご答弁をよろしくお願い申し上げます。

震災が発生しまして、はや7カ月が過ぎ、復旧のめどが立ち、復興によりやく一步踏み出そうとしているというニュースが報道される一方、いまだ震災対応が遅い現状や新たな問題点が明らかになってきております。

そこで、質問の第1点目は、東日本大震災の復旧・復興における被災者支援のあり方です。市内14カ所の指定避難場所に準備されていた備蓄品は、今回の震災において数量、種類とも十二分に行き渡ったのか、まずお尋ねいたします。

また、避難された市民の中には多くの高齢者や、体調が悪く乾パンやごはんが食べられない方も多くいらっしゃいましたが、おかゆやその他のレトルト食品の準備が必要ではなかったでしょうか。今回の震災後、市内各所で避難所に避難したくても寝たきりの高齢者がいるご家庭や、障害があり多くの方が集まる避難所には行けない等、いわゆる在宅避難者の方々から、食料や物資が届かず大変に苦労したとの声が多く寄せられました。また、地域の集会所におきましても、地域の方が自宅にある食料を持ち合い、炊き出しを行い避難生活を続けたが、支援物資が届かず何度も市役所に支援を求めたとも伺っております。指定避難場所以外の物資支援の状況をお聞かせください。

そこで、これら在宅避難者の支援として、市内各指定避難場所を支援物資の配布中継拠点とし、その先の集会所、各町内会の個人宅への配布を行ってはいかがでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

現在、本市におきましても年々防災の意識が高まり、自主防災組織も数多く立ち上がってい

るとのことですが、今回、災害に当たりどのような働きがあったのかお聞かせください。

また、災害時要援護者の支援については、町内会または民生委員の方々がその名簿を把握されているのか。その状況を日ごろ福祉事務所との連携を図ることが大事かと思われませんが、その点、避難誘導などどうだったのでしょうか。災害弱者と言われている病弱な高齢者、障害をお持ちの方々、乳幼児や妊産婦の方々は、先ほども触れましたが、体育館など大勢の人が集まる避難所での避難生活は困難な点が多くあります。今回、避難所での避難生活が困難な高齢者については、福祉事務所等が頑張っていて介護福祉施設に緊急避難させていたのだとお聞きいたしましたが、状況をお聞かせください。

次に、現在、市内には伊保石地区、庚塚地区、そして浦戸諸島の桂島、野々島、寒風沢島に応急仮設住宅がありますが、単身者の世帯を含め、65歳以上の高齢者世帯が大半を占めているとのことですが、寒さに向かい環境整備はどうなっているのでしょうか。本市は県内でもいち早く仮設住宅ができ、本格的な春に入居し、暑さ対策、蚊やハエの虫対策、雨対策など、そのつどさまざまな支援が行政を初めボランティア団体等により行われてまいりました。しかし、報道によりますと、既に岩手県などでは二重サッシや断熱材の改良など寒さ対策を講じていますが、本市においてはどのような対策が図られているのでしょうか、お聞きいたします。

さらに、心配されますことは、市内、市外に点在されている被災者の方の支援であります。県の借り上げ住宅にお住いの被災者の方を当局はどのように把握され、情報を初め支援物資などの配布をどうされているのかお尋ねいたします。

2点目の質問は、民有地、急傾斜地等の宅地の復旧などであります。

今回の震災では、本市においても地盤沈下により宅地に毎日海水が流れ込む被害も多く、かさ上げや高台への移転問題があります。と同時に、高台の丘陵地に造成された団地などでは擁壁が崩壊、またはひび割れ等で自宅が傾き、全壊と判定され居住不可能になった住宅が市内各所にあります。被害を受けた住宅地は私有地であり、一般には所有者みずから復旧しなければなりません。被害は甚大で個人の負担の能力を超えています。何らかの公的支援を求める声が日に日に高まっておりますが、今般、国土交通省で復旧事業を公費で行う方針を固めたと報道されていましたが、本市の対応についてお聞きいたします。

さらに、急傾斜地の多い本市において、今回の震災においても裏山から大きな岩が民家の壁を壊した事例もございました。大雨による土砂崩れなど危険箇所が市内に数多くある本市と

してはパトロールの強化を図るとともに、さらなる安全対策を図るべきではないでしょうか、市長のお考えをお伺いいたします。

去る9月21日夜、本市を襲った台風15号は震災の津波被害の復旧も間もない市内を再び床上・床下浸水、土砂災害、道路の冠水等またもや市民生活に大きな被害をもたらしました。心よりお見舞い申し上げます。

本市ではこれまでも毎年のように台風、大雨等の水害被害が繰り返され、市内各所にポンプ場や雨水溝整備、宅内貯留等整備を進めてまいりました。しかし、まだまだ大雨のたびに水位が上がり、床上・床下浸水を心配する住宅、店舗があります。藤倉2丁目の町内もそうですが、現在、雨水管整備の計画が進められております。しかし、例えば藤倉3丁目の市道で整備が進んでいない地区があります。特に、東塩釜集会所の裏においては、管理道路であるためでしょうか、雨水の側溝もなく軽く傾斜がついているため道路全体に雨水が流れ込み、先日の台風でも約40センチの水かさができ、自家用車の通行ができなかったとのことでした。そして、この大変さは居住して40年も続いていると、先日、地域住民の方々から切実な声を寄せられました。さらに、越の浦2丁目JR東北本線のトンネル付近にある水路は以前から地元の皆様から大雨のときは水路に水があふれ、線路や道路は当然、家の中にも水が入り込んでくるということで、水路の除草、土砂の撤去等水路の整備をお願いしていましたが、今回もやはり被害があり、最近できた新築住宅数軒も床下近くまで被害があったとのことでした。今回は土のうやポンプでの応急対応もあったと思いますが、全体的に見直しを図り、円滑な排水処理を行っていただきたいと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

最後に、選挙事務の改善についてお聞きいたします。

去る9月11日、本市におきましても5カ月遅れの統一地方選挙がありました。前段、仙台市議選が8月にあり、仙台市では各家庭に選挙入場券として各人あてのはがきではなく、家族全員分の入場券を1枚の封筒大の大きさに印刷し、特殊なのりについている紙を開くと4人分の名前が記載され、ミシン目をはがし1人分として持参し投票できる入場券が使用されたそうです。コスト削減の上から、今後の対応をお聞きいたします。

また、もう1点は、期日前投票の投票率を高める対策として、入場券の裏側に宣誓書の項目を印刷し、事前に自宅で住所、名前等を書き、それを持参し、投票所では候補者の名前を書くだけの投票ができるようにしてはいかがでしょうか。高齢者の方からも市の職員の前で宣誓書に名前を書くだけでも手が震えるなどの声が多く寄せられております。受付事務の簡素

化とあわせて、投票率向上のためにも次回の選挙から対応できないものかをお尋ねいたしまして、一回目の質問といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 浅野議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、東日本大震災の復旧・復興についての支援状況についてご質問いただきました。

まず、避難所に事前に準備をしていた備蓄品についてご質問いただきました。指定避難所の備蓄であります。備蓄倉庫には県の第3次想定被害に基づきまして、短期避難者3,200名を想定し備蓄をいたしておりましたが、今回は、最大で約8,700名の避難者が発生し、非常食、あるいは毛布が不足する状態となりました。このため、災害時協定に基づき、山形県村山市や県の災害対策本部等にこれらの資機材を依頼し、食料、毛布等の確保に努め、発災2日目を以降に避難所へ支給をさせていただきました。また寒さ対策として、ストーブなど暖房器具は学校施設からの借用、あるいは民間業者からの提供、さらには災害時協定に基づくレンタル等により調達をいたしましたが、特に初動時期には台数が大幅に不足し、大変ご迷惑をおかけいたしましたところでもあります。今回の震災におきまして、食料や備蓄品の不足が生じ、避難所の場所、運営についても多くの課題が残ったところでもありますので、早急に地域防災計画の見直しを進めてまいります。

なお、現在の備蓄状況であります。アルファ米が1万4,000食、毛布9,000枚等が現在備蓄倉庫に保管をされているところであります。

次に、高齢者向けの食料準備についてであります。震災では、避難された市民の中に多くのご高齢者がおられました。調理方法等で改善できない場合には、レトルトやおかゆなど専用の食品も準備する必要があることを痛感したところでもあります。現在、おかゆにつきましては400食を用意をいたしておりますが、今後、順次数量や種類をふやしてまいりたいと考えているところであります。

また、避難所に行かずに町内会の集会所や自宅におられた方々への食料などの物資支援についてであります。震災時には集会所に避難をされた方々も多数おられました。災害対策本部では市内の避難所の情報を収集し、食料など救援物資の配給をいたしましたが、情報の把握が十二分とは言えず、広く物資が行き渡らない状況が多数発生をしたところでもあります。こうした中、多くの町内会で自主防災組織の皆様が中心となり、炊き出しを実施していただき食料提供していただくなど、積極的なご支援を賜りましたことに心から感謝を申し上げる

ところであります。また、要援護者につきましては、民生委員が支援をさせていただくこととなっておりますが、集会所や自宅に避難をされているご高齢者方の災害弱者が多数おられましたことから、町内会に協力をお願いし、食料などの救援物資の配布をいたしてまいりました。配布対象者は、多いときには1,300名に上り、4月末まで継続させていただきました。これらの対応に努めましたものの、支援を受けられなかった災害弱者が多数おられましたことから、今後はこれらの方々の支援につきまして新たな枠組みを検討する要を感じているところであります。

また、指定避難所を町内会集会所等への物資配分の中継拠点としてはいかがかというご提案でありました。今回、本市の救援物資の配分拠点は塩釜ガス体育館とさせていただきましたが、配分拠点を分散いたしますと、ストック場所のスペースや配分する人手の問題が新たに生じます。また、集会所を避難所にするかどうかの問題もございますので、今後の地域防災計画の見直しの中でこれらの諸問題について検討させていただきたいと考えております。

また、災害時、自主防災組織の機能、また災害弱者の方々に対して福祉事務所との連携についてのご質問をいただきました。今回のような広域的な災害の際には、行政や消防署、警察などの防災関係機関は同時にすべての現場に向かうことができないため、やはり我が町は我が手で守るための自主防災組織の役割が極めて重要でございます。震災では、自主防災組織が避難所となった集会所を運営いただき、非常用の発電機の設置や食料、水道水の確保など大変なご協力をいただいたところであります。自主防災組織がどのような対応を今回の災害で実施していただいたかにつきましては、現在アンケート調査を実施をさせていただいておりますが、その結果等を踏まえ、今後の対策等を改めて検討させていただきたいと考えております。

また、福祉事務所との連携に関するご質問でございましたが、災害時要援護者の支援につきましては民生委員が中心となって取り組むことを基本といたしております。本市では、災害時での住民の避難解除や安否確認を行う上で、要請のありました自主防災組織に対しましては要援護者について一定の情報を提供させていただいており、今回の震災では民生委員と連携しながら対応に当たっていただいたところであります。しかし、情報を持ち合わせていない自主防災組織もございましたので、改めて情報提供のあり方を検討させていただきたいと考えております。

被災者の支援のあり方としての災害弱者への対応についてのご質問でありました。いわゆる

災害弱者と言われる方々ではありますが、災害時要援護者につきましては、地震等の災害が発生した場合、障害者やご高齢者の皆様は必要な情報が得られず、あるいは避難に時間を要するため自力避難が困難となるケースが想定をされます。このような要援護者の方々につきましては、民生児童委員や町内会長の皆様のご協力により1,226名の方々に事前に登録をいただいております。今回の震災発生時の対応といたしましては、発生直後から関係団体、具体的には塩釜市社会福祉協議会等ではありますが、との連携のもと、各民生児童委員の皆様方が主体的に要援護者の方々の安否確認を行っていただいたところであります。さらに、再度の安否確認と同時に、生活状況の確認を行いながら支援物資の配布作業にご協力をいただいたところであります。

また、訪問介護など在宅介護等を利用され、在宅で避難生活を送られている方々、142名おられますが、への生活状況の確認も含め、支援物資の配布を介護支援専門員の協力をいただき実施をいたしたところであります。

一方、避難所での避難生活が困難な方々の避難所として、震災直後から市庁舎内に救護所を開設をしたところであります。しかし、救護所での生活に必要なケアが受けられないケースなども出てまいりました。このことから、福祉施設などを特別な避難所として、ご高齢者と障害者の皆様を対象として福祉避難所を震災直後から2カ所開設し、延べ475名の方々に医療と福祉関係によるケア対象の生活や施設への入所先などの相談をいたしてまいりました。

さらに、重度の在宅療養者の方々につきましては、日ごろから介護支援専門員などが中心となり、緊急時の対応として医療機関との連携が図られており、今回の震災時につきましても入院や入所対応を迅速に行っていただいたところであります。今後とも関係機関との連携を密にしながら緊急時の対応に取り組んでまいります。

次に、仮設住宅の寒さ対策についてご質問いただきました。応急仮設住宅につきましては、基本的には国が示す標準的な仕様により本県の気候条件に対する一定の考慮を行い、県で設計・施工いたしております。冷暖房の機器としては仮設住宅の一部屋にエアコンが標準で装備をされております。また、民間企業や慈善団体のご協力により暖房器具などを寄附いただいているところであります。しかし、過日、新聞報道されましたように、残念ながら本県におきましては、岩手県、福島県を含めた被災3県の中で仮設住宅の寒さ対策がおくれている状況であります。おくれればせながら、県が主体となり窓の二重サッシ化、あるいはトイレの暖房便座、さらには玄関先の風除室の整備など、11種類の追加改修工事を実施する予定とな

っているところでありますので、本市といたしましても今後とも万全を期してまいりたいと考えております。

なお、塩竈市の伊保石の仮設住宅につきましては、10月24日から工事に入るという通知がされたところであります。

また、市内・市外に点在している被災者への情報提供などの支援についてご質問いただきました。東日本大震災に伴い、避難した住民の所在地などの情報を把握するため、総務省の提唱で今年4月から全国避難者情報システムが制度化されており、避難者が所在する自治体が情報入力をいたしております。システムに入力されたデータから該当する避難者がいる場合、各市町村に氏名、生年月日、性別、住所などの情報が送信されております。5月から市民課が担当となり、各部に情報を提供するとともに、窓口でPRチラシを配布し、広報6月号でも情報提供の協力の記事を掲載をさせていただきました。本市では、避難された方々でこのシステムに情報提供された方は延べ206人に上っております。9月末時点では42名の方が市外に避難されており、この情報を利用し、国民健康保険の保険証でありますとか選挙入場券の発送等について送付先確認に活用させていただいているところであります。

次に、民地の宅地、急傾斜地の復旧についてのご質問でありました。民地の宅地、急傾斜地の復旧についてであります。東日本大震災では民地の擁壁の崩落や住宅地の沈下等の被害が多数発生をいたしております。国の支援制度では、被災者生活再建支援制度など住宅に対する支援はございませんが、宅地被害に対する支援制度は現状ではない状況にあります。このため、6月14日に、震災により甚大な宅地被害を被った仙台市を初め本市など11都市が共同で国土交通省や内閣府、経済産業省に宅地災害の復旧に対する負担軽減を要望をいたしてまいりました。最近になりまして、マスコミの報道で災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に東日本大震災で被害を受けられました人工斜面、旧来は自然斜面でありましたが、人工斜面を公費で行う方針を固めたとの内容報道があり、高さにつきましても、旧来5メートルでありましたものが要件が緩和され、3メートル以上となるようであります。すべてにというところではなくて、道路等の公共施設に被害が及ぶおそれがあることが適用の前提条件となるようであります。ちなみに、国の補助率が2分の1となっておりますが、なお本市といたしましても引き続き制度の拡大を要望いたしてまいりたいと考えているところであります。

次に、台風15号による生活道路の被害についてご質問いただきました。具体的には、藤倉3丁目12番、13番間の道路の側溝等が整備をされていないという要望でありました。この道路

につきましては、市道の区分の中では管理道路という名称になっております。具体的には、寄附等により市有財産とはなっておりますが市道認定に達しない道路という扱いであります。これは、幅員等が狭い、延長が短い等々で、残念ながら市道の認定要件に達していないということで管理道路というような取り扱いをさせていただいておりますが、この道路に側溝がなく、交差している藤倉三丁目二号線よりも低い状況となっていることについては、つい先日私も確認をさせていただいてまいりました。このため、降雨の際に一定の量を超えますと冠水するものと考えております。今後の対策につきましては、現地の測量などを実施の上、具体的にどのような整備を行うことによって冠水被害が解消できるかを検討させていただき、地元の方々にその内容をご説明をさせていただきたいと思っております。

また、越の浦水路の土砂の撤去及び水路の整備についてであります。一部の土砂は撤去させていただいたところではありますが、狭隘部分にございまして再度土砂が堆積し、水路幅が狭くなっておりますので、早速その部分の土砂の除去をさせていただきたいと思っております。

また、抜本的な整備についてのご質問も賜りましたが、今後に予定される県道利府中インター線と並行して走る水路でございまして、全体の水路整備に合わせて検討させていただきたいと考えております。

最後に、選挙事務の改善についてのご質問でございましたが、選挙管理委員会事務局長よりご答弁をいたさせます。よろしく願いをいたします。

私からは以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 鈴木選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（鈴木正信君） 選挙事務の改善についてお答えをいたします。

入場券をはがきから回数券方式に変更することについてであります。本市では、平成7年から現在の方式に変更し、市民の皆様にはがきによる投票所入場券を送付いたしております。それまではご指摘のように世帯ごとに回数券方式の入場券を封筒で送付しておりました時期がございました。提出された皆様の抜き取りや封入作業に職員の時間外で対応させていただいていたこともございまして、コスト計算をしながら現在の方式に変更いたしましたものでございます。その際、日本郵便塩釜支店のご協力をいただきながら町名地番ごとの差し出しやあて先のバーコードを入れるなどをして、現在は料金を16%減額させていただいて郵送をお願いしているところであります。

また、これまで選挙管理委員会では住民情報システムと連携した選挙事務システムがござい

ませんで、選挙人名簿の調整、入場券などの作成はすべてバッチ処理のため、リアルタイムでのデータによる資料作成ができず、どうしても転出者などの抜き取り作業後の入場券発送となるため、世帯ごとの印刷が難しい状況となっております。来年予定しております選挙事務システム稼働に合わせて検討させていただきたいと考えておりますが、パッケージシステムによる納入のため、変更には多額の経費が予想されることから、費用対効果を検証しながら検討いたしてまいります。ご理解をお願いいたします。

二つ目の、入場券の裏に期日前投票のための宣誓文を記入することについてであります。平成15年12月から導入されました期日前投票につきましては、おかげさまで市民の皆様への周知が進み、多くの皆様にお出でいただいております。投票率の向上につながっているものと考えております。これまで宣誓書への記入方法については様式などの変更も通じ、市民の皆様の負担軽減を図ってきているところではございますが、ご指摘の内容につきましては、現在の入場券では情報を提供する内容が多岐にわたることから、宣誓書を印刷するまでは至っておりませんでした。なお、内容等の再検討を行いながら宣誓書の印刷を検討してまいります。

なお、選挙事務システムの導入に合わせまして、現在稼働いたしております期日前投票システムの改修も検討しておりますことから、お名前のご記入のみで対応できるようなシステムの検討も含めて、市民の皆様が投票しやすい環境整備を図ってまいりますのでご理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 1番浅野敏江君。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。具体的に、またご丁寧にご答弁いただきまして感謝申し上げます。

では、一問一答で質問させていただきます。

まず、第1点目の備蓄品につきましては、先ほど市長がご案内のあったとおりでありますが、今回、防災計画書という、赤い資料なんです、これを私も、初めてと言っては大変勉強不足で申しわけございませんが、読ませていただきました。その中を見る限りでは、本当に食用として備蓄されているのが乾パンという部分で限定されておりましたが、先ほど市長の答弁にあったようにアルファ米ももちろんですけども、おかゆにしてもレトルトにしても、そういった部分を今後ふやしていただけるというふうにお聞きいたしまして大変安心いたしました。

それで今回、この地域防災計画書によりますと、備蓄の物資だけでなく、各企業とかそういった事業所と協定を結んでいて、その都度いろんな物資を提供していただいている協定を結んでいるということで、その点につきましても大変頼もしい思いであります。ここでその協定を結ぶ企業に地元の水産加工団地の各会社とか仲卸、また水産企業等の会社とも協定をさらに広げていただければいかかなとご提案申し上げます。と申しますのも、今回は市の支援物資が届く前に確かに、アルファ米などは本当に1日、次の朝食べればなくなるという状況の中で、地元のかまぼこ会社の方々がその晩のうちに出荷できないということでどんだんかまぼこを持ってきていただきました。しかし、彼らはどこに指定避難場所があるのかとか、どこで避難している方がいらっしゃるのかというのがわからないものですから見当をつけて物資を持ってきていただいた。その点で、市内全体に行き渡らなかつたり、あるところにはたくさん届いたけれども、ないところには全然来なかったというお声もたくさん聞いておりますので、まずそういった部分、水産業界の方々も今後協定を結ばれるお考えがあるかどうか、まずお聞きいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今回、本当に食料不足というものが大変大きかったわけですが、地元の、例えば水産関係者、あるいはその他食品関係の会社の方々から大変大きなご支援を賜ったということについては、私からも心より感謝を申し上げるところでございます。

これまでややもすると、地域内というよりは地域外というところで、塩竈市内はかなり大きな災害が発生するだろうと、特に水産関係者が立地されております魚市場背後地でありますとか、そういった地域も当然のことながら地震、津波によりまして相当大きな被害が発生するであろうという想定で、そういった方々を協定の対象から外してきたということは事実であります。今回結果といたしまして、そういった方々が大きな被災を受けることなく、早い時期に会社を立ち上げていただいたということで、大変我々の大切な市民の方々を助けていただいたところでありますので、今後はそういったところも本格的に検討させていただきたいと考えております。よろしくお聞きいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 1番浅野敏江君。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。今回も私たち、さまざまな状況の中を見ますと、まずこの復興に対して女性の目線があるのだろうか。先ほどの備蓄のこともそうですが、やはりこれは後で市民との対話の中でも出てきたのが、高齢者のためとか、それから幼児の

ためのそういった食料がないという声はやはり女性の方から出てまいりました。また、避難所におきましても女性の着がえる場所がなかったり、また赤ちゃんに対する授乳の場所がなかったり、それから備蓄の中に生理用品とかは備蓄していただいておりますけれども、協定の中でもそれを運んでいただくというお話もありましたけれども、これも圧倒的に足りないところもございました。また、化粧水とか乳液、津波があつてそんな状況ではないだろうという声もございましたが、実際に顔も洗えずに何日間も過ごした中では声を上げるにも上げられないと、そういった声なき声もございました。どうぞ今後の防災備蓄の物資等、また復興会議などにこういった女性の目線をぜひ入れていただきたいと思いますと思っておりますが、市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今までの備蓄については総務省の消防庁等から備蓄マニュアルというものが出来ておりまして、ややもすると、そういうものに偏重してきたのかなということは改めて反省材料であります。今、議員の方からご提案いただきましたようなさまざまな女性の方特有の必要な資機材についても、今、一部は備蓄倉庫の方に搬入をいたしておりますが、なおこれらの整備につきましては、今後女性の方々の目線も大切にさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 1番浅野敏江君。

○1番（浅野敏江君） ぜひよろしく願いいたします。

在宅避難の考え方なんです、先ほど市長の方からは、いわばストックの場所とスペース、また人手の問題というお話がございましたけれども、今回、やはり自主防災組織というものの立ち上げと、それから先ほどから何度も言いますように、地域防災計画書の中には避難所の運営はそこに住まれる住人の方々、また、避難されている方々が自主的に運営を図ると。そして、市の職員の方々、また学校関係者の方は、いわばサポート的な役割だということはどうなっているわけでありまして。そういった意味で、私も杉小の方に20日間ほどいたときに、やはり私たち避難した住民たちが、当然市の職員の方を中心にさまざまな行動を起こしてきたわけでありまして、そういった中で自分たちが助かり、また、地域の方々の支援というものも自主的に行わせていただきました。そういった意味で、もっとそういったものがシステムとしてあるのであれば、市長を本部長とする対策本部を中心といたしまして、ガス体育館の方に支援物資を集めるスペースを置いてもらって、そこから各指定避難場所14カ

所に、そこに避難している方だけではなくて、その先にいる人数を、先ほど市長もおっしゃったように把握している、うちの集会所には何人いますよということは日に日に状況は変わっていくと思いますが、そういったものを把握して、その部分も含めてそこに持っていくことによって、そこからまた配達が細かくなっていく。宅配業者の方とか東京の方ではもう行政とか、そういったボランティアに頼っている場合ではないと、そして民間の力を使ってというような部分も今回起こったように聞いておりますけれども、ぜひそういった部分を日ごろからベースにさせていただくと慌てずに、本当に先ほどの地域の方から、企業の方からの支援物資におきましてもそうですけれども、そういった流れを具体的に考えて今後の防災対策をつくっていかれたらいかかと思っておりますので、その点についてお聞きいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 避難所の運営管理ということになるのかと思っておりますが、先ほど私、今回の避難者数8,700ということで申し上げましたが、実はこういった数字がわかりましたのもかなり後でありました。もう1カ月以上たってから、塩竈市で8,700名を超える方々をご避難いただいたのだということをようやく把握できた状況でありまして、ご案内のとおり、電話もだめ、情報収集手段が全くない。本来ですと、携帯型の防災無線というのもあったわけですが、数等が十二分に行き渡っていない。それらについては被災の情報収集にもういっぱいいっぱい状況であったということで、例えばどういった集会所にどれぐらいの方が避難をされているのかということ把握したのが、実は市民課を中心とする職員が徒歩で一つ一つ回りまして、この集会所には何人の方が避難されていますと、食料についてはこういった数を届ける必要があるというようなことを徒歩で確認をして歩いたというのが実態でございました。これから先については、今、やはり情報を共有するために、例えば電話が使えないときどうするかということについてももう検討を始めているところでありますので、次の防災計画の中ではそういったことについてもしっかりと盛り込むことができるものと思っておりますが、今回は残念ながらそういった状況であったということをもまずご理解いただきたいと思っておりますし、今後については、今回の災害を契機にさまざまな手段をダブルでといいますか、一つの手段がだめだからだめだということではなくて、ダブルシステムといいますか、両方を、こちらがだめな場合にはこういったというようなことをやはり構築していかなければだめではないか。

先ほど病院について鎌田議員にもご質問いただきましたし、私どもも今検討させていただ

いておりますのが、例えば衛星電話ですか、ああいったものが本当に常時からやはり用意しておかなければだめだということを痛切に感じたところでもありますので、またそういったことにつきましても、一定程度整理ができましたら議会の皆様方にご説明をいただきながらご意見等も拝聴させていただきたいと考えております。

○議長（嶺岸淳一君） 1番浅野敏江君。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

時間も余りありませんので次に進みたいと思っております。

今回、災害弱者の方々が介護施設等に緊急的に避難させていただいたと。本当にこれも皆様方のご努力で本当に多くの皆さんが、475人の方たちが本当に避難させていただいて無事を確認できたというお話でございました。それで、これまでは病院関係、本当に戦場のような状況でしょうから、病院関係との協定は結ばれていると思いますが、ぜひこの介護施設、例えば今回は清楽苑さんとか何件かの部分でございましたけれども、そういったところともぜひ一つ一つ協定を結んでいただきまして、支援の手助けをしていただけないかなと思います。と申しますのも、在宅介護の、ある入浴介助をしている業者さんから、ぜひお風呂が入れないところがあったら行って、水と電気の提供できる部分があったらというか、あの当時はそういった部分もどこにあるかわかりませんでしたし、残念ながら、今そこまでは状況が見えないということでせつかくの申し出をお断りしてしまった部分もあったのですが、自衛隊の方たちが避難所だったりでお風呂の支援はしていただきましたけれども、やはり在宅で介護されている方々、お風呂も入れないという方たちもたくさんいらっしゃる中で、避難時間が長引けば長引くほどどういった部分ができるのかということで、ぜひこういった意味では病院だけでなく、こういった介護施設との協定も考えていただければと思いますので、お考えをお聞かせください。

○議長（嶺岸淳一君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） ただいまの浅野議員のご質問でございますが、福祉避難所につきまして、私ども、災害時における二次避難所という位置づけでございまして、事前に実は協定を結ばさせていただいているということになります。それで、いわゆる高齢者対象の部分としては2法人2施設、それから障害者対象ということでは2法人3施設ということで協定を結ばさせていただいております、今回もこのような福祉避難所の開設に結びついたという経過がございます。

今後、福祉避難所等、なお今後の施設の増加等も含めていろいろ検討課題はあると思いますので、ここら辺十分検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（嶺岸淳一君） 1番浅野敏江君。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。避難者登録制度についてはよくわかりました。やはり支援の情報も確かにはがきもいただいていると。今自転車があるんだけれどもということで、はがきもいただいているということで安心いたしました。やはり支援のボランティアの方々との連携もそこで図っていただきたいと思っていますのでよろしく願いいたします。

次に、仮設住宅の環境整備、先ほど市長の方からも寒さ対策のことで、今、県の方でもようやくいろんな手を打ってきていると思いますが、今般、厚生労働省の方からの通達によりますと、二重サッシとか、また寒さ対策の中に、住民の方々からぜひストーブを使わせてほしいという声が多くあったということで、その寒さ対策の中にストーブを初め、こたつ、ホットカーペットなどの設置に対する費用も国庫負担で認められるということなんです、その対応はどのようになっているのでしょうか。また、お風呂がとっても冷めやすく、追いき機能がついていないというアンケート調査もあったそうですが、本市の場合はその辺はどうなっていますか、お聞かせください、

○議長（嶺岸淳一君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 実は仮設住宅への寒さ対策ということで、国の方から通知が何回か出されているということがあります。一番最近出された通知によりますと、ストーブ、あるいはホットカーペット、電気こたつ等の配置についても、いわゆる災害救助法の対象として一応経費を見ますよという通知が来たということになってございます。それで、実は宮城県がその寒さ対策としてやるメニューということで11種類ぐらい示されたということでございますが、これはとりあえず県のメニューにはないということですので、この照会の通知があったストーブ等につきましては、市が独自にそういうことをやれば、市に対して災害救助費の中で面倒を見ますという制度になってございます。実は、この辺のことも含めまして、きょう県の方で説明会がございまして、うちの担当の者が行ってございますが、改めてこの辺の必要とするものにつきまして、場合によっては仮設住宅の住民の方の説明会を開催させていただきまして、ご希望等を聞きながらそこら辺も対応していくというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 1 番浅野敏江君。

○1 番（浅野敏江君） ぜひおふろの追いただき、その機能の部分もよろしくをお願いします。

○議長（嶺岸淳一君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） おふろにつきましては、現在のところ追いただき機能がついていないということでユニットバスが入っているということでございます。これは多分追いただき機能をつけるためには全部交換しないといけないような状況になっていると思います。もともとの仕様が追いただき機能なしということでございましたので、今回いろいろ寒さ対策の中で示されているような中でも、実は追いただき機能まではちょっとなかなか面倒見れないということかなというふうに理解してございます。申しわけございません。

○議長（嶺岸淳一君） 1 番浅野敏江君。

○1 番（浅野敏江君） 風邪をひかないように、よろしく配慮をしてください。

それでは、民有地、宅地の問題、先ほど市長の方からもご答弁がございまして、やっと国土交通省の方でも一定の案を示してきたと。本当に遅い対応だなと思っております。もうこれは本当に地震当日から宅地の方、家の方に対しては、先ほど市長のお話にもありますように、全壊、大規模半壊、津波の方に私たちも目が行っておりましたが、特に4月7日の余震によって高台の方の丘陵地の方では大きな災害があったということで、このような状況に今なっておりますけれども、先ほどの市長のご答弁にもありましたように、今回さまざまな部分も緩和されると。これは1日も早く対応していただきたいなと思っております。

それで、今回、家屋倒壊のおそれのある危険の、または要注意の判定を受けた被災家屋、宅地の地すべりの部分で、それは全国9県、特に岩手、宮城、福島が中心なんです、で3,592件と、宮城県では2,356件のうち、仙台市が何と2,104件と最も多い数なんです。宮城県の被災はほとんどが仙台、だから仙台市が一生懸命頑張っているんだろうと思いますけれども、しかし本市だってこのような部分が、丘陵地帯でありますので、あるわけです。本市では一体何件ぐらい被災されているところがあるのか、おわかりでしたらお聞かせください。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 塩竈市の取り組みといたしましては、宮城県の建築士事務所協会、こちらの仙台東支部に要請をお願いして調査をさせていただいています。全部で、相談件数も含めると648件、そのうち宅地の被害調査というのが271件ございました。議員の方からお尋ねの要注意箇所、これについては大体18地区で40件、それから危険箇所、もうすぐ倒壊

で中に住めないという部分が16カ所ございます。以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 1 番浅野敏江君。

○1 番（浅野敏江君） 想像したよりも多い数でちょっとびっくりしております。であるならば、なおさらのこと、国に、県にしっかりとこの宅地被害の部分で大きな声を上げていただきたいと思っております。

また、公明党の井上幹事長は、先般の記者会見の中で、生活再建という面では家だけではなくてこの宅地被害も同様であると、そういった意味では国に対してもこの宅地被害に対する支援の仕組みをつくるよう、強く国に要請していくという考えを示されております。ぜひ、こういった部分もあって、決して水害、また津波に遭った方だけが被災者ではなくて、こういった宅地の部分でも、本当に夜も眠れない、また仮設にも行って家に戻れるのだろうかという不安の方たちもたくさんいらっしゃることをお考え願いたいと思っております。ご意見がありましたらお願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 確認をさせていただきますが、先ほど私、この制度が、これは中越地震のときに同じような扱いをしたと記憶をいたしておりますが、この制度を適用できる条件が、道路などの公共施設に被害が及ぶおそれがあるということ適用条件の大前提にしているということだけのご理解いただきたいと思います。私どもはそれで満足するというのではなくて、その他の方々にもでき得る限り光を当てていただきたいと思いますという努力は続けてまいりますが、今回の三次補正で、今、国の方の動きとして、まずはこういった条件を満たす場合には国の助成 2 分の 1 が受けられるわけでありまして、事業主体が市町村ということについては、恐らくは一定程度市町村も負担をなささいということであるかと思っておりますので、今後、内容等を精査した上で改めて議会の皆様方にもお知らせをさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（嶺岸淳一君） 1 番浅野敏江君。

○1 番（浅野敏江君） ぜひよろしくお願いいたします。

また、先ほど台風15号の対応につきましては個別案件でもございますので、ぜひ誠意をもってご努力をお願いいたします。

また、選挙事務の関係でございますけれども、仙台市の方は、今、はがきみたいにはがす、それでくつつかなくなる特殊なのがありますね。それで4人分があって、それを1枚、1

枚はがして持っていくというので、昔塩竈市でやっていたようにそこから抜いてどうのこうのという部分ではないと思います。ただ、これはコストの部分では逆に大きくかかるというのであれば、これはゆっくりと考えていただいて結構ですが、期日前投票の部分につきましては、高齢者の方が各集会所にある投票所が段差があったり、階段があったりしてなかなかそこに行くのが大変だと。だから市役所でやる期日前投票の方がいいんだと。だけれども、車いす対応になっていますからそこが楽なんだけれども、あそこで名前を書いたり、住所を書いたりするのが大変だというような声がありました。

昨年10月の参議院政治倫理確立選挙制度特別委員会というところで、公明党の西田議員は、期日前投票について、一人でも多くの人ができるように配慮が重要だと言った上で、有権者が利用しやすい制度への改善を主張いたしました。投票所で期日前投票の理由を選んで投票する宣誓書に関しては困惑する高齢者も多い実情を踏まえて、投票入場券の裏側に宣誓書を印刷している自治体もあるけれども、これを全国的に展開するときには何か課題があるのかと質問したところ、ときの片山総務大臣は、こういう創意工夫はほかの自治体でも取り入れたり、応用したら大変よいですという答弁があったと報道されております。ぜひ、本市の場合も、投票所は先ほど言ったように段差があったり、階段がきつかったりして車いす対応の投票所も少ない状況でありますので、ぜひ高齢者の方にも、また車いす対応の方にも利用しやすい会場で期日前がさらなる改善ができるようお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 暫時休憩いたします。再開は15時10分といたします。

午後2時55分 休憩

---

午後3時10分 再開

○副議長（鈴木昭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。5番志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君）（登壇） さきの9月11日の地方選挙で初めてこの市議員に選ばれました志賀勝利でございます。こうしてこの壇に登らせていただいて質問できることを皆様のお力でやらせていただいて感謝申し上げます。

そして、今回の大震災、そして台風15号で被災された方皆様には心からお見舞い申し上げます。

私の質問に入らせていただきたいと思います。

私は、今回の震災で塩竈の復旧・復興のスピードアップ、これをいかにするかということを考えていろいろ自分なりにやってはきておりました。今回、復旧・復興に当たっては、特に復興の時期に今塩竈は来ていると思います。この復興のスピードアップを図るためにも、やはり一番肝心なことは、塩竈市がまちづくりに対して明確なビジョンを描いて、それに向かってみんなで進んでいくという姿勢が必要ではないだろうかということを感じております。それで、市長にまちづくりについて幾つかの質問をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、商店街の振興というところでございますが、商店街の振興ということが言われ始めてからもう数十年がたっておりますが、なかなか衰退に歯どめがかからないというところで、市でも今までいろいろな施策を講じられていると思います。ただ、その今までの施策がどの程度効果があったものなのか教えていただきたいと思います。例えば「シャッターオープン事業」でありますとか、それから「商人塾」「塩竈私の好きなお店大賞」、こういったものをやられているわけですが、これについて教えていただければと思います。

それで、細かいことを言いますと、例えばシャッターオープン事業に関しましては、前三升市長さん時代から継続されている事業であると思いますが、この事業に利用された方が何件あって、そして現在何件継続されて営業されているのか、それをちょっとお知らせいただければと思います。

次に質問をさせていただきますのは、水産業振興ということで、これもまたかなり大きなテーマだと思います。水産業と一口に言いますが、その中身には魚市場の振興であり、水産加工業の振興であり、仲卸市場の振興ということに大きく三つに分かれるのかなと思います。

まず初めに、魚市場の振興について、今後どういった具体的な策をお考えなのかお聞きしたいと思います。そして、水産加工業の振興についても今までいろいろやってこられたと思いますが、その検証と、それから、これからどういうことを新たにやろうとしていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。それと、仲卸について、これもまた、仲卸、バブル全盛時代は380軒を超えるお店があったわけですが、今現在は180軒台まで減少しております。売り上げについても300億円台から80億円台まで減ってきているという現実を見たときに、これをいかに食いとめるか。やはり塩竈市にとっては重大な観光施設であります。今からあれだけの大きな施設をつくらうとすると大変な労力が必要となります。これをいかに維持していく

かということが、やはり塩竈市にとっても大切な命題ではないのかなと私思っておりますので、ぜひその辺のお考えを市長よりお聞きしたいと思います。

そして、これも水産業のことなのではありますが、魚市場の卸売の一本化、このテーマも非常に大切な問題で、これも前からいろいろ言われておるわけですがなかなか実現ができないでいると。市長もたしか初当選なされたとき取り組み始められたと私は記憶しておりますが、その後、一本化についての話が途絶えてしまったというところで、何が原因なのか、それでどこをクリアすればどう実現できるのか、その辺についても考えをお聞かせいただければと思います。

それと、塩竈の中心部であります貨物ヤードの開発がほぼ終わっているというふうに考えておるわけですが、ただ、私考えてみますに、本当はかなりのお金を使って塩竈市にとって経済効果があったのだろうかというところがずっと疑問に感じておるわけでございます。ですからまた、市民の多くの方もこの点が何か霧の中にもやもやとした感じで、具体的な数字とかがほとんど市民の方に知らせないままに過ぎているというところで、さかのぼれば、貨物ヤードの跡地の利用にたしか23億円というお金が三升市長時代に投入されていると。その後のヤードの開発、海辺の賑わいの開発と今は言うんでしょうか、これに、例えば大型流通店舗があそこに進出しましたが、あそのインフラ整備に幾らかかっているのか、そして年間の賃貸料が幾らなのか、その辺を明確にお知らせいただきたいと思います。

それと、土地換地の方なんですけど、これも土地換地に関してどのぐらい資金が投入されたのか。インフラ整備と土地換地とで分けて金額を教えてくださいいただければ幸いです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま志賀議員の方からまちづくりについて、4点にわたるご質問をいただきました。

初めに、商店街の振興全般についてというご質問であったかと思えます。

ご案内のとおり、本市は商業関係の都市決定の比率が一番高いという、県内で商業率が一番高い町であります。恐らくは古くから商業を中心に栄えてきた町ではないのかなというふうに誇りを持っているところでもあります。同じように、港町と言われる石巻、あるいは気仙沼等におきましてもかなり商業者の占める割合というのが市全体の中でも高いというのが、これら沿岸部の港湾都市の特徴ではないかなと思っておりますが、残念ながら、昨今、こうい

った沿岸部の港町、魚町に限らず商業の低迷というのが叫ばれているわけであります。商業の空洞化と言ったらよろしいのでしょうか、シャッター通りがかなりふえてきているということは昨今よくマスコミ等でも取り上げているところであります。

本市におきましても、残念ながら、平成4、5年ぐらいを境に商業というものがかなり衰退の一途をたどってきたということであります。たしか平成11年でありましたか、塩竈商圏というのが消滅をいたしてしまいました。これは長年培ってまいりました塩竈の商圏というのがなくなってしまったということについては、商業者のみならず、関係する市民の方々も大変憂慮したところではないかなと思っています。

一つには、やはり消費者の方々のニーズというものをこれから先、適正に把握をしていかなければならないということではないかなと思っています。個店個店のお店を回って買い物をするというについては、我々大いに期待をし、楽しむところではありますが、一方では、残念ながら一カ所ですべての買い物ができるといようなことを求められている消費者の方々もかなり多くおられるということであります。我々もこういった商圏の消滅ということについてさまざまな反省材料が残ったものと思っています。具体的に申し上げれば、やはり消費者のニーズというものを的確に把握するということが、これから先、商業の振興を考えるときに大変重要な課題ではないかなと思っています。そういったことを進めるために、本市におきましてはシャッターオープン事業というものに取り組んでまいりましたし、あるいは「商人塾」というものを開催させていただいております。さらに、去年は「私の好きなお店大賞」というものも新たに取組みさせていただいてまいりましたが、いずれも今申し上げました消費者の方々のニーズを的確に把握するための手段として行ってきたものと思っています。例えばシャッターオープンであります、シャッターを閉められましたお店の方々にお願いをし、店をお借りしながら出店意欲の高い方々、どのような購買力を想定し、どのような客筋を対象にということを逐一お伺いをしながらシャッターオープン事業を重ねてきております。まだまだ、モデル事業でありますので我々は一定期間のご支援ということではありますが、こういった方々が定着することによりまして、また既存の商店街に新しい風が吹き込むことになるのではないかと期待をしたしているところであります。

また、商人塾につきましても、最終的にはやはり個店個店の経営者の方が自分のお店をどうしたいのかということが一番大切なことではないかなと考えておりますが、その前にやはり商人、いわゆる商売を続ける上で、今時代がどう変わってきており、どういったことが消費

者の方々から求められているかということをもう一回勉強し直しし、そういったことを共通認識の中で商店街づくりに取り組んでいただくということも大変重要な課題ではないかなというふうに認識をいたしております。もう既に6年か7年このような事業を続けさせていただいております。かつては年間1店舗とか2店舗という方々のご参加しかなかったという時代がありましたが、後ほど担当の方から詳しくご説明いたさせますが、今は10店舗を超える方々に商人塾に参加をいただき、例えばお店のディスプレイでありますとか、あるいはさまざまな店舗経営のための基礎知識といったようなものを勉強していただいて、そういう中から新しい店舗経営のあり方というものをご理解をいただくということで取り組まさせていただきます。

また、私の好きなお店大賞、昨年初めて取り組まさせていただきましたが、覆面モニターの方々にそれぞれのお店をご訪問いただきまして、細かい評価項目がございまして、そういった中でお店の点数をつけていただくということでもあります。大賞を授与されたお店の方々の努力というものは多とするところがあるかと思いますが、これもすべては、やはり消費者あつての店舗経営であるというところにあるのではないかなと思っております。消費者を意識しない商いというのはないのではないかなと思っておりますので、そういった意識からこのような取り組みをさせていただいたところでもあります。まだまだ道半ばであります。ぜひこういった取り組みのほかに、また新たな基軸を立ち上げさせていただきながら、かつての商都塩竈を取り戻してまいりたいというふうに考えているところでもあります。

次に、水産業振興の具体的な手法についてというご質問でありました。

昨今の大変厳しい経済環境下で本市の基幹産業を支えていただいております魚市場、仲卸市場、あるいは水産加工業関係者の方々、それぞれに課題を抱えておられ、この解決のために市としても業界の皆様とともに具体的な解決策を創出をさせていただき、その支援策に取り組んできたところでもあります。

まず、ご質問の魚市場であります。やはり水揚げ金額を確保するということと、魚市場施設の衛生管理ということが一番大きな課題だと認識をいたしております。水揚げ額につきましては、例えばマグロのブランド化による魚価の引き上げや、水揚げ漁船に対する補助金の交付、さらには生産者を直接ご訪問をさせていただき、塩竈魚市場に期待する項目等々をお伺いする等の地道な漁船誘致活動などを継続をいたしているところでもあります。また、衛生管理につきましては、平成20年度にトイレのリニューアルと公共下水道への接続、そして紫

外線滅菌による海水供給施設を新たに設置をさせていただき一定程度の向上を図ったところ  
であります。昨年度から施設の老朽化と高度衛生管理に向け、水産庁の地域水産業の活性化  
に向けた漁港高度化利用促進事業に参画をし、今後の魚市場の抜本的整備に向けて現在検討  
を始めております。これらの取り組みなどによりまして、平成22年度は3年ぶりに100億円を  
超える水揚げ高となりましたが、今後は沖合底引き網船の経常的な水揚げを確保するなど、  
さらなる水揚げ高の向上を目指してまいりたいと考えております。あわせまして、老朽化し  
た施設の更新に向けて、業界の皆様ともども協力をしてまいりたいと考えております。

次に、仲卸市場についてご質問いただきました。仲卸市場につきましては、議員のご質問に  
もございましたが、いかに集客を伸ばすかということが課題であります。このため、平成20  
年に開催をされました仙台・宮城デスティネーションキャンペーンを契機として、旅行商品  
企画の受け入れを毎年実施をいたしております。現在、びゅうバスを初めとした多くのバス  
ツアーに仲卸市場がルートとして取り入れられようになってきております。また、仲卸市場  
でも主体的に日曜朝市や焼き炉のサービスを始めるなどの努力をしていただいております。  
平成21年に仲卸市場が行った独自アンケート調査では、平成19年と比較し平日で50%、日曜  
日は7%来客が増加いたしております。震災後、仲卸市場を訪れる観光客が激減をいたして  
おりますが、観光客受け入れなどの地道な努力に引き続き支援をいたしてまいります。

さらに、水産加工業界であります。販路の拡大と新商品の開発が課題であります。対策と  
いたしましては、すぐれた加工技術を持つ地元企業のPRを図るために「塩釜フード見本市  
」を平成20年度から継続して開催をいたしております。本年2月の「塩釜フード見本市2  
011」には全国から約1,000名のバイヤーの方々にお集まりをいただき、地元水産加工品の  
販路開拓や販路拡大が図られたところでもあります。また、新商品の開発や品質管理の向上の  
ため補助制度がございますが、これまでに多くの新商品が開発をされ、全国水産加工連主催  
の品質審査会におきまして、最高位の農林水産大臣賞を受賞した加工業者も輩出されてお  
ります。これまでもさまざまな取り組みを実施をいたしてまいりましたが、震災を踏まえ、水  
産業者や水産加工業界を取り巻く環境も大きく様変わりしている状況も見受けられます。今  
後も業界の皆様と協議を重ねながら、よりよい水産業の発展に努めてまいりたいと考えてお  
ります。

また、魚市場卸売機関の一元化についてご質問いただきました。近年の水揚げ金額の低迷、  
市況の悪化から、持続可能な水産業の発展のためには、やはり流通コストの削減を図るなど、

卸売機関の経営健全化が喫緊の課題と認識をいたしております。その方策として、卸売機関の一元化は必要と認識をいたしておりますが、卸売機関の当事者の考えが極めて重要でございます。私は、平成17年から20年まで合計9回の協議会に同席をし、市場関係者の皆様のほかに金融機関等のご協力もいただきながら一元化の実現に取り組んでまいりました。残念ながら最終段階の直前に交渉が中断をするなど、じくじたる思いを抱いておりました。昨年の冬、卸売機関の代表者が変わり、改めて両卸売機関の代表者と直接お会いをさせていただき、一元化につきまして再再度ご相談をさせていただきました。両者とも一元化の必要性は十二分に認識をしていただき、「市長、これは我々卸売機関の問題なので、まずは両者間で話し合いをさせていただきたい」というお話をちょうだいいたしました。市としては、当事者の申し入れを踏まえ、今現在、推移を見守らせていただいているところであります。その後、一元化に実務的な勉強会を開催させていただき、魚市場管理業務を両卸売機関が共同で推進する場合の問題、課題等について勉強会を始めさせていただいているところでありますが、こういったことを機会に両卸売機関の距離がもっともっと縮まっていくことを期待をいたしているところであります。

次に、貨物ヤード跡地の開発についてご質問いただきました。先ほども触れさせていただきましたが、近隣市町への大型商業施設の建設が相次いだ時期であります平成11年の消費者動向調査によりまして、県の方で指定をいたしております塩竈商圏というものが消滅をしたことについては周知のとおりであります。我々もこういった事態を大変憂慮いたし、議会の皆様方大変なご協力も賜りながら、何とか塩竈商圏が再度復活をできないかということで、今、懸命の取り組みをさせていただいているところであります。この貨物ヤード跡地の開発につきましても、そのような一環で取り組んだものと認識をいたしております。

海辺の賑わい地区にさまざまな店舗が進出することになりました平成20年、塩釜商工会議所が中心となりまして、買回品の地元の割合を調査をしておられます。平成17年時点では、塩竈市内に買回品の割合は15.5%でありました。しかしながら、調査の平成20年の時点で21.3%、5.8ポイント増となっております。近隣4市町が軒並み低下をしていく中で、塩竈市は回復傾向という状況であります。改めて消費者の方々のニーズを考えたときに、やはり地域の核となる商業拠点というものが改めて必要であったのかというふうに認識をいたしております。どのように評価というご質問でありましたが、事業者と消費者という立場では若干評価が異なることを承知の上で申し上げさせていただければ、買い物客の方々がやはり数多

く集まっていたから商業というものはスタートするものではないのかなというふう  
に考えております。塩竈商圏がかつて消滅したことを我々の反省材料といたしまして、今後  
ぜひ新たな塩竈市の商圏というものが形成をできれば大変うれしいというふうに考えており  
ます。

なお、海辺の賑わい地区のまちづくり、あるいは換地計画の実施のために必要だった投資額、  
さらには賃貸料等につきましては後ほど担当の方からご説明をいたさせます。

私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○副議長（鈴木昭一君） 荒川産業環境部長。

○産業環境部長（荒川和浩君） それでは、私の方から、シャッターオープン事業で平成20年度  
からスタートしましたお店が何軒か、継続しているのも何軒かというようなお話ですので、  
20年から、現在23年度まで11軒です。11軒、今すべて継続しております。以上であります。

○副議長（鈴木昭一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 区画整理事業についてお答えをしたいと思います。

議員の方からのお尋ねのとおり、換地に幾ら、それから整備の方に幾らという概念はなくて、  
区画整理事業でございますので、一体としてやるということになるかと思えます。もし、土  
地の面積でそれを比較するのであれば、面積では区画整理事業全体が7.43ヘクタールのうち、  
宅地としての換地面積が4.3ヘクタール、それ以外の部分については公共用地ということで、  
道路だったり、公園だったりというようなことになるかと思えます。そういったことで、工  
事費につきましても一体として整理をする形になりますので、工事というか事業費でござい  
ますが、全体としては36億8,000万円という数字になってございます。

それから、イオンへの賃貸の部分でございますが、こちらにつきましては、平成19年5月か  
ら20年間ということで現在契約を締結してございますが、年額では約2,000万円ほどというこ  
とになってございます。以上でございます。

○副議長（鈴木昭一君） 5番志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） ありがとうございます。

それではまず、最初の本町の方の商店街のお考えからお聞きしたいと思います。今まではず  
っと長らく振興策をいろいろやってきたと思えます。今お聞きしたところによると、空き店  
舗に関しては、20年以降は11店舗中11店舗が残っていますというお話をいただきました。こ  
れはたしかその前から事業はやっていらっしゃいますよね、空き店舗の事業というのは。

○副議長（鈴木昭一君） 荒川産業環境部長。

○産業環境部長（荒川和浩君） 本市で実施したのは20年度からです。多分議員がおっしゃるのは、商工会議所が中心となってシャッターオープンという事業を以前やっていた経過はあったと思います。

○副議長（鈴木昭一君） 5番志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） わかりました。そうすると、会議所が主体となっていた当時の空き店舗をやったのは資料はないわけですね。

○副議長（鈴木昭一君） 荒川産業環境部長。

○産業環境部長（荒川和浩君） 今こちらにはちょっと用意はしておりませんが、状況だけちょっとお話ししますと、今回、市で独自でこのシャッターオープン事業を実施するようになった経過をお話ししますと、平成17年前後だと思いますけれども、本町、海岸通、南町も含めて、消費者に対してのお買い物アンケートというのをとりました。そういった中で、アンケート結果分析によりまして、市の方独自でシャッターオープン事業をやりましょうというふうな形のものができるようになったわけです。その中で、商工会議所で行った部分のところは、まず3店舗が手を挙げて実施したようでありましたけれども、すべて1年とか1年以内で閉店したというふうなことは聞いております。我々、なぜ商工会議所と違うスキームで始めたかという、商工会議所さんの場合には、この店を使ってくださいというふうな形でお店も紹介して実施したように聞いております。本市においては、やはり自分で場所を選んでいただきまして店を開いてもらう。やはりそこまで一生懸命やらないとなかなかお店の方のやる気が見えないというふうなことで、自主的にそういうふうな形の事業を展開させていただきました。商工会議所と違うスキームでやっております。以上であります。

○副議長（鈴木昭一君） 5番志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） ありがとうございます。わかりました。その辺のところは歩留率の向上という、そういうところにあらわれているのかというふうに理解いたしました。

では、今の本町を、商店街をこれからさらによくするために、当然集客力という点でどうするかということになってくるかと思うんですが、現況の商店街の構成のままでそれが可能だと思われているのか、その辺市長にお聞きしたいと思います。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、本町商店街をどうするかというご質問でありましたのでお答えをい

たします。

本町商店街につきましては、かつて「塩竈市もとまち4番・5番地区市街地再開発事業」というものを計画した時期がございました。これは行政主導というよりは、地域の皆様方が自発的に自分たちの商店街をこういう形に変えていこうということでさまざまな取り組みをいただいたようであります。大変恐縮です、前後関係、ちょっと私は了知しておりませんが、そういったことで、結果といたしまして塩竈市におきましても、平成12年旧今野屋跡地と旧徳陽シティ銀行跡地を取得いたしまして、この4番・5番地の再開発事業の用に供するというので地域の方々と作業を進めてきたようではありますが、残念ながら地区内の地権者の足並みがそろわず、この計画が断念をせざるを得なくなったという経過がございます。結果として、当時のことが尾を引いて、我々といたしましても取得用地の跡地利用というものの絵が描けずに、今のような形の利用にとどまっているということでもあります。

その後、なかなかこういった本町商店街全体でという意識の盛り上がりまでにはなかなか立ち至らないようではありますが、私どもは、塩竈市として調査した結果といたしましては、今、本町地区で経営をされておられますそれぞれの個々の店舗の方々の潜在的な魅力というものは大変高いものがあると思っております。これから先、高齢化社会を考えますときに、やはり個人対個人といいますか、対面販売ということの魅力というものはますます増していくのではないかなというふうに考えておまして、そういったところを強調させていただきながら、塩竈市からはまちづくりの方向性として、個店個店の魅力を生かし、安心してゆったりと歩きながら買い回りができる商店街というようなものをコンセプトとした商店街形成についての方策を提案をさせていただいております。地元の方々にも今さまざまなご意見をいただいておりますが、今後ともその実現に向けた努力を続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○副議長（鈴木昭一君） 5番志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） ありがとうございます。ただ、いろいろ策は変われども、従来の商店街をこのまま継続して守っていくという手法で、果たして5年、10年先にそれが実になるのかと考えた場合、私は甚だ疑問に感じております。

塩竈はどういう町なのかと。起源から考えれば、門前町なわけですね。門前町として商店街が栄えてきたと。ならば、やはり今の商店街というのは、門前町としてもう一度復興するような考えをもっていかないと商店街の将来はないのかなと。極端に言いますれば、やはり現

在商売をやっている方々が観光客相手の商売に衣がえするぐらいの勢いでやっていかないと本町の再興はならないのかなということ、私は長年考えております。

そして、もう一つつけ加えますれば、これは海岸通もそのとおりなんです、これは私の勝手な考えなんです、今回震災で海岸通の商店街が多数被災されました。そして空地ができました。今の状況ですと、あそこに新しく店舗を建てて商売をやろうという方は多分いらっしやらないのかなというふうにも考えております。先ほど言いました門前町というときに必要になってくるのは観光バスプールです。それを、やはり海岸通の一角を市営駐車場も含めまして市が買い取って、あそこに観光バスプールをつくるとか、そのぐらいの思い切った考えをしていかないとなかなか難しいのではないのかなというふうに考えております。もし、この考えが何かのお役に立つのであれば、また市の方も検討をしていただくということで、この件に関しての質問は終わらせていただきます。

それと、水産業についてなんですが、魚市場、漁船誘致ということでいろいろ常日ごろからご指導をいただいております。ただ、従来どおりの漁船誘致には何かどうも限界があるのではないかなというような話が、結局、漁船誘致に携わっている主力の間屋さんとは別に、その他の間屋さんからいろいろ雑音が聞こえてくるということもありまして、せっかく行かれるわけですから、前もって各間屋さんにはちゃんと案内をして、時期とか時間ですとか、場所とかですとか、そういったところをもう一回再考してやっていただくということが、業界のまとまりがつくのかなということも感じられますので、その辺もぜひ考えていただければなど。私も水産業界の人間ですので、その点については市の方に協力させていただきたいと思っておりますので、ぜひその辺をお願いしたいと思っております。

それと次は、仲卸についてなんですが……（「一問一答だから」の声あり）

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、漁船誘致についてご質問をいただいておりますが、一つは、この漁船誘致活動については水産振興協議会が中心になって進めていただいております。我々行政も当然のことながら一緒に汗を流すべきだということで、歴代の議長にもご同行いただき訪問しておりますので、我々は水産振興協議会という中で十二分にそういう調整が図られているものなのかなということも考えているところであります。また、決してただ単に行くということだけではなくて、その都度産地市場の方々とお話し合いの機会を持たさせていただきながら、例えば油についてはもっと粘度の低い油を供給していただきたいというようなご

要望でありますとか、さらには価格面の話も数多くいただいているところでもあります。そういったものに対しまして、例えば水揚げ奨励金というような形で船主の方々に一定程度の配慮をさせていただいたりということで、決してただ単に行って頭を下げてくるということではなくて、そういった話し合いをさせていただくことによって、次の展開にまたつなげさせていただくという努力をいたしているところではありますが、なお今後とも関係者と十二分にお話し合いをさせていただきながら、志賀議員の方からご提案あった部分についても確認をさせていただきたいと思っております。

○副議長（鈴木昭一君） 5番志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） ありがとうございます。

漁船誘致ですが、もう一回戻しますけれども、例えば今、お神酒を管理事務所から入港船に対して渡していただいています。そのところをたまに市長さんもお出でになって、大体船の船頭さんというのは船主船頭さんが今の縄船の場合ほとんど多いわけですから、そういった形で、市のトップが船首さんとコンタクトを図っていくというような、こういったことも漁船誘致には若干なりとも貢献していくのではないかなと。要するに、よその港に浮気をしないように食いとめるという点です。それと当然値段も、船が入る、入らないは価格もあります。塩竈の場合、一生懸命買受人さんが頑張っておりまして、やはりもともと築地市場では塩竈の魚屋さんののれん代ということで、ほかの港よりも高く魚を買ってもらえるというところで、塩竈が若干なりともマグロに関しては相場が高いというところでも商売が成り立ってはいるわけですが、これも本当にいつまで続くのかということ考えた場合に、将来的にかなり不安な現状もあるわけですから、先ほど言ったマグロのブランド化も一つであるでしょうし、それと、さらに卸売機関の一本化も含めて市場の中の効率化ということも考えて、やはり魚市場が一丸となって漁船を誘致していくという体制をできるだけ早く構築していくことが必要なのだろうというふうに私考えております。

それでは、一応この分についてはここで終わらせていただきまして、次、仲卸についてちょっとお話しさせていただきますけれども、今現在、仲卸の場合は年々売り上げは減っているかと思うんですが、先ほどの市長のお話ですと、何か50%普通の日にはアップして、あと7%アップしたというようなお話がちょっとあったわけですが、それは集客がアップして、それが売り上げにつながっているわけですか。

○副議長（鈴木昭一君） 小山水産振興課長。

○産業環境部次長兼水産振興課長（小山浩幸君） 先ほど市長から答弁申し上げました数字につきましては、あくまでもお客さんの数ということで、仲卸さんの方で独自に調査された結果でございます。売り上げとの関連ということではございません。以上です。

○副議長（鈴木昭一君） 5番志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） では、この集客の数というのはどういった形で把握されているわけですか。

○副議長（鈴木昭一君） 小山水産振興課長。

○産業環境部次長兼水産振興課長（小山浩幸君） そちらは仲卸市場の方で宮城大学と連携をしまして、そちらの学生さんの方にある時期調査をしていただいて、集客の数を調査したというふうに伺っております。

○副議長（鈴木昭一君） 5番志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） わかりました。ありがとうございます。

いずれにしても、仲卸も後継者の問題で年々店舗が減っております。これは売り上げも当然あろうかと思いますが、こういった施設をこれからつくるとなると大変な資金が必要となってきた、是が非でも、この施設をきちんと維持できるような形のものをつくっていかなければいけないというふうに思っておりますが、今現在、仲卸の中に四つの組合がございまして、それぞれ事務員さんを抱えてやっているわけですが、なかなか組合の一本化ということについてできかねている現状があるわけですが、この辺については、市長ご存じでしたか。ちょっとお伺いします。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 四つの組合のほかに塩乾組合ですか、都合五つの組合があるということについては了知をいたしております。

○副議長（鈴木昭一君） 5番志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） この組合の一本化ということについても、やはりこれは仲卸の方々に言うと、なかなかできない理由ばかりならべて遅々として進まない。これを黙って傍観していると、本当に仲卸自体が衰退していくのかなという危機感を私は持っているわけですが、やはりここで行政がちょっと力を貸してあげてはいかなものなのかなというふうに考えておりますので、この辺もひとつご検討いただければと思いますがいかがでしょうか。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） さきほどの卸売機関の問題もしかりでありますし、仲卸市場の組合の統合につきましても、基本的にはやはり当事者の考えが一番大切ではないかなと思っております。行政が、例えばぎりぎり一本になれという権限ももちろんないわけでありまして、ただ、私どもといたしましては、先ほど来ご説明をさせていただいておりますとおり、多額の税を投入しまして市場を建てかえする、あるいは仲卸につきましても、今回グループ化を図りまして、その中で一定費用をかけて仲卸市場の被災を受けた施設の修繕というものをやるわけでありまして、行政がこれだけの意気込みでやっているということをむしろ各組合の方々に重く受けとめていただきたいたいというのが逆に我々の思いでありまして、ここまで我々も税を投入してやるわけですから、やはり自分たちがみずから、今どうやらなければならないかということについてもご判断いただくということも大変大切ではないかなと思っておりますし、なかなかできないということであれば、我々もそのためのきっかけのなものについては汗を流してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○副議長（鈴木昭一君） 5番志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） わかりました。私、ちょっと言い方が悪かったのかもしれませんが、というのは、結局一本化するのだから、各組合、財産持っているのが違うとか、そういうところがありまして、その辺の行政的な知恵がやはり必要になってくるかと思っておりますので、その辺でお知恵を貸していただければというところでお話をさせていただきましたので、その辺よろしく願いしたいと思っております。

今度あと、水産加工業についてなんです、例えば今、フード見本市という形で平成20年からやられているわけですが、これも私からすると、もうちょっと早くできなかったのかなという感情を持っているわけですが、この辺については障害か何かあったのでしょうか。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 例えば魚市場関係、あるいは仲卸関係、それから水産加工につきましても、当然のことながら、我々もできる限りの情報収集と勉強をさせていただいておりますが、一番根幹にかかわる部分については、やはりそれぞれの経営者の方々がよくご了知のことなんだと思います。このことにつきましても、我々としては何度かこういったフード見本市を立ち上げたいというお話をさせていただきましたが、主に費用的な問題、それからこれに割かれる労力の問題等々で、若干業界の方々が抵抗感があったことは事実であります。でも、今、塩竈市がここでやらなければ埋没してしまうのではないかなというようなことを我々サイドか

らも一生懸命ご説明をさせていただきながら、たしか今回で3回目でありますか、ようやくここまでこぎつけてまいったということでもあります。今、議員の方からもっと早くやるべきではなかったということについては、これはすべて市長の責任でございますので反省をいたしてまいります。

○副議長（鈴木昭一君） 5番志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） ちょっと私の言葉足らずで、他地区ではもうほかのところで取り組んでいるところがあったものですから、ちょっとそういった言葉になりました。申しわけありません。

それとあと最後に、貨物ヤードのことでお聞きしたいと思います。先ほど買い回り割合が17年度から比べて20年度でふえたというお話をいただきました。この買い回り割合というものが何なのかちょっと教えていただきたいと思います。それで、どこで、どういうふう調査したのか。

○副議長（鈴木昭一君） 荒川産業環境部長。

○産業環境部長（荒川和浩君） 買回品というのは説明しますと、具体的に言いますと、衣料品とか靴とか品物、品質とか、そういったものを見定めて、1軒の店ではなくて2軒、3軒回って買い物をするというふうなものが買回品と一般的には言われております。宮城県の方で3年に一度、宮城県の商圈というような形で統計として出ているものから調査部のデータを比較して出していただいたものであります。以上であります。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 大変失礼しました。商品を、買回品、例えば衣料品、靴、バッグ、アクセサリー、スポーツ、レジャー用品、CD、書籍類、もっとあるんですが、そういった品物と、それから最寄品ということで食料品、野菜、果物、生鮮食品等であります。日用雑貨、衣料品、化粧品といったものを最寄品、そしてサービスということでは家族連れ外食などをそういう形で分類をされているようでありますが、それぞれの商品について市場調査を毎年やっております。そういった中で、塩竈市につきましてはこの買回品の動向が非常に高くなってきているということをご理解いただくために、先ほど数値が5%強上がりましたというようなご報告をさせていただいたところでございます。

○副議長（鈴木昭一君） 5番志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） ということは、商店街でこの買い物がふえたということにイコールなん

ですか。

○副議長（鈴木昭一君） 荒川環境産業部長。

○産業環境部長（荒川和浩君） この時期に同じく1割増商品券を実施した経過があります。そのときにも一緒に大型店はそれには入れてはいなかったんですけれども、地元消費が大体75%あったというふうな形で出ておりまして、そういったものも含めて、最終的には食料品を初めとする最寄品も含めて、全体で最終的な合計のポイントが0.2ポイント、若干ですけれども上がったというふうなことであります、全体で。すべて最寄品、それから買回品、サービス、そういったものも全部合計しますと0.2ポイント、若干ですけれども上がりましたというふうなことです。その中にもその商品券も入っているのかなと我々は分析しております。

○副議長（鈴木昭一君） 5番志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） ありがとうございます。

時間ですので最後になりますけれども、ちょっと時期がさかのぼりまして、平成15年の公開討論会の際、市長は、貨物ヤードの開発についてはスローフードを中心としたまちづくりを目指したいという旨のご発言があったわけですが、それがなぜ大型店舗になってしまったのか、ちょっとここでお聞きしたいと思います。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） スローフードに特化したという意味で発言したという意識はないわけですが、塩竈市内にファーストフードだけではなくて、私はおすしなどもスローフードに入ると思っておりますが、そういった店舗を中心とすることでこの塩竈のまちづくりということを考えておりまして、海辺の賑わい地区ということだけではなくて、今現在、寿司海道などもそういった一環として取り組まさせていただいたという認識でありますし、今後も塩竈のすばらしい食材をこの町の一つの起爆剤にしていきたいという気持ちを持っておりますので、今後ともそのような意識でまちづくりに努力をいたしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（鈴木昭一君） 5番志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） ヤードの開発と今のお答えでちょっとずれているかと思っておりますけれども、これはこれでよろしいと思います。

塩竈はとにかくスピードアップが求められていると思いますので、やはり何をやるにしてもある程度期限を区切ってきっちりとまちづくりに対してやっていただければと。そして、効

果をきちんと出して市民の皆さんにその効果を示していただきたいというふうに思っています。ただ言葉だけでなく具体的な、今お話しいただきました数字においても、こういったところを示していただくことによって、その効果というものがやはり評価されるかと思しますので、ぜひお願いしたいと思います。以上で終わります。

○副議長（鈴木昭一君） 16番小野絹子君。

○16番（小野絹子君）（登壇） 日本共産党市議団の小野絹子でございます。

質問は4問通告しております。

最初に、塩竈市の震災復興について4点お伺いいたします。

3月11日のあの大地震で市民の生活は一変してしまいました。お店や工場を自分たちの努力でいち早く再開した人もおりますが、既に大地震から7カ月が過ぎているのに復旧・復興の見通しがまだついていません。沿岸部の津波で被害のあったところは住家やお店、加工場などが解体し更地となり、地盤の沈下した中でどのように復興したらよいのか迷っておられるのが実情であります。

また、市の復興計画が定かでないため、住家の解体やお店の解体に悩んでいる人たちもおられるのです。特に北浜の造成跡地一帯の地域と藤倉地域は地震、津波で地盤が下がり、地盤改良が必要な地域でございます。従来の住みなれた場所で営業し生活するためには、国、県、市の力で本腰を入れて土地区画整理を含んだ地盤改良をいち早くすべきだと思います。地盤改良について市長の考えをお伺いします。

次に、市が造成し販売した二中跡地の住宅・店舗の被害対策についてお伺いいたします。

市が造成し販売したのだから、安心・安全と思って購入した結果、水害被害に何度も遭い、地盤沈下が著しく、たび重なる水害の被害に住民は悲鳴を上げています。元二中跡地はいつも水害に遭い、学校の校庭は船で渡るときもあり、結果的には遊水地になっていた場所でもあったと思います。水害地の宅地造成ですから市はいろいろ考慮して造成したと思いますが、ことしだけでも津波や15号台風で二度も床上浸水に遭い、不安になって住み続けられるかどうか迷っている人もおります。市が造成し販売した責任から、住宅・店舗被害対策をどのように考えているのかお聞かせください。

次に、宅地被害や土どめ被害などの対策についてお伺いいたします。3.11の大地震による地震、4.7の余震で宅地被害や土どめ、ブロック積み擁壁の被害が多く、その対策が求められております。市の対応についてお聞かせください。

さらに、具体的に藤倉1丁目のブロック積み擁壁崩壊や藤倉2丁目のブロック積み擁壁については6月議会で調査費が予算化されましたが、どのようになっているのか。また、市の対応についてお聞かせください。

次に、市民生活擁護の対策についてお伺いいたします。仮設住宅の寒さに向けた対策について先ほども質問がありましたが、私からも質問させていただきます。宮城県はやっと仮設住宅の断熱材の張りかえや二重サッシの取り付け、玄関先の風除室などを取りつけることになりましたが、市内の仮設住宅は、先ほどの答弁では24日から工事に入る旨あったわけですが、今後の取り組み状況についてさらにお伺いしておきます。

日本共産党塩釜救援センターのアンケート調査によりますと、おふろの追いだきが欲しい、ストーブをもらったが大きくて重いし使えない、石油ストーブ、ホットカーペットが欲しい、電気こたつが欲しい、たたみが欲しい、冬に着る衣類が欲しいなどなど寄せられております。厚生労働省は7日、東日本震災の仮設住宅の寒さ対策のため、石油ストーブや電気こたつなど暖房器具について国庫負担で設置することを被災各県に通知したと報道されております。被災者や自治体、日本共産党などが冬が迫る中で待ったなしだと求めてきたものであります。日本共産党の高橋千鶴子議員は、5日の震災復興対策特別委員会で、寒さ対策について県ごとに大きな差があることを指摘し、東北の冬が乗り越えられるように、しっかりかつ柔軟な対応を行うべきだと要求し、小宮山厚生労働大臣は、事務的な要員が足りないところへの応援も含めてしっかりと支援をして取り組むと答弁しております。被災者が求めている寒さ対策について市の対応をお伺いいたします。その前に、市はこれらのことについて、県から周知されていたのでしょうか。そして、被災者が求めている寒さ対策について、市の対応をお伺いするものです。

さらに、県の借り上げ住宅についてであります。県の手続が遅いために、いまだに借り上げ住宅への家賃が大家さんに入らないため入居者に支払い請求が来るなど生活の不安が募っております。一刻も早く手続が完了するように、そのために必要な人員の配置をして対応されるよう村井知事に強く要請すべきだと思いますがいかがでしょうか。借り上げ住宅に入っている被災者の方々は仮設住宅と同様に暖房器具が欲しいと要請されておりますが、寒さ対策についてどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

次に、台風15号の被害状況と被災者救援対策について通告しておりますが、台風の被害状況については9月30日の議会初日に市長の行政報告がありましたので、具体的に3点の質問

に入らせていただきます。

第1点は、ポンプ場の稼働状況と今後の対策についてでございます。台風15号のもたらした降雨量で藤倉2丁目、3丁目の一部分は海のようにになりました。同様に、越の浦、港町、新富町など各地で大きな被害が出ました。なぜこのような事態になったのか、市長の認識をまずお伺いしておきます。

さらに、台風15号の降雨時の地域の各ポンプの稼働状況についてお聞かせいただきたいと思っております。また、近いうちにこのような台風や降雨の被害が出たとしたら、降雨があるとしたらどのような対策を立てようとしているのかお伺いしたいと思います。

2点目は、がけ崩れの対応について通告いたしました。その後、私が質問する部分については対応されていましてカットさせていただきます。

3点目に、激甚災害指定について、国への働きかけと被災者救援についてお伺いするものです。市では、激甚災害について県や国への働きかけを行ったのでしょうか、お伺いします。

さらに、要望しておりました被災者救援については早速に対応され、住まいの床上浸水については5万円の見舞金と、住まいと別の商店についてはり災商店支援に基づき10万円を上限に支給することが決まり安堵しておりますが、り災商店の支援について、冷蔵庫などの電気製品や設備類も対象にし、弾力的に考える必要があると思っております。り災商店や支援の弾力的な活用や、さらには見舞金や支援金の引き上げについてどのようにお考えになっているかお伺いいたします。

次に、県の商店復旧支援補助金、商業活動再開支援補助金についてお伺いいたします。

宮城県では、東日本大震災により甚大な被害を受けた中小企業者の県内における事業の再開を支援し、地域の総合的な復旧・復興を図るため、当該中小企業者に対して、被災した施設及び設備の復旧に要する経費について、予算の範囲内において商店復旧支援補助金を交付するとして、補助率が2分の1以内で、補助限度額が下限が100万円から上限300万円となっております。つまり、施設及び設備の復旧費用が200万円から600万円かかった場合、県は半分の補助金を交付するという内容であります。これは商店にとっては大変助かることです。事業期間は原則として平成24年3月31日までとしておりますが、申し込みの受け付け期間が9月28日から10月12日までのたったの2週間でありました。最初に県の商店復旧支援補助金、商業活動再開支援補助金について、市は市民にどのように周知したのかお伺いいたします。

さらに、県の補助金の2分の1に合わせて、塩竈市も2分の1の補助金を出して地元の商店

の復旧支援や商業活動再開支援をやるべきだと思いますが、市の対応についてお伺いします。

次に、事業期間や受け付け期間の延長について、市として県にしっかりと要請すべきだと思いますがいかがでしょうか。また、復旧費用が200万円以下でも対象になるよう働きかけていくべきだと思いますが、これについてもお考えをお伺いしたいと思います。

最後に、放射能測定についてお伺いします。

先日、若いお母さんから、「小野さん、塩竈市では放射能の心配はないんですか。保育所でお母さん方はみんな心配しているのですが、なかなか口に出して言えないでいます。子どもが来年から学校に入りますが、学校の給食も安全なのかと心配です。かといって弁当を持たせてやればいじめに遭うかもしれない。とにかく放射能の測定をしっかりとやっていただきたい」と話されました。最近のテレビで、世田谷区内の子どもたちの通学路で放射線量の高い数値が出て心配している親や子ども、住民の様子が報道されておりました。子どもたちの通学路の測定をしたら高い数値が出たというのであります。子どもたちの命と健康を守るためには、通学路、公園などの遊び場などでの放射線量の定期的な測定が必要であります。子どもたちの命と健康をしっかりと守っていくためには測定器をふやし、測定する人の体制をとって、ホットスポットの放射線量をきめ細かく定期測定することを求めますがいかがでしょうか。

過日、日本共産党の国会議員団が漁業関係者と懇談した際、漁業関係者は福島原発の放射能の風評被害が一番心配と述べておられました。「塩竈の魚は安全」を発信するため、水産物の系統的な放射能測定と公開が必要であります。災害特別委員会で我が党の伊勢議員が質問しましたように、測定器は2,000万円程度で購入できるとのことです。市だけで無理であれば、水産県と言っております宮城県にも助成を要請して、水産物の系統的な放射能測定をして公開し、「塩竈市の魚は安全」を発信していくべきだと思いますが、市長の見解と、県に対して要請をしているのかお伺いしたいと思います。

次に、放射能から子どもの健康を守る上で、18歳までの子どもの健康調査を求めますが、どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

最後に、福島第一原発の事故は終息の見通しが立たず、放射能汚染は拡大の一途であります。今こそ政府は原発からの撤退を決断し、5年から10年で原発ゼロにすべきであります。塩竈市は自然エネルギーへの転換に率先して踏み出すべきと我が党は考えております。このことを申し上げまして、私の第1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま小野絹子議員から4点にわたるご質問をいただきました。

初めに、塩竈市の震災復興についてのご質問でありました。北浜、藤倉地区の地盤改良ということですが、土地区画整理ということでお答えしてよろしいのでしょうか。本市の沿岸部ですが、震災によりまして広範囲に、ご案内のとおり地盤沈下が発生しております。北浜、藤倉地区等については、場所によりまして50センチ程度の地盤沈下が発生している箇所もあり、今後の復旧が大きな課題と認識をいたしております。

例えば藤倉地区であります、藤倉地区を横断する市道藤倉梅の宮線、都市計画道路でありますと新浜杉の入線というような名称であります、震災によりまして、沈下、ひび割れ等の災害が発生をいたしておりますので、今後には災害復旧工事を行う予定であります。復旧工事の手法についてであります、一つは、現状の幅員のまま復旧するというような方法がまず考えられるかと思えます。高さ等についてはやはり40、50センチの盤上げが必要であると認識をいたしております。あるいはこの道路につきましては、都市計画道路幅での整備といったようなことも課題として残っておるといふような認識であります。たびたび地元の皆様方からも都市計画道路としての整備促進というふうなお話もちょうだいをいたしておりますので、選択肢の一つとしてそういった手法も検討しなければならないというふうと考えているところであります。

さらには、範囲を拡大いたしまして、議員ご提案の土地区画整理事業ということで、被災地域全体の盤上げ等を行うというものもその手法の一つであるというふうには認識をいたしておりますが、例えば土地区画整理事業の場合であります、基本的には所有者の皆様方にも一定のご負担をお願いしなければならない等々の問題も発生するわけでありましたので、復興の原案を策定したものから順次地元の皆様方に早速説明会を開催をさせていただきますことで既に通知をさせていただいております。過日、8月でありましたが、地域の皆様と復興計画についての意見交換会をさせていただきました。さまざまなご意見をちょうだいいただきましたが、今回、今策定中の原案等をご説明をさせていただき、地域の皆様方のご意見等も賜りながら、なお精度を高めてまいりたいと考えているところであります。

次に、市が販売した旧二中跡地の被害対策についてのご質問をちょうだいいたしました。旧二中跡地は、第二中学校の移転に伴い市が宅地造成をし、昭和50年に76区画、総面積1万

3,200平方メートルを販売をいたしております。当該地域につきましても地盤沈下が原因となります道路冠水等が発生をいたしておりますし、また、沈下に伴いまして道路側溝等の排水機能も著しく低下をしている状況にあるものと推測をいたしております。現地を詳細に調査した上で、具体的な道路等のかさ上げ計画を地域の皆様方にご説明をさせていただき、今後の復興方針を策定をさせていただきたいと考えているところであります。

続きまして、宅地被害、土どめ被害の対策に関するご質問でありました。特に藤倉1丁目、2丁目地内のブロック積み擁壁につきましてご質問いただきました。この施設は、開発行為によりまして昭和47年に完成いたしております。今回の大震災により、ブロック積み擁壁が崩落及び変状するなどの被害が発生をいたしております。藤倉1丁目につきましては、その後高台に位置する土地所有者が崩落した部分のブロックを撤去し、雨水等の侵入を防ぐためブルーシートで法面保護が行われているところであります。市は二次災害の防止を図るため、崩落及び変状したブロック積み擁壁につきまして、その後変動がないか定期的に測定作業を行わせていただきますとともに、地震や大雨の際には欠かさずパトロールを実施をさせていただいております。また、近隣の皆様方からご相談を受け、擁壁下の民家や周辺の住宅地にまで及ぶ大規模な被害でありますことから、地質調査と、その復旧対策工法の委託調査を現在実施をいたしております。その成果がまとまりましたら、改めて関係者の皆様方に調査結果を公表いたしてまいります。

次に、藤倉2丁目地内のブロック積み擁壁変状箇所の進捗状況であります。調査委託の起案を終え、入札を待っているところであります。変状箇所は、東北本線脇で高さが約10メートル、延長約129メートルのブロック積み擁壁でありまして、市の管理する藤倉第二公園と個人宅地にまたがっており、公共施設だけの被害と異なり、個人所有のブロック積み擁壁が混在するという状況にありますため、災害復旧にどのような支援策が適用できるかを事例照会をさせていただいているところであります。本市のこのようなケースの宅地被害や土どめなどの人工斜面崩落に対する国の支援の拡大につきまして、引き続き要請の努力をいたしてまいりたいと考えております。

次に、仮設住宅の寒さ対策についてご質問いただきました。先ほど浅野議員のご質問にもお答えをさせていただいておりますが、重複することについてはご容赦をいただきたいと思います。

仮設住宅につきましては、基本的には国が示す標準的な仕様により、本県の気候条件に対

する一定の考慮を行い、県で設計・施工していただきました。過日、新聞報道されましたように、本県におきましては、岩手県、福島県を含めた被災3県の中で仮設住宅の寒さ対策がおこなわれている状況であります。県が主体となり、例えば窓の二重サッシ化、あるいはトイレの暖房便座化、さらには玄関先の風除室の整備などの追加改修工事、11項目であります。実施を計画しております。本市としても早急な整備を県に要請をしましてまいりましたところ、先ほどご報告させていただきましたとおり、10月23日から伊保石ステーションの整備に着手するというお話をちょうだいしたところであります。

次に、民間借り上げ住宅につきましては、市の審査、県の審査を経て、県知事と貸主、借主の三者による賃貸借契約を締結し、県で家賃の負担を行う運びとなります。県に確認をいたしましたところ、現在、各自治体からの三者契約1万8,000件を受理しているそうであります。うち1万4,000件については県知事の押印が完了し、随時家賃の振り込みを行っている状況にあるとのお話をいただきました。10月末には振り込みが完了するとの回答もいただいたところであります。残り4,000件につきましても、契約書を締結後の11月末までには振り込みがすべて完了する予定とお伺いをいたしておりますが、なお、本市といたしましては入居審査に係る事務処理を遅滞なく行っており、なお県に対し早急な事務処理を要請をいたしてまいります。

続きまして、台風15号の災害状況と被災者救援対策についてお答えをいたします。

まず、当日の状況につきましては、先ほども申し上げさせていただきましたが、時間雨量で44ミリ、降り始めからの雨量については300ミリを超えるというような状況でありました。なおかつ、高潮の状況が大変厳しい環境にありまして、海の水位は1.61メートルを超える状況であったということでもあります。結果といたしましては、海水が浸入して冠水をしたという箇所が多数あったと記憶をいたしております。

ポンプについてご質問いただきました。本市の雨水ポンプ場、震災によりまして10施設が被害を受けましたが、現在、部品交換などの応急的な対応を実施し、8施設が稼働できる状況であります。しかし、中央ポンプ場、藤倉排水機場につきましては震災後、本来の処理能力から低下をしているところであります。藤倉排水機場は津波によりポンプと高圧受電盤などが被害を受け、現在は400ミリ、600ミリ各1台のポンプを手動で操作をし、排水をいたしております。この2台のポンプにより、被災前の能力の約4割程度であります。毎秒当たり1.7トンの排水処理を行ったところであります。また、藤倉ポンプ場も津波流入によりポン

プなどが被災を受け、自動運転ができない状況になっております。今回は手動操作により排水をいたしました、能力は確保されております。

今回の台風15号の接近に伴い、9月20日の夕方からポンプ施設の運転、巡回を行い、両ポンプ場につきましては21日午前9時から職員を常駐させ運転をいたしております。いずれも国の公共土木施設災害復旧事業で復旧することといたしておりますので、順次工事を発注し、施設の早期復旧を図ってまいりたいと考えているところであります。

また、議員の方から近日中に同様の台風が来た場合というご心配のお言葉もちょうだいをしたところであります。このような現有施設をでき得る限り稼働させるとともに、今回もご協力を賜りました災害防止協力会、あるいは消防団等々のご支援もいただきながら全力でその対策に当たってまいりたいと考えているところであります。

次に、激甚災害指定についてのご質問でありました。昨年のチリ地震津波、今回の3.11の東日本大震災と同様であります、県内では今、今回の台風15号の被害額のとりまとめ中とお伺いをいたしております。こういった額の積み上げによりまして、激甚災害の適用のあるなしが判断されるものと考えております。

また、被害者生活再建支援制度の活用についてであります、国から通知がございまして、一定程度の支援制度はございますが、前提となりますのが全壊家屋数であります、本市では台風15号通過に伴う全壊家屋が発生しなかったことから適用基準に達せず、現在、被災者救援についての国からの支援はないというような状況になっているところであります。

次に、県の商店復旧支援補助金、商業活動再開支援補助金についてご質問いただきました。商店復旧支援金であります、総事業費が4億5,000万円とお伺いをいたしております。施設の修復、建てかえに係る諸経費について補助率2分の1であります。限度額がございまして、上限額が300万円、下限額が100万円という内容であります。また、商店活動再開支援補助金については、総事業費が4億円、仮店舗の取得、借り上げ経費等に充てる補助金2分の1とお伺いをいたしております。限度額が上限300万円、下限100万円であります。本市は県に先駆けまして災害商店再生支援事業を創設し、4月1日から既に運用を開始しており、多くの事業者の皆様方にご活用いただいているところでありますが、本市といたしましてはこのような制度を活用いただきますとともに、この県の制度をあわせて活用いただき、でき得る限り早期の復旧に努めていただくよう期待をいたしているところであります。

申請期間の延長についてというご質問でありました。今回の県の支援補助金の申請期間、

10月12日が締め切り期間となっており、既に受け付けは終了いたしております。今後の予定につきましては、県の制度でありますことから、今後の対応を待たざるを得ない状況ではありますが、でき得る限りこのような制度を継続していただくよう要望いたしてまいりたいと考えております。

補助対象事業についてであります。県内でも広範囲に甚大な被害が発生をしており、県の限られた予算の中ですべての事業者の皆様を支援することは困難ではないかと推測をいたしております。事実、今回も申請をなされた方々すべてにとということではなくて、内容について審査がされるとお伺いをいたしております。なおかつ、それぞれ4億5,000万円、4億円という上限がある事業費での取り組みでありますので、やはり被害が大きかった事業者の方々に優先的にこのような制度を活用いただくということで対応されるべきではないかなというふうに考えておりますが、なお県の制度設計についてはこれからも要望をさせていただきたいと考えております。

次に、放射線の測定についてお答えいたします。

放射線量をきめ細かく定期測定をというご質問でありました。本市におきましては、7月から宮城県から貸与された、簡易型ではありますが、環境放射線モニター1台で市内の小中学校、保育所、幼稚園の27施設についてすべて空間のガンマ線量を測定をいたしております。先ほど議員の方に保育所に通われる方から不安のお問い合わせがあったということですが、このような形で測定をさせていただいているところであります。頻度であります。市役所本庁舎は毎日、市内の東西南北地域の測定箇所として、東部保育所、月見ヶ丘小学校、第三小学校、第二中学校は週6日間、残りの施設については週1回という形であります。

そういった中で、先日、世田谷区で高い測定値という報道があったようでありますが、けさは空き家にラジウムが放置されておって、そういったものが原因であったということのようではございますが、塩竈市としてもそのような懸念がございます中、昨日、測定地点をふやすよという指示をいたしたところであります。通学路で14カ所、公的施設で8カ所、都合22カ所を追加をさせていただき、一定期間このような追加箇所の測定もあわせて行ってまいりたいと考えております。測定結果につきましては、市のホームページや、塩竈市災害対策本部ニュースに掲載し、各家庭の回覧用に送付するなど公表をいたしております。

現在の測定値は時間当たり0.1マイクロシーベルト前後であり、文部科学省が暫定基準といたしております1マイクロシーベルトの約10分の1程度でありますことをご報告をさせてい

たきます。

次に、水産物の系統的な放射能測定というご質問でありました。水産庁は福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出を受け、3月24日から関係都道府県において水産物の放射性物質のモニタリングを開始し、5月6日付で水産物の放射性物質検査に関する基本方針を示し、この基本方針に基づきモニタリングを継続をいたしております。4月27日から宮城県沖で採取された水産物につきましては、東北大学の協力を得ながら、ゲルマニウム半導体検出器というものがあるそうでありますが、による放射能測定を実施をいたしております。現在まで放射性ヨウ素及び放射性セシウムは不検出または基準値をすべて下回っているという報告がされております。本市を含め、県内の主要な魚市場に水揚げされる水産物の放射能検査は、これまでの宮城県における東北大学との連携調査に加え、水産庁の水産物の放射性物質調査事業が9月12日から開始をされました。これにより調査検体数が増加し、季節や海域ごとに調査をされ、検査結果は水産庁や宮城県のホームページで公表されております。また、本市におきましては、9月15日から販売が開始されました三陸塩竈ひがしものにつきましては、QRコードとインターネットによる魚体情報サービスを実施し、水揚げ日時や船名、船籍、魚種などのほか、放射性物質に関する情報提供もいたしております。県では8月臨時議会におきまして、水産物安全・安心確保対策事業の関連予算を計上し、県内各産地魚市場に簡易放射能測定器を近日中に導入いたすこととなっております。これにより、本市魚市場を初め、きめ細かな調査が実現をいたしますので、さらに消費者に安全性をアピールをさせていただきたいと思っております。

最後に、18歳までの子どもの健康調査というご質問でありました。福島第一原子力発電所事故の放射能汚染による健康への影響につきましては、小さなお子様をお持ちの皆様にとりましてはとりわけ不安を募らせているものと認識をいたしております。被害の大きい福島県におきましては、3月11日時点での県内居住者全員に健康調査を実施することといたしているようであります。内容といたしましては、一般検診項目に白血球等の検査を加え、定期的の実施し、18歳以下の子どもについてはがんの発症が懸念される甲状腺の超音波検査を実施する予定のようであります。宮城県におきましても、9月に県や自治体、関係団体で構成する東京電力福島第一原子力発電所事故対策宮城県民会議が発足をし、原発事故被害対策についての統一の基本方針を10月末までに策定する予定とお伺いをいたしております。県民の健康影響調査についても、この基本方針の項目としてまとめられる予定となっております。本

市といたしましては、この中で必要とされる事項についての検討、さらには国に対しての経費要望など、各自治体と共同歩調をとりながらの対応といたしてまいりたいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（鈴木昭一君） 16番小野絹子君。

○16番（小野絹子君） いろいろご答弁ありがとうございました。

それでは、一問一答で質問させていただきます。

最初に、北浜・藤倉地域の地盤改良、土地区画整理等についてでお伺いしたいんですが、実は私の手元に一市民の方から寄せられた意見がありますのでちょっと読み上げさせていただきます。この方はアンケートにも提案したそうですが、「藤倉地区の一部を震災復興の一環として区画整理を計画していただけないでしょうか。ご存じのように、この地域は地盤が弱く、ゼロメートルの地帯です。今回の津波で地盤がかなり沈下があるようです。住民はこんな土地は嫌だと出ていっております。空地がふえています。これを機会にまちづくりを考えてみてはどうでしょうか。この地域は、道路も狭く屋敷も小さく、現代の車社会にはあわなくなっています。区画整理をして1メートル以上をかさ上げすれば、水害の心配のない、安心して暮らせる地域にするなら、駅、学校、病院、銀行、郵便局などが近くて便利な地域ですので住民は必ず集まってきます。いかがでしょうか。新浜杉の下線に関しては、住民がいろいろと要望をこれまでも出してきておりますが、小学生も通学に危険ですので、電柱の間をぬって登下校しているのが実情です。その辺も考えてくださるようお願いいたします。日本一住みたい町に掲げる塩竈市ですので、必ずや実現してくださるようお願い申し上げます」ということで寄せられているのがありますのでご紹介したいと思います。

先ほど、復興計画の中では、ここの分について地盤改良の関係を含めて出されておりますが、とにかくこの機会に新浜杉の下線、都市計画道路ですね、そういったものも含めた取り組みが必要になってくるだろうと思いますので、いろいろ今後の取り組みをするに当たって、まず地盤をどう改良してくれるのかということは、地域の方々にとっては、道路がどう高くなるのか、道路だけでなく本当に地盤が改良されて、宅地も改良されていくのかどうかとか、その辺のところ非常に市民が迷っているという状況も実情であります。そういった点を踏まえて、そういう点でいつぐらいまで都市計画で進めようとしているのか、あるいは区画整理という方向性もあるかと思うんですけれども、それらを含めて、いつぐらいまで方向性

を決めていこうとなさっているのかお伺いしたいというふうに思います。

きょうの昼のニュースですと、宮城県は土木の復興関係で2兆6,000億円ぐらいかかると。各自治体からもさらに要望があればもっと膨らむだろうというふうなことなども述べられておりますが、そういうものを踏まえて市長はどういうふうにお考えになっているのか、再度お聞かせください。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど同様の内容でご答弁をさせていただいたと思っておりますが、方策としてはおおむね三つではないかと。一つは、これは恐らく災害復旧事業というものの性格からしますと、基本的に災害復旧というのは原型復旧でありますから、災害復旧事業として認められるのは現在の道路幅であります。それを都市計画道路幅員、たしかここは12メートルであったかと思いますが、12メートル幅員で整備するとすれば、それに係る部分についてはまた別な事業を入れなければならないということになるわけでありますので、まず都市計画道路幅員でやるか、現況幅員でやるか、あるいは先ほどお話をいただきましたとおり、土地区画整理事業でやるかということ等については、行政側がこれでやりますと決める前に、地域の皆様方のご要望を承るためにということで先ほどお話をさせていただいたつもりであります。10月の半ばぐらいからそれぞれの地域にまた入らせていただくことになっておりますので、例えば今ご提案の土地区画整理事業についても一人、二人の賛成ということではなかなかできない事業でありますので、恐らく何百戸の方々をその整理事業の中に組み入れて取り組まさせていただかなければならないということになるわけでありますし、当然のことながら、一定程度の費用負担が発生するというのを先ほどもご答弁として申し上げさせていただきましたが、そのような条件を皆様方にしっかりとご理解をいただいた上で、最終的に藤倉地区の皆様方がどういう手法を希望され、それらがどういう形で実現していくかというようなことを今から調整をさせていただくということかと思っております。よろしくお願いいたします。

○副議長（鈴木昭一君） 16番小野絹子君。

○16番（小野絹子君） そういう点ではしっかり住民の皆さんのご意見を聞いていただきながら、1日も早い復興計画を立てられることを期待しておきたいというふうに思います。

次に、宅地被害の関係でなかなか、例えば同じように予算がついてもいろんな事情があって、片方は成果品が出てくる、片方はこれから入札というふうな状況もあるようですが、それは

それなりにいろいろ事情があったようですけれども、やはり一刻も早く調査をして、そして住民に示して、そこのかかわりの方々に対応できるようにしてほしいと。実際、この問題でいけば、国の方での方針は先ほど市長の方からお話がありましたけれども、そんなに簡単に喜べない状況もあるのかなと、民家にしてみれば。市がそのところを肩がわりしていくならまた違ってくるのかどうか、その辺もありますけれども、いずれにしても、最近のニュースの中で、仙台の市長がなかなか国が方針を出さないと、出す前の話だと思います、それなら自分たちのところで、仙台市でやはり救済しなければならないということで、そういう対応をするんだということが出ていたわけですが、塩竈の市長としてはそういうお気持ちがおありなのでしょうか。これについて今後の対応策についてどういうふうにお考えになっているのか、現状でのお考えをちょっとお聞きしておきたいと思います。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 昨日、山形で東北市長会がございまして、仙台市長と同席ができました。宅地被害の公費負担については、県内市長会として要望してきたということについては、当議会でも私からもご報告をさせていただいておりますが、そういった中で、マスコミ等が仙台市という取り上げ方をされておられるようでありますが、これは宮城県の都市自治体として、全体として要望をさせていただいたことでありますよね。そういう中で、正確な情報がもし仙台市さんの方で把握されているのであれば、ぜひすべての自治体にそういった情報を明らかにするべきではないかということをお私から奥山市長に申し上げさせていただきました。奥山市長からはまだ決まっていませんと。でも、仙台市さんが負担するというような話が載っているようでありますがというお話をしましたところ、例えば、先ほど来ご説明をさせていただいておりますとおり、道路等に面した公共施設に被害が発生するよなというよなことで、もし国の制度が認められれば、その2分の1負担の残余の部分について負担を今後検討させていただくというよな話ですよというよなことでありまして、今、議員はすべて被災を受けたところについて仙台市が負担するというよな話であったよなありますが、少なくとも私が奥山市長と直接お話をさせていただいた内容については、先ほど私が浅野議員のご質問に、大前提がこういうことでありますよと。でありますから、例えば民対民の境の問題までにはやはりなかなか入っていきにくいと。理由は、過去にもこういう地震災害が発生をしておりますよね。でもそういった場合でも、調べてみますと、先ほどの中越地震も同様でありますよ、例えば道路に直接的に被害が及ぶといったよなケースに限定して

この制度を適用しているようでありますので、なかなか今言ったようなことについてはいかがかと思いますし、塩竈市でどうかと言われると、現下の大変厳しい財政運営であります。先ほどご報告させていただいたように、数百件の方々がそういうことでお困りだということについては、我々重々、本当に気持ちはありますが、ただ一方では、大変厳しい中の財政運営でそこまで枠を広げられるかと言われると、難しいということで今はご答弁申し上げるしかないと思っております。

○副議長（鈴木昭一君） 16番小野絹子君。

○16番（小野絹子君） わかりました。そういう点では、ぜひとにかく早く結果を出していただきながら、ここだけではなくていろいろあるようですから、そういう点でやはり、今国の方にしっかりと民家の部分についても助成策を求めていくということが重要だと思いますので、引き続きそれをやっていただくようお願いしたいと思います。同時に、あわせて市の方でも何らかの方法で工事を進められるようなところとか、そういうのを含めて、今後考えてほしいということ、時間の関係もありますので要望だけにしておきたいというふうに思います。

それで私、台風15号の関係で質問しました件で、今回の15号の台風の被災を受けて、とにかくまた来たら大変な事態だと。これは大変ですね。市長を初め職員の皆さんももちろんそうでしょうけれども、とにかく住民にとっては救いがたいと。それは来るか来ないかわからないというのがあるかもしれません。要は、私はあの15号台風が来たときにいろいろ市の方では対策本部を設けられて、いろいろ調査、対応についていろいろ検討されておられたと、それはお聞きしました。問題は、例えば具体的に言えば、藤倉のポンプは4割の能力だったということなら、ではそこにどういうふうな手だてをとればいいのかということを考えられなかったのかどうか。そのためにいろいろ救助災害の関係の方々とか、いろいろご援助いただいたというお話でありますけれども、はっきり言えば、やはりポンプの増設を新たにそういう点で、可搬式なんだろうね、そういうものを持ってきてやるという点では、やはり国にもいろいろ呼びかけてやらなくてはならないのがあるだろうと。45号線のところ、越の浦のところ、建設省が来てやったというのは聞いていますけれども、しかし、そういった取り組みを事前にやらなければ本当に、どなたかも言っていましたけれども、藤倉、このポンプ場、新浜町の酒店のところにつくったポンプ場、最近つくったものでも14億円を投資してやっているんですね。それが本当にどの程度の効果があったのかというふうになると、本当に涙が

出てくる感じがしますね。ですからそういう点で、それにかわるものという点で、やはり壊れたら壊れたなりにいつ対応できるのか。直すまでの間どうするのかという取り組みが必要だと思うんですよ。その辺は国の応援なり、県の応援なりというのはいただけないものでしょうか。要するに、業者の方々が持っているような小さなポンプ、どの程度かわかりませんが、もっと能力のあるポンプを、そういう意味で必要な場合は声をかけて、そして配置してもらおうというふうなことでもないと大変なことではないかというふうに思うので、もう一回その辺についてどういうふうにお考えになるか。これは当局だけではなくて、議会の我々も一緒になってどうするのかということを考えなければならないことだと思いますので、ぜひお答え願いたいと思います。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） まず、繰り返しご説明を申し上げますが、いわゆる防潮堤であります。今回の震災でほとんど機能していないという状況であります。ご案内のとおりでありますので、海側からもし水位が高いと海水が直接侵入してくるとい、残念ながらそういう状況にあります。そのために大型土のう等を普段から常備させまして、何とかそういったもので侵入してくる海水を防いでいるというのが実態であります。こういった状況は、例えば港町地区の県道沿いの大型土のうをごらんいただいていると思いますし、実は中の島公園の中に入っただけでも同じような土のうが軒を並べているという状況でありますし、その他の地域についてもわかりであります。今、傷んでいる防潮堤の門扉部分などについても大型土のうを並べて何とか海水の侵入を、少しでも水際で食い止めようということをやっているわけですが、ご案内のとおり、塩竈市が埋め立て地盤であります。残念ながら、その侵入してきた海水が側溝から吹き上げるというような現状が至るところにあるわけでありますので、我々もこの対策というものが大変苦慮するところではありますが、通常からそういった対策をやっておこうということで、台風に限らず、今現在、町の中のいたるところでこういう対応をしている現場を散見していただいているものと思っております。

また、北浜地区についても、ようやく県の方で緑地護岸のための盛土工事が始まったようであります。あれらについても、県には再三再四、我々要望してきたわけであります。こういふことで大きな津波、大きな台風が来たら必ずそうなりますよということで要望してきたわけですが、県には県の事情があつてなかなか対応していただけなかったということでもあります。こういった努力はなお一層いたしてまいります。

もう一つであります、国なり県なりからも応援がもらえたのではないかというお話でありましたが、例えば県でありますれば、我々の想定を超える範囲内の河川の管理でありますとか道路管理をやっているわけでありますので、それぞれがこの今回の、まさに大きな台風通過に伴ってさまざまな対応策をとられたと。国におきましても国道管理、あるいは一級河川の管理という大変大きな役割を担っていただいておりますので、もうそういったところにてんてこ舞いの状況でありました。私も県に電話して、何とか手伝ってもらえないかと、いや、市長、よくわかるでしょうと。我々だってもう本当に手いっぱいだというようなことで、結果といたしましては、いつもご協力をいただいております災害防止協力会初め、消防団の皆様方の消防車まで借り出して、消防ポンプで直接組み上げて海に排水する等々の対策を行ったところでありますが、なお、先ほど新浜町の酒店のところのポンプが動かなかったというご認識だと……、それは自動がきかなくて（「あれほどお金をかけて整備したのにという意味です」の声あり）それは計画どおりに動いておりますので、それはただ自動が運転できなかったために職員を配置して手動で対応させていただいたということについて先ほどもご報告をさせていただいたところでございます。（「それはわかっています」の声あり）

○副議長（鈴木昭一君） 16番小野絹子君。

○16番（小野絹子君） 時間がなくなりましたので、市長、やはり市民の立場で考えてほしいんですね。こうだった、ああだったという、市長は市長の言い分があると思います。要は住民の方ですよ。住民がこういう危機感に思っているときに、当局がどういう危機感を持っているのか。皆さん一生懸命やっているのはわかります。それで同じようなことが来たら大変ですよと、ポンプの査定を受けて、藤倉、具体的に言えば、9月に査定を受けた、ところが今回の契約案件というか、近いところの案件には入らないという状況でしょう。そうしたら、やはりまた同じようになったら大変だと、どうするのかということをややはり皆さんで、私らも含めて考えていかなければいけない課題だと思います。それをしっかりと受けとめていただきたいというふうに思います。

それから最後に、時間があるかどうか。り災商店の支援について、市独自の、15号台風について。ここで、例えば先ほど言いました冷蔵庫など電気製品などについて認められていないと。建物に附随したものでないと、ついでにものでないと認められないと、それでは大変なんですね。この間の3.11で冷蔵庫が流され、そしてまた新たに買って、そして今回もだめになった、それがこの実情なんですよ。そういうところが救済されないというのが、やはり

商店の人に見てみると、その立場に立ったら、やはり何らかの救済措置は必要ではないかというふうに思いますので、ぜひ拡大してほしいということです。ありましたらお願いします。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 我々職員は、常に市民の方々の目線で一生懸命頑張っているつもりでありますのでよろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、り災商店につきましては、この制度はそもそも3.11の東日本大震災のときに適用させていただいたわけでありまして。そのときにこの制度を活用された方と、今回の15号台風で活用される方々の公平性を図る必要が我々あるわけでありまして、そういったことからこのような形で運用させていただいているということをぜひご理解をお願いいたします。

○副議長（鈴木昭一君） お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明15日から16日までを休会とし、17日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木昭一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明15日から16日までを休会とし、17日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後5時07分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年10月14日

塩竈市議会議長 嶺 岸 淳 一

塩竈市議会副議長 鈴 木 昭 一

塩竈市議会議員 香 取 嗣 雄

塩竈市議会議員 阿 部 かほる

平成23年10月17日（月曜日）

塩竈市議会 9月定例会会議録

（第3日目）

## 議事日程 第3号

平成23年10月17日(月曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

---

#### 出席議員(18名)

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
9番	鈴木昭一君	10番	菊地進君
11番	志子田吉晃君	12番	鎌田礼二君
13番	伊藤栄一君	14番	佐藤英治君
15番	高橋卓也君	16番	小野絹子君
17番	伊勢由典君	18番	曾我ミヨ君

---

#### 欠席議員(なし)

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	佐藤雄一君	健康福祉部長	神谷統君
産業環境部長	荒川和浩君	建設部長	金子信也君
市民総務部理事 兼政策調整監 兼震災復興推進室長	伊藤喜昭君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君
会計管理者 兼会計課長	星清輝君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君



午後1時 開議

○議長（嶺岸淳一君） ただいまから9月定例会3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第3号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源をお切りになるようお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（嶺岸淳一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、8番西村勝男君、10番菊地 進君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（嶺岸淳一君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。10番菊地 進君。

○10番（菊地 進君）（登壇） 新生クラブの菊地でございます。

一般質問の機会をいただきました同僚議員、仲間に、感謝申し上げます。

今ヨーロッパでは、不況でギリシャ国債、つまり借金の破綻、金融不安が増大いたし、失業者がふえ、世界恐慌の始まりの始まりだと思っています。アメリカ全土では格差社会の是正、不況・失業を問い、デモ・住民運動が起き、世界中に拡大しております。

国会では相変わらず説明責任を果たさず、金銭問題で逃げている民主党政権、そして自分たちの身を削る前に増税を言い出す始末です。信念も信頼も何もないような政権下で、本当にこの大震災の復旧・復興は大丈夫なのか、心配しているのは私1人じゃないと思います。

東日本大震災から早7カ月が過ぎましたが、3月11日午後2時46分を塩竈市民として、国民の一人として忘れられないし、そして忘れてはならない日時だと思っております。また、9月21日の台風の大雨被害、本当に大変でした。心よりお見舞いを申し上げます。大雨は天災、しかし水害は人災という認識のもと、今後の行政運営に注目しながら復旧・復興のために力を注ぐ所存です。また、塩竈市の今後10年間の長期総合計画実現に向け、「日本で一番住みたいまち塩竈」を目指すために、一般質問をいたします。

まず初めに、防災対策についてであります。

市内ポンプ場について。大震災から9月21日の水害まで、ポンプ場の稼働はどういう具合だ

ったのか、ポンプ場の整備状況をお伺いしてまいりたいと思います。

次に、中の島橋・新河岸川（都市下水路）のところの排水ポンプ設置についてであります。もう20年も前からの計画ですが、中の島大橋のところに水門の設置と強制排水できるポンプの設置について、市当局の水害に強いまちづくりの観点から、予定と中の島の排水路とあわせて取り組みについてもお伺いいたします。

次に、福祉の充実についてお伺いいたします。高齢者福祉施設についてです。今年度、北浜に29床の地域密着型の施設が進められておりますが、高齢社会が今後も進みますし、施設入所を希望する住民も多く、待機者が七十数人おられますが、福祉の充実、家庭・家族の犠牲のない福祉を目指すとしたら、老健施設のさらなる整備が必要と考えますが、市長のお考えをお伺いします。

次に、浦戸の高齢者対策についてお伺いいたします。大震災以来、浦戸の住民の生活の変化を感じます。仮設住宅での生活にもようやく慣れてきたきょうこのごろ、将来への不安や悩みを口にする島民の方が多いようです。ブルーセンターでの高齢者の支援事業はどう推進されていたのか、お伺いしてまいります。

次に、障がい者の福祉施設の設置と、特に親なき後の施策についてお伺いいたします。安心して住み慣れたこの塩竈に住み続けるために、行政の役割として最大限の福祉事業の推進を市長の次に願う一人でありますので、障がい者の福祉施設建設について前向きなお答えを賜れば幸いに存じます。

次に、産業の活性化についてであります。中心商店街の活性化について、中心商店街はどこを指すのか。本町商店街なのか、海岸通り商店街なのか、海辺のにぎわい地区なのか、本塩釜駅前商店街なのか、どこを基盤として今後塩竈の商店街の活性化について推進するのか、お伺いをしてまいりたいと思います。

次に、NEWしおナビ100円バスの経路拡大とタクシー業界への支援と対策についてお伺いいたします。15分交通体系への推進のためにも、100円バスの経路の拡大ときめ細かな住民サービスのために時間短縮・増便の考えを説明願いたいと思います。しおナビ100円バスがはやればはやるほど、反比例してタクシー業界の悩みが増大するようです。公共交通期間の一翼を担うタクシー業界への支援はあるのかどうか、あわせてお伺いしてまいります。

次に、港湾の整備についてであります。港湾について、震災から7カ月が過ぎ、マリゲートを初め復旧・復興に向け整備が進む中、西埠頭に津波で打ち上げられたバージ船が放置され

たままですが、その対応はどうなっているのか。どう推進するか、塩竈市として対応が遅いような気がいたしますが、その解決策はあるのかどうか。塩釜港の発展のためにも、バージ船があのまま岸壁の上に乗っているというのは不可解で、観光客もびっくりするのではないかと思いますので、お伺いします。塩竈は天然の良港として、今回の大震災でも証明されたように塩釜港の安全性を活用し、港湾の発展を願うものでございますので、市長のご答弁をお願いいたします。

次に、教育環境についてであります。学力向上について、大震災絡みで質問いたしますが、平成22年度は塩竈市教育委員会点検・評価報告書でご報告を賜りました。が、大震災後の子どもたちの学力向上はいかがなものか、お伺いいたします。この大震災で、心労が今ごろになってあらわれてきておりますので、心配しているところでございます。未来を担う大切な子どもの近況をお知らせ願いたいと思います。

最後になりますが、青少年の健全育成についてであります。青少年の非行防止と健全育成のために、青少年相談センターの事業が重要な役割で、その成果が大きくありますことにまずもって感謝を申し上げます。しかし、大震災後少年非行の問題、いじめの問題、児童虐待や児童ポルノなど、子どもが被害者となる事件等が相次いで全国的に発生しているほか、違法・有害な情報の氾濫も懸念されますが、今後の取り組み・対応をお知らせ願います。

以上で、第1回目の質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございます。（拍手）

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま、菊地議員から4点についてご質問いただきました。

初めに、防災対策についてでございます。このたびの大雨によりまして被害を受けられました皆様方には、本当にお見舞いを申し上げるに余りある状況でありますことに、心から我々からも一日も早い復興をご祈念を申し上げるところであります。

そういった中、まず市内のポンプ場の状況についてご質問いただきました。本市のポンプ場ではありますが、大震災による地震・津波によりまして雨水ポンプ場10施設が被災を受けました。現在部品交換等応急的な対応を実施をさせていただき、8施設につきましては旧来どおりの機能を回復をいたしております。しかしながら、残りました2施設であります。中央ポンプ場・藤倉排水機場であります。中央ポンプ場につきましては全体の能力の約7割くらい、藤倉排水機場につきましては4割程度の機能の発揮ができる状況でございます。雨水排水のために、20日夕方から今回の大雨につきましてはポンプ施設の運転巡回を実施し、21日

午前2時以降は各ポンプ場に職員を常駐させ、稼働可能なポンプを最大限活用して排水対策に当たったところでございます。

そういった中で、中の島ポンプ場の早期整備というご質問でありました。雨水排水につきましては、公共下水道計画の雨水計画を定めさせていただいております。基本的には、自然にポンプを使わなくても流れるようにというものを原則とさせていただきながら、必要に応じてポンプ施設による強制排水を実施をいたしているところでございます。一方、沿岸部の高潮対策につきましては、海岸・港湾・河川管理者など、いずれも宮城県に実施をいただいておりますが、現在本市の中では北浜緑地護岸など一部区間を除き、整備がほぼ完了いたしているところであります。

ご質問の中の島付近への排水ポンプについてであります。雨水整備計画では現在中央ポンプ場で排除しております国道45号線沿線の排水を処理するため、中央第二ポンプ場を計画いたしております。昨年度から雨水安全度の低かった牛生・芦畔地区におきまして、現在牛生ポンプ場の整備に着手し、平成25年度に完成予定でありますことから、今後は中央第二ポンプ場も含めポンプ整備のあり方について再度検討させていただきたいと考えております。

なお、当箇所には港町地区の雨水を排除するための中央第三貯留管、貯留量が約1,400トンであります。それを既に整備をさせていただいており、今回の台風時にもフル稼働させていただいたところであります。また、都市下水路下流の雨水ポンプについては、今後の課題とさせていただきたいと考えております。

次に、福祉の充実についてご質問いただきました。特に、ご高齢者の福祉問題についてでございます。市内の特別養護老人ホームは、塩釜地区二市三町で取り組んでまいりました50床の特別養護老人ホームと、民間事業者による29床の地域密着型の小規模特別養護老人ホームの2カ所が開設をされている状況にあります。

市内の待機者数の現状であります。実人数は343名となっております。この中には、既に介護老人保健施設等に入所している方々も含まれており、在宅サービス利用者で介護度3以上の方々に限定をいたしますと68名となり、この方々が早急に対応が必要な待機者の実数と把握をいたしております。このため、待機者の解消に向け地域密着型介護老人福祉施設、いわゆる小規模特別養護老人ホームであります。整備に係る事業者を4月に決定をし、基本設計業務などに着手し、平成24年9月完成を目標とさせていただいております。ホームの定員数は29名を見込んでおります。

また、広域型の特別養護老人ホーム整備につきましては、二市三町として第5期介護保険事業計画期間内、24年度から26年度であります。民設民営による110床規模の施設を利府町内に整備する方向で検討開始をいたしております。事業者募集に際しましては、入所者の決定に当たり可能な限り二市三町在住者を優先させることなどを含め、事業候補者を利府町にて選定し、現在宮城県と協議を進めているところであります。今後の整備につきましては、現在作成中の第5期介護保険事業計画における介護給付費の推移と、それに伴う介護保険料との関係や今後の待機者数の実態、さらには宮城県における第5期宮城高齢者元気プランや、国県の補助制度等も踏まえながら対処いたしてまいります。

浦戸の高齢者対策についてご質問いただきました。これまで浦戸いきいきデイサービスを浦戸諸島開発総合センターにおきまして月2回、閉じこもりや認知症が心配される方々を対象とした事業を展開させていただいております。また、浦戸元気塾として月1回、健康づくりを開催をいたしております。ダンベル体操等であります。しかし、島民の高齢化がどんどん進んでいる中、浦戸いきいきデイサービスをご利用の皆様方のご意見を拝聴いたしましたところ、浦戸諸島開発総合センター1カ所ではなくて、各地区ごとに高齢者が集える交流の場としてのいわゆる沙龙的な事業を望む声を数多くいただきました。

これを踏まえ、本年8月から浦戸地区におきまして閉じこもり予防と健康づくりとしての軽体操やレクリエーションなど交流の場を提供し、生きがいを持って自立した生活を続けていただける浦戸いきいきふれあいサロン事業を開始をいたしております。また、本事業を通じて地区活動の一環として、身体を動かしながら楽しい時間を過ごしていただき、震災の疲れと心をいやし、元気を取り戻せる沙龙的な交流事業や訪問指導としての健康相談などもあわせて実施をさせていただきたいと考えているところであります。

次に福祉の充実につきまして、特に障害者の福祉施設についてご質問いただきました。障害をお持ちのお子さん方の親御さんにとりまして、ご自分の健康もさることながら親なき後の子どもさんの行く末について大きなご不安を抱いておられるものと考えております。本市における障害者の福祉サービスにつきましては、障害者自立支援法に基づき各種のサービスを提供させていただいており、居住支援、居宅支援、日中活動支援など、一人一人の状況に応じたサービスの利用が可能な状況となっております。

親なき後の施策につきましては、青年後見人制度などがございます。また、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理などにつきましては、宮城県社会福祉協議会が実施主体となっております。

ります「まもり一ぶ」が障害者の皆様のサポートを行わせていただいております。また、居住系のサービスといたしましては施設入所支援やグループホーム、ケアホームなどの支援がございいますが、現行制度上では障害者の方が自立して共同生活を行うという観点から、やはり親子が一緒に入居するといったような施設整備には達していない現状であります。障害があり、ご高齢の方々でありましても、住民の皆様が支え合いをいただきながら安心して暮らせる共同住宅等については、法制度以外で社会福祉法人やNPO法人などの民間により運営されている事例はございます。しかしながら、これから高齢社会が進む中でこれらの新たなニーズに対応可能な施設整備が必要と判断をいたしております。今後も関係機関相互の連携を密にし、適切なサービスが提供できます福祉施設の建設に努力をいたしてまいりたいと考えております。

次に、産業の活性化につきましてでございます。中心市街地の活性化についてという中で、市長として中心市街地といったことについてはどのような地域を考えているのかというご質問でありました。中心市街地のビジョンにつきましては、ただいま取り組んでおります震災復興特別整備計画成案化の作業の中で具体的な取り組みをさせていただきたいと考えております。これまで培ってまいりました商業関連機能の集積を大切にしながら、先ほどご質問を賜りました海岸通り、本町、あるいは駅前商店街、その他の地区もあわせて、特に範囲を限定することなく積極的に商業活動のご支援をいただける方々が、自分たちこそが中心市街地を支えているのだという認識をもって取り組んでいただけるようなまちづくりに努力をさせていただきたいと考えております。

次に、産業の活性化の一環としての伊保石仮設住宅のタクシーの施策について、まず概要のご説明をさせていただきたいと考えております。国土交通省所管の東日本大震災に係る被災市町村の支援策を財源として、実施をさせていただきたいと考えております。従来の地域公共交通確保維持改善事業の対象を拡大し、新たに特定被災地公共交通調査事業として設けられたものでありまして、本市が利用第1号として取り組ませていただくこととなっております。

バスの運行本数等についてであります。伊保石仮設住宅はもちろんでありますが、約220世帯の方々が現在みなし仮設住宅として市内各所のアパートにお住まいをいただいておりますことから、これまでも要望が多かった午後の1便を増便させていただきます。また、伊保石仮設住宅には最寄りのNEWしおナビ100円バスの梅ヶ丘バス停に3便運行させていただきましたが、こちらも午後の1便を追加をさせていただきますことと、先ほど申し上げました特定被災地域公共交通調査事業として伊保石仮設住宅からの乗合型タクシー、定時・定路線、1回

200円の定額料金で伊保石仮設住宅と本塩釜駅、市立病院、塩釜駅を1日4往復の便がふえますので、都合1日8便がご利用できるものと考えております。

また、タクシー業界への支援を必要ではないかというご質問でありました。今回伊保石仮設住宅からの支援タクシーの委託業務をタクシー業界の方々に担っていただきます。宮城県タクシー協会塩釜支部と議論を重ね、制度設計を進めてまいりました。今回、タクシー業界の皆様方からは業界を挙げて地域公共交通として被災者支援に一定の役割を果たすという大変心強いお声をいただきましたので、まずは社会実験としてしっかり制度が定着できますよう、行政としてもできる限りのご支援をさせていただきたいと考えております。

次に港湾の関係で、西埠頭に津波で打ち上げられた船舶がいまだ放置をされていると、観光行政からも非常にみつともないのでというご質問でありました。市内の被災船舶の撤去につきましては県と相談をさせていただき、市内に散在しておりました車両については国県道を含めまして塩竈市が撤去を行う。災害廃棄物処理事業の中で、この船舶につきましては県に委託をさせていただいており、県では契約義務手続が完了したとお伺いをいたしており、10月には撤去される予定でございますので、いましばしお時間をお借りできればと考えております。

最後に、教育環境の充実についてご質問いただきました。まず、学力向上についてであります。小学校では今年度から、そして中学校では来年度から、新しい学習指導要項が実施をされ、国語力を重視するような内容の改訂がなされております。これを受けて、本市では今年度からスタートをした塩竈市学力向上プランに国語力を初めとする確かな学力の育成を含め、実施をしております。また、今年6月から学校教育課に学力向上推進係を新設し、指導主事を2人に増員して、学校と教育委員会が一体となり取り組みを進めております。

また、ご質問の青少年の健全育成につきましては、震災発生から半年を過ぎたころから心のケアを必要とする児童生徒が増加するという専門家の中長期的な予測があることを踏まえ、児童生徒の心のケアや青少年の健全育成に努めております。具体的な取り組み内容につきましては、教育長からご答弁をいたさせます。

私からは、以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（嶺岸淳一君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 私から、教育環境等の問題についてお答えいたします。

まず学力向上についてですけれども、教育委員会といたしましては児童生徒に生きる力をはぐくむことを学校教育の重点施策としております。そして、今年度新たに策定いたしました

塩釜地区学力向上プランでは、子どもの学ぶ姿勢づくり、教師の授業力の向上、家庭学習の充実を3本柱として具体的な取り組みを進めながら、国語力などを含めた学力の向上に努めているところです。

震災の影響、これについては確かに年度末・年度当初に授業日数・時数等の不足がありますけれども、夏休みの調整により現時点においては授業日数・授業時数の不足は解消し、内容につきましてもそれぞれ各学校において普通通りに確実に行われておるといふ報告を受けております。なお、学校行事につきましても本来1学期に行われるべき修学旅行や運動会、本日の第二小学校の運動会を最後に1学期に行われる学校行事についてはすべて完了し、成果を修めておるところでございます。

次に、青少年の健全育成についてでございますけれども、先週段階で市内に心のケアを必要とする児童生徒は約10名ほどおります。この中には、他市町村から被災を受けて来た子どもたちの中で、やはり8月に転出してきており、そういう子どもたちの心のケアを必要だということをしている子どもたちもおります。そういう子どもたちに対して、まず塩竈市教育委員会としては震災直後もそういう事例がありましたので、震災直後の緊急的な対応として被災児童の多かった第二小学校に県から2名のスクールカウンセラーを派遣していただき、子どもたちの心のケアに当たっていきましました。その他の学校についても、児童生徒の心のケアを重点課題としてとらえ、専門家と連携し、学級担任が養護教諭と一緒に支援しているところがございます。

二つ目は、年間を通じてスクールカウンセラーを派遣することでございます。今年度は、市全体で1名増員し、被災した児童生徒の心のケアに当たっておるところでございます。また、昨年度に引き続きスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを1名配置し、学校や家庭からの相談にも当たっております。さらに、6月の議会の定例会でもお認めいただきました緊急雇用の枠を活用して、心のケアを目的とした読書活動を活性化させるため、浦戸を除く10校に各1名ずつ、市独自で心のケア及び図書整備業務員を7月から配置しておるところでございます。

三つ目は、市内の学校に東京都から養護教諭が1名、さらに教員2名が増員されたことによって、日常的な心のケアにつながる取り組みができております。また、児童生徒の心のケアを目的とした教職員のための研修会を2回開催し、合計で73名の教員が受講して、震災時の接し方について学んでおります。

次に、青少年の健全育成についてであります。児童生徒が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、市内の生徒指導担当の教師が情報交換を行い連携を深めており、今回の合同の巡視活動も定期的に行っております。さらに、「知育・徳育・体育」バランスのとれた児童生徒の育成を目指し、子どもたちが目的を持って学校生活を送れるよう、スポーツ活動や文化活動を充実させ、その成長を支援するように努めております。今後も、学校・家庭・地域と教育委員会が協力・連携し、青少年の健全育成に取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 10番菊地 進君。

○10番（菊地 進君） ありがとうございます。

きょうは、私までが一問一答方式の質問だということで、これから一問一答でいきたいと思えます。

まず初めに、防災対策について。その中で、やっぱり中の島橋、そして新河岸川（都市下水路）のところに二十数年も前から、うちらの方の伊藤栄一議員さん、そして我々の同僚議員が質問に立っていたこともありますので、そこにある程度水門というか、あとプラス強制的に今回の大潮にも対応できるような水門をつくりまして、そして強制的な排水ということをもって幾度となく質問してきたと思うんですが、その件についてやっぱり今回の水害、こういった水門があれば幾らか助かったんでないかなというふうな声が地元から聞こえていますので、そういった意味で市長のお考えをちょっと述べてください。お願いします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今議員から、中の島橋の付近に本市の方でも計画をいたしておりますポンプ場の建設を急ぐべきではというご質問でございました。先ほどご報告をさせていただきましたとおり、今現在は中央ポンプ場で国道45線の新富町周辺の排水もあわせて行うこととさせていただきますいておりますが、これは前段でご説明申し上げましたとおり、市内全域がまずは一定程度の雨水安全度を有するような形にするべきではないかということで、今は牛生ポンプ場の整備というものに取り組ませていただいております。

先ほどご説明させていただきましたとおり、牛生ポンプ場が一段落しましたら、その次にはぜひこういったところを整備して、今現在中央ポンプ場で排水しております雨水を、特に国道45号沿いの雨水をこのポンプ場から直接海の方に放流するという形にさせていただくことによりまして、より高い安全度に引き上げていくという考え方でございます。

なお、水門のことについてちょっと私承知していない部分がありますので、議員のご質問は恐らく中の島水路の出口に水門をというお話しであるかと思っておりますので、ちょっと担当課長の方から詳細ご説明させていただきます。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 2カ所について、水門というお話しがありました。一つは、北浜の緑地護岸整備に伴って、あそこの下流側に水門を整備するということは計画も含め示されておりまして、一部工事に入ろうかという矢先に今回の震災ということになってございます。なお、そのゲートについては今後また、詳細に検討を加えていくという話を伺っております。

それから、中の島水路の下流側につきましても、あれは港湾の海岸保全施設に該当しますので、港湾整備の中でゲートをという話も聞いておりますが、具体的なゲートの種類、あるいは整備時期というものについてはまだお示しをされている段階ではないということで聞いてございます。

○議長（嶺岸淳一君） 10番菊地 進君。

○10番（菊地 進君） 確認をします。新河岸川の緑地の方は、県関係でいいと思います。

それで、私も調べました。中の島大橋のところは、「塩竈市が担当だ」って県では言うんですよね。ですから、一番市民が困るのは「県ですよ」「塩竈ですよ」ってずっと先延ばしになってきて、水害があると。そうすると、だれに責任あるのという問題なんですよね。ですから、口ずっぱく言うんですが、どこの担当だろうが何だろうが、塩竈市民はそういった整備をしてもらえれば、安心というものを勝ち取るんですよ。それが、市長が言う「日本で一番住みたいまち」になるんですよということを念頭に置いて、事業推進方強烈にお願いしていただきたいと思っています。県だろうが塩竈市だろうが、市民はそこに県だからどうのこうの、塩竈市だからでなく、塩竈市でやるもんだとしか思っていないので、その辺をちゃんと事業推進をしていただくように、強く要望します。

やり取りしますか。でもいいんだけど、でない困るのは塩竈市民だということね。市長も、冒頭水害のことで本当に市民にお見舞いというか、本当に言葉が出ないくらい市長だって悩んでいるわけですから、早急にこの中の島大橋の下のところの強制排水のポンプと、あと北浜本町海岸地区関係でいえば新河岸川の都市下水路のところの整備を早急をお願いしたいと。首を縦に振っているから「やるんだな」と私は思いますので。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 私の言葉足らずで、本当に申しわけございませんでした。私たちは、県に対しても当然必要な整備についてはその都度お願いをさせていただいておりますし、今回の一連の災害の復旧についても何度か足を運びながらお願いをし、県でもそれなりの理解をさせていただいておりますので、今後ともそういった県との緊密な連携によって1日でも早く整備できるように、最大限努力したいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 10番菊地 進君。

○10番（菊地 進君） ありがとうございます。まず最大限努力してもらおうよう、我々も県や、先日も塩竈出身の佐藤県議と柏県議にこのことを言って、県の担当者の方にも強く申し入れをさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、福祉についてであります。塩竈の高齢化27%、そして浦戸が55%くらいになっていると。それで、浦戸の特に開発センターで行われているいきいきデイサービスとかそういうものはもうわかっているんですが、市長も答弁の中でサロンのなという話が出ました。浦戸の高齢者だけでなく市内の住民の方、特に高齢者の方も、やはりサロンのな場所、そういうものが必要なんだよと。そして、そういうところでお茶飲み話ししているのが一番健康にいいんだというふうな住民がおられますので、そういった施設をつくってそこに来てもらおうというのもいいんですが、やっぱり地域地域に高齢者の方が喜んで集まれるような場所を、別にお金をかけてどうのこうのというんじゃなく、空き家なんかを借りまして、そして利用者が1日200円だったら200円で、ペットボトルとお茶菓子っこ持って、そこで生活できるようなある程度時間を過ごせるような、そういう施策もソフト面では必要じゃないかなと思います。

というのは、浦戸のいきいきデイサービスで言えば、野々島の高齢者の方は「うんといいよ」と絶大にほめていました。称賛していました。しかしながら、桂島とか寒風沢、朴島の方だと、そこに行くまでが大変なんだと。そこに行くまでが大変なんだというので、ですから先ほど言った各地域にサロンのなような場所設置をお願いできればなと思っています。

あと、障がい者の施設なんですけど、親なき後を心配するというのは、やっぱり一番これからの問題じゃないかなと思っています。なぜならば、いろいろなハード面で子どものデイサービスだグループホームだケアホームがありますし、それも活用してもできないわけじゃないと思うんですが、しかしながら自分が年重ねていくたびにわが子をどうして面倒みるのかなと、そして兄弟や親戚にその障がい者のお子さんを頼める状況だったらいいんですが、核家族問題やそういう問題でなかなか子どもさんの心配があつて、本当に死に切れない、そういうふう

今障がい者をお持ちの高齢者のお母さんは常に訴えていますので、それをじゃあ行政は何ができるんだ、何をすべきかという問題もありますけれども、やはり基本は1人のために万人が一生懸命やるというふうな考え方、一人は万人のためにというふうなそういう相互扶助的な考えで、ぜひとも親なき後の心配が要らないような施策を、塩竈が何でもやると一番ですというふうになりますので、一番最初ですというふうになりますので、この県内で、そして東北で一番先にこういった施策ができますように、市長の同じ福祉を大事にする考えをお持ちだと思いますので、ご答弁お願いしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 初めにご高齢者の福祉で、サロンの開催について評価をいただきましたこと、感謝を申し上げます。市内でもというお話しでございました。各町内会ではないんですが、集会所を保有する町内会等が中心になりまして、例えばご高齢者の方々のカラオケ教室でありますとかダンベル体操、あるいは踊り、さまざまな取り組みを日常の活動の中で展開をさせていただいておりますことに、私どもも心から感謝を申し上げるところであります。このような活動の輪が今後ともさらに広がってまいりますように、行政としてもしっかりとサポートしてまいりたいと考えております。

また、障害者福祉であります。なかなか建前としてのノーマライゼーションということについてはご理解をいただきながら、本音になってきますとなかなか難しい部分があるということについては、私どももこういった行政を担当させていただいて、常に感じているところあります。私どもも、障害をお持ちの方々がまちの中で、本当に安心してお暮らしをいただけるような環境づくりというのが大変大切なことだと思っております。私もときに触れ、さまざまな施設をご訪問させていただきながら、ご意見の交換をさせていただいております。やはり、今議員の方からご質問いただきましたとおり、保護者の方のご高齢化ということが大変心配だというようなことにつきましては、すべての施設の皆様方からご要望いただいているところあります。なかなか塩竈市単独でというものについては、難しいということはお理解をいただきながら、できますれば広域的な視点・観点から少なくとも二市三町内で安心してお暮らしをいただけるような環境づくりにつきましては、広域行政研究会の中等でもしっかりと議論いたしてまいりたいと考えております。

○議長（嶺岸淳一君） 10番菊地 進君。

○10番（菊地 進君） 高齢者や障がい者の親なき後の問題とか、本当にハードルは高いんで

すが、塩竈市の底力というのは私はあると思うんですよ。ですから、ぜひとも担当者の方の英知と努力をもって、そのハードルを超えていただきたいなと強く切望しますし、我々も応援してまいりたいと思っています。

次に、産業について移ってまいりたいと思います。

まず、先ほど市長さんからタクシー業界の支援についてという項目だけで、伊保石の仮設に乗合のタクシーの事業内容をるる説明していただきまして、本当に以心伝心ですから多分福祉の方も以心伝心ですぐやるのかなと思っていますので、お願いしたいと思っています。

この100円バス、隣におります志子田さんなんかは本当に一生懸命、ルートから時間帯から一生懸命そういうものを提案してきたそのたまもので、今の100円バスができたんじゃないのかなと、私たちはそう確信しております。そんな意味で、15分の交通体系というものを大事にするのであれば、やはり経路の拡大と時間短縮というものを今後とも進めていただいて、そしてやっぱり住民がいつでも安心して塩竈市内に出かけられるんだよというふうなそういう体制づくりをすれば、やっぱりそれも生活しやすい一つになるんでないかなと思っていますので、NEWしおナビ100円バスの経路拡大とあと時間短縮についてお考えがあるのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） まず、本市のしおナビ100円バスであります。思い起こしますと当時議会の有志の方々が、たしか京都の醍醐でありましたかご視察をいただきまして、「こういったものがあるのか、ぜひ塩竈市でも検討したらいかがか」というようなお話をちょうだいいたしまして、それ以来まずは南回り、北回りというしおナビ100円バスの運行に取り組んだところでもあります。この100円バス運行当初は、たしか年間利用者が13万人でありましたが、1年くらいで26万人、今もう40万人くらいというような勢いで利用者の方々の数がふえております。そういったしおナビ100円バスで、かなり地域の皆様方の利便性の向上は図られましたが、一方では多くの市民の皆様方から「うちには100円バス来ないよ」という大変切実なお声を上げていただきました。

その後NEWしおナビ100円バスという新しい制度を創設をさせていただいたところでもあります。当初午前・午後4便ということで計画をし、地域公共交通会議の中でお諮りをしたところでもあります。やっぱりタクシー業界の方々から4便すべてそういったものを走らされるといことは、タクシー業界については大変大きなダメージがあると。何とか3便ということで、

「午後の1便はご容赦いただきたい」というお話をちょうだいし、3便にした経過がございました。それぞれ2時間でありまして、午前、午後とも2時間で回るということでもありますので、今議員の方からご質問いただきました時間短縮というよりは、その時間の中ででき得る限り多くの地域を回らせていただくということを、今努力目標に掲げさせていただいているところがあります。また、午後からタクシー業界の方々の大変なご配慮で4便にすることができましたので、今の運行経路の中から少しでもまた拡大できないかどうかということを検討させていただきたいと思っておりますし、時間については2時間でということをご理解いただければと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 10番菊地 進君。

○10番（菊地 進君） 時間短縮というのはなぜ時間短縮かというと、利用する方が例えば最大かかって1時間なんですよ、来るのが。くるっと一周する人もいないだろうけれども、大体1時間。30分かかっても、そうすると年配の方が利用していると、どうしても昔稲荷下商店街でオアシス運動なんていってトイレなんか貸したりしていたんですが、どうしてもトイレに行きたくなくて、そんな意味でもちょっとでも時間短縮になればいいかなと。そして、これからましてや季節的に寒くなりますので、そういった経路拡大と時間短縮というのを強く要望しておきたいと思えます。また、うちらの方の100円バスのスペシャリスト志子田君がおるんで、私もども一生懸命やっていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

いっぱい質問したいんですが、時間がなくなってきているんで、ちょっとはしょっていきたいと思えます。港湾関係、いろいろバージ船の撤去を今月くらいにするということなんで、ありがとうございます。しかしながらその西埠頭の整備、これはいつもなるんですが、ぜひとも塩釜港の取扱量、1トン当たり2万円の波及効果があるというんだったら、やっぱり震災絡みでも良港だと、いい港だという意味で全国的に評価されているわけですから、その評価されている塩釜港をやっぱりこの不況の時代、そして経済が低迷している中、やっぱり塩釜港を利用していただいて、1トン当たり2万円の波及効果があるんだったら、バンバン、バンバン利用してもらおうような施策をしないとだめでないかなと思っております。

そんな意味で、西埠頭の整備、これも県の持ち物だというものの、やっぱり塩竈から声を大にしていただいて、何とか塩竈の港湾関係の整備を推進していただきたいと思えます。それが、未来を開く塩竈になるんでないかなと私は確信していますので、ぜひとも力強く県へ働きかけ、そしてプランニングが必要じゃないかなと思っております。ただ「整備してくださ

い」じゃ県だってだめだと思しますので、内港を一生懸命頑張りますよと、その意味でも西埠頭あたりの岸壁の整備、あと倉庫関係の背後地の整備とかそういうのをやりますというのと、あともう1点商工会議所絡みでいうと防災基地構想とかあと県会議員さんでいうと自衛隊の補給基地にしたらどうですかと、もういろいろな、ただ「何しなさい、かにしなさい」でなく、それによって塩竈の港が潤うんですよという意味でそういうふうに言っていますので、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

あと、一問一答式で時間がなくなると思うんで、教育関係は本当に今後も頑張っていたきたいと思います。あと、青少年の健全育成ということで、たしか11月1日から30日、子ども・若者育成支援事業というのが全国的に展開されます。そのことについて、教育委員会として取り組みかあるのであれば、お知らせ願いたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 議員にはいつも、港湾整備につきましては大変力強いご質問をいただいておりますことを、感謝を申し上げます。

西埠頭であります、ご存じかと思われませんが、西埠頭には現在海上保安庁の船舶を係留しております。恐らくは、整備後も海上保安部の船を係留するということでは、港湾管理者の県と、それから海上保安庁の方で岸壁の整備を海上保安庁の予算でやるのか、あるいは県の方の港湾整備の予算でやるのかというような話し合いで、なかなか調整がついていないということのようであります。我々地元としては、できるだけ早くこういったものを整備していただきたいという要請の声は、再三再四寄せさせていただいておりますが、なおしっかりと頑張ってもらいたいと考えております。

教育委員会関係については、教育長の方からご答弁いたさせます。

○議長（嶺岸淳一君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 先ほどありました11月1日からの運動につきましては、現在青少年相談センターが中心になって企画しているところですが、例えば11月10日に市の青少年健全育成塩竈市民の集いというものも開催されたり、それから今後そういう内容等を周知をいたしまして、学校でできること、それから家庭へ働きかけてお願いすること、そういうことを踏まえながらその運動の充実に努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 10番菊地 進君。

○10番（菊地 進君） なぜ青少年の健全育成かという、私はやっぱり未来を担うお子さん

たち、そして青少年やら若いと言われる人たちがこの塩竈を背負っていくんですね。そのために、やっぱり健全な心と強固な身体をもって塩竈市の発展を若い人たちに頑張ってもらうためにも、そういうふうに思っています。

そして、あと11月はたしか児童虐待の強調月間でもあると思うんで、本当にそういう家庭がちよっとでも少なくなっただけで、そして本当に明るい塩竈。塩竈に住んでよかったね。犯罪もないし、みんな家庭円満だよ。学校に行けば、今まで算数だけだったのに今度国語も強調して先生も教えてくれる。そして、子どもはやっぱり成績がちよっとでも上がれば、学校に喜んで行くんですね、前にも言ったんですが。そして、やっぱり学校に行っただけで一生懸命勉強してもらって、そしてこの塩竈を愛してもらって、そして塩竈のために、そして地域のために、日本のために活躍できるような子どもさんを、ぜひとも塩竈からバンバン、バンバン、育てていただきたいというそういう思いがありますので、そのためには教育予算をバンバン、バンバン、当局に要求して、何か開きますよと言っても10人くらいで開くようなんではだめなんで、やっぱり市民全体で取り組むような、そういう施策というか子ども・若者育成支援というのを、市民一丸となって取り組みますようお願いを申し上げまして、終わります。ありがとうございます。

○議長（嶺岸淳一君） 15番高橋卓也君。（拍手）

○15番（高橋卓也君）（登壇） 高橋卓也でございます。日本共産党市議団を代表して、一般質問を行います。

質問の第一は、市民にとって大変重い負担になっている国民健康保険税についてお伺いいたします。

高過ぎる国保税の問題、これは全国どこでも大問題になっております。その上、生活苦や経営難で国保税滞納を余儀なくされた人に対する預貯金、給与の差し押さえなどまで行われています。こうした負担増や差し押さえは、民主党政権のもとでさらに強化され、一層の住民犠牲が押しつけられております。

塩竈市ではどうでしょうか。佐藤市長になってから8年余の間に、国保税は平成16年度、17年度と2年間値上げを行い、さらに平成21年度に1世帯平均で2万6,384円、13.76%もの大幅な引き上げを行いました。これによって塩竈市の国保税は、県内一高くなってしまったわけです。当局に出していただいたモデルケースでの比較、これは年収約300万円、所得200万円、固定資産税5万円、夫婦・子ども2人の家族のケースの場合ですが、平成22年度ですと塩竈市は47万400円と、多賀城市より13万6,300円も高い、松島より10万400円も高い、七ヶ浜より10

万2,200円も高い、利府より12万2,400も高い、どこよりも高い。そしてまた、私どもの試算では仙台市より19万円も高い。したがって、当然所得に占めるこの国保税の割合もほかの市や町が16%から18%台なのに対して、塩竈市だけが23.5%、こうしたとんでもなく高い国保税を塩竈市民だけが払わされているわけです。

所得が200万円の4人家族でどうやって年間47万円もの国保税が払えるでしょうか。平成21年度の大増引きの際に、市は国保会計の今後の収支見通しを示しました。その資料によりますと、21年度は単年度収支で1億8,000万円の赤字見通し、基金の残りはマイナス1億4,100万円になる、こういう見通しでした。しかし現実には、平成21年度の値上げの結果実質基金残高は21年度2億6,600万円、値上げしなくても1億円の基金が残ったんです。見通しがマイナス1億4,100万円でしたから、合わせて2億4,100万円も基金の残りの見通しと食い違った。異常な見通しと結果と指摘さざるを得ません。引き上げる必要はなかったんです。平成21年度の収支見通しと結果について、市長はどのように受けとめているのかまずお伺いいたします。

国保税についての質問の第2点目は、引き下げについてです。今回の決算特別委員会の資料によると、国保会計は平成21年度は約1億7,280万円の黒字、21年度は1億7,430万円の黒字になり、全額基金に繰り入れとなっております。先日の決算特別委員会で、我が党の小野議員の質問に市当局は、これはまだ5月段階での整理の時点だということではございますが、実質基金の残りは3億4,100万円になると答弁しました。国保加入者は1万6,000人余ですから、もちろん基金をゼロにするなどということはありませんが、仮定として割り算すれば1人2万円以上引き下げられるわけです。もちろん、それだけ引き下げたとしても、二市三町の中で飛び抜けて高いことにはまだ変わりがないんです。多賀城市では昨年12月、当局から国保税30%の大増引きが議会に提案されました。市民が会を引き上げに反対する会をつくって、運動を繰り広げたこともありまして、市は22年度から24年度の3年間で3億8,000万円の一般会計からの繰り入れを決めて、上げ幅を15%、半分にとどめました。付言すれば、115%にしても塩竈の国保税よりずっと安いんです。

国保は、国保法第1条のごとく、社会保障及び国民保健の向上を目的とし、国民に医療を保障する制度です。今東日本大震災を受けて、改めて市民の命と健康、暮らしを守るという自治体の本旨が問われております。支払い能力を超えた負担を課して市民生活に打撃を与える、こうした政治のあり方を根本的に改めることが、今こそ求められております。

市長は、さきの市長選に当たって国保税引き下げを公約いたしました。現職候補者の公約

は大変重みがあります。直ちに実行することこそ、市民の付託にこたえるものだと思います。既に、市当局では引き下げの試算に入っているということも、何度か伺っております。引き下げについて、基金の活用、一般会計からの繰り入れについての考え、そしてまたいったいつから幾ら下げるのか。市長の考えをお伺いいたします。

大きな質問の二つ目は、東日本大震災で被災された方々への支援について。私は特に、家屋被害のうち一部損壊家屋への支援について伺いたいと思います。

大震災から、7カ月余が経過しました。復興に向けて懸命の努力が続けられていますが、生活となりわいの再建は遅々として進んでおりません。塩竈が暮らし続けていける地域として復興できるのかどうか、今まさに重大な岐路を迎えております。私は震災の後、1,500件を超える被災された市民の皆さんを訪ね、被災の状況を伺い、支援・救援活動を行ってまいりました。

そうした中で、今最優先に行うべきだと痛感していることは、何より被災者と市民の暮らし応援に全力を挙げるべきだということです。訪問を重ねれば重ねるほど、深刻な家屋・宅地被害の実態、続々と寄せられております。9月5日現在の市の資料によると、今回の大震災で塩竈市では合わせて1万1,519件もの家屋が被害を受けたと報告されております。2件に1件を超えている。まさに甚大な未曾有の大災害です。そのうち、全壊・大規模半壊・半壊は5,416件です。これらの被災者は、被災者生活再建支援制度で上限300万円の支給が受けられます。これはご承知のように、1995年の阪神淡路大震災を受けて被災者らの運動が国会を動かして実現したものです。今回の大震災に当たって、日本共産党は被災者生活再建支援法を改正して、支援対象を半壊や一部損壊にも拡大するとともに、限度額を当面500万円にすることを求めています。

私と同じ町内ですが、玉川1丁目の聞信寺の南側では3軒のお宅が被災され、うち1軒は全壊、その上土留めが崩落し、歩行者に危険を与えるから直しなさいという市の指導で900万円かけて土留めを新しく作り直し、全壊した住宅のローンがまだ600万円残っている。合わせて1,500万円の借金を抱えました。6人家族の方ですが、今仮設住宅に入居しておりますが、迷いに迷った末新たに家を建て直すことになり、結局巨額の二重ローンを抱えてしまうことになりました。しかし、支援はこのような全壊であっても最大300万円ですから、生活再建と地域社会の再建こそが復興の土台だと、この見地からすると抜本的な拡充が強く求められます。

私が市の見解を伺いたいのは、半壊未満の一部損壊の家屋への支援についてです。今回の

大震災で、塩竈市の全家屋の3割近い6,103軒、これも9月5日時点ですが、6,103軒にもものぼるお宅が一部損壊の罹災証明を受けています。しかしこの一部損壊の方については何の支援制度もない。塩竈は、ご高齢で少ない年金だけでつましく暮らしている方々が大勢おられます。あるお宅では、「一部損壊と判定されたが、知り合いの大工さんに見積もってもらったら修繕には100万円かかると言われた。とてもそんな蓄えはないし、銀行も高齢のため貸してくれない。大工さんも申しわけなさそうに見積もりを出してくれた」、このように述べておりました。

あるいはもう一方は、「一部損壊だが200万円かかると言われたが、どうしようもない。いつ大きな余震が来るかと、おびえながら暮らしている」、こういう本当に切実な声がたくさん寄せられております。

こうした方々から出されている強い要望が、一部損壊家屋への市独自の助成制度の創設でございます。この制度は、実は利府町では町独自で既に開始され、多賀城市でも市独自で11月から始められます。対象となるのは、既存の被災者生活再建支援制度や住宅の応急修理制度の対象とならない一部損壊等の被害を受けた住宅ということでございます。利府の場合、修繕工費が30万円から50万円未満で3万円、50万円から100万円未満で5万円、100万円から200万円未満で10万円、200万円以上で20万円です。多賀城市の場合は、50万円台から90万円台まで10万円区切りで5万円、6万円、7万円、8万円、9万円、100万円以上は一律10万円だそうでございます。もちろん、国への抜本的な支援の拡充を強く求めていくことが重要です。

私は、質問通告で震災対策について、一部損壊家屋への支援について4点通告しております。質問の一つ目、一部損壊等の被害を受けた住宅へ、多賀城や利府のように市独自の助成制度をつくる考えはないのか、お尋ねいたします。

通告していた質問の二つ目、被災した店舗・工場・事業所への支援については、宮城県が遅ればせながらやっと重い腰を上げて2分の1支援を進めるようですので、割愛いたします。しかし、住居と店舗や事務所、作業所が一体となっている場合も対象とするよう、市が国に求めるよう引き続き要望いたします。

次の質問は、国からの交付金の活用についてです。5月12日、日本共産党の大門実紀史議員が参議院の財政金融委員会で、この一部損壊家屋への支援の問題を取り上げました。これは、半壊未満の多くの、塩竈市では先ほど言ったように全家屋の3割近いわけですが、多くの被災住宅に対する支援が必要だとして、自治体が住宅補修助成制度を設けた場合、国が都道府県に出している社会資本整備総合交付金の支援対象に同制度が含まれるのかと質問したものです。

国土交通省は、活用が可能だと答弁いたしました。今回自治体の住宅補修制度に活用できる社会資本整備総合交付金は、都道府県の住宅、社会資本整備計画を支援するものです。港湾などのインフラ整備だけでなく、住宅や住環境整備などにも活用されてまいりました。

この制度については、この間当市議団も取り上げてきましたが、さっぱり進まない。先ほど述べたように、多賀城市や利府のように一部損壊した住宅に対する復旧支援事業を独自に始める自治体も出ているわけですが、今回明らかになった社会資本整備総合交付金を活用すれば、一部損壊家屋も支援できるわけです。市として住宅補修助成制度を設ける考えはないのでしょうか、お伺いいたします。

次に、収入が激減した被災者についての個人住民税の減額や免除についてお尋ねいたします。各自治体へ時事通信社が取材して明らかになった内容が、9月19日付の新聞赤旗で報道されております。それによりますと、岩手・宮城・福島3県で大津波で被災した沿岸の37市町村と原発事故による避難区域にある5市町村、合わせて42市町村のうち九つの市町村だけが、自宅の被害が一部損壊以下にとどまったものの失業などで収入が激減した住民について、個人住民税の減免をしていないということです。残りの市町村は、すべて既に減免しているか減免する方針であるということです。実施している利府町では、理由を「震災で職を失った人が多いので配慮した」と述べているそうです。当然だと思います。

宮城県では、調査対象の市町村のうち東松島、塩竈、多賀城、七ヶ浜、名取が減免しておりません。しかし、被災自治体の圧倒的多数が実施しているわけですから、塩竈市も自宅の被害が一部損壊にとどまったものの、失業などで収入が激減した住民について、個人住民税の減免を行うべきではないでしょうか。見解をお伺いいたします。

大きな三つ目の質問は、NEWしおナビ100円バスの便数拡充についてです。日本共産党市議団は5月12日、佐藤 昭市長あてに東北地方太平洋沖地震災害に係る第3次緊急要望「仮設住宅について」を提出いたし、仮設住宅にお住まいの方の通院・買い物等の足の確保へ、NEWしおナビ100円バスの増便と、土曜日・日曜日・祝祭日の運行を要望いたしました。市が今回午後の便の1便増便と、仮設住宅について乗合タクシーの導入を決めたことは、評価するものです。

先週13日の木曜日、私は天下みゆき日本共産党県医療福祉委員長と吉川 弘前市議会議員とともに大日向9時23分発、そして新玉川9時26分発のNEWしおナビ100円バスについて、直接バス停で待っている方々のご近所の方々から状況や要望の聞き取りを行いました。ほと

んどがご高齢の皆さんでしたが、皆さんこのバスが走るようになったことについては大変便利になったと喜ばれておりました。ご存じかと思いますが、この地域はいわゆる買い物弱者地域です。大日向近辺、新玉川近辺にはほとんど商店がございません。食料品を扱う店は一、二件しかない。ご高齢ですので、買い物そして通院にも足の確保は切実です。この問題は、この地域だけでなく市内のあちこちで出されています。

聞き取りで、こういうお話を伺いました。「これまで五、六回満員で乗れず、タクシーを呼んだ」。またある方は、「私の前の人まで乗れて、私から後の人は乗れず、頭に来た」。またある人は、「通院している病院が混む月曜日・金曜日は、特に乗れないことが多い」。またある人は、「年金支給日になると銀行に行くため乗る人が多く、乗れないことがある」などでした。全体のご意見を集約すると、一つは「午後の増便は大歓迎するが、午前の便を1便ふやしてほしい」ということ、「帰りは買い物の荷物をどっさり抱えて歩きは大変なんで、逆回りを新設してほしい」というものでした。

そこで伺いますが、市では8月に乗降客数の実態調査を行ったとお聞きしておりますが、その結果はどうだったのか。そして、午前の増便、逆回りコースの新設についてはどうお考えか。見解を求めるものでございます。

以上で、第1回目の質問を終わります。（拍手）

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま、高橋議員から3点にわたるご質問をいただきました。通告に従って、順次ご答弁をさせていただきます。

始めに、国民健康保険税についてであります。ご案内のとおり制度的には我が国におきましては国民皆保険制度ということで取り組んでおります。さまざまな保険制度をご利用いただいている方々が、市民の中にもおられるわけでありまして。塩竈市におきましては、国民健康保険制度をご利用いただいている方々が、たしか28%から29%くらいであります。残りの方々は、他の保険制度をご活用いただいているということでありまして、塩竈市におきましても特別会計の中でこの制度維持に努めさせていただいているところでありまして。今現在、管理者の方々につきましては平均25%が個人負担、残りの75%については国・県、その他の制度からの補てん等によりまして、この制度維持をさせていただいているということについては、とくにご案内のとおりかと思っております。

本市におきましても、この制度を維持するためにさまざまな取り組みをさせていただいて

おります。大変恐縮な値上げというような問題についても、取り組まさせていただいているところでもあります。なおかつ、この制度は1年、1年度というわけにはいきませんので、一定期間計画的にその期間内の国民健康保険税の中で適正な保険を提供できるような制度となっているわけでもあります。本市の国民健康保険事業につきましては、平成21年度に財政収支が赤字になるという可能性があり、平成20年度におきまして県からの借り入れが約1億2,000万円であったかと思えます。県からの借り入れを行って、赤字決算見込みを回避する計画を策定をするとともに、平成21年度から平成23年度までの3カ年間の収支均衡を図るべく、国民健康保険税を改定をさせていただいたところでもあります。

平成21年度と平成22年度の2カ年間の収支状況は、医療費の伸びが予想よりも下回りましたこと、及び県の広域化支援方針の策定に伴い、国の調整交付金の減額解除などの影響もありまして、当初の見込みより改善がされている状況でございます。平成22年度の決算では、歳入が65億4,800万円程度、歳出は63億7,400万円弱となり、差し引き1億7,400万円程度の黒字を見込んでおります。しかし、年度中の基金の取り崩しが2億3,500万円弱ございますので、実質の収支といたしましては6,000万円ほどの赤字であると判断をいたしております。その結果、平成22年度決算後の実質の基金残額は、議員の方からもお話しをいただきましたとおり3億4,100万円程度を見込んでおり、その計画策定時の見込みより先ほど申し上げました事由により1億4,200万円程度多い状況であります。

23年度の見通しでありますか、被災者に対する一部負担金免除に伴う受診機会の増、あるいは本市独自で実施をしております住宅が大規模半壊の被害を受けた方に対する国保税の全額免除などの影響があり、見通しなかなか立てづらい状況にありますが、現時点では1億2,700万円ほどの基金取り崩しを見込んでいるところでもあります。

そういった中で、今後の国保運営の視点につきましてご質問いただきました。国民健康保険事業につきましては、平成20年度に後期高齢者医療制度が開始されたという大きな変化があり、今後後期高齢者医療の廃止も含めた医療制度自体の改革も検討がなされているところであります。このため、国民健康保険事業を取り巻く環境は非常に不透明と言わざるを得ない状況であります。本市といたしましては、国民健康保険の事業運営につきまして、引き続き保険税などの歳入確保に最大の努力をさせていただきますとともに、特定健診保健指導等を通して被保険者の健康な生活を支えつつ、適正な医療費の支出に一層取り組んでまいりたいと考えているところでもあります。

国保税の引き下げについてのご質問でありました。国民健康保険事業特別会計におきましては、国保被保険者の方々の医療給付費に充てる金額のほか、後期高齢者医療制度への支援金、あるいは介護保険制度への納付金などの歳出に応じて、一定の歳入を確保する必要があります。歳入としては、国や県からの定率の負担金、他の社会保険からの支援金、一般会計からの繰入金があり、それらの特定財源を除いた部分を国保税で負担をしていただく仕組みになっておりますが、先ほど申し上げましたとおり本市におきましては25%程度であります。

現在の国保税は、平成21年度から23年度までの3カ年間で計画期間として設定したものでございます。平成24年度以降の税率につきましては、今後の収支を見通し算定をいたしてまいります。歳出のうち実に7割を占める保険給付費が震災の影響もあり、今後の推移を見守る必要がございます。特に、被災者の一部負担金免除に伴う受診機会の増加や、健康状況の変化による疾病増など不確定要素も数多くあり、平成24年度以降の収支につきましては国保事業の安定運営を念頭に慎重に見極めながら、できる限り加入者のご負担を軽減する努力をいたしてまいります。

次に、震災対策についてであります。一部損壊家屋への支援についてであります。さまざまな国・県の支援制度のほか、本市におきましては被災者の方々に対する見舞金、あるいは商業者の方々の震災復興のための支援金等々を既に支出をさせていただいているところであります。そのほか、本市では住宅施策として震災対策事業に取り組んでおりますが、住宅の耐震改修とあわせて実施をいたします住宅改修費用には、20万円を限度とした助成をする住環境整備事業を創設をいたしておりますので、ぜひ被災者の皆様方にはこういった制度をご活用いただくようお願いを申し上げます。

そういった中で、社会資本総合整備総合交付金のご質問をいただいております。この交付金は、効果促進事業として社会資本総合整備計画に位置づけられておりますが、被災住宅の補修費助成事業等に交付金を活用できることはご質問のとおりであります。なお、効果促進事業費は総合交付金全体事業費の2割までの制限があり、たびたびご質問をいただいております際にご説明をさせていただいておりますが、現在本市は既にこの制度を木造住宅改修促進事業などに活用させていただいております。このため、現在その相当率17%を既に活用している状況にありますので、改めて今回のケースでこの制度に組み入れることはなかなか困難ではないかということをご説明させていただいております。もしこういったものが活用できるとすれば、効果促進事業を大幅にふやしていくということですが、本市の現下の

状況はそのようなことではないということについてご理解をいただければと思います。

次に、震災におきまして収入が減収した一部損壊の方に対する住民税の減免についてのご質問にお答えいたします。本市の東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例は、平成12年4月1日付自治省事務次官通知で示されました「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」に基づき、本市4月29日の臨時議会で全会一致のもとでご承認をいただき、全壊・大規模半壊・半壊の程度に応じて減免を行わせていただいておりますことをご理解をいただきたいと思っております。

質問がありましたことについて、県内沿岸部市・町を本市でも調査をさせていただいておりますが、一部損壊ということに限っての自治体の該当ということについては、いまだ確認ができておりません。また、ご質問の一部損壊での減免ではなくて、収入が減収した方につきましては本市では市税条例の第51条に基づきまして、所得が皆無となったため生活が著しく困難となった方々、またはこれに準ずると認められる方々に対する減免規定を既に設けております。震災により収入が減収した方に対する減免の措置につきましては、この規定に基づき今後も適正に対応いたしてまいりたいと考えております。

最後に、NEWしおナビ100円バスについてお答えいたします。NEWしおナビ100円バスは平成20年10月に試験運行を開始し、平成22年2月からルート変更や新たな車両を導入し、本格運行に移行いたしております。平成22年度は約4万人、1日当たり166人の皆様にご利用をいただいております。しかし、今年5月から北部ルートの梅ヶ丘付近に仮設住宅が建設されたことにより、同バス停の乗客数が前年比で約500人増加をいたしており、梅ヶ丘以降のバス停で乗り残しが53件発生をいたしております。本年11月に開始予定の仮設住宅と市内主要施設を結ぶ乗合型タクシーしおナビ仮設住宅特別便、伊保石往来タクシーという仮の名前をつけさせていただいておりますが、北部ルートの今申し上げましたような改善が見込まれるものと考えております。また、他のルートにおきましても午後1便を増便することにより、利用者の分散により改善されるものと想定をいたしておりますので、よろしくご理解をお願いを申し上げるところであります。

なお、ご質問の乗降客の調査につきましては、後ほど担当よりご答弁をいたさせます。私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 阿部政策課長。

○市民総務部政策課長（阿部徳和君） ただいまの乗降客数の調査でございますけれども、毎月

私どもの方では委託事業者の方からどこのバス停で何人の乗り残しがあったかというのは、毎月きちんとして報告をいただいております。そこによりまして、今回伊保石のタクシーでどのくらいが解消されるだろうかということを検証いたしまして、今回のようなバスの事業の導入ということを上程をさせていただいたものです。

また、逆回りにつきましてでございますが、乗り残しの対策といたしまして現在走らせておりますマイクロバスでございますが、これをちょっと大型化するという手もあろうかと思えますけれども、マイクロバスであるから入っていけるというような狭隘な道路をこちらのNEWしおナビ100円バスはカバーしておりますので、なかなか大型化も難しいというような現状でございますので、今回は伊保石仮設住宅を走らせるタクシーと合わせて、午後の1便を社会実験として取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 15番高橋卓也君。

○15番（高橋卓也君） 国保の問題は多くの議員の皆さんが、あるいは委員の皆さんが今回の委員会とか議会で取り上げてきたわけでございますが、市長さん、それから当局の答弁がいまひとつ鮮明ではない。これからの推移を見守りつつと言いながら24年度から、21年度から23年度までの結果、それから震災の影響等々を判別しながら、本当に24年度から引き下げのんだという答弁がなかなか得られないというところで、議員の皆さんもいらだっているのではないかとこのように思うんですが、まずそこだけ一つこの問題についてはどうなのか、言明をいただきたい。

それからもう一つは、これは国の補助金引き下げが国保の場合非常に大きな影響を与えているというのはいつでも言われることですが、政権につく前の民主党は政権交代が実現したら国保に9,000億円予算措置を行うというふうに約束したんですが、政権についてしまつたら自公政権時代と同じで際限なき負担増路線に足を踏み入れているわけで、9,000億円予算措置できれば、これだけで国保税を1人2万円下げられる。4人家族だと8万円下げられるということになるわけで、この点についてやはり市としても国に、「約束したんだから、予算措置をちゃんとやってほしい」ということを強く要望していただきたいと、引き続きお願いするものでございます。

次に、国保について短期保険証と資格証明書の発行について質問いたします。滞納世帯へのペナルティーとして、期間3カ月の短期保険証や一たん病院窓口で医療費全額を支払う資格証が発行されます。特に塩竈市の資格証の発行数、窓口全額医療費負担ですが、発行数は二市

三町の中でけた違いに多い状況になっている。平成22年度で、塩竈は177世帯、多賀城は43世帯、松島は2世帯、七ヶ浜10世帯、利府6世帯ですから、塩竈はとにかく飛び抜けて多いわけです。国保料を滞納するほど経済的に困難な世帯が、医療費全額を窓口で支払うこと、これはできるのでしょうか。当然病院に来にくくなり、病気が悪化して重症になってからようやく受診することになってしまう。

資格証については、2010年の3月4日参議院の予算委員会での日本共産党議員の追求に、当時の長妻厚生労働大臣が「資格証明書については、払えるのに払わないと証明できた場合以外は慎重な対応を」と、国保加入者の側ではなくて、払えるのに払わないということを証明する責任は当局にあるということを明確に述べているわけです。担当のご努力には本当に頭が下がるわけでございますけれども、一つ目に証明する責任は市の側にあるということについて、見解と並びに取り組みの状況をお伺いします。

また、短期保険証は郵送ではなく窓口で手渡す結果、保険証を受け取りに来ない世帯、つまり保険証なし世帯、これは短期保険証世帯が塩竈市で1,159世帯のうち314世帯もあります。保険証がないんです。このような市民は、事実上病院にかかれぬ状況に追い込まれております。これも、日本共産党が短期保険証の窓口留め置きとなっている問題を国会で取り上げて、厚生労働省は2009年の12月16日に次のような通知を出しております。「短期被保険者証が世帯主が窓口に取りに来ないことにより、被保険者の手元に届いていない場合は、電話連絡や家庭訪問等による接触を試み、速やかに手元に届けるよう進めること」と、短期保険証を渡すよう指示しました。二つ目に、短期保険証について「電話連絡をして家庭訪問をした上で」と言っているんです、厚労省は。家庭訪問しても届けられないお宅が314世帯もあるのかどうか、お尋ねいたします。

三つ目に、何度も問うているところですが、なぜ短期証を郵送しないのか、お尋ねいたします。

四つ目に、塩竈市は高い国保税のために増加している滞納世帯への制裁、短期保険証と資格証の発行を、こうしたことはとめるべきなんですが、資格証の発行を無保険者をなくしてだれもが安心して医療を受けられるようにすべき、滞納によって事実上病院にかかれなくなるような、生存権を剥奪するようなことはあってはならないと考えております。短期証と資格証の発行の中止について、見解を伺います。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 保険料の引き下げについてであります。私のマニフェストの中に、国民健康保険税の引き下げというものを掲げさせていただいております。これは、私の公約でありますので、しっかりとそういった公約が守られますよう努力をいたしてまいりたいと思っております。

ただ1点であります、先ほど来ある市の方では一般会計から繰り入れをしたというのが、あたかもそれが正しいやり方のようなご質問がありますが、やはり特別会計というものの持つ意味合いというのは、議員の方もとくとおわかりだと思います。先ほど来再三再四ご説明をさせていただいておりますが、国民皆保険制度の中で、ほかの方々はさまざまな保険制度に加入され、負担をしながら維持されている。国民健康保険につきましても本来そうあるべきものでありまして、3割弱の方々の方が市民の方々の中に国民健康保険制度にご加入をいただいておりますので、でき得る限りその中で国・県、あるいは塩竈市も一定のご負担をさせていただいておりますが、そういった負担の中で成り立つ制度であるべきだろうということで、さまざまな努力をさせていただいております。

後段、ご質問がございました資格証、短期証明書につきましても、今るるご説明をさせていただきましたとおり、安定運営を行うためにはやはりこういった方々にもご負担をいただかなければならないわけでありまして、ご負担をいただけないとすれば、それは事情をお伺いしまして次善の策をご説明させていただくということで、職員が一生懸命対応させていただいているところでありますが、なお詳細につきましては担当よりご説明いたさせます。よろしく願います。

○議長（嶺岸淳一君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 資格証明書あるいは短期証の発行ということでございます。先ほど委員の方から、発行件数等のことについては申し述べていただいたとおりでございます。例えば資格証の交付、一律画一的な対応ではなく、個々の世帯の生活実態を踏まえた対応とすることになっておりまして、基準に該当する世帯のうち納税相談に応じていただけない世帯のみ限定的に実施をさせていただいております。また短期証等についても、短期証を取りにきていただけない世帯につきましては納税相談の機会を増す意味でも、ご来庁いただきますように適宜連絡を取り、指導をさせていただいているところでございます。基本的には納税相談がなされた時点で即時に短期証をお渡しをするというような努力をさせていただいているところ

でございますので、基本的には国民健康保険制度加入者全体の相互扶助で成り立つ社会保障制度ということでございますので、被保険者間の負担の公平性を保つ観点と滞納対策として実施しているところでございますので、よろしくご理解賜るようお願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 15番高橋卓也君。

○15番（高橋卓也君） 私が伺ったのは、要するに窓口に来ない人に発行しないということ了指摘したわけではなくて、先ほどの2009年12月16日の厚労省の通知の「電話連絡や家庭訪問等の接触を試みた上で」ということで、そして現実には郵送もすべきだということ私は先ほど述べたわけで、窓口に来るのをいつまでも待っていて来ない人に発行しないというのは、大変不手際かと。市全体が職員の削減、削減で手が足りないということは私もよく承知しておりますけれども、国の通知ですのでこれは電話連絡や家庭訪問までやった上で314件の、個々について生活実態をつかんでいるのかどうかと。これは、大変大事な問題だと思うので、伺いたい。

それから、国保は助け合いといいますか、その会計の中で相互扶助という考え方は、これももう私、共産党議員団が何回か取り上げているように、戦前の軍人さんの相互扶助から始まったわけじゃなくて、国保は今社会保障だというのが国保法第1条できちんと位置づけられているわけですし、そこはちょっといつも食い違うんですけれども、それはどうせ回答を受けても食い違うと思うんで特に回答は求めませんけれども。この短期証の問題、そこまでやっているのかどうかということを、まず伺いたい。

幸いほんのちょっと時間がまだあるようですので、一度私に取り上げた問題ですが、二つ目の一部損壊への問題で、前も「住宅リフォーム助成制度を、何で塩竈は活用しないんだ」という質問をしたわけですが、これも質問したんですが、いつも当局が言われるのはそれは木造住宅耐震診断等助成事業の中で行うんだという答弁を必ずされるんですけれども、過去の議事録を見ても。現実には去年30件やると言った目標のうち、13件しかやっていないわけですよ。それからこの住宅リフォーム制度というのは、全国でも非常に広がっている制度でございますけれども、地元業者への発注ですから地元業者も潤うし、地域経済にもお金が落ちるし、そしてまた被災された方の補修の一部に役立てることができるという、極めて三重の効果があるすぐれた制度でありますから、これはいつまでも木造住宅耐震診断等助成制度の「中で行う、中で行う」という、さっぱり効果のない繰り返し答弁を行うのではなくて、このリフォーム助成制度は直ちに私はこの震災対策の中で行うべきだというふうに思っております。

これもこの間言ったところですが、台風12号で9月に西日本ではものすごい被害を受けて、15号で塩竈市もとんでもない被害を受けたわけですけども、岡山市ではこの住宅リフォーム制度でこの台風被害についても助成制度を募集したところ、10万円以上の補修で上限5万円の制度ではありますけれども、5日間で209件、1,000万円の申請があったんですよ。この制度は使わない手はないのに、なぜ使わないのかというのを私は大変疑問に思っていて、岡山では余りに申し込みが多いんで、一度9月5日まで締め切ったのを、またすぐ10月から再開したそうです、募集を。それほど需用も供給も求められる、あるという制度です。これについて、国保の資格証の未発行の問題、そして住宅リフォーム制度助成の問題等について、考えをお伺いします。最後の質問といたします。

○議長（嶺岸淳一君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 議員ご指摘の件でございます。ちょっと現実的には、すべての滞納世帯に個別のご家庭を訪問して、お話しを聞くというところまでは実態としてはなかなか手が回らないというのが現実でございます。すべての世帯に電話でのご連絡はさせていただいているところでございますが、今後ともぜひご趣旨を理解いただくようにいろいろな努力をしてみたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） まず一つは、塩竈市においてはその制度をつくっていないと言いますか、その制度に先ほど来ご説明していますように、社会資本整備総合交付金の活用をしながらやっていくということで、我々もこの前住宅環境整備という部分で新たに立ち上げたわけでございます。我々としては、耐震化を進めるという観点が一番必要かなと思っていましたので、耐震化工事をぜひやっていただいて、それとセットで先ほど言いました住環境整備事業、これで限度額20万円になっていますけれども、ぜひそれを活用していただいて耐震化の促進にぜひ皆さん関心を持っていただき、一日でも早くそういった安心して住める住宅に直していただければという思いでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 暫時休憩いたします。再開は15時10分といたします。

午後2時52分 休憩

---

午後3時10分 再開

○副議長（鈴木昭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。8番西村勝男君。

○8番（西村勝男君）（登壇） 自由民主の会の西村勝男でございます。どうぞよろしくお願ひします。

質問の機会を与えていただいた先輩議員の方々に対し、感謝申し上げます。そして、このたびの東日本大震災で犠牲になられた皆様に対し心より哀悼の意を表するとともに、このたびの台風15号により再び被災された方々に対し、お見舞いを申し上げます。

私自身も津波の被害を受け、災害に対する認識を改めました。復興に対する取り組みを市議会議員の立場で取り組みたく、このたびの市議会議員選挙に立候補し、初当選させていただきました。市民の代表として塩竈のために働いてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

初めに、復旧・復興に向け、国や県に対する陳情活動についてご質問申し上げます。私が申し上げるまでもなく、陳情活動は市長を中心に国や県に働きかけていることと思います。しかし、方法次第では地域によってさまざまな復旧・復興に格差が生じて来るのではないかと考えております。国や県の方針を待つのではなく、積極的な対策を考え、みずから復興させるという気概を持ち、国や県に対しチーム塩竈で一生懸命陳情することがとても重要だと考えております。

塩竈市を中心に、塩釜商工会議所、市民団体、各業界団体が一体となつての陳情活動が重要だと思います。当たり前ですが、業界団体がバラバラになつて陳情する町には、予算がつきにくいとも聞いております。より正確で具体的な根拠を持った調査結果と予算額をもって何度も真剣に来られた地域には、予算がつきやすいと聞いております。

そこで、現在の復旧・復興に関する陳情活動とその進行状況をお聞かせください。

次に、現在の復旧・復興計画を調べるうちに、ここでご紹介したい話題が二つございます。

一つは、気仙沼市南町及びその周辺地域の復興に向けての提案として、南町・魚町地区の復興協議会の代表村上力男氏を中心とした10名と、東北工業大学今西教授を中心とした5名、計15名の参加をもって復興に関する懇談会を開催し、もう5月11日には第1次の企画提案から9月1日の第4次の企画提案、及び9回の懇談会を行っております。そして、この計画が気仙沼市の復興計画に取り込まれた模様です。

この懇談会による復興計画の概要は、1) 数百年に一度の災害を災害としてとらえない。自然現象としてとらえる。2) 科学技術の進歩を期待し、自然と共存する。3) 自然現象に

対して自立を主として行政はこれを支援する。4) 津波リスクを受け入れ、防潮堤をつくらない。この4点を復興の重要な視点として、復興の基本的な考え方を10項目にまとめております。

(1) 津波リスクを受け入れ、今まで居住・営業していた地域で活動できるようにし、地元住民の望む方向を具現化した地域復興地図をつくる。

(2) 地盤が60センチメートルから70センチメートル沈降しているので、かさ上げをする。その土材料は、海岸沈下地域の一部掘削土を使う。及び被災残骸物であるがれきも用いる。

(3) 津波対策は3メートル程度までのものを考え、それ以上については物的被害を受け入れ、人的被害をなくする。

(4) 復興に当たり、できる限り地域からがれきや土砂を持ち込まない、持ち出さない。

(5) 商業地でありながら、高齢者が暮らせる場所及び歩いて買い物ができる便利な住宅を併設し、医療も含めて生活に必要なものがすべてそろって住みやすい町をつくる。

(6) 今後の観光資源の高度化・品質確保を図るために、気仙沼ブランドの確立と緑と海の空間を拡充する。

(7) 今後の同地域の資源を生かすためには、現在の立体駐車場を撤去して、自然と一体型の共同駐車場を平場で設ける。

(8) 特徴ある街並みをつくり、若者向けとファミリー向けの観光資源を創造する。

(9) 海路を利用した新たな仙台からの交通の便を確保する。

(10) 津波防波堤をつくらないので、高台の避難所には地下にシェルターを設け、人命と財産を守る場所をつくる。

このような考え方に対し、気仙沼市の復興計画案に組み込まれた模様でございます。

二つ目は、津波被害を受けた事例として、北海道奥尻島津波被害の復興の河北新報の報道記事をご紹介します。記事によりますと、190億円の義援金から133億円の災害復興基金を創設し、住宅の復興の際の見舞金と合わせて、1世帯当たり1,400万円を配分、島民の再建に貢献しました。さらに、復旧・復興事業の総事業費は763億円となり、当時は復興需用が島を潤しました。しかし、島の事業負担分が158億円となり、地方債残高は1992年度の39億円から1998年度には94億円に膨張し、年間40億円しかない島の予算のうち償還額が7億円から10億円、20%から25%とという状態が続き、その後の島の産業の育成に十分な予算がつかないため島の人口減少と高齢化が進み、地域再生の難しさの代表事例として記事に載っております。

た。これを見ますと、復旧・復興と産業育成を一体と考え、予算と対策案が一時的なものだけではなく、財政負担の少ない10年先、20年先、また30年先を見据えたあらゆる対策が必要だと考えられます。

現に、国の少子高齢化と人口減少に伴う産業構造の縮小と税収の減少などが確実に訪れる中、具体的事例として統計によりますと、東北6県と新潟を足しますと1,100万人の人口がありますが、2050年には700万人に減少すると言われております。わかりやすく述べますと、その数は新潟と福島を足した人口がなくなるということであります。この比率で申しますと、塩竈市においては5万7,000人から2050年には3万5,000人にまで減少するというものです。このような人口に関する統計予測が出ております。この実態を踏まえて、財政負担のない10年後、20年後、30年後を見据えた新しい産業の育成などを含めた復旧・復興対策が必要だと考えられます。

このような中、先月9月25日にエスプにおいて全国塩サミットが開催されました。全国から塩づくりの匠が集まり、塩づくり・まちづくりについてパネルディスカッションが行われました。その中で、単品の藻塩でもすばらしい商品ですが、藻塩にかかわる商品が開発され、塩おにぎりを初め塩のスイーツ、塩の和菓子、チョコレート、海産物、フランス菓子、パンなど、また大手コンビニチェーンとのコラボなど、藻塩を中心とした塩竈の新しいブランドが立ち上がり、進化しているように思われました。藻塩にかかわる商品価値には、まだまだ幅と奥行きがあるように思います。これからの塩の持続性を持つ新しい文化とブランドになるのではと、大きな期待が持て、この活動を支えていく重要性を強く感じるものであります。

このように、活動実態と調査・情報収集の強化を基盤にして、例えば塩のミュージアムや水族館等、複合施設に現実に向けた提言がなされ、実施されれば集客と雇用を生み出すこととなり、今後の調査研究が必要となると思います。さらに、観光を中心とした食と歴史・文化、水産業を中心とした6次産業の促進を進めなければならないのではないかと、強く思います。

このような考えをもとに、次の質問を申し上げます。

先月9月29日に、塩釜商工会議所より本市に対して要望書が提出されております。13項目にわたる項目が提出されました。（1）被災地区のまちづくり・整備指針、再生支援、（2）浦戸地区の復興支援、（3）継続した地元企業への受注拡大、（4）建築確認申請業務の早期再開、（5）事業用建築物の耐震診断及び耐震補強工事に係る支援、（6）魚市場施設の一体化整備、（7）国内水産物供給の重要拠点としての再認識、（8）漁価値崩れ防止、

(9) 中小規模企業に対する金融支援、(10) 道路港湾施設等の復旧を早急に実現する、(11) 海上防災資機材の整備促進、(12) 雇用時のための支援、税制支援及び雇用調整助成金、(13) 風評被害の防止。

この中で、3点ほどご質問申し上げます。

(1) 被災地区のまちづくりの整備指針、再生支援。3番目の継続した地元企業への受注拡大、13番目に申しあげました風評被害の防止の3項目についてお答えいただきたいと思っております。

次に、東日本大震災での復興基金事業についてご質問いたします。この事業について、詳しい情報をいただきたいと思っております。これは、県の財団が行う助成制度ですが、私が調査したところによりますと希望者が殺到しており、今回助成する予算額を大きく上回る模様でございます。そこで心配されるのは、希望者のすべてが受けられる助成制度ではないことと、採用となる規準が要項に示されておらず、その採用状況がどうなるのか、大変大きな懸念を生じております。比較的被災規模が小さい本市に対する対応が不利になるのではないかとということ、またこの情報が業界団体に所属している方はいいんですが、業界団体に所属していない方には全く知らされていないなどかなりの温度差があり、復旧・復興の復旧に格差が生じる心配があります。本市が直接対応する制度ではないんですが、このような助成制度に対する本市としての積極的対応は、市の財政負担を軽くすることにつながり、国・県等の情報を積極的に収集し、塩竈市が不利にならないための対応ができないかと考えます。

また、この問題に対する市の職員の負担を減らす案として、塩竈市でも行政書士等の国家資格者を有効活用し、今後の支援、助成金、申請事務に対する協力をしていただくことで、市の負担がかからずに市民対応ができるのではないかと考えております。

そこでお伺いします。本市として、このような県や国などの助成制度に対する市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。また、さらに私が所属しております塩竈市商業協同組合、解散の予定をもってさまざまな事務処理を行っております。今後の震災復興のため、支援事業や助成事業がこれから多く提案される中、市内唯一の商業団体が解散することに対して、塩竈市だけではなく県や国からの支援が不利になるのではないかと、大きく心配しております。この点におきましても、市長のお考えをお聞かせください。

次に、大震災で津波被害を受けた地区に対する市職員の支援についてお伺いします。私が住む北浜を初め、多くの地域で津波被害を受けました。多くの建物が被害を受け、10月末まで

には解体され、更地状態になります。この地域に人々が戻ってきて生活をし、商売ができるようにするために、どのような方法や考え方が必要なのか、毎日考えております。

ここで、ご相談がございます。市の職員の知恵をお借りできないでしょうか。私は、市議員として当選させていただきましたが、私自身の力だけでは何もできないことを知っております。さまざまな法律や規制等の情報と対策、そして塩竈に大きな財政負担をかけないで津波被害地域の復興に、行政の専門家である市職員の協力をいただきたいと思います。地域住民と協力し、例えば藤倉チーム、北浜チーム、港町チーム、本塩釜駅前チーム、海岸通りチームなど、職員2名から3名のプロジェクトチームをつくり、専従で半年から1年にわたって情報と知恵の支援ができないものかと考えております。

また、仮設住宅で大変な生活を強いられておられる被災者に対する心のケアについても、市職員のきめ細かい対応ができないものかと感じております。慣れない場所で、これから来る寒い冬に対しての環境の中、生活や経済面を含めた心のケアをきめ細かく対応し、被災者が安心して復興できる環境を整えようとしていただけないでしょうか。お金の支援も大切です。しかし、さまざまな情報や知恵の支援を、まずいただけないでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

次に、改正NPO法について質問いたします。突然の質問で驚かれているとは思いますが、今回の大震災においてはNPOの支援活動は目をみはるものがありました。被災地を初め、塩竈市民も感謝の気持ちでいっぱいなことと思います。私ども北浜にも、NPO法人のボランティアは何チームも奉仕活動に来ていただきました。その一つに、東京に事務所があるNPO法人聖地のこどもを支える会と、今戦闘状態にあるパレスチナとイスラエルの中高生のグループが十数名ほど、作業をしに来てくれました。代表に聞きますと「1週間の予定で来て、経費は世界各地からの寄附で賄っている」とのことでした。外国では日本と違う寄附に対する税制優遇があるとのことでした。

ところで、この度東日本大震災の後、我が国において6月25日参議院本会議においてねじれ国会の中、NPO法改正と寄附金税制改正が可決成立しました。この法案は、加藤紘一衆議院議員を座長として、民主党・自民党・公明党・みんなの党・共産党の全会一致で東日本大震災後の6月25日の参議院本会議において成立しました。NPOの活動の内容は、今回の大震災の災害救援活動のほかに、健康・医療または福祉の増進を図る活動、社会教育の推進を図る活動、学術・文化・芸術、またスポーツの振興を図る活動、まちづくりの推進を図る活

動、男女共同参画社会の形成促進を図る活動などがありましたが、新たな分野が追加され、観光振興を図る活動、農村・漁村及び中山間地区の振興を図る活動のメニューが追加されました。追加されたこれらは、行政で行われる政策メニューと同じ内容となっております。

第3次塩竈市行財政改革推進計画にもありましたように、公益法人の活用を通じ行政で行っていた事業を外部委託し、それを進めています。どうしても助成金や補助金、そして委託費が生じ、市の財政の軽減化に余り変化がない状態ではないかと思えます。今回の法改正により、認定のないNPO法人に認定NPO法の申請を促し、寄附金優遇税制の対象団体となつていただきたい。認定NPO法人に対する寄附を行うことと、寄附を行った個人、企業に対し最大25%の所得税還付による税の優遇措置が受けられる等のことにあります。

私は、選挙前に多くの人に会い、お話しを聞く機会がありました。その中で、「私の払う税金は、できれば生活保護には使ってほしくない。できれば高齢者福祉に使ってほしい。私も年をとってきたから」。ある人は、「税金の使い道がわからない。今は町の復興に、またまちづくりに私の税金を使ってほしい」などの意見がありました。

納税に対する個人や企業が目的を持って寄附をすることができ、納得のいく団体に直接使われ、節税にもつながる寄附税制改正であります。今回の大震災でも、国民の8割の方々が寄附をしたと話しを聞いております。市が出費している補助金の額を幾らかでも減らすことができないか、そして行政負担が軽減することになる一つの方法として、認定NPO法人と寄附税制改正の件を提案させていただきました。今年度から検討を始めていってはどうでしょうか。寄附税制改正については、市町村によって条例の制定が必要であります。さきに述べました今回の寄附優遇税制の最大の効果を得るために、各自治体の徴収しております住民税についても条例改正によってその成果が得られます。この点について、当局の見解をお聞かせください。また、現在の公益法人の数と主な事業内容、及び事業実績についてお答えください。

次に、先日の台風15号について、市内浸水被害についてお伺いします。私は、初めて災害本部に入り、議員として初めて市職員の災害に対する対応の姿を見ました。震災時大変であったろうと思えます。市職員、消防職員等の多くの方々の災害に対する真剣な取り組みをもっと市民に伝える必要があるのではないかと強く感じました。

ところで、45号線が仙台市内から多賀城市、塩竈市と断続的に冠水のため通行止めの措置がとられ、本市においてもこの度の台風被害について、実態についてご報告ください。また、

藤倉地区、新浜地区、尾島町、新富、中心市街地における被害状況と排水ポンプ場の稼働についてご説明ください。さらに、今回の気象状況とまた東日本大震災による地盤沈下の影響と浸水被害との関係について、当局の見解をお話してください。今回の浸水被害について、さまざまな市民の声が寄せられておるようですが、正確な事実情報と塩竈市としての震災被害、復旧復興とともに今回の浸水被害に対し今後の取り組みについて、佐藤 昭市長のお考えをお伺いいたします。

終わりに、塩竈におけるウォーターフロント活用についてであります。私自身、MIC-22塩釜という会の副会長をしております、多賀城自衛隊22普通科連隊の活動の支援を行っております。さきの東日本大震災における自衛隊の活動実績とその評価は、日本国民として誇りとなる最大の結果を残されました。

ここで、市長に対して提言がございます。塩竈を東北の防災拠点になるように考え、海上自衛隊の補給基地誘致を考えてはどうでしょうか。現在、地方隊は青森県大湊と神奈川県横須賀にあります。塩竈はこれらの中に位置し、今回の大震災の津波被害が松島湾特有の地形により被害が非常に少なかったことから、防災上考えこの有効性を役立てる意味において、海上自衛隊関連施設、基地分遣隊を誘致するというものです。海上自衛隊が港を使用するとなれば、国の事業とともに港湾整備の促進になるとつながると考えます。

さらに、港湾関係事業者のノウハウを生かした防災拠点としての整備、観光資源と連携を考えた防災拠点づくりとして海上自衛隊の補給基地誘致を提言いたします。首都圏などで大災害が発生した場合においても、高速道路の陸路が不能となった場合において、塩釜港から海路の確保が容易となり、災害支援体制の強化につながるものと考えております。この考えは、県議会においても取り上げられております。知事も前向きな考えを表明しております。漁港、観光港、防災拠点港として塩釜港の未来像を描き、ここに全市を挙げて海上自衛隊塩釜基地分遣隊の誘致活動を提言いたします。佐藤 昭市長のお考えをお聞かせください。

一日も早い復興の実現と、塩竈がよりよい町、人口が減少しない町になることを願い、以上で私の質問を終わらせていただきます。ご清聴、まことにありがとうございました。以上で終わります。（拍手）

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま西村議員から、3点についてご質問いただきました。

初めに、東日本大震災の復旧・復興についてのご質問にお答えさせていただきます。

国や県に対する要望活動については、やっぱり塩釜地域が一丸となって取り組んでいくべきではないかというご見識でありました。震災発生以来、一日も早い市民の皆様方の生活再建のため、例えば東北市長会、全国市長会、また塩釜地区二市三町の広域要望活動等を行ってまいりました。もちろん、塩竈市単独といたしますか、議会の皆様方とはかからいまして、例えば与党の幹事長初め各大臣、あるいは衆参国会議員の方々、関係省庁、宮城県知事、県議会議員など、数多くの方々に本市の窮状を訴え、要望書を手渡しをさせていただきました。これまで、あらゆる機会をとらえて要望活動を実施をいたしており、今回議員からご質問をちょうだいするというところで確認をいたしましたところ、213人の方々に要望書を手渡しをさせていただきました。

要望項目といたしましては、適宜内容を修正をいたしてしておりますが、大半が産業の復興、市民生活の安定、地盤沈下対策、離島の復興支援、災害廃棄物の処理、そして被災者の方々の福祉向上といったような内容でございます。

主なる成果であります、5月に塩釜地区の二市三町の首長と連携いたしまして、知事への要望活動を実施し、震災廃棄物の第2次仮置場の設置場所について具体的な意思決定をいただいたところであります。また、6月には与党幹事長と県選出の国会議員の皆様方が浦戸諸島をご視察された際に、要望書と被災状況をつぶさにご説明をさせていただきました。市営汽船の運行経路のがれき類の撤去について、その際幹事長から省庁の枠を超えた連携で対応する旨のご回答をいただき、一部早速対応いただいたところであります。そのほかにおきましても、さまざまな取り組みをさせていただき、成果が上がりましたものも数々ございますが、一方では例えば地盤沈下対策など、なかなかみ取ってはいただけない要望もございまして忸怩たる思いであります、今後も本市の復興がいち早く達成をされますよう、あらゆる機会をとらえて要望活動を実施をしてまいりたいと考えているところであります。

そういった中で、塩釜商工会議所から提出された要望内容についてであります、9月29日会議所会頭初めの方々から東日本大震災に伴う震災復興支援に関する要望書のご提出をちょうだいいたしました。3点について、その内容についてということでありました。

まず、被災地区まちづくりの整備方針と再生支援についてであります、まちづくりの整備方針については今現在本市の震災復興計画の中でそのアウトラインがまとまりつつございますので、その都度関係者の皆様方並びに議会の方にはご報告をさせていただきたいと考えております。それから再生支援であります、法制度の中で対応できるもの、あるいは本市独

自のものということで、さまざまな取り組みを既に開始をさせていただいております。今後も、先ほど触れました地盤沈下対策、あるいは宅地被害対策等々については、まだまだ積み残された課題と受けとめておりますので、このような問題解決のためにさらなる努力をいたしてまいりたいと思っております。

また、継続した地元企業の受注拡大ということですが、本市の震災関連の例えばがれきの撤去、あるいは家屋の解体、そしてさまざまな関連工事につきましては地元発注を原則に今取り組みをさせていただいております。昨今、やや地元の方々の受注量が少し拡大し過ぎるというようなお話しもちょうだいするぐらい、地元の方々に配慮した取り組みをさせていただいてまいったところでもあります。

また、風評被害の防止につきましても、本市の議員の皆様方からもさまざまなご提言、アドバイスをちょうだいをいたしております。例えば市内の放射線量の測定でありますとか、食産業に係るこういった風評被害の防止のためにということで、さまざまなご提言をいただいております。我々はこういったものを真摯に受けとめまして、「塩竈からは絶対に風評被害を出さない」という思いではありますが、風評被害というものはひょんなところから出てくるということもございますので、なお細心の留意を払いながら今後とも取り組んでまいりたいというふうに考えているところでもあります。

また、震災復興基金事業についてご質問をいただきました。本市に対する対処がまだまだ不十分ではないかというご質問でありました。この事業については、ご案内のとおり宮城県の事業であります。国の特別交付税や県への寄附金などを財源に、160億円の東日本大震災復興基金を創設して、四つの制度を創設したところでもあります。

一つ目は、中小企業施設整備復旧支援事業、二つ目が商店復旧支援補助金、三つ目が商業活動再開支援補助金、四つ目が観光施設再生支援事業であります。先ほど議員の方からグループ化というご質問でありましたが、逆に私どもはこの事業のメリットとしては、これまで中小企業のグループを対象とした復旧整備を支援する制度ではございましたが、今回は個別の店舗の事業再開を視野に入れた初めての取り組みではないかと評価をいたしているところでもあります。多くの中小企業者をご支援の対象になるようにということで、本市の方でも産業環境部が中心になりましてさまざまなご支援をさせていただいているところでもあります。

ご質問のとおり、限定された財源でありますので、申請された方にすべてということはないようでありますので、逆に申し上げれば申請の内容の優劣が判断の規準になるものと思っております。

おりますので、ぜひ申請に際しましてはそういったところを十二分にご吟味されるとともに、場合によっては塩竈市でもお手伝いをさせていただきながら、一つでも塩竈の事業者が数多く対象となるように我々も取り組んでまいりたいと思っております。

そういった意味で、申請事務の面で支援をとということでもあります。今現在は、相談窓口というものを中心に行っておりますが、こういったものについてはかなり専門的な知見が必要でありますので、それぞれ担当部の各課におきましてご支援をさせていただきたいと考えておりますが、なお事務につきましては直接利害に係る法人情報などを扱う観点から、守秘義務等もございますので、その辺にも我々も十分に配慮してまいりたいと考えているところでございます。また、

塩釜商業協同組合の解散に伴う本市への影響についてというご質問でありました。商業協同組合は、商業と個々の店舗の活性化を図る目的で平成2年に市内事業者の有志によって設立をされております。共通商品券、スタンプ事業、歳末セール等々、さまざまな商業活性化策に取り組んでいただいたところでありまして、昨年は私どもの方で計画しました「塩竈・私の好きなお店大賞」の実施などにつきましても、大変なご支援を賜ったところでありました。解散につきましては極めて残念なことでありますが、組合の皆様方が十二分な検討を重ねられた上でのご判断と認識をいたしております。事業者の皆様方のご支援につきましては、これからも塩釜商工会議所と連携を図りながら有利な情報の提供、相談業務などを行いながら、支援体制の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

そういった中で、被災地区単位に相談員を配置をできないかというご質問でありました。チームを編成して、1チーム3名から4名ということのご提案でありましたが、先ほど来申し上げておりますとおり今さまざまな行政需用が拡大をいたしております。本来の塩竈の行政事務以外に、震災復興関係の事務量が極端に増加をいたしているという内容でございまして、本市におきましてはこういった地域の皆様方のご相談を受けるために総合相談窓口を設置をさせていただいたところでありまして、9月末までに1万5,671件のご相談、あるいは見舞金の申請、応急住宅修理、障害物の除去、住宅解体、がれき類の撤去等のご相談を伺ったところでありまして、なお、今ご質問いただきましたような企画的な分野ということについては、今まで私どもも余り想定をいたしておりませんでした。ご提言を受けましてこの総合相談窓口の中に企画的な分野についても相談できる職員の配置ができるかどうか、検討させていただきたいと考えているところであります。

また、仮設住宅のご支援ということでもご質問いただきましたが、今回の一般質問でもご答弁をさせていただいております、県の方から11項目にわたる寒さ対策でありますとか、そのほかにも公園を設置していただきたい、あるいは住宅間の砂利道を舗装していただきたい等々、さまざまなご提言をちょうだいいたしております、塩竈市としてそういった要望を一たん受けとめさせていただき、本市が対応すべきもの、あるいは県の方にそういったお願いすべきものを峻別しながら、できるだけ早く仮設住宅にお暮らしの皆様方の切なる要望がかなえられますよう努力をいたしてまいります。

次に、改正NPO法人法についてお答えをいたします。今回の被災に際しまして、市内・県内はもとより国外からも多数のボランティアの方々にご支援をいただきました。これらの方々の対応として、税制上の優遇措置が受けられる認定NPO法人についてご質問いただきました。現在、国内では約4万3,000法人のうちわずか210法人しか対象になっていない。結果としては、認定要件が厳し過ぎる、あるいは申請手続が煩雑などの非難がありまして、6月に法改正がされ、来年4月から施行となっております。改正内容は、認定権限を国税庁から都道府県と政令市に移行し手続の迅速化を図るほか、事業収入のうち寄附が5分の1以上という現行基準に、3,000円以上の寄附者が100名以上の条件による指定の項目を加え、選択制となっているところであります。我々は、こういった制度改正を大いに歓迎できるものと考えております。

現在、本市にはNPO法人が10団体ございまして、市内に事務所を置く社会福祉法人が7団体、医療法人が27団体、社団法人が5団体、財団法人が2団体という状況であります。これらの公益法人の方々には、さまざまな分野で活動いただいております。例えば、塩釜ガス体育館、温水プール、ひまわり園などの公の施設の管理・運営、あるいは旧亀井邸の活用、さらには海・港の歴史文化の調査研究、歴史観光ボランティアなどさまざまな分野でご活躍をいただいております。今回の認定制度改正により、さらなる社会福祉の向上に貢献されますよう、本市としても最大限のご支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、台風被害についてであります。台風15号の市内浸水被害というご質問でありました。45号線の冠水でございますが、台風15号の来襲による大雨・高潮によりまして、国道45号では9月21日午後6時に越の浦漁港付近で20センチメートル、午後7時20分には藤倉地区・中の島から新富町付近で40センチメートルの冠水が確認をされております。さらなる台風の影響により、本市は9月20日午前4時ころから連続した降雨が続きまして、21日の午後6時ま

での降雨量は1時間当たり1ミリメートルから10ミリメートル程度であったものが、台風の接近とともに急激に増加をいたしまして、午後7時から10時にかけて最大時間雨量が44.5ミリメートルに達し、降り始めの19日9時からの総雨量は318ミリメートルとなっております。また、21日の満潮予定時刻が午後7時46分でしたが、午後8時ころに国道45号線中の島交差点で中の島公園からの越水、水路を飛び越えて国道の方に流れてくるような状況も確認されました。その後も潮位が上昇し、本市潮位計では午後9時16分に最大潮位161センチメートルを観測いたしておりますので、沿岸地域の低地部では異常高潮により冠水被害が拡大をいたしたところであります。

地盤沈下と浸水被害ということについてのご質問でございました。現在本市内の地盤沈下の状況につきましては、国土地理院におきましてマクロ的な調査が行われております。ホームページ等でも公表されておりますが、やはり平均で四、五十センチメートルくらいの地盤沈下がございまして、結果といたしましてはこのような地盤沈下が浸水被害を助長したというような部分もあるものと判断をいたしているところであります。このような雨水対策のために、20日夕方から市内各所のポンプ施設の運転巡回を実施し、21日午前2時以降は各ポンプ場に職員を常駐させ、稼働可能なポンプを最大限活用し、この対策に当たったところがございます。

最後に、海上自衛隊の補給基地誘致についてご質問いただきました。海上自衛隊の補給基地の誘致についてであります。まず海上自衛隊の皆様方におかれましては震災直後から浦戸の沖合に艦船を停泊させ、被災者の救助活動や浦戸地区の支援物資の輸送、あるいはお風呂の提供等々さまざまご支援を賜りました。心から感謝を申し上げます。

また、今ご質問の海上自衛隊補給基地誘致につきましては、現在開催中の宮城県の9月定例県議会におきまして、本市選出の県議からも自衛官の補給基地、休養の基地としての活用について一般質問がなされております。港湾管理者である宮城県からは、災害時の緊急輸送や被災地支援など被災地の早期復旧を図る観点から、積極的に受け入れてまいりたいという趣旨のご答弁がされているようであります。本市といたしましては、今後港湾管理者である県と連携を図りながら、本市におきましても既に港湾管理者の方に海上防災基地の整備を要望させていただいているところでもありますし、また今回の津波被害を契機により一層津波防災の必要性を感じているところでもあります。やはり、防災拠点に一定の人的な蓄積がなされないと、なかなか1市1町という単位では対応が難しいということを改めて体験をいたしたと

ころであります。今後の課題としてこういった部分を調査研究し、また県と連携をさせていただきながら取り組ませていただきたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○副議長（鈴木昭一君） 終わりですか。

11番志子田吉晃君。（拍手）

○11番（志子田吉晃君）（登壇） 新生クラブの志子田吉晃です。

まず初めに、大震災で被災された方々におくればせながら、お悔やみとお見舞いを申し上げます。また、台風15号で被害を受けられました市民の皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今議会は佐藤 昭市長が3期目の当選をなされてから初めての定例会であり、震災後の復興を方向づける大切な議会であると認識いたしております。我が町塩竈をどのように復興されるのか、市民の皆様も佐藤市長に大いに期待されております。私も、塩竈市の新しいまちづくり、未来に向かってのすばらしいまちづくりを期待しております。

選挙中に見かけたポスターに、このような標語がありました。「未来の子どもたちに夢を、そして希望を」、どなた様のポスターかはあえて申し上げませんが、すばらしい目標だと思います。今回の震災からは、しっかりと教訓をつかみ取り、そして逆転の発想でもってすばらしいまちづくりを、つまり震災があったからこそできるという理想的な政策を推し進めていただきたいと思います。

4年ぶりの質問です。日本一住みたいまちに向かって復興していただく観点から、大きな項目で4項ほどお伺いいたします。

まず第1項目目の質問は、大震災からの復興状況についてお尋ねします。震災以降、市長を初め当局の皆様方には不眠不休で震災の対応をなされ、まことにありがとうございました。また、市民各方面の方々のご協力と、ボランティア団体、自衛隊など、さまざまな人々の共同作業で大分復旧も進んできたかなとは思いますが、他方大部分の市民の方々は今から塩竈の町はどのように復興し、どのような町に進化・変貌していくのか、期待と不安をもって見守っております。

そこで、復興計画の中心的役割を果たし、復興の舵取り・司令室となる震災復興本部会議と震災復興計画検討委員会についてお聞きします。

復興状況の具体的な質問の1点目は、震災復興本部はどのような役割を担っているのか、またどれくらい開催しているのかお尋ねいたします。質問の2点目は、復興にかかわる地区懇

談会の開催状況と、復興計画への反映についてはどのように考えているかお尋ねします。合わせて、検討委員会の開催状況と震災復興計画の策定状況について、どこまで進んでいるのかお尋ねいたします。復興計画を早急に定め、全市一丸となって復興が進むことを祈念いたします。

次に質問の2項目目、今後の財政見通しについてお尋ねします。復旧・復興にかかわらずとも、行政の実施には資金、財源、財政と、市政を運営するに当たりどうしてもお金の算段、財政の裏付けが必要です。震災復旧・復興のための財源は大丈夫かという質問です。災害復旧費や災害関連事業費、支援事業費の一部は国からの補助がありますが、補助の出ないところをどうするか、23年度予算の全体的な見直しが求められております。震災の影響を乗り越えるべく、財源の確保対策と財政的な見通しをお示しできれば幸いです。

具体的な質問の第1点目は、復興資金と災害復旧債、歳入欠陥債の関係は。質問の2点目は、財政調整基金の予想ということでお尋ねいたします。また3点目には、そのよう中、来年度以降も見込まれている復旧・復興事業に対し、大規模な公共投資は可能かお尋ねいたします。そして4点目には、厳しい財政運営の中、市民の要望の高い下水道料金と国保税の見直しは市長の公約どおり実現できるのか、いつからどの程度の値下げができるのかお尋ねいたします。

続きまして質問の3項目目、教育と生涯学習の向上についてお尋ねいたします。復興のまちづくりという点では、ハード面での建設工事も必要であります。一方そこに住む我々市民の精神的なソフト面からの対応・対策も大事になってくると思われれます。そこで、これからの塩竈を担う子どもたちのために、塩竈市としてどのように教育力を高め、安心して学習活動を続けられるかという学習環境の整備についてお聞かせください。また、これまで取り組まれてこられた生涯学習についてもお知らせください。

具体的な質問の第1点目は、小中学生の学力向上と学習状況調査について。2点目は、のびのび塩竈っ子プランと非行防止活動について。3点目は、生涯学習の中らまちづくり出前講座について、それぞれお尋ねいたします。

最後に質問の4項目目、定住化とまちづくりについてお尋ねいたします。塩竈市として、行政は市民に対し最低限安全と安心を保証し、さらに利便性と快適性を追求し、またさらには一生を通じて塩竈に住んでいてよかったと思う満足性をも探究したいところがございます。つまり、佐藤市長の言う日本で一番住みたいまちという目標に向かって、市全体、行政と議

会と企業とそして市民全体が協力、共同して、すばらしいまちづくりを目指すべきでございます。

そのような意味で、具体的な質問の1点目は、定住促進課の役割と人口増加対策あるいは人口減少歯どめ対策について。質問の2点目に災害に強いまちづくりと題して、早急に対処が求められる北浜緑地護岸と水門について、並びに地盤沈下と浸水対策について、それぞれお尋ねいたします。また、復興のまちづくりの観点からどのような産業対策をとられるか、お聞きします。具体的質問の3点目は、魚市場・加工団地・仲卸の再生について。4点目に、中心商店街の再生について、それぞれお尋ねいたします。

4年ぶりの質問です。大分欲張りで、4年分まとめた質問となりました。しかしこれは、復興への情熱でございます。そして、私の質問が今議会一般質問のラストバッターでございます。佐藤市長におかれましては、市民サービスとして発表できる最大のご返答をお願いしたいと思います。

これで、第1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございます。（拍手）

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 志子田議員から、4点にわたるご質問をいただきました。

初めに、大震災からの震災復興についてであります。大震災からの震災復興が、本当にこの町で暮らす未来の子どもさんたちに夢・希望を届けることができますよう、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

初めに、震災復興本部についてのご質問であります。震災復興本部は、市長である私を本部長とし、副市長、教育長、各部長などから構成をされております。震災復興本部の目的であります。市内の復興及び市民生活の再建と安定に関する事業を速やかに、かつ計画的に実施をするため、5月1日に設置をされた組織でございます。現在策定中の塩竈市震災復興計画についての議論を中心にさせていただきながら、5月9日に第1回会議を開催いたしました。以来、8回の会議を開催をしたところであります。

次に、震災復興計画検討委員会ですが、まず初めに地区懇談会の開催状況と計画への反映についてのご質問をいただきました。地区懇談会は、8月に津波被害が甚大でありました港町・北浜・浦戸地区から始め、最終的に東部・西部・南部・北部地区単位で開催するなど、市内全域で実施をいたしております。開催回数は、14回ございました。延べ出席者数629人となるなど、非常に多くの市民の皆様方にご参加をいただいたところであります。

懇談会におきましては、それぞれの地区の現状や復興への取組方針などを説明し、皆様方からさまざまなご意見をいただくとともに、意見交換をさせていただきました。参加した皆様方からは、震災発災時に困ったこと、あるいは現在生活している上で支障となっていること、さらには復興に向けてのご提言など、大変貴重なご意見を数多くいただきました。これらのご意見を踏まえながら塩竈市震災復興計画案を策定をし、9月6日に開催されました第4回の検討委員会に提案をいたしております。今後も、引き続き地区懇談会の開催を予定しておりますので、復興のあり方につきまして地区の皆様と十二分に議論を重ね、ご意見を計画に反映させてまいります。

検討委員会の開催状況等についてであります。検討委員会は、学識経験者や市内産業界の代表者、被災町内会の代表者など15名で構成され、震災復興計画をご審議いただく委員会でございます。6月8日の第1回の委員会を初めとして5回開催をしており、被災状況や震災復興基本方針、市民意向調査、企業意向調査などを議題とし、ご審議を重ねております。これまで策定状況といたしましては、被災状況や市民意向調査の結果、地区懇談会でのご意見等を踏まえ、震災復興計画の中間案として「塩竈市震災復興計画案」を策定し、9月6日に開催された第4回検討委員会でご審議をいただきました。また、10月4日に開催されました第5回検討委員会におきましては、地区別の復興構想素案についてご審議を賜ったところであります。

続きまして、今後の財政見通しについて何点かご質問賜りました。

まず、震災の本市財政への影響と今後の財源確保についてであります。これまで、災害に関する補正予算を議決いただいてまいりましたが、事業規模が震災関連だけで約150億円を超え、非常に多額となっております。一方で限られました一般財源のみで復旧・復興事業に着手することは極めて困難であり、国や県の補助金、交付税措置の手厚い地方債の活用など、財源確保が重要課題と認識をいたしております。

今、議員の方から何点かの起債のご質問をいただきましたので、お答えをいたします。地方債につきましては、災害復旧事業の財源として国の補助金と合わせて発行可能な補助災害復旧事業債が非常に有利であり、充当率が100%であります。また、後年度の元利償還金の94%が交付税措置されることとなっております。また、がれき処理費用に係る災害対策債につきましては、元利償還金が今年度の交付税で100%措置され、事実上国が全額費用負担をできる仕組みとなっております。これらの地方債を十二分に活用して、復旧事業や災害廃棄物処理

事業に取り組んでいるところであります。

歳入につきましては、震災により市税等の減免や減収が見込まれる場合の歳入不足を補うために、ご質問いただきました歳入欠陥債の発行が認められております。これは、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の特例措置であり、減免措置に対する発行の場合交付税が後年度に最大95%まで措置され、また市税等の減収に対する発行では100%措置となっております。このように、有利な地方債を活用しながら災害関連事業を実施をいたしてまいりますが、単独事業における地方負担分の増大も懸念されますことから、今後も有利な補助制度の活用や特別交付税の確保など、財源確保に努めてまいります。

財政調整基金についてご質問いただきました。普通交付税の増額補正に伴う財政調整基金からの繰入補正により、9月補正後で1億9,714万円の残高となる見込みでございます。また、平成22年度決算で生じた決算剰余積立金2億4,343万円が認められ、これを加えた場合合計4億4,057万円となります。しかし、前年度の国庫補助金に係る精算返還金の支出など、既に取り崩しが見込まれる経費と今後の第3次補正予算により多額の費用が必要となること、さらに単独事業の実施や地方負担分の増大が想定され、平成23年度末の財政調整基金残高は前年度末残高の5億9,780万円を大幅に下回るものとなるのではないかと予想いたしているところであります。

これからの災害復旧・復興事業の見込みと財源確保についてご質問いただきました。現在、国の災害査定が進んでおり、今後も災害復旧事業費の追加や第3次補正予算により多額の追加費用が予想され、かつ経験のない予算規模になるものと考えております。さらに、現在策定中の震災復興計画におきまして、集団移転、災害公営住宅建設、あるいは区画整理事業など大規模事業が計画されており、震災復興の計画期間である10年程度は大型予算で推移するものと予想いたしております。また、災害復旧事業は少なくとも3年の期間を要するなど、ここ数年は特に厳しい財政運営を予想いたしているところであります。

そういった中で、下水道あるいは国保の引き下げの見通しについてというご質問でありました。先ほど国保については、ご質問いただいた議員の方にご答弁申し上げたとおりであります。21、22、23年度の3カ年計画の最終年度でありますので、一定の見通しを立てた上、できる限り24年度以降につきましては受益者の方々のご負担を軽減するよう努力をいたしてまいりたいと思っております。

また、下水道事業計画であります。20年度から23年度までの4カ年計画であります。3カ

年が経過し4カ年目に入っておるところであります。この間使用料収入であります。22年度までの計画値である39億7,600万円と比較をいたしますと、22年度末で40億1,100万円であり、計画値を3,500万円程度上回るという状況ではあります。ただし、今後震災の影響等もありますので、23年度を精査した上で24年度以降の下水道使用料金の算定を行ってまいりたいと考えているところでもあります。

また、教育と生涯学習の向上についてご質問いただきました。小中学生の学力向上と学習状況調査、あるいはのびのび塩竈っ子プランと非行防止活動について、さらにはまちづくりしおがま出前講座についての3点についてご質問いただいておりますが、この部分につきましては教育長よりご答弁をいたさせます。よろしくお願いを申し上げます。

私からは、定住化とまちづくりについてご質問いただきました。

定住促進課であります。第5次長期総合計画の中で、特に重点戦略として位置づけられております定住の促進を具体化していくため、本年6月の機構改革におきまして新設をさせていただきました。その役割は、今後必要となります定住促進策の立案や総合調整に加え、良好な居住環境の整備や住宅施策などを積極的に展開をしていくことであり、スピード感を保ちながら実効性を高め、構想を具体化していくため市民総務部ではなくて事業の実施部門であります建設部に設置をさせていただいたところでもあります。

今後の定住促進策についてご質問いただきました。その指針となります定住人口戦略プランを、現在学識経験者の皆様方からもご意見をいただきながら取りまとめ作業中でございます。従来の公営住宅の供給を主軸とした政策にとどまることなく、幅広い分野においてソフト・ハードを問わず、横断的に取り組む戦略的な事業を展開してまいりたいと考えております。

具体的には、住みやすいまち、住んでみたいまちとしての必須条件であります子育て支援策や、働きやすいまちとしての地域産業の活性化、あるいは雇用創出などの充実強化、加えまして対外的に本市の魅力をアピールしていくシティーセールスにつきましても、これまで以上に効果的な情報発信のあり方を検討させていただきたいと考えております。

次に、災害に強いまちづくりとして北浜緑地護岸についてご質問いただきました。本市の港奥部の北浜地区に津波や高潮対策として延長が約650メートルであります緩傾斜護岸、いわゆるゆるやかな勾配の護岸を整備し、その背後には市民の皆様が憩い、集い、親しめる快適な親水空間を形成してまいりたいということで、幅30メートルから50メートルの緑地の整備が予定されているところでもあります。昨年度までにすべての用地・建物補償が完了いたしてお

ります。現在、平成27年度の完成を目途に、県の方で整備が進められているところであります。

次に、魚市場・加工団地・仲卸市場の取組についてというご質問をちょうだいいたしました。これらにつきましては、例えば水揚げが低迷し、老朽化が進んでおります本市魚市場の再生のために、昨年度から地域水産業の活性化に向けた漁港高度化利用促進事業等に取り組みを始めているところであります。このような議論を経まして漁港の機能や配置の再編、高度化を促進をさせてまいりたいというふうに考えているところであります。また、水産業の出荷額の低迷も、我が市の産業に大きな影響を及ぼす部分でありますので、水産加工業の出荷額の増大といったようなことにつきましても、さまざまな取り組みを検討を始めているところであります。

次に、海岸通り商店街の再生ということでご質問いただきました。ご案内のとおり、今回の大震災で大変大きな被災を受けておりますので、こういった解体空地を今後どのように活用していくかということにつきましては、先ほどご報告をさせていただきました地区別の復興構想の中で取り組むこととさせていただくことといたしております。ぜひ、商店主や市民の皆様方とさまざまな角度から議論させていただきたいというふうに考えているところであります。

私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○副議長（鈴木昭一君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君）（登壇） 私の方から、教育に関することについてお答えさせていただきます。

まず、これまで塩竈市教育委員会としましては、「塩竈で生まれ育ったことを誇りに思い、世界へ自己を発信できる児童生徒の育成」という合言葉で、学校教育を推進してまいりました。その中で、小中学生の学力向上等についてのお答えをいたします。

今年度から新たにスタートした塩釜地区学力向上プランは、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた塩竈っ子を目指すもので、三つの視点から取り組んでおります。

一つは、子どもの学ぶ姿勢づくりです。真剣に授業に臨もうとする姿勢や、学ぼうとする学習意欲を育てております。授業開始や終了時のあいさつの徹底など、学習規律についても身につくように継続して指導しております。そして、冬休み期間中に初めて実施予定のウィン

タースクールでは、自主学習の習慣づくりを目的に、子どもたちの学ぶ姿勢を高めてまいりたいと思っております。

二つは、教師の授業力向上です。指導主事2名体制とし、小学校に加えて中学校にも少人数指導を中心とした授業指導を行い、授業の進め方や児童生徒に対する質問の仕方などについて、具体的に指導助言を行っております。

三つ目は、家庭学習の充実です。宿題や自主学習ノートの励ましの言葉の記入など、地道な取り組みを継続することで家庭学習の習慣化図ります。それが、学ぶことの大切さや楽しさ、自主性や意欲を後押しすることになると思われます。今後とも、家庭との連携を密にし、家庭学習がしっかり根付くように指導に当たっていきたくと思っております。また、学習状況調査の「早寝・早起き・朝ごはん」につきましては、定着率が県・全国平均を上回っております。今年度は、家庭での生活を含む基本的な生活習慣について、学校・家庭・地域が連携しながら定着を図ってまいりたいと思っております。

のびのび塩竈っこプランと非行防止活動についてでございますけれども、このプランでも述べておりますが、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化する中、豊かな心や主体的に生きる力が身につけにくくなっていると言われております。その中でも、いじめは人間として絶対に許されない行為であることを、学校教育全体を通じて児童生徒一人一人に指導しております。各小中学校では、定期的にいじめについてのアンケート調査を実施するとともに、学級担任による観察などを通して早期発見・早期対応に努めております。また、青少年相談センターや中学校に加えて、今年度から市内に1名のスクールカウンセラーが増員され、相談に当たっております。また、各学校では校内の教職員の中で組織するいじめ防止対策委員会を開催し、教職員間の緊密な情報交換を図り、いじめ防止に努めております。

教育委員会といたしましても、塩釜警察署や中央児童相談所、社会福祉事務所などの機関と連携を強め、教育長・教育部長・教育総務課長・学校教育課長・指導主事、青少年相談センター所長などの教育委員会職員で構成する「塩竈市いじめ問題行動サポート委員会」を設置し、学期に一度ずつ定期の会議を開催しております。この会議では、学校の現状を把握し、必要に応じてケース会議を開き、いじめ問題や問題行動が課題となっている学校とともに、対策に当たっておるところでございます。

今後も、学校がすべての児童生徒にとって安全・安心で楽しい場所を目指し、万全を期して頑張りたいと思っております。

続いて、まちづくりしおがま出前講座は、市民の皆さんの学習活動を支援することを目指して、平成11年から行っております。出前講座のメニューとしては、塩竈市の職員が講師を務める行政情報、防災、健康、町の歴史などの講座のほか、塩釜消防署、宮城海上保安部、企業の方などにご協力いただきながら、多彩なメニューを用意しております。さらに、社会教育団体や市民の皆さんにも講師を務めていただいております。

このことにより、日ごろの学習活動の中で培ってきた経験、知識、技術を社会に還元することにとどまらず、学習の成果を発表することで学習意欲の向上にもつながっている、相乗効果が見られております。その利用状況は、町内会や学習サークルだけでなく、学校での総合的な学習の時間に利用されることもあり、平成21年度は75講座、1,945人、平成22年度には83講座、2,520人と、年々徐々に増加し、今年度は87講座を開催しております。これからも、市民の皆さんに出前講座を積極的にご利用いただくとともに、講師の役割もぜひ担っていただき、生涯学習の推進を通じて協働でつくるまちづくりにつながっていくことを期待しているところでございます。以上です。

○副議長（鈴木昭一君） 11番志子田吉晃君。

○11番（志子田吉晃君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

ご丁寧な答弁、ありがとうございました。ただし、たしか災害に強いまちづくりの地盤沈下と浸水対策のところの説明はなかったようでございますので、2回目の質問でお聞かせください。

それではまず最初に、震災復興検討委員会初め復興計画、これは私も大まかな質問をしたものですから、市民の方に余り細かく言ってもどうなるのかなと。これからどういうふうなことが決まって、どう動くのかなという大筋だけでもわかりやすいように、もう少し復興計画を今策定しておりますが、「いつ決まっていつからやりますよ」とか、その辺のところお知らせ願えれば。予定表というか、フローチャートというんですか、その辺があると市民の方も復興が進むんだなというふうに思うんじゃないでしょうか。その辺お願いいたします。

それから2項目目、この中で財政課長さんがしっかりいい予算のところを見つけて、塩竈市の単独で使うお金を余り使わないように、いろいろ工夫されていると思います。それで、そのところは大丈夫かと思うんですが、一つだけ。たしか塩竈市の支援金、義援金の方じゃなくて半壊以上の方への支援金がありました。それで、たしか塩竈市には1億1,000万円くらい、市へ直接いただいた支援金はそのくらいだったんだけど、市民の方に結局2億2,000

万円くらい、倍くらい掛けて支援金独自に塩竈市の方で応援したということですが、  
ということはほかの市町村に比べて少し塩竈市に対する寄附金の額が、例えば仙台市とか利  
府町とか、ほかの被害の大きさに比べる義援金の集まり方というんですか、被災者の1人当  
たりの義援金の額が塩竈市は足りないんじゃないかなという気がします。そういうものをち  
ょっと、マスコミの方にそういう記事でも書いていただいて、ぜひ塩竈市の方へ義援金をお  
願いしますと。

きょうの新聞にも、新聞には毎日生活支援情報ということで義援金、寄附金のコーナーがあ  
るんですけども、そこに塩竈市の寄附金というのは余り見ないのね。ほかの市町村は見  
ます。その辺のところちょっと工夫していただくといいんじゃないかなと思います。

それから下水道料金、国保税というので、値下げの見込みをお聞きしました。国保税の方は、  
先ほど高橋卓也議員の方へ詳しくお答えをいただきましたので、下水道。下水道も国保税も  
どちらも特別会計ですから、一般会計からの繰り出しというのは原則的に繰り出しできない  
ということですが、原則があるということは、例外があるんじゃないかと。その例外  
というのは何かといたら、やはり佐藤 昭市長の政治的判断、政策的手法で、だめなら政  
治的手法でという、最後は政治決断だと思うんですが。市長さんは、選挙で圧倒的大差で当  
選されたわけですから、その辺の支持がたくさんあります。私と違いますから、市長さんの  
場合は圧倒的大差で 당선されましたので、自信を持って政治的手法で、それ以外に下げる方  
法はなかなか見つからないと思うんですが。

下の方の定住化の問題とリンクするかもしれませんが、結局塩竈は税金が高いから住みにく  
いということで人口が減る。ほかのころのこちらが安いからこちらに行くみたいな形で、そ  
れではますます人口が減ってということになりかねないんじゃないかなと。そういうことで、  
余りにも差が出たときは、これは例外と原則とありますが、例外の方で少し頑張っただい  
て、皆さんが災害を受けて大変な時期ですから、こういうときこそ、今こういうときに政  
治判断しないと、よくなってから「安くしますよ」と言われても、余り感謝の心が湧いてこ  
ないような気がします。それは、市長さんにどう思ってお聞きします。

3項目目、教育の方。教育委員会さんがしっかりやられて、私はこの中でも特にいじめ問題  
が全国的にそういうことが原因で自殺とかということがあったので、大丈夫かなと思ってそ  
ういう質問をしました。すばらしいですね、塩竈は。いじめ問題対策委員会をつくっている、  
そしていじめは絶対許さないと。この方向は、安心して生徒さんたちが学校に行って、楽し

く教育を毎日受けられる、そして塩竈を誇りに思うように育っていただいで、子どもたちは塩竈の将来の納税者でございますから、しっかり教育をしていただきたいと思ひます。

教育の方は、先ほど菊地議員さんの質問でも詳しく聞いたので、お答えはいいです。

それから最後に4番目、定住化とまちづくりについて。やはり、定住促進課というふうにな新たにできたというところの重みを考へて、私は人口増加対策と書いたんですけども、人口減少対策あるいは人口増加対策、どちらから見るかですけども、その辺のところしっかりやっけていただきたいなと思ひます。それで、住んでみたいまち、働きやすいまち、シティーセールスと市長さんの方から言われました。

1問目の震災からの復興状況についてとちょっとリンクするんですけども、そこで震災復興計画策定に関する市民意識調査というんですか、この調査票をいただきました。名前は書かないで、いろいろ個人的意見はいっぱい。その中に、今後の住いは市外に移転するという理由のところがありました。もうこんな塩竈では住んでられない、何でか、税金高いとか、津波来るからいやだとか、そういうところを書いてありまして、その辺のところ企業がいう苦情調査ですか、苦情対処、苦情処理ですか、そういう苦情処理、これだから塩竈に住みたくないという理由は、逆に言えばそこを直すと塩竈に住んでくれるといういい意見がいっぱい書いてあったと思ひます。その辺のところ、しっかり対応していただきたいなと思ひました。

それから、北浜緑地護岸と水門。私は何年か前に質問したことがあって、ここの北浜の護岸と、特に最初に水門のところからつけないと大変ですよという質問をした覚えがあります。嶺岸議長さんもその当時言っていたはずなんですけれども。ここがおくれたからなんですよね、ですから、塩竈の建物の方は市長さんがせっせ、せっせと耐震化の工事をやられて、何とかこの地震に間に合ったんです。ところが海の方、この水門のところを始め堤防はおくれたので、地震はいつ来るかわからないんですよというふうに言ったんですけども、地震と津波の方が先に来てしまった。建物の方は、市長さんがしっかりやられたのでしっかり残った、こういう結果になったと思ひますので。またこの次、三十何年後とは限りません。たしか大きなマグニチュード9クラスだと1年くらいで来るかもしれないと予想されている方もおりますので、しっかり急いでやっけていただきたいと思ひます。

それから、この中で魚市場と加工団地の仲卸の再生ということなんですけれども、さまざま検討していると言われました。何か、検討委員会の方で復興特区の考へがあったような気が

するんですが、その辺のお考えがありましたら。市民の方に夢を持って、塩竈の町がこういうふう発展していくよというところを、市民の方にもセールスしてほしいなと思います。塩竈市以外の方にばかりセールスするんじゃなくて、市民が税金を納めてくれるお客様ですから、まず地元のお客様に対してセールスしてほしいと思います。

それから、中心商店街の再生について、最後ね。中心商店街がどこからどこまでかという考えはございますが、今回の津波の被害を受けて町の中を見ますと、海岸通りの闇市あたり今いっぱい建物が壊されております。あるいは市営駐車場も解体するかもしれない。そうすると、この中心地に空き地がいっぱいできるわけです。何年か前に、武田悦一先生がまだ議場におられたころ、ずっと海岸通地区の再開発地区の提案を、一生ずっとやられておりました。でも、そのころはいろいろ地権者の方が大勢いて、なかなか話がまとまらなかった。海岸通り2番、3番、4番あたりですか。今回はこれは逆転の発想で考えると、そこに塩竈の市役所を建てて、そして向かいのところにバスターミナルを建てて、塩竈をここで津波があったからこそできる新しいまちづくりができましたという絶好のチャンスだと思うのですが。その辺のところ、意見がありましたらよろしく願いいたします。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 初めに、復興計画の策定期間についてご質問いただきました。この復興計画のスタートのときに、中間報告とあるいは策定された後の議会の報告ということについて、議会の方にもお示しをさせていただきました。復興計画については、おおよそ11月末までにまとめまして、12月定例会にご報告をさせていただくということで今進めさせていただいているところでございます。その間、できる限り多くの市民の皆様方からご意見・ご要望等を賜ってまいりたいと考えているところでございます。

財政関係についてご質問いただきました。義援金の額であります。後ほど担当の方から詳しくご説明をいたさせますが、塩竈市は今約1億7,000万円くらいを超えている時期かと思っております。この使い道については、これも議会の方にお示しをさせていただいておりますが、まずは被災にあわれた方々のお見舞い金ということで、1億5,000万円を当初計上させていただきましたが、その後大幅にふえてきておまして、9月定例会でもプラス何千万円かを増額させていただいたということでありますし、またもう一方では商店街の方々に対する支援がなかなかないのではないかとということで、り災商店支援事業ということで30万円、20万円、10万円というランクでたしか7千数百万円予算化をさせていただきました。

今申し上げました支援の財源であります、半分を基本的には義援金で、残り半分については大変恐縮であります。一般財源から提出させていただくということで、都合今現在3億円を超えていると思っておりますが、そういった財源に充てさせていただいております。1億7,000万円を超える義援金を本市に寄せていただきました多くの方々に、改めて心から感謝を申し上げるところであります。

また、下水道料金について、市長の政治的な判断というお話しをちょうだいいたしました。当然のことながら、料金体系の見直しについては議会の方に議案として提案をさせていただいて、お諮りをさせていただくところあります。先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、震災前までには比較的計画どおり、計画を若干上回る規模でということでご報告を申し上げさせていただいておりましたが、震災によりまして若干見通しが不透明な部分もございますが、こういった部分を23年度中に精査をいたしまして、24年度からスタートをいたします新たな料金体系に反映をさせていただきたいと思っております。いずれも、私といたしましてはできる限り市民の皆様方のご負担を軽くさせていただきまして、震災復興に専念いただけるようなということで、努力をいたしてまいりたいと考えております。

それから、定住促進の関係であります、ご質問いただきましたとおり我々も長期総合計画策定時に、何とか人口減少に歯どめをかけて増加にというようなことも当然議論したところあります、例えば国の人口問題研究所の資料によりますと、10年後に本市は5万1,201名というような大変厳しい数字が出ているわけあります。そういったものを精査しながらも、一方では本市としては何とかそういったものに歯どめをかけたいということで5万5,000人という数字を出させていただいたところあります。今回の震災を契機にということについては、我々も一方では不安を持っておりますが、できる限りやはりこの安心で安全な塩竈の町に住み続けていただきたいと、そういうようなまちづくりを先ほどの震災復興計画の中で創出してまいりたいというふうに考えているところありますし、こういったことに対する市民の皆様方からの意識調査結果についても、当然のことながら計画策定に当たりましてはしっかりと参考にしてまいりたいと考えております。

次に、北浜緑地護岸についてであります。大変失礼いたしました。水門であります、先ほどご説明をさせていただきました北浜緑地護岸と同様に、内陸部に津波が進入することを防止するために水路のところに水門を設置することになっております。このことによりまして、現在の下水の水路がゆめゆめ津波等であふれることがないようにという計画であります。胸

壁、陸閘、それから水門などで構成されることになっておりますが、現在までに胸壁と陸閘部分が完成をいたしておりますが、完全の水門部分の本体工事が残されております。現時点では、完成予想が平成23年度から大幅に26年度まで延長をされているようでありますが、ぜひ県の方におきまして早急にこういった施設整備が図られますよう、なお努力をいたしてまいります。

また、緑地護岸周辺の地盤沈下についてのご質問でありました。残念ながら、北浜地区におきましても地盤沈下が発生をいたしております、他地域に比べますとむしろ沈下量が大きというような不安を持っております。このようなことを、現在策定中の震災復興計画の中にぜひ組み入れていきたいと考えておりまして、来週には地域の皆様方にお集まりをいただきまして今現在策定中の計画案につきましてご説明をさせていただき、道路の普及高、あるいは地盤高等々について地域の皆様方の忌憚のないご意見をちょうだいをしてまいりたいと思っております。当該地区につきましては、本塩釜駅が近接する極めて利便性の高い場所でもあり、また海辺に面した良好な環境をいたしております。また、前面には先ほど来ご説明をさせていただいております北浜護岸緑地ができ上がります。あわせて、修景緑地等も整備をされており、結果として良質な住環境を新たに形成することも可能な空間ではないかなと思っております。このようなことを地域の皆様方にご提示を申し上げまして、しっかりと意見調整を行ってまいりたいと思っております。

また、魚市場・水産加工・仲卸市場の特区というご質問でありました。実は、一昨日県の方に本市の担当が呼ばれておりまして、3次補正の取り組みの概要について、概要版というまだそういう段階ではありますが、説明を受けてきております。そういった中で、3次補正の具体的な取り組みに当たって特区を設定するということが、今回はかなり計画の中に組み入れられておりますので、本市といたしましてもそういった提案を受けまして、今後どのような特区が検討できるか、結果といたしましては特区を構成することによりましてより有利な有意な予算を、もう一つはその予算枠の拡大等々が期待をできるようでありますので、そういったことにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、中心市街地の空洞化ということで武田悦一先生の市政報告、「あなた一人一人の力で素晴らしい塩竈に」というようなことについては、私も議会でたびたびご質問いただきました。なかなか権利関係の調整が難しいなというのが正直な気持ちでありましたが、今回はそういった中心市街地の中から空き地がどんどん出てきている状況でありますので、その構

想をそのままというよりは、そういったところを本当に本市の先ほど来触れておりますような21世紀を見据えたまちづくりとしてどのような利活用をしていくべきかということについては、議会の皆様方ともさまざまな機会に意見交換をさせていただきながら、前段申し上げましたとおりであります。次代を担う子どもさんたちに我々が安心してバトンタッチができるようなまちづくりに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○副議長（鈴木昭一君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） それでは、寄附の詳しい数字につきましてご説明申し上げます。今回の9月補正に計上させていただいております塩竈市の義援金といたしまして、2,100万円ほど今回計上させていただいております。トータルで1億7,190万円ほどになります。これにあわせまして、歳出の方では市の単独の見舞金としまして今回5,428万円ほどの補正を行っております。これでもおわかりになりますように、寄附以上に見舞金の方を支給するというような補正になってございます。通常義援金というのは、各市・町、それぞれのやり方がありますけれども、通常は入ってきたお金をそのまま被災者の方にお配りするという形になりますが、本市の場合まず予算に計上して議会の皆様にきちんとお知らせするというやり方と、加えまして一般財源を投入しまして、ご承知のとおり10万円、7万円、5万円というような定額にして、上積みして見舞金の方を支給させていただいているという状況であります。ホームページ等でもいろいろご紹介させていただいておりますので、PRという形で好ましいかどうかわかりませんが、本市に対するご奉仕ということでPRの方は努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○副議長（鈴木昭一君） 11番志子田吉晃君。

○11番（志子田吉晃君） では、最後に1点だけ。市民の方に市からの支援金がそういう該当者に行っているんですが、やはり一部損壊の方はもらっていないとかいろいろ言われるんですけども、多分市民の方は「これだけ集まっているのに、ほかの市町村はもらっているのに、何だ」と、その辺のところ不満だと思います。ですから、実は寄附した以上に塩竈市は頑張って支援金を出しました、このことを市民の方にわかっていただきたいなと思ひまして聞いた質問です。返答はよろしいので、よろしく願います。

○副議長（鈴木昭一君） お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明18日を議会運営委員会開催のため休会とし、19日定刻再開したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木昭一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明18日を議会運営委員会開催のため休会とし、19日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後4時55分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年10月17日

塩竈市議会議長 嶺 岸 淳 一

塩竈市議会副議長 鈴 木 昭 一

塩竈市議会議員 西 村 勝 男

塩竈市議会議員 菊 地 進



平成23年10月19日（水曜日）

塩竈市議会 9月定例会会議録

（第4日目）

## 議事日程 第4号

平成23年10月19日(水曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第54号ないし第70号(各常任委員会委員長議案審査報告)
- 第3 認定第1号及び第2号(平成22年度決算特別委員会委員長審査報告)
- 第4 議員提出議案第8号
- 第5 委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5

---

### 出席議員(18名)

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
9番	鈴木昭一君	10番	菊地進君
11番	志子田吉晃君	12番	鎌田礼二君
13番	伊藤栄一君	14番	佐藤英治君
15番	高橋卓也君	16番	小野絹子君
17番	伊勢由典君	18番	曾我ミヨ君

---

### 欠席議員(なし)

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	佐藤雄一君	健康福祉部長	神谷統君
産業環境部長	荒川和浩君	建設部長	金子信也君

市民総務部理事 兼政策調整監 兼震災復興推進室長	伊藤喜昭君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君
会計管理者 兼会計課長	星清輝君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君
産業環境部次長 兼水産振興課長	小山浩幸君	建設部次長 兼下水道課長	千葉正君
市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	菊地辰夫君	市民総務部 市政課長	阿部徳和君
市民総務部 財政課長	荒井敏明君	市民総務部 税務課長	赤間均君
産業環境部 商工港湾課長	佐藤修一君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	鈴木宏徳君
市立病院事務部長	菅原靖彦君	市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木康則君
水道部長	福田文弘君	水道部次長 兼総務課長	尾形則雄君
教育委員会教育長	小倉和憲君	教育委員会 教育部長	桜井史裕君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君
教育委員会教育部 学校教育課長	星篤君	選挙管理委員会 事務局長	鈴木正信君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	臼澤巖君

---

#### 事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	相澤勝君
議事調査係主査	斉藤隆君	議事調査係主事	西村光彦君

午後1時 開議

○議長（嶺岸淳一君） ただいまから9月定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第4号記載のとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（嶺岸淳一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には11番志子田吉晃君、12番鎌田礼二君を指名いたします。



日程第2 議案第54号ないし第70号（各常任委員会委員長議案審査報告）

○議長（嶺岸淳一君） 日程第2、議案第54号ないし第70号を議題といたします。

去る9月30日の会議において各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過と、その結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。7番阿部かほる君。

○総務教育常任委員会委員長（阿部かほる君）（登壇） それでは、平成23年9月定例会総務教育常任委員長報告といたしまして、報告いたします。

今期定例会において総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、10月3日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第54号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、障害者及び障害児の地域における自立した生活のための支援の充実等を図るため、障害者自立支援法が一部改正されることに伴い、本市条例が引用する同法の条項に移動があったため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号塩竈市市税条例等の一部を改正する条例については、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が施行され、寄附金税制の拡充や罰則の見直しが行われたため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例については、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が

施行され、資産に係る課税標準の特例が廃止または新設されるなど、本市条例が引用する地方税法の条項に移動があったため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号塩竈市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例については、スポーツ基本法の施行に伴い、これまでスポーツ振興法を根拠として設置していたスポーツ振興審議会の名称等について所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号平成23年度塩竈市一般会計補正予算については、歳出において、災害復旧事業の集会施設災害復旧費、災害関連事業の災害派遣職員関係費、コミュニティ助成金、津波浸水地区の夜間における安全確保のための防犯灯整備事業費等が計上され、また債務負担行為においては市税収納業務委託が追加され、地方債においては社会体育施設災害復旧事業等が増額変更され、さらに、一時借入金の最高額を増額補正するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられた要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、総合交通体系整備事業については、NEWしおナビ100円バスの増便、並びに仮設住宅交通支援事業については、仮設住宅と市内主要施設を結ぶタクシーの運行により、仮設住宅等居住者の交通手段の確保を図るものであるが、バスの乗客が満員となることによる「乗り残し」の発生が課題となっていることから、今後も運行路線や運行本数等を定期的に検証され、東日本大震災により仮設住宅等への入居を余儀なくされている居住者の利便性の向上に努められたい。

次に、議案第68号工事請負契約の締結については、東日本大震災により被災した防災行政無線の復旧事業の平成23年度塩竈市同報系防災行政無線復旧整備事業に係る工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号公の施設の区域外設置に関する協議については、本市区域内に設置された公の施設である利府町民バス路線が変更されることに伴い、地方自治法第244条の3第1項の規定により利府町と協議するため、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号塩竈市土地開発公社の解散については、本市では、公共用地の先行取得

を要する事業が予定されていないこと、公共用地先行取得事業特別会計による土地取得が可能なこと、また、地価の下落傾向が継続している中で公共用地を先行取得する有効性が低下していることに伴い、塩竈市土地開発公社を存続させる意義が薄れてきたものと判断されることから、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定に基づき議会の議決を求めらるるものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げ、ご報告いたします。

総務教育常任委員長 阿部かほる

○議長（嶺岸淳一君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。18番曾我ミヨ君。

○民生常任委員会委員長（曾我ミヨ君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において民生常任委員会に付託されました関係議案について、10月4日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第57号塩竈市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、従来は配偶者、子、父母、孫または祖父母とされていた災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲について、これらの遺族がいない場合に限り、亡くなられた方と同居または生計を同じくしていた兄弟姉妹が加えられたため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号平成23年度塩竈市一般会計補正予算については、歳出において、災害関連事業の仮設住宅地域支え合い体制づくり事業、災害救助費の災害弔慰金、東日本大震災災害義援金及び災害見舞金、災害復旧事業の保健衛生施設災害復旧費等が計上され、また、地方債において保健衛生施設災害復旧事業が追加され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、仮設住宅地域支え合い体制づくり事業は、県事業を活用した事業であり、市内仮設住宅等に入居している高齢者・障害者等の安心した生活を支援するものであるが、仮設住宅及び市内に点在する借り上げ住宅の入居者へのサポート体制が広範囲にわたることから、健康管

理相談・生活相談、地域ボランティア団体等の支援事業の調整など、関係機関と連携し、仮設住宅等に入居している高齢者・障害者等の自立に向けたきめ細やかな支援体制の構築に鋭意努められたい。

次に、議案第61号平成23年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算については、東日本大震災における被災者の窓口負担金の免除に伴う療養給付費の追加及び事務経費の計上や、前年度の給付費の確定に伴う国庫補助金返還金などの計上により、歳入歳出それぞれ1億492万3,000円を追加し、総額を66億9,812万3,000円にするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号平成23年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算については、東日本大震災における被災者の自己負担金の免除に伴う介護サービス費の追加計上や、前年度の給付費の確定に伴う国庫補助金等の返還金などの計上により、歳入歳出それぞれ1億6,662万4,000円を追加し、総額を44億5,602万4,000円にするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号平成23年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算については、宮城県後期高齢者医療広域連合への納付金及び保険料還付金等の計上により、歳入歳出それぞれ220万2,000円を追加し、総額を6億1,590万2,000円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告いたします。

民生常任委員長 曾我ミヨ

○議長（嶺岸淳一君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。6番香取嗣雄君。

○産業建設常任委員会委員長（香取嗣雄君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、10月5日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第59号塩竈港上屋設置及び管理に関する条例を廃止する条例については、昭和24、25年にそれぞれ建設された上屋が東日本大震災により大きな被害を受け、建設当初の目的である港湾物流機能の強化に対して市の果たすべき役割は終えたものと判断されるとともに、公共整備による復旧の妥当性も低いと考えられることから、当該条例を廃止しようとするも

のであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号平成23年度塩竈市一般会計補正予算については、歳出において災害救助費に伴う被災住宅応急修理費、災害廃棄物処理事業に伴う災害廃棄物処理業務県委託料等、漁港施設災害復旧費に伴う測量設計等委託料等が計上され、また、債務負担行為において平成23年3月東日本大震災津波被害による水産業災害対策資金融資利子補給（23年度）が追加され、さらに、地方債において下水道施設災害復旧事業等の追加、並びに災害廃棄物処理事業等が増額変更され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、被災住宅応急修理制度については、東日本大震災で全壊、大規模半壊、または半壊した住宅を、災害救助法に基づき市が業者に依頼して、1世帯52万円を限度に応急修理するものである。東日本大震災により被災した市民が安心して住むことのできる住居の確保は、生活に直結する喫緊の課題であり、本市の復旧・復興に向けた重要な取り組みの一つであることから、当該事業を申請する被災者の立場を踏まえた柔軟な対応に努められ、今後も事業の着実な推進を図られたい。

次に、議案第62号平成23年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算については、今回の震災により甚大な被害を受けました新町1号幹線のほか下水道管渠の災害復旧事業費を計上し、歳入歳出それぞれ8億7,100万円を追加し、総額を57億7,290万円にするものであり、また、地方債については、災害復旧事業費の追加計上に伴い公営企業災害復旧事業債を3億8,570万円を増額変更するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号平成23年度塩竈市公共駐車場事業特別会計補正予算については、今回の震災に伴う災害復旧のための調査設計費を計上し、歳入歳出それぞれ450万円を追加し、総額を2,050万円にするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号平成23年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算については、今回の震災に伴い、処理施設のほか管渠等に甚大な被害を受けたことから、災害復旧のための調査設計費を追加計上し、歳入歳出それぞれ2,660万円を追加し、総額を1億3,790万円とするものであり、また、地方債については、災害復旧事業費の追加計上に伴い公営企業災害復旧事業債を1,720万円を増額変更するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号平成23年度塩竈市水道事業会計補正予算については、今回の震災に伴い水道施設に甚大な被害を受けたことから、これらの早急な対応を図るため、導水施設復旧工事や送配水施設復旧工事など、災害復旧事業費として水道事業費用に1億2,700万円を追加し18億4,239万6,000円にするものであり、また、地方債については、災害復旧事業費の追加計上に伴い公営企業災害復旧事業債7,640万円を新たに追加するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げ、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 香取嗣雄

○議長（嶺岸淳一君） これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。採決は分割して行います。

まず、議案第54号ないし第69号について採決いたします。議案第54号ないし第69号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（嶺岸淳一君） 起立全員であります。よって、議案第54号ないし第69号については委員長報告のとおり決しました。

〔西村議員退席〕

○議長（嶺岸淳一君） 次に、議案第70号について採決いたします。なお、西村議員については除斥の対象になっておりますので、退席を願っております。

議案第70号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（嶺岸淳一君） 起立全員であります。よって、議案第70号については委員長報告のとおり可決されました。

〔西村議員着席〕

◇

日程第3 認定第1号及び第2号（平成22年度決算特別委員会委員長審査報告）

○議長（嶺岸淳一君） 日程第3、認定第1号及び第2号を議題といたします。

平成22年度決算特別委員会委員長より、決算審査の報告を求めます。2番小野幸男君。

○決算特別委員会委員長（小野幸男君）（登壇） ただいま議題に供されました平成22年度決算特別委員会における決算審査の経過の概要と結果についてご報告申し上げます。

本特別委員会に審査を付託されました案件は、認定第1号平成22年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について、認定第2号平成22年度塩竈市立病院事業会計及び塩竈市水道事業会計決算の認定についてであります。

本付託案審査のために、10月6日、7日、11日及び12日の4日間委員会を開催し、まず、議事運営上正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、副委員長には阿部かほる委員が選任されました。

審査に当たっては、各会計決算の内容について決算書及び提出資料などの説明を聴取し、さらに新たに各種資料の提出を求めて活発なる質疑を展開し、慎重に審査をいたしました。

そして採決の結果、認定第1号については賛成多数、認定第2号については全員をもってそれぞれ認定すべきものと決した次第であります。

各会計決算の内容につきましては、既に議員各位もご存じのとおりでありますので詳細は省略いたしまして、各会計決算に対し出された要望・意見の主なるものを申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。

1、一般会計の決算収支状況は、実質収支、単年度収支のいずれも黒字決算となったものの、実質単年度収支は赤字決算となり、財源不足を基金に依存する厳しい状況となっている。

歳入の状況は、市税を初めとした自主財源の減少を依存財源で補う決算となり、一方、歳出の状況は、公債費、扶助費及び特別会計への繰出金が増加傾向にあり、今後の財政運営上大きな負担となることが懸念される。

これらの状況から、今後の財政運営に当たっては、東日本大震災からの復旧・復興、市民福祉の向上及び生活環境の整備のため、効果的かつ効率的な行政運営の推進に努められたい。

また、既存制度及び国の補正予算を活用した事業展開、さらに自主財源の根幹をなす市税収入の確保に向けて、産業の振興、土地の利活用、定住人口の確保に努められるなど、第5次長期総合計画の重点戦略である「定住」「交流」「連携」に、鋭意取り組まれたい。

1、防災備蓄倉庫整備事業については、宮城県がまとめた「第三次地震被害想定調査結果」に基づき、「宮城県沖地震連動型」の場合を最大の被害想定とし備蓄品の整備を図ってきたものであるが、今回の東日本大震災の避難者の状況から必ずしも十分とは言えず、新たな対応が必要となることから、今後の本市地域防災計画に検討を加えられるとともに、今後も引き続き備蓄品の整備充実に努められたい。

1、防犯対策事業については、防犯パトロールを行っている市内の各防犯協会等に対して運営費を補助するとともに、町内会に対して防犯灯電気使用料の助成を行うことにより、犯罪のない明るく住みよい地域づくりに取り組んでいるものである。

平成22年度においては、「安全安心防犯ロード事業」として高照度防犯灯などを設置したことにより、不審者情報や街頭犯罪について減少が認められることから、今後も引き続き一層の事業の推進に努められたい。

1、家庭児童相談事業については、児童に対する虐待や養護等に関するさまざまな問題を個別的に対応し解決に導くための相談・支援を行うとともに、近年増加傾向にあるDV等の女性相談・支援等も行っているところである。

平成22年度は、家庭児童相談に係る支援回数が前年度に比較してほぼ倍増しており、対応に苦慮する内容もふえていることから、個々の相談内容に応じたきめ細かな対応に努められるとともに、医療機関を初め各関係機関との連携の強化を図りながら、今後も増加が予想される相談業務への対応に鋭意取り組まれたい。

1、商工振興対策事業については、数々の事業が実施されたが、「塩竈私の好きなお店大賞」では、市民など約1,000人のお客様調査員が市内100店舗の覆面調査を行い、評価の高かったお店の顕彰やシンポジウムの開催により、受賞店は話題を呼び、中心市街地の回遊性が高まったところである。

今後も中心商店街の活性化に向けた取り組みを支援し、歴史、文化、食などの地域資源を活用しながら、活力ある商店街の形成と観光客などの交流人口の拡大に努められたい。

1、浦戸第二小学校、浦戸中学校における「特認校」については、同校に「特認校生」として島外から通学する児童生徒の保護者負担の軽減を図るため、市営汽船による通学費の補助を行いながら事業の推進を図っているところであるが、離島ならではの特色ある教育活動によりさまざまな成果があらわれていることから、引き続き健康で豊かな人間性と生きる力をはぐくむ教育の充実に向け、一層の事業の推進に当たられたい。

次に、特別会計について申し上げます。

1、交通事業特別会計については、東日本大震災による地盤沈下の影響で岸壁等の施設に被害が出たため、市営汽船の発着に支障が生じ、浦戸地区の住民の利便性が損なわれていることから、岸壁等施設の早期復旧への働きかけや浦戸住民等が利用しやすい運航時間の見直しなどに取り組み、浦戸地区住民の生活航路として、また、浦戸諸島を訪れる観光客の足として不可欠となっている離島航路の充実に向けて今後も検討を深められたい。

1、国民健康保険事業に係る特定健康診査・特定保健指導事業については、40歳以上の加入者を対象としたメタボリック・シンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査を行うことにより、内臓脂肪の蓄積を未然に把握し、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の予防を図ることを目的に行っているが、特定健康診査受診率、特定保健指導受診率ともに目標値を下回っているところである。

糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備軍が増加している中、疾病予防を重視した健康づくりの推進を図られるとともに、特定健康診査・特定保健指導事業の積極的な周知に努められ、当該事業の受診促進に努力されたい。

1、魚市場事業特別会計については、震災の影響により魚市場施設が甚大な被害を受けたものの、加工用冷凍魚を中心とした搬入魚及び水揚漁船緊急支援補助金の交付等による漁船水揚げ増加により、前年度よりも水揚げ高が伸び、使用料及び手数料が増収となっているが、水産業を取り巻く環境は、資源の減少や流通形態の多様化など依然として厳しい状況にある。

今後の事業運営に当たっては、魚市場施設の本格復旧を急がれるとともに、関係機関との連携を強化し、積極的な漁船誘致や基幹漁業種であるマグロはえ縄船以外の漁業種の取り扱いについても、その拡大について検討されるなど、今後とも水揚げの増加に努められたい。

1、公共下水道事業（雨水事業）については、現状の施設は時間雨量30ミリに対応可能な施設となっているが、都市型水害に対応した雨水対策や施設の耐震化を図る必要があることから、大規模な降雨における浸水の解消及び水害常襲地の冠水防止等のため、今後とも安全度の高いポンプ施設や貯留施設等の整備に努めるなど、水害に強いまちづくりに向け努力されたい。

最後に、企業会計について申し上げます。

1、市立病院事業会計については、改革プランの初年度である平成21年度に引き続き現金収支の黒字化を達成しており、東日本大震災の影響を受けながらも、新たに設置した病院事業

の経営責任者である事業管理者のもと経営健全化に取り組んだ成果として大いに評価するところである。

今後の市立病院の安定経営には、経営収支の黒字化が不可欠であることから、その達成に向けて職員が一丸となり取り組まれ、救急医療体制や高齢者医療の充実など、引き続き公立病院として質の高い医療の提供に努められたい。

1、水道事業会計については、本市における水道料金は、水需要の均衡確保に資するため、使用水量が増加すると単価が高くなる逦増料金制を採用しているが、昨今の低迷する水需要の解消や産業の活性化に向けた料金体系のあり方等についても検討を深められるとともに、今後も安全で良質な水の安定供給と経営の効率化による健全経営の維持に努力されたい。

以上が審査の概要であります。

なお、本特別委員会は議員全員の構成でありますので、審査の細部については省略いたしますが、当局におかれましては、指摘ないし要請された事項についてはそれぞれ意を体し、万漏のないよう措置を講じられるよう要望いたします。

以上、よろしく皆様のご賛同をお願い申し上げまして、ご報告といたします。

平成22年度決算特別委員会委員長 小野幸男

○議長（嶺岸淳一君） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって、質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

認定第1号について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。まず、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表し、平成22年度決算認定第1号、そのうち一般会計、そして国民健康保険事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計、土地区画整理事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計について反対討論を行います。

一般会計において歳入215億5,781万1,935円、そして、歳出209億6,299万1,532円と決算し、実質収支は黒字4億8,643万1,573円としております。黒字決算をつくった要因に、第三次行

財政計画による各部各課での事務事業の見直しや、決算の主要な成果に関する説明書にある行政評価によって行政関与の妥当性、手段の妥当性、成果が上がっているか、効率性などを、それぞれA B Cで評価し、費用対効果や効率性を前提に事業の選択と集中をここ数年行っております。

平成22年度の決算認定の結果は、現在進められている平成23年度事業とリンクし、平成24年度の予算化に反映していくものとなっております。

日本共産党市議団は、行財政改革を一様には否定をしておりません。行財政改革によってつくられた財源は、あくまで市民への公共サービスのために使い、地方自治体として住民奉仕の役割を担うべきとの立場でございます。

しかし、第三次行財政改革、これは平成22年1月に策定でございますが、当時示されたものは、平成22年から平成26年まで、43億8,600万円の収支不足を中期財政フレームで示しておりました。今回の平成22年度の決算の関係からいっても、平成22年度の12月の時点で38億円の収支不足を示しておりました。

第三次行財政改革の基本方針の中で、事務事業の見直しとしての市の公共サービスのアウトソーシング化、つまり委託化ということであります。そして、民営化、公共サービスの廃止・統合を示しております。公共サービス廃止が議会に示されたものでは、塩竈市次世代育成支援行動計画、後期計画案、いわゆる「のびのび塩竈っ子プラン」というものであります。それは2010年度から2014年度までの計画であります。その中で、2年後の平成25年3月末に新浜町保育所の廃止や、その後、香津町保育所民営化が打ち出されております。

この問題について、日本共産党市議団が先の決算特別委員会で取り上げました。塩竈市の新浜町保育所理由案として、一つは、築40年たって老朽化しているということ。二つ目は、乳幼児施設で沐浴施設がない。三つ目は、いわゆる三位一体改革で公営公立保育所の建てかえの補助制度の廃止などを上げており、市独自の建てかえは無理とした立場に立っております。

一方、平成22年度決算の主要な成果に関する説明書の「公立保育所事業の現状と課題」では、「保育需要は高い。公立保育所の果たすべき役割で、児童の受け入れなども含め、効率性、効果的保育運営が必要」としております。評価の点でも、行政の関与妥当性がB、行政手段もB、成果もA、効率性はBとしております。まして40人前後の入所希望者があるのに、この点でのことも含めて考慮するなら、新浜町保育所を今後計画をするというこの理由は、この決算成果品の中では見当たらないこととなります。新浜町保育所の廃止計画は、先の市長

選挙で公約した「若者の定住対策」、これと矛盾するものであります。

今回の平成22年度決算認定は、今進めている平成22年度の事業の中で、行政評価とローリングし、第三次行財政改革とリンクして平成24年度の事業に反映していくことになり、先ほど述べたアウトソーシング化や民間委託、あるいは公共サービス廃止などに道筋をつけるやり方であり、その点でも反対をするものでございます。

次に、一般会計からの繰り出しについて2点述べ、反対討論といたします。

平成22年12月議会で、「塩竈の国保をよくする会」から、国保税の引き下げを求める署名9,404筆が塩竈市に提出されました。国民健康保険税の高さに対し、国民健康保険税の引き下げを求める声が、短期間ではありますが、短い時間の中で先ほど述べた数で塩竈市に提出されました。一方、一般会計から国民健康保険事業に4億405万6,000円を、平成22年度の決算の中では繰出金を出しておりますが、国民健康保険事業のこの繰出金は、あくまでも国が定めたルール計算上の繰出金であり、平成22年度一般会計の国保会計への繰出金の中では、市独自の繰出金負担軽減策がありません。そうした理由から反対をするものでございます。

次に、下水道事業特別会計についての一般会計からの繰出金について反対討論の趣旨を述べます。

平成22年度は、12億2,656万円を一般会計から繰り出ししております。下水道料金23.6%の値上げでありましたが、値上げされた平成20年以前の一般会計からの繰出金は、平成18年度14億5,121万円、平成19年度14億4,752万円でありました。この下水道料金の値上げ後の繰出金は11億円台から12億円台と、約2億円が減額され、その分は下水道料金として市民に負担、転嫁されております。月20トン使用の場合4,095円と、2市3町の中で一番高い下水道料金となっておりますし、県内でも一番高いと言われております。こうした市民負担を伴った下水道会計の繰出金自身が市民負担をもたらしているものでありますから、この点についても反対をするものでございます。

次は、定員適正化についてであります。市職員の定数は毎年年度当初の条例で提案されており、市職員は毎年減らされているのであります。平成21年度一般会計で言いますと市職員424人から、平成22年度では410名と、14人が削減されました。3.11の東日本大震災は、市職員の果たす役割がいかに大切なものを痛感しております。みずからの生活を顧みず、大震災後も復旧に昼夜を分かたず奮闘し、今日でも地方自治体の職員として住民奉仕の立場、役割を果たしていることに対して敬意を表するものであります。一方、佐藤市長も「通常業務

に加え、この震災対応で無理をさせている」ということを述べておりました。定員適正化に基づく市職員の数を財源対策上の視点からだけとらえることについて、そして、削減することについては反対するものであり、まして東日本大震災での復旧における、スピードある復旧対策に支障を来すものであり、定員適正化の関係、そして職員のこうした削減について、一般会計の部分での絡みで反対をするものでございます。

次に、宮城県地方税滞納機構に対して市職員1名を派遣しております。その機構に対しては市税で52件、3,412万円、国民健康保険税34億2,815万円を同機構に移管をしております。こうした徴収を進めながら、その後インターネット公売などもしております。地方税、あるいは国民健康保険税の徴収は、地方税法に基づくことが前提ではないでしょうか。宮城県地方税滞納機構は、法的なものではありません。あくまでも任意的なものであります。こうした点からも、平成22年度一般会計決算に対する反対の理由の一つにいたしたいと思っております。

次に、特別会計についてでございます。反対するのは、国民健康保険事業特別会計、そして下水道事業特別会計、土地区画整理事業特別会計、介護保険事業特別会計、そして後期高齢者医療事業特別会計についてでございます。

平成22年度国民健康保険事業の歳入は65億4,817万2,064円、歳出においては63億7,387万6,974円で、差し引き1億7,429万5,090円の黒字決算となっております。平成21年度の引き上げの際、塩竈市は3年間の収支計画で1億2,000万円の赤字を示しておりました。しかし、国民健康保険税の大幅な値上げ13.76%により、結果として平成21年度の財政調整基金は2億6,600万円となり、平成22年度の財政調整基金は、見込みではありますが3億4,100万円となっており、まさしく値上げをし過ぎた財政調整基金の増となっているのであります。その結果、収入未済額はどうなっているかと言いますと、収入未済額というのは滞納であります。収入未済額は平成21年度11億2,308万2,000円から平成22年度12億4,005万5,000円で、対前年比で1億1,697万3,000円増加いたしました。国民健康保険税13.76%値上げは、国民健康保険の根幹であるこの国民健康保険税の収納のまさしく悪循環をもたらし、納税者が納められない事態をつくっていることに尽きます。国民健康保険制度は、何よりも皆保険制度であります。社会保障制度であります。しかし、残念なことに、この国民健康保険事業の中で資格証明書を発行しております。これは、市民のまさしく命を守るこの国民健康保険税が前提であります。それが、残念ながら塩竈市の立場にはそうした立場に立っておりません。したがって、国民健康保険事業に対して反対をするものでございます。

次に、下水道事業でございます。平成21年度下水道事業特別会計は、歳入歳出37億9,086万8,721円で同額決算しております。下水道事業特別会計には、一般会計から12億2,656万円を繰り出しております。先ほど述べたことに尽きます。繰出金はいずれも基準内繰出金としており、この下水道事業で、一般会計繰入金、そして汚水部分でのこの下水道使用料金の引き上げによって賄われております。その分が、まさしく市民の下水道料金として負担の増加をもたらしております。したがって、下水道料金は2市3町で一番高く、20トン使用の場合、多賀城市の例でも1,942円、松島町では3,000円、七ヶ浜町2,410円、利府町1,522円と比較し、塩竈市は4,095円というふうになっており、まさしくどこでも下水道料金は高いとの声が出されております。こうした市民負担をもたらしている平成22年度下水道事業特別会計に反対をする理由でございます。

次に、土地区画整理事業についてであります。もともとこの「海辺のにぎわい地区」は、地元の企業の起爆剤としての土地でございましたが、大型店進出によって変えられてしまった。最終年度ではありますが、この点について反対といたします。

次に、平成22年度介護保険事業特別会計、そして、平成22年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計についての反対理由でございます。

介護保険事業では、制度導入から、老後の国民の不安の一つとして介護問題、介護保険についての改善を望む声がありますが、一向にこの介護保険についての改善が進んでいないことが明らかになっております。例えば、当市の老人ホームの待機者は343人と、依然として特養ホーム不足の実態が明らかになった決算でありました。施設入所待機者は、全国でも42万人と言われております。こうした点でも、この待機状態について、まだまだ入居できない方がいらっしやいます。その点からも、国の制度ではありますが、しかし請け負う地方自治体のこうした介護保険のさまざまな問題点が浮き彫りになった決算認定でございます。

介護保険料ではどうでしょうか。資料でも明らかなように介護保険料の未納者が686人となるということで、前年よりもふえた結果となっております。介護保険料の負担増、利用料の一部負担が、高齢者世帯の生活を圧迫することになっております。まして、介護保険事業者や介護労働者の経営、処遇も劣悪な状況に置かれており、以上の点から、介護保険事業特別会計について反対をいたします。

次に、後期高齢者医療制度についてでございます。平成22年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計について、これはまさしく後期高齢者医療制度は国の制度ではありますが、医療制

度を年齢で区分するという点で、こうした制度について従来から日本共産党は国政の舞台でも反対をしまいいりました。日本共産党市議団も、この点で、一貫して反対をしております。したがって、塩竈市後期高齢者医療事業特別会計に反対をするものでございます。

以上反対理由を述べまして、決算認定第1号について反対の討論といたします。

ご清聴のほう大変ありがとうございました。

○議長（嶺岸淳一君） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。6番香取嗣雄君。

○6番（香取嗣雄君）（登壇） 私は、認定第1号について賛成する会派を代表して賛成討論をするものであります。

1番目に、平成22年度一般会計決算についてであります。

市税収入が減少する状況で、第三次行財政改革を遂行することにより、人件費の削減、管理経費の圧縮、事務事業の見直しなどにより生み出された財源により、当市の長年の懸案でありました市立病院の累積不良債務の解消に向けた道筋をつけ、なおかつ、本市の土地開発公社の所有する土地すべてを塩竈市が所有することにより公社の債務を解消し、これらにより、当市の財政健全化については、国が定めております健全化判断基準をすべて満たし、当市は財政健全団体であります。このことが証明されたものであります。これにより、市民福祉の向上のためと財政基盤の健全化に道筋をつけた決算であると申し上げておきます。

2番目に、平成22年度国民健康保険事業特別会計決算であります。本市の国民健康保険事業は、医療施設の充実、被保険者の高齢化など、本市の特徴的な現状が1人当たりの医療給付費が県内で第2位であります。国保会計に占める市民負担額は約25%であります。市民の協力のもと徴収率の向上を、県の広域化等支援方針の策定が国の交付金の増加を生み出したのであります。これらのことが、国保会計の健全化に結びついた決算であると申し上げておきます。

3番目には、平成22年度下水道事業特別会計決算であります。当初の下水道事業の財政計画に基づき維持管理費の軽減を図りながら、一般会計からの国の交付税よりも上回った繰り入れを実施するなどの内容の決算と申し上げておきたいと思っております。

4番目に、平成22年度介護保険事業特別会計であります。この事業は、高齢社会が進む中、高齢者が安心して住みなれた地域で生活できるよう、社会全体で高齢者を支え合う仕組みとして介護サービスがあるのであります。このことから、高齢者を大切に、家族負担を軽減

して支援事業を実施し、成果が出ております。今後も、さらに待機者のための施設サービスの整備が予定されておりますことを申し上げておきたいと思っております。

5番目に、平成22年度土地区画整理事業特別会計決算についてであります。区画整理事業は、地権者の合意の上に成立する事業であります。市の中心部の未利用地を、にぎわいを創出する事業を行ったものであり、回遊性のある施設がつくられたことにより、中心市街地の活性化に寄与した事業と理解できるものであります。しかし、東日本大震災により事業が一部停止し、平成22年度及び平成23年度事業の早期完成により、本市のにぎわいの創出を期待する事業であります。

6番目として、平成22年度後期高齢者医療事業特別会計決算であります。後期高齢者医療制度は平成20年度から開始された制度であり、県内のすべての市町村が参加する広域連合と市町村が適切な役割分担をしながら事業運営が行われていることは、十分承知されている会計であります。したがって、後期高齢者医療制度の保険料は、宮城県後期高齢者広域連合が医療費の見通しなどに基づき県内統一した保険料を設定しているわけで、さらに、制度にのっとり保険料の軽減も図られている制度であることから見ても、塩竈市として保険料の高い安いを論じることではない制度と理解すべきではありませんか。

そのような中で、歳入では、保険料の収納率は、特別徴収、普通徴収合わせて98.46%となっており、多くの高齢者から理解が得られていると十分考えられるほか、市としても徴収事務に努力をしている会計であると言えるものであります。

以上の理由により、認定第1号に賛成するものであります。以上であります。

○議長（嶺岸淳一君） 以上で、通告による討論は終結いたしました。

採決いたします。採決は分割して行います。

まず、認定第1号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（嶺岸淳一君） 起立多数であります。よって、認定第1号については委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（嶺岸淳一君） 起立全員であります。よって、認定第2号については委員長報告のとおり認定されました。

---

日程第4 議員提出議案第8号

○議長（嶺岸淳一君） 日程第4、議員提出議案第8号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第8号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

1番浅野敏江君。

○1番（浅野敏江君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第8号について、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第8号塩竈市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部改正に伴い、本市条例が引用する同法の改正前の第2条第4項に規定する基本構想に関する規定が削除されたため、所要の改正を行おうとするものであります。

ご配付の内容をご参照いただき、皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（嶺岸淳一君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって、質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、議員提出議案第8号については、さよう取り計らうことに決しました。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第8号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（嶺岸淳一君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第8号については原案のと

おり可決されました。



日程第5 委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

○議長（嶺岸淳一君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より、委員会所管の特定事件について、議会閉会中においても審査・調査したい旨の申し出が議長あてに提出され、その内容はお手元にご配付のとおりであります。

お諮りいたします。各委員長より申し出のありました委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出については、これを認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、各委員長より申し出のありました委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出については、これを認めることに決しました。

以上をもって、本定例会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

午後2時14分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年10月19日

塩竈市議会議長 嶺 岸 淳 一

塩竈市議会議員 志子田 吉 晃

塩竈市議会議員 鎌 田 礼 二